

平成24年 第1回定例会

摂津市議会会議録

平成24年2月22日 開会

平成24年3月29日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成24年第1回定例会

○2月22日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1	1
議事日程、本日の会議に付した事件	1	2
開会の宣告	1	4
市長あいさつ		
開議の宣告	1	4
会議録署名議員の指名	1	4
日程1 会期の決定	1	4
日程2 平成24年度市政運営の基本方針	1	4
説明（市長）		
日程3 議選第1号	1	12
選挙		
日程4 議案第14号、議案第15号	1	12
提案理由の説明（市長）		
採決		
日程5 議案第1号～議案第13号、議案第18号～議案第39号	1	13
提案理由の説明（総務部長、水道部長、保健福祉部長、土木下水道部長、生活環境部長、市長公室長、消防本部次長、生涯学習部長）		
日程6 報告第1号	1	42
報告（生活環境部長）		
質疑（山本靖一議員、渡辺慎吾議員）		
日程7 議案第16号	1	45
提案理由の説明（土木下水道部長）		
質疑（原田平議員）		
採決		
日程8 議案第17号	1	47
提案理由の説明（土木下水道部長）		
採決		
休会の決定	1	47
散会の宣告	1	47

○3月6日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2	1
---------	---	---

議事日程、本日の会議に付した事件	2	2
開議の宣告	2	4
会議録署名議員の指名	2	4
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第18号～議案第39号	2	4
質疑（山本靖一議員）		
委員会付託		
日程2 代表質問		
市民ネットワーク 森西正議員	2	15
高志会 渡辺慎吾議員	2	34
新生クラブ 森内一蔵議員	2	50
延会の宣告	2	64

○3月7日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	3	1
議事日程、本日の会議に付した事件	3	2
開議の宣告	3	3
会議録署名議員の指名	3	3
日程1 代表質問		
民主党 三好義治議員	3	3
日本共産党 安藤薫議員	3	21
公明党 藤浦雅彦議員	3	49
自民党 野原修議員	3	87
休会の決定	3	107
散会の宣告	3	107

○3月29日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した		
議会事務局職員	4	1
議事日程、本日の会議に付した事件	4	2
開議の宣告	4	4
会議録署名議員の指名	4	4
日程1 議案第1号～議案第13号、議案第18号～議案第37号、		
議案第39号	4	4
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、		
駅前等再開発特別委員長）		
討論（山崎雅数議員、本保加津枝議員、原田平議員）		
採決		

日程 2 議案第 38 号 -----	4-18
閉会中の継続審査に決定	
日程 3 議会議案第 1 号、議会議案第 2 号 -----	4-18
採決	
日程 4 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件 -----	4-19
閉会中の継続調査に決定	
閉会の宣告 -----	4-19

☆添付資料

審議日程 -----	資料- 1
議案付託表 -----	資料- 2
代表質問要旨 -----	資料- 4
常任委員会の所管事項に関する事務調査表 -----	資料- 13
議決結果一覧 -----	資料- 14

摂津市議会会議録

平成24年2月22日

(第1日)

平成24年第1回摂津市議会定例会会議録

平成24年2月22日(水曜日)
午前10時 開会
摂津市議会 議場

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防本部長	熊野誠

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- | | | | |
|------|-------|-------|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | | | 平成24年度市政運営の基本方針 |
| 3, 議 | 選 第 | 1 号 | 淀川右岸水防事務組合議会議員選挙の件 |
| 4, 議 | 案 第 | 1 4 号 | 教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 | 1 5 号 | 教育委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 5, 議 | 案 第 | 1 号 | 平成24年度摂津市一般会計予算 |
| | 議 案 第 | 2 号 | 平成24年度摂津市水道事業会計予算 |
| | 議 案 第 | 3 号 | 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 4 号 | 平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 5 号 | 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 6 号 | 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 7 号 | 平成24年度摂津市介護保険特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 8 号 | 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議 案 第 | 9 号 | 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議 案 第 | 1 0 号 | 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 | 1 1 号 | 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 議 案 第 | 1 2 号 | 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 | 1 3 号 | 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 | 1 8 号 | 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 1 9 号 | 摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 0 号 | 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 1 号 | 摂津市規格葬儀条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 2 号 | 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 3 号 | 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 4 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 5 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 6 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 7 号 | 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 8 号 | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 2 9 号 | 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 0 号 | 摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 1 号 | 摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 2 号 | 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 3 号 | 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 4 号 | 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 5 号 | 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 6 号 | 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 7 号 | 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 | 3 8 号 | 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |

議	案第 39号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
6, 報	告第 1号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件
7, 議	案第 16号	市道路線認定の件
8, 議	案第 17号	市道路線廃止の件

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程8まで

(午前10時 開会)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから平成24年第1回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長のあいさつを受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、平成24年第1回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、皆さん方にはお忙しいところご参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、損害賠償の額を定める専決処分報告の件、予算案件といたしまして、平成24年度摂津市一般会計予算ほか12件、条例案件といたしまして、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件ほか21件、人事案件といたしまして、教育委員会委員の任命について同意を求める件ほか1件、その他案件といたしまして、市道路線認定の件ほか1件、計40件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。

○嶋野浩一朗議長 あいさつが終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、山崎議員及び木村議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月29日までの37日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、平成24年度市政運営の基本方針に関する説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 本日、ここに平成24年度的一般会計予算をはじめとする諸議案のご審議をお願いするに当たりまして、市政運営に関する私の所信と施策の概要を申し上げます。

本年は、私にとって2期目の総まとめの年でございます。これまで市長として仕事ことができましたのも、市民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力があったことでございます。

私は、市長就任以来、しっかりと将来のあるべきまちの姿を見据え、旬を逃がさずオール摂津でまちづくりに取り組んでまいりました。本年は今までの取り組みを総点検し、見直すべきは見直し、よいものはより発展させるため、既成概念にとらわれることなく、大胆な発想をもって夢のあるまちづくりに邁進してまいります。

昨年は、自然災害の猛威や原子力発電所の事故に日本のみならず世界中が震撼させられ、災害に想定外は許されないということや、日々の訓練、対策の積み重ねとともに、いざというときの心の備えがいかに大切かを再認識させられた年でありました。

平成24年度は、これらのことを心に刻み、改めて市民の生命、財産を守るんだという強い決意でまちづくりに取り組んでまいります。

初めに、今、大阪では大都市制度のあり方が厳しく問われており、大きなうねりが起こりつつあります。特に、都市再編等の動きは、大阪市に隣接する我がまちにとっても決してよそごとではなく、将来の摂津市のあり方に大きくかわる大変重要なものであります。ただ、我がまちには先人が

積み重ねてこられた撰津ならではの魂があります。それだけに、これからも市長として、このまちへの熱い思いを心に刻み、このうねりに飲み込まれることなく、しっかりと将来を見据え、行動してまいりたいと思います。

さて、我が国の経済は、ようやくリーマンショックから立ち直りかけていた矢先、ギリシャの財政問題に端を発する欧州債務危機が全世界に波及するとともに、歴史的な円高が続くなど、またもや先行き不透明となってきました。

本市の財政状況を見ますと、平成22年度決算では、基幹的な収入である市税が約188億1,500万円となっております。しかし、この中には、市たばこ税大阪府交付金相当額が含まれており、これを除きますと、実質的には前年度に比べ約5億2,600万円の減少となり、3年連続の減収となっております。また、安定的な財源とされる固定資産税もここ数年間低迷を続けており、依然として厳しい状況にあります。さらに、経常収支比率を見ますと、平成22年度は95.2%となり、平成18年度から続いていた改善傾向から一転し、前年度と比べ2.4ポイントの悪化となっております。

今後を見通しますと、急激な高齢化の進行や、さらなる地方分権の進展などにより、扶助費がより増大していくことは確実であります。また、人口急増期に整備された義務教育施設をはじめとする公共施設の維持補修費も増大していくことは必至であります。

このように、本市を取り巻く環境はますます厳しさを増しますが、限られた財源の中、真に必要なところに、より手厚いサービスを提供するため、さらなる選択と集中

を図らなくてはなりません。本年度は、まず上下水道料金福祉減免制度や就学援助制度を再構築し、今後についても時代に即した行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、行財政改革の項目と内容を精査し、適宜見直しをしてまいります。そして、このような時代であるからこそ、不撓不屈の精神で諸課題に挑み、ぶれることなくしっかりハンドルを切ってまいります。

それでは、具体的な施策についてご説明申し上げます。

予算編成並びに諸議案の作成に当たりましては、今回の大災害を我がこととしてとらえ、安全・安心の確保こそが最も重要であるとの強い思いから、「災害に強い、安心を実感できるまちづくり」を重点テーマと位置付けたところであります。

以下、本年度に取り組みます新規事業を中心とした主な施策につきまして、第4次撰津市総合計画に示しております七つのまちづくりの目標に沿ってご説明申し上げます。

第1に「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

これまで、まちづくりは行政が担うもの、公共サービスは行政のみが提供するものという意識・構図が定着しておりました。しかし、これからのまちづくりは、共通の目標を達成するため、立場の異なる人たちがそれぞれの能力を発揮する協働によって進めていく必要があります。

本年度につきましては、協働の共通理解と実践を促進し、市民公益活動の活発化を図るため、協働と市民公益活動支援の指針を策定してまいります。また、一人でも多くの方が多種多様な市民公益活動に参画し、協働を実践できるよう市民公益活動推進委員会を設置し、新たに活動を始める団体や

始めたばかりの団体に対する支援制度などを含めた市民公益活動支援のガイドラインを策定してまいります。

安威川以南地域のコミュニティ施設につきましては、一たん建設予定地を決定したところではありますが、改めて地域特性等を検証し、施設の目的や機能及び配置について幅広い視点で見直してまいります。

第2に「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。

昨年の東日本大震災以降、自然災害への意識がより顕著に高まってきており、「大難は小難に、小難は無難に」の考えのもと、危機管理体制の充実を図ってまいります。

防災施策の推進につきましては、千里丘地域に防災広場を整備するとともに、民間施設を一時避難所として利用できるよう、民間事業者との防災協定の締結に向け、取り組んでまいります。また、水害発生時に適切な判断が行え、より迅速に安全な場所へ避難できるよう、避難勧告判断・伝達マニュアルの概要版を作成し、周知してまいります。さらに、災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否確認を迅速かつ的確に行うため、支援体制を構築してまいります。

災害用備蓄品につきましては、大規模災害を想定し、各小・中学校に配備している非常食等の備蓄数量を拡充してまいります。また、避難所となっている各小・中学校を救助ヘリコプターから特定できるよう、学校名を屋上に順次表示してまいります。

耐震化の促進につきましては、避難所として指定している公共施設を最優先に耐震診断を行ってまいります。また、民間建築物につきましても、引き続き耐震診断及び改修の普及啓発を行い、耐震化を促進してまいります。

公共施設の維持管理につきましては、市民の安全利用を確保するため、日ごろの管理点検を強化するとともに、必要に応じて専門的な調査を行い、予防保全に取り組んでまいります。

消防・救急救助施策の推進につきましては、消防分団が運用する小型動力ポンプを最新式に順次更新するとともに、消防救急無線のデジタル化に向け、基本設計を行ってまいります。また、消防救急体制の基盤強化を図るため、消防広域化の研究を進めてまいります。

次に、土地利用につきましては、総合計画を踏まえ、都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランをはじめ、住宅マスタープラン、緑の基本計画を一体的に見直してまいります。

JR千里丘駅西口のまちづくりにつきましては、吹田操車場跡地のまちづくりや周辺地域の住宅開発によって変化する人や車の流れを考慮しながら、その可能性を探ってまいります。

吹田操車場跡地のまちづくりにつきましては、吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、防災機能を有した公園の整備工事に着手するとともに、土地区画整理事業につきましても引き続き進めてまいります。なお、隣接する吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題は、今後のまちづくりにとって喫緊の課題であります。この課題に対し、早期に方向性をお示しできるように、関係諸機関との合意形成に向け、協議を重ねてまいります。

次に、道路整備についてであります。

鉄道による地域分断と踏切による慢性的な交通渋滞を抜本的に解消するため、阪急京都線の連続立体交差事業の推進と道路交通ネットワークの再構築に取り組んでまい

ります。本年度につきましては、周辺住民とまちづくり懇談会を行い、沿線地域の課題や問題点を整理し、国の社会資本総合整備計画に位置付けられるよう、大阪府との強い連携のもと、全力で取り組んでまいります。

安全な歩行空間を創出する取り組みといたしましては、地権者との用地交渉が終了した千里丘三島線の歩道整備工事を行ってまいります。また、阪急正雀駅前につきましては、周辺におけるさまざまな環境変化を見据え、歩道整備を検討してまいります。さらに、新在家鳥飼上線につきましては、歩道整備に向けて、事業用地の確認及び沿道関係権利者との交渉を行ってまいります。

続いて、交通事故の少ないまちづくりについてであります。

近年、自転車運転のマナー低下による事故が社会問題となっております。周囲の人たちと自分自身の安全のためには、交通ルールやマナーを理解し、守ることが何より大切であります。そこで、大阪府内初となります摂津市自転車安全利用倫理条例を制定いたします。このことにより、大人から子どもまで全員が思いやりのある安全運転に努めるよう啓発するとともに、悪質な自転車利用者に対しましては、警察への検挙要請を含め、告発も辞さない強い姿勢で臨んでまいります。また、摂津市立自動車駐車場の一時使用料を値下げし、利用率の向上と違法駐車防止に取り組んでまいります。

次に、公共交通の利便性の向上についてであります。

バス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方につきましては、るる検討しているところであり、本年の秋をめどに一定の方向性をお示しいたします。

また、交通バリアフリーにつきましては、長年の懸案であるJR千里丘駅西口構外でのエレベーター設置工事の早期着手を目指してまいります。

上水道事業につきましては、災害時に応急給水拠点の一つである千里丘送水所配水池の耐震診断を行ってまいります。また、安全で安心な水の安定供給を第一に、水道施設の充実に取り組んでまいります。

公共下水道事業につきましては、サービスの最適化や、さらなる経営の効率化を図るため、地方公営企業法の適用に向けた準備を引き続き進めてまいります。

第3に、「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてであります。

環境施策につきましては、地球温暖化防止地域計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減や環境負荷を低減させる取り組みを進めてまいります。

また、昨年から実施しておりますセッツ電隊の取り組みのように、率先垂範して、できることから始め、一つ一つの成果を積み重ねてまいります。本年度には、公用車として電気自動車を配備するとともに、公共交通機関や自転車などによる市職員のエコ通勤をさらに推進するなど、環境負荷の低減に積極的に取り組んでまいります。

市民や環境団体との協働による取り組みといたしましては、グリーンカーテンの普及啓発やエコドライブの啓発活動を推進してまいります。さらに、自治会が管理する防犯灯の一部を環境負荷の少ないLED灯に切りかえ、その効果を検証の上、段階的に拡大してまいります。

循環型社会に向けた取り組みといたしましては、資源のリサイクルを推進するため、発泡スチロールやトレイ類などの資源分別収集を検討してまいります。また、ごみを

つくらない・出さない・もったいないの意識を高め、実践されるよう、市民、事業者への普及啓発に取り組んでまいります。

次に、自然豊かな憩い安らぐ空間づくりについてであります。本市には、市民が憩い、自然に親しむことのできる水辺空間が多く存在しております。その中でも名所の一つである新幹線公園から水辺沿いに「さくらづつみ」を整備し、にぎわいある良好な水辺空間を形成してまいります。

公園の多機能化につきましては、別府公園に防災倉庫や炊き出しに利用できる防災ベンチを備え、災害時に対応できるよう整備してまいります。

第4に「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」についてであります。

今日の日本の平和は、先人の皆様の大きな犠牲の上に成り立っており、穏やかな日常を過ごせることに對し、改めて感謝の念を抱かずにはられません。

私は、先日、平和市長会議に出席し、広島の地で改めて戦争を繰り返してはならないとの思いを強くしたところでございます。言うまでもありませんが、核兵器廃絶には世界でただ一つの被爆国日本が一丸とならなくてはなりません。しかし、この会議には、いまだ国内全市町村のうち約6割しか参画していない状況がございます。そこで、私は先日のこの会議において、全国の市町村がすべて参画できる環境づくりに向け、具体的な提案をし、賛同を得られたところでございます。今後とも本市の平和都市宣言の理念を大切に、さまざまな機会をとらえ、平和の尊さを訴えてまいりたいと思っております。

人権施策につきましては、市民一人ひとりの人権を尊重するまちを築くため、あらゆる人権問題の解決に向け、摂津市人権協

会と連携を図り、啓発活動を進めてまいります。

続いて、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについてであります。本年度から始まる第3期の摂津市男女共同参画計画では、女性に対するあらゆる暴力の根絶を重要な課題と位置付けております。そこで、女性をはじめ、児童、高齢者、障害者など、あらゆる人々に対する虐待を根絶するため、庁内関係部署による虐待防止ネットワークを構築してまいります。また、本市独自に虐待防止月間を設定し、啓発活動を推進してまいります。

次に、福祉施策についてであります。

近年、改めて地域でのつながり・支え合いの重要性が高まってまいりました。

本年4月には、今後の地域福祉活動の中核を担う拠点として、市営三島団地の隣に地域福祉活動支援センターがオープンいたします。ここでは、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターが連携し、交流の場づくりや相談業務、情報発信などを行い、より一層きめ細かな地域福祉活動を推進してまいります。なお、本年度は、第五中学校区に新しく地域福祉活動拠点を整備してまいります。

高齢者施策につきましては、徘徊により危険が予測される高齢者を把握するとともに、早期発見につながるよう行政機関と地域が一体となり情報共有・捜索・保護・見守りができる認知症高齢者徘徊SOSネットワークを構築してまいります。また、弁護士と社会福祉士で構成する在宅高齢者虐待対応専門職チームと連携し、高齢者虐待への対応能力を向上させてまいります。さらに、外出困難な要介護者が移送サービスをより利用しやすいよう福祉車両の台数を増やしてまいります。

障害者施策につきましては、特定疾患福祉金制度の再構築を行い、重度障害者等にも給付対象を拡大してまいります。また、未就学児の発達訓練料を無料化するとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、スポーツ振興事業を拡大してまいります。さらに、安心して授産施設に通所できるよう、事業所運営に対してさまざまな支援を行ってまいります。そして、本年10月には、虐待の防止と早期発見のための障害者虐待防止センターを設置いたします。

次に、子育て支援施策につきましては、近年の保育事業への対応と待機児童の解消を目指し、全市的な保育所機能のあり方について検討してまいります。また、民間保育所の建て替えに対して補助を行い、保育環境の充実を図るとともに、保育所定員を拡大してまいります。さらに、子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安、悩みを相談できるつどいの広場を新たに2か所設置してまいります。学童保育につきましては、子どもたちが安全に伸び伸びと過ごせる保育環境を確保するため、鳥飼学童保育室の改修及び味舌学童保育室、千里丘学童保育室を新設するための設計を行ってまいります。

ひとり親家庭施策につきましては、より安定した就労と所得の向上に結びつけるため、母子自立支援員を増員してまいります。

保健施策につきましては、健康づくりの指針である健康せつつ21を見直し、自主グループの輪が広がるよう健康づくり運動を推進してまいります。また、生活習慣病の減少に向け、新たな特定健康診査等実施計画を策定し、健診受診率及び保健指導率の向上に取り組んでまいります。

次に、社会保険制度についてであります。国民健康保険料につきましては、累積

赤字を抱える中、本来、賦課総額に見合った料率を改定すべきところであります。しかし、景気回復の兆しも見えない中、市民生活に最大限配慮する必要があると考え、料率の改定を見送ることといたします。なお、介護保険料につきましては、新たに策定する第5期せつつ高齢者かがやきプランに基づき、基準月額を改定いたします。

市営葬儀につきましては、料金の透明性を図り、簡素で厳粛な葬儀を執り行っていたりけるよう規格葬儀制度へ移行してまいります。

第5に「誰もが学び成長できるまちづくり」についてであります。

就学前教育につきましては、人間形成の基礎を培う大切な乳幼児期に、同じ地域で生活する就学前の子どもたちが同じ環境で遊びや活動をとにもすることによって、社会性や人間性など多くのものがはぐくまれると考えております。

このような観点から、本年4月に開園するべふこども園では、新たにゼロ歳児保育を始めるとともに、保育と幼児教育を一体的に行ってまいります。また、現在2園で実施しております幼稚園での預かり保育を全園に拡大してまいります。さらに、せつつ幼稚園、とりかい幼稚園の保育室に空調機を設置し、幼児が快適に過ごせる環境を整備してまいります。

次に、「生きる力」をはぐくむ教育についてであります。

本年度につきましては、これまでの小・中一貫教育の取り組みを広げ、より発展させるため、小中一貫教育実践の手引きを策定し、各中学校区で実情に応じた特色ある取り組みを行ってまいります。また、不登校や問題行動などに対し、適切な支援をコーディネートするため、スクールソーシャ

ルワーカーの派遣回数を増やしてまいります。そして、英語教育支援員の配置を英語教育研究指定校の中学校2年生・3年生に拡大し、英語力の向上を図ってまいります。さらに、教育活動の一環であります部活動を推進するため、新たに中学校部活動振興相談員を配置してまいります。

就学援助制度につきましては、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、PTA会費や生徒会費の項目を追加してまいります。また、経済的な理由により私立高等学校等の修学困難者に対して、奨学補助金制度を新設してまいります。

支援教育につきましては、支援の必要な児童・生徒数が年々増えてきていることから、一人ひとりに応じてきめ細かく学校生活をサポートするため、昨年度に引き続き支援員を増員してまいります。

学校教育環境につきましては、安全で子どもたちが安心して学べる学校とするため、第二中学校体育館の耐震補強工事を実施してまいります。また、千里丘、味生、鳥飼西小学校の教室棟、別府小学校の体育館及び第二中学校の教室棟の耐震補強実施設計並びに第三中学校の教室棟の耐震2次診断に取り組んでまいります。さらに、教育施設劣化調査の結果に基づき、緊急度に応じ、計画的に改修工事を進めてまいります。なお、中学校給食の導入につきましては、これまでの検討内容を踏まえ、早い時期に実施方法を決定し、取り組みを進めてまいります。

次に、生涯学習についてであります。

本市では、生涯学習リーダーやコーディネーターの養成を目的として、平成20年度からせつつ生涯学習大学を開校しております。今年6月には、この大学の卒業生が中心となって企画した「淀川わいわいガヤ

ガヤ祭」が開催されます。このような市民が主体となって取り組む魅力あふれる地域のにぎわいづくりを支援してまいります。また、スポーツ振興においても、総合型地域スポーツクラブの各教室が開校いたします。このクラブ運営も同じくこの大学の卒業生が中心となって自主的に行われており、市民主体のスポーツ振興をさまざまな形で支援していきたいと思います。

郷土文化につきましては、市指定有形文化財である市立第6集会所を適切に保存するため、必要な補修工事を行うとともに、案内板を設置し、市民共有の財産として継承してまいります。

第6に「活力ある産業のまちづくり」についてであります。

本市は、昼夜間人口比率が大阪府内で3番目に高い産業の活発なまちであります。しかし、依然として厳しい経済状況の中、多くの事業所の経営は大変厳しくなっております。産業振興施策につきましては、金融機関や摂津市商工会と連携し、市内事業所の経営力の強化を目指し、事業資金融資や販路拡大の支援を行ってまいります。また、企業立地等促進条例の支援制度を広く活用してもらうため、市内全事業所を訪問し、支援内容を周知するとともに、市外事業所に向けてのPRにも努めてまいります。さらに、訪問活動で収集した事業所の情報や実態、ニーズを基礎データとして、今後の産業振興施策の企画立案につなげてまいります。

プレミアム付きセッピー商品券につきましては、第4弾を発行し、市内での消費活動の拡大を図ってまいります。

就労支援施策につきましては、近年の厳しい雇用情勢で離職を余儀なくされた人について緊急雇用創出事業を活用し、新たな

雇用を創出してまいります。また、働く意欲を持ちながら就職に至らない人に対し、就労支援セミナーを開催してまいります。

第7に、計画を実現する行政経営についてであります。

昨年、地域主権戦略大綱等に基づき、地域主権改革一括法が成立いたしました。これからの時代は、自治体としての自主性や自立性がより一層求められると同時に、地域特性を生かした質の高い行政経営を行っていく必要があります。このような時代の大きな流れをとらえつつ、市として明確な方向性を持ち、しっかりと足を地につけ、長期的・全体的な展望に立って、総合計画に基づく諸施策を実効性あるものにしていかなければなりません。そのためにも、さらなる民間活力の導入を図り、第4次行財政改革を着実に実行してまいります。

外郭団体のあり方及び指定管理者制度についての基本的な方向性をお示しするとともに、摂津市立せつつ桜苑につきましては、民営化に向け、検討を進めてまいります。また、摂津市土地開発公社につきましては、将来のまちづくりを見据え、その健全化を図ってまいります。

人材育成につきましては、一人ひとりが主体性とチャレンジ精神を持って業務に取り組めるよう、職員の政策課題自主研究グループを支援するとともに、職員表彰制度の充実を図り、職員の資質向上及び意識改革を進めてまいります。

電子自治体の推進につきましては、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料と保育所保育料のコンビニエンスストア納付を導入するとともに、財産台帳をはじめ、道路や下水道台帳の電子化を推進してまいります。

摂津市のブランド力の醸成に向けまして

は、摂津らしさをモチーフとしたご当地ナンバープレートを導入していきたいと思っております。

最後になりましたが、間もなく東日本大震災から1年、また台風による豪雨災害から半年がたとうといたしております。これら未曾有の大惨事は一瞬にして多くの尊い命を奪い去り、同時に多くの人々の人生と暮らしを変えてしまいました。私たちは、どれだけ時がたとうとも、被災された人々や被災地に思いをはせ、決して風化させず、将来への教訓としていかなければなりません。それだけに、私は、我がまち摂津市において、いつ何時災害が起きようとも、しっかり対応ができる体制を構築するとともに、市民が安心を実感できるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

また、今回の大災害を通して、物質的な豊かさもさることながら、それ以上に何か大切なものを忘れていたのではないかと改めて考えさせられたように思います。すなわち、人と人とのつながり、他者に対する思いやり、秩序を守ることの大切さが問われたわけでありまして。これは、まさしく本市が提唱しております人間基礎教育そのものでございます。本年度もその精神であります思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の心を大切に、市民の目線を忘れることなく、しっかりと市政運営に臨んでいきたいと思っております。

以上、市政運営に当たっての基本的な考え方、並びに本議会にご提案いたしております施策の大要につきましてご説明を申し上げます。

本年度も解決しなければならない課題が山積いたしております。私をはじめ、全職員一致団結し、「やる気」・「元気」・「本気」・「勇気」で、本市の目指す将来像であ

る「みんなが育む つながりのまち 摂津」の実現に向け、諸課題に対処し、解決してまいりたい決意でございます。皆様方のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の市政運営の基本方針とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わりました。

日程3、議選第1号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

林州彦氏及び上村議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました林州彦氏及び上村議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、林州彦氏及び上村議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

上村議員が議場におられますので、当選の告知をいたします。

日程4、議案第14号及び議案第15号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました

議案第14号及び議案第15号の提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第14号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年3月7日付で大矢優子委員が任期満了となることに伴いまして、引き続き大矢優子氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第15号、教育委員会委員の任命について同意を求める件につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成24年3月31日付で新庄慶昭委員が任期満了となることに伴いまして、福元実氏を摂津市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の1ページから3ページに添付いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議案第14号及び議案第15号の提案理由の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号及び議案第15号を一括採決します。

本2件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本2件は同意されました。

日程5、議案第1号など35件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(有山総務部長 登壇)

○有山総務部長 議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

平成24年度当初予算の総額は320億8,850万円で、対前年度当初予算比では3年ぶりに減額となっており、4億241万6,000円、1.2%の減となっています。これは、繰出金が9,299万8,000円の増額となったものの、人件費が1億252万8,000円、扶助費が1億361万1,000円、普通建設事業費が3億1,461万4,000円それぞれ減額となったことによるものです。

歳入の財源構成を見ますと、市税等の一般財源は211億9,032万6,000円で、歳入全体の66%を占めています。前年度に比べ3億1,459万9,000円の減、構成比率で0.2ポイント減少しています。これは、市税と臨時財政対策債が減少したことなどによるものです。

次に、予算概要206ページ、207ペ

ージをご参照ください。

歳出の性質別内訳ですが、人件費は58億2,786万7,000円で、前年度に比べ1.7%の減額です。これは、一般職の給与費が7,231万3,000円の減額となったことなどによるものです。

公債費は35億5,232万9,000円で、前年度に比べ1.8%の減額です。

扶助費は80億9,372万3,000円で、前年度に比べ1.3%の減額です。これは、障害福祉サービス給付費や生活保護費が増額となったものの、子ども手当が減額になったことなどによるものです。

物件費は60億3,691万7,000円で、前年度に比べ2.4%の増額です。これは、緊急雇用創出基金事業の増額などによるものです。

繰出金は38億8,246万円で、前年度に比べ2.5%の増額です。これは、国民健康保険特別会計への繰出金が増額となったことなどによるものです。

普通建設事業費は22億6,124万6,000円で、前年度に比べ12.2%の減額です。

それでは、予算書の3ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を320億8,850万円と定めており、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、4ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款1、市税は171億7,500万円で、前年度に比べ3,740万円、0.2%の減額です。

項1、市民税は60億5,310万円で、前年度に比べ1億7,950万円、3.1%の増額です。これは、年少扶養控除の廃止による個人市民税の増額によるもので

す。

項2、固定資産税は8億5,300万円で、前年度に比べ1億9,700万円、2.2%の減額です。これは、評価替えによるものです。

項3、軽自動車税は8,290万円で、前年度に比べ110万円、1.3%の増額です。

項4、市たばこ税は7億8,000万円で、前年度と同額です。

項5、都市計画税は1億600万円で、前年度に比べ2,100万円、1.3%の減額です。

款2、地方譲与税は1億5,800万円で、前年度に比べ300万円、1.9%の減額です。

項1、地方揮発油譲与税は4,600万円で、前年度と同額です。

項2、自動車重量譲与税は1億1,200万円で、前年度に比べ300万円、2.6%の減額です。

款3、利子割交付金は4,800万円で、前年度に比べ700万円、12.7%の減額です。

款4、配当割交付金は3,500万円で、前年度と同額です。

款5、株式等譲渡所得割交付金は700万円で、前年度に比べ400万円、36.4%の減額です。

款6、地方消費税交付金は10億1,000万円で、前年度と同額です。

款7、ゴルフ場利用税交付金は200万円で、前年度に比べ50万円、20%の減額です。

款8、自動車取得税交付金は7,600万1,000円で、前年度に比べ600万円、8.6%の増額です。

款9、地方特例交付金は7,900万円

で、前年度に比べ1億2,400万円、61.1%の減額です。

款10、地方交付税は2億4,200万円で、前年度に比べ5,600万円、30.1%の増額です。

款11、交通安全対策特別交付金は1,700万円で、前年度と同額です。

款12、分担金及び負担金は10億7,452万5,000円で、前年度に比べ7,121万7,000円、7.1%の増額です。

款13、使用料及び手数料は5億9,436万6,000円で、前年度に比べ1,622万7,000円、2.7%の減額です。

項1、使用料は4億6,999万2,000円で、前年度に比べ1,843万4,000円、3.8%の減額です。

次に、5ページをご覧ください。

項2、手数料は1億2,437万4,000円で、前年度に比べ220万7,000円、1.8%の増額です。

款14、国庫支出金は46億1,750万6,000円で、前年度に比べ7億8,053万4,000円、14.5%の減額です。

項1、国庫負担金は43億4,362万3,000円で、前年度に比べ2億7,753万6,000円、6%の減額です。これは、子ども手当負担金の減等によるものです。

項2、国庫補助金は2億4,937万7,000円で、前年度に比べ4億9,733万8,000円、66.6%の減額です。これは、市営住宅建替え事業交付金の減等によるものです。

項3、委託金は2,450万6,000円で、前年度に比べ566万円、18.

8%の減額です。

款15、府支出金は21億5,307万2,000円で、前年度に比べ1億3,855万7,000円、6.9%の増額です。

項1、府負担金は11億2,688万2,000円で、前年度に比べ2,662万1,000円、2.4%の増額です。

項2、府補助金は8億9,700万4,000円で、前年度に比べ1億6,863万3,000円、23.2%の増額です。これは、緊急雇用創出基金事業補助金の増等によるものです。

項3、委託金は1億2,918万6,000円で、前年度に比べ5,669万7,000円、30.5%の減額です。これは、選挙費委託金の減等によるものです。

款16、財産収入は6億818万8,000円で、前年度に比べ5,529万7,000円、8.3%の減額です。

項1、財産運用収入は3,613万9,000円で、前年度に比べ496万6,000円、12.1%の減額です。

項2、財産売払収入は5億7,204万9,000円で、前年度に比べ5,033万1,000円、8.1%の減額です。

款17、寄附金は1,000円で、前年度と同額です。

款18、繰入金は19億2,064万2,000円で、前年度に比べ2億7,492万3,000円、16.7%の増額です。

項1、特別会計繰入金は1,244万2,000円で、前年度と同額です。

項2、基金繰入金は19億820万円で、前年度に比べ2億7,492万3,000円、16.8%の増額です。

款19、諸収入は6億4,109万9,000円で、前年度に比べ4,084万5,000円、6.8%の増額です。

項1、延滞金、加算金及び過料は1,900万円で、前年度と同額です。

項2、市預金利子は25万円で、前年度に比べ45万円、64.3%の減額です。

項3、貸付金元利収入は1億628万8,000円で、前年度に比べ4万円の増額です。

項4、雑入は5億1,556万1,000円で、前年度に比べ4,125万5,000円、8.7%の増額です。

款20、市債は16億3,010万円で、前年度に比べ3,800万円、2.4%の増額です。

次に、6ページからの歳出ですが、款1、議会費は3億5,127万5,000円で、前年度に比べ5,104万4,000円、12.7%の減額です。

款2、総務費は35億7,818万2,000円で、前年度に比べ3億3,178万7,000円、10.2%の増額です。

項1、総務管理費は29億414万4,000円で、前年度に比べ3億6,952万円、14.6%の増額です。これは、庁舎外壁改修工事等によるものです。

項2、徴税費は4億2,193万3,000円で、前年度に比べ793万3,000円、1.8%の減額です。

項3、戸籍住民基本台帳費は1億5,649万6,000円で、前年度に比べ717万1,000円、4.8%の増額です。

項4、選挙費は4,187万5,000円で、前年度に比べ3,413万円、44.9%の減額です。

項5、統計調査費は1,864万8,000円で、前年に比べ1,076万7,000円、36.6%の減額です。

項6、監査委員費は3,508万6,000円で、前年度に比べ792万6,000

0円、29.2%の増額です。

款3、民生費は132億9,491万9,000円で、前年度に比べ364万4,000円の減額です。

項1、社会福祉費は53億6,308万4,000円で、前年度に比べ2億4,561万4,000円、4.8%の増額です。これは、障害者福祉サービス給付費等によるものです。

項2、児童福祉費は49億4,123万6,000円で、前年度に比べ3億5,419万6,000円、6.7%の減額です。これは、子ども手当等によるものです。

項3、生活保護費は27億9,273万5,000円で、前年度に比べ1億484万8,000円、3.9%の増額です。

項4、生活文化費は1億9,284万7,000円で、前年度に比べ9万1,000円の増額です。

項5、災害救助費は501万7,000円で、前年度に比べ1,000円の減額です。

款4、衛生費は20億8,340万9,000円で、前年度に比べ2億9,759万5,000円、12.5%の減額です。

項1、保健衛生費は7億5,872万4,000円で、前年度に比べ1億3,420万2,000円、15%の減額です。これは、火葬炉改修工事が完了したことなどによるものです。

項2、清掃費は13億2,468万5,000円で、前年度に比べ1億6,339万3,000円、11%の減額です。これは、ごみ処理施設の修繕等によるものです。

款5、農林水産業費は9,612万6,000円で、前年度に比べ438万8,000円、4.8%の増額です。

款6、商工費は2億6,798万4,0

000円で、前年度に比べ5,381万4,000円、25.1%の増額です。これは、企業立地等促進啓発及び事業所実態調査等によるものです。

款7、土木費は42億2,367万円で、前年度に比べ9億1,003万6,000円、17.7%の減額です。

項1、土木管理費は27億263万8,000円で、前年度に比べ1,348万8,000円、0.5%の減額です。

項2、道路橋りょう費は5億418万円で、前年度に比べ1億386万9,000円、25.9%の増額です。これは、千里丘三島線道路改良事業等によるものです。

項3、水路費は9,536万4,000円で、前年度に比べ421万7,000円、4.6%の増額です。

項4、都市計画費は8億8,390万4,000円で、前年度に比べ2億6,548万円、42.9%の増額です。これは、別府公園整備事業等によるものです。

項5、住宅費は3,758万4,000円で、前年度に比べ12億7,011万4,000円、97.1%の減額です。この主な要因は、市営住宅建替え事業が完了したことによるものです。

款8、消防費は16億4,585万円で、前年度に比べ7億8,757万1,000円、91.8%の増額です。これは、防災拠点整備事業等によるものです。

款9、教育費は29億6,125万6,000円で、前年度に比べ2億5,351万3,000円、7.9%の減額です。

7ページに移りまして、項1、教育総務費は5億6,074万2,000円で、前年度に比べ1,288万1,000円、2.4%の増額です。

項2、小学校費は10億4,350万3,

000円で、前年度に比べ9,456万3,000円、10%の増額です。

項3、中学校費は2億8,278万1,000円で、前年度に比べ1,371万6,000円、5.1%の増額です。

項4、幼稚園費は3億165万円で、前年度に比べ3億1,076万1,000円、50.7%の減額です。これは、べふこども園改修工事等によるものです。

項5、社会教育費は4億2,283万3,000円で、前年度に比べ3,805万4,000円、8.3%の減額です。これは、学童保育室整備工事が完了したことなどによるものです。

項6、図書館費は1億2,350万1,000円で、前年度に比べ1,610万6,000円、11.5%の減額です。

項7、保健体育費は2億2,624万6,000円で、前年度に比べ975万2,000円、4.1%の減額です。

款10、公債費は35億5,232万9,000円で、前年度に比べ6,414万4,000円、1.8%の減額です。

款11、諸支出金は350万円で、前年度と同額です。

款12、予備費は3,000万円で、前年度と同額です。

次に、3ページ、第2条、債務負担行為は、8ページ、第2表債務負担行為に掲載のとおり、住基法改正住民情報システム借上事業など6件です。

第3条、地方債は、9ページ、第3表地方債に記載のとおり、臨時財政対策債など8件です。

第4条、一時借入金は、本年度の借り入れの最高額を50億円としています。

第5条は、同一款内での各項間の歳出予算の流用について記載しています。

以上、平成24年度摂津市一般会計予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を16億3,709万8,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、第1表歳入歳出予算に記載のとおりです。

まず、歳入ですが、款1、財産収入、項1、財産運用収入6,220万8,000円で、前年度と同額となっております。これは、味舌上財産区財産の一部を民間事業所へ貸付けをいたしております駐車場の土地貸付収入です。

款2、繰越金、項1、繰越金15億7,358万8,000円は、前年度に比べて5.8%、8,632万8,000円の増額となっております。

次に、款3、諸収入、項1、預金利子等130万2,000円は、前年度に比べ51.1%、136万3,000円の減額となっております。これは、前年度繰越金の大部分を摂津市の一時借入金などとして市中金利の低下に応じて運用している利子であります。

次に、歳出でございますが、款1、繰出金、項1、繰出金1,244万2,000円は、前年度と同額となっております。これは、財産収入の20%相当額を一般会計に繰り出すものでございます。

款2、諸支出金、項1、地方振興事業費16億2,465万6,000円は、前年度に比べて5.5%、8,496万5,000円の増額としております。その内容に

つきましては、12ページに記載しておりますとおり、各財産区に対する事業交付金です。

以上、平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正の内容としましては、歳入は、国庫支出金、府支出金の年度末見込みによる市債の補正などとなっています。

歳出は、第二中学校耐震補強等工事費用や小学校に係る修繕費用の増額など、一部緊急を要する事業についての追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条は、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億431万8,000円を減額し、その総額を336億8,557万6,000円とするものです。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページからの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりです。

歳入については、款2、地方譲与税1,000円の増額は、地方道路譲与税です。

款9、地方特例交付金は、交付額の確定により1,080万円減額しています。

款12、分担金及び負担金6,413万円の増額は、介護給付費負担金です。

款13、使用料及び手数料は、739万6,000円増額しています。

項1、使用料739万4,000円の増額は、コミュニティプラザ施設等使用料などです。

項2、手数料2,000円の増額は、公園明示手数料などです。

款14、国庫支出金は、5億2,750万1,000円減額しています。

項1、国庫負担金2億7,545万1,000円の減額は、子ども手当負担金などです。

項2、国庫補助金2億5,153万円の減額は、市営住宅建設に係る社会資本整備総合交付金などの減額のほか、国の3次補正に伴う第二中学校耐震補強等工事に係る学校施設環境改善交付金などの増額です。

項3、委託金52万円の減額は、基幹統計調査委託金です。

款15、府支出金は、1億2,418万6,000円減額しています。

項1、府負担金6,797万8,000円の減額は、東日本大震災支援関連費用に係る災害救助法求償負担金の増額があったものの、知的障害児通園施設給付負担金などの減額によるものです。

項2、府補助金4,277万5,000円の減額は、権限移譲推進特別交付金などの増額があったものの、ワクチン事業補助金などの減額によるものです。

項3、委託金1,343万3,000円の減額は、選挙費委託金などです。

款16、財産収入625万4,000円の増額は、土地貸付収入の増です。

款17、寄附金は、一般寄附金、競艇寄附金及び緑化事業寄附金により653万3,000円増額しています。

款18、繰入金6億892万6,000円の減額は、充当事業の減額に伴う公共施設整備基金繰入金などや、今回の補正財源を調整減とした財政調整基金繰入金です。

款19、諸収入は、4,118万1,000円増額しています。

項1、延滞金、加算金及び過料1,100万円の増額は、市税延滞金です。

項4、雑入3,018万1,000円の増額は、供託金の還付などです。

款20、市債4,160万円の増額は、鳥飼北小学校の外壁等の施設改修事業債及び第二中学校の耐震補強等事業債を新たに計上するほか、事業費の確定に伴う減額などです。

続きまして、3ページの歳出ですが、款1、議会費801万4,000円の減額は、不用額です。

款2、総務費は、8,851万7,000円減額しています。

項1、総務管理費6,004万円の減額は、不用額による減です。

項2、徴税費から項6、監査委員費までの減額は、いずれも不用額です。

款3、民生費は、3億8,682万7,000円減額しています。

項1、社会福祉費6,382万9,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の増額があったものの、不用額により減となったものです。

項2、児童福祉費から項4、生活文化費の各項については、いずれも不用額です。

款4、衛生費は、1億5,879万円減額しています。

項1、保健衛生費9,477万6,000円の減額は、環境基金積立金の増額があったものの、不用額によるものです。

項2、清掃費の減額は不用額です。

款5、農林水産業費61万2,000円の減額、款6、商工費1万2,000円の減額は、いずれも不用額です。

款7、土木費は、5億6,820万3,000円減額しています。

項1、土木管理費から項5、住宅費の各項目の減額は、いずれも不用額です。

款8、消防費980万5,000円の減

額は、不用額です。

款9、教育費は、1億4,370万円増額しています。

項1、教育総務費、項4、幼稚園費から項7、保健体育費の各項の減額は、いずれも不用額です。

項2、小学校費1億201万8,000円の増額は、不用額があったものの、各小学校の緊急修繕費や鳥飼北小学校の外壁等施設改修工事費用の計上によるものです。

項3、中学校費1億2,673万9,000円の増額は、第二中学校の耐震補強等工事費用の計上によるものです。

款10、公債費2,723万8,000円の減額は、利子償還金の不用額です。

次に、第2条、継続費の補正につきましては、5ページ、第2表継続費の補正に記載のとおり、決算見込額に合わせて年割額を変更するものです。

次に、第3条、繰越明許費につきましては、6ページ、第3表繰越明許費に記載のとおり、国の3次補正に伴う中学校耐震補強等事業のほか2事業について、翌年度に事業を行うため繰越明許するものです。

次に、第4条、地方債の補正につきましては、7ページから第4表地方債の補正に記載いたしております。

追加分は、小学校施設改修事業及び中学校耐震補強等事業に係る新たな起債同意が見込まれるものです。変更分は、事業費の確定及び国庫支出金の変更に伴い、起債の限度額を変更するものです。

以上、平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

次に、議案第28号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明します。

本条例は、地方税法等の改正に伴う所要の改正のために制定するものです。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明します。

議案参考資料（条例関係その2）の80ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

まず、附則第12条第2項の改正は、固定資産税等の課税標準の特例に関する読み替えにおいて、関連法令の施行に伴い1項目を追加するものです。

次に、附則第52条の改正は、東日本大震災に係る雑損控除額の特例において、その規定を整備するものです。

最後に、附則第54条の個人の市民税の税率の特例については、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保に係る臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率を現行の年額3,000円に500円を加算する規定を追加するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明します。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の改正に伴い、本条例を改正するものです。

なお、議案参考資料（条例関係その2）の95ページから97ページを併せてご参照いたします。

それでは、議案書の条文に従いまして、改正内容をご説明します。

第3条、入居の資格につきまして、第1項は、入居者の条件のうち、公営住宅法第23条第1号の同居親族要件、同法第23条第2号の入居収入基準等の規定が、同法の改正により削除となることから、引き続きこれらの条件を規定するものです。

第2号は、同居親族要件を規定するものです。

第3号は、入居者の収入基準として、特に居住の安定を図る必要がある場合にあっては21万4,000円以下、それ以外の場合にあっては15万8,000円以下と、それぞれア及びイに規定するものです。

第4号は、住宅に困窮している事実を要件として規定するものです。

第8号は、第2号で同居親族要件を規定することに伴う整備を行うものです。

次に、第2項は、公営住宅法の改正に伴い、同法第23条第1項のイの規定を受けて、特に居住の安定を図る必要がある場合を規定するものです。

第1号は、入居者または同居者に障害者戦傷病者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者等がいる場合として、それぞれアからエまでに規定するものです。

第2号は、入居者が60歳以上であり、同居者のいずれも60歳以上または18歳未満である場合を規定するものです。

第3号は、同居者に小学校就学前の者がいる場合を規定するものです。

第4号は、市営住宅が災害等により国の補助に係るものである場合及び災害等で住宅に困窮している低額所得者に転貸するものである場合を規定するものです。

次に、第3項は、条文の追加に伴う整備を行うものです。

最後に、附則ですが、この条例は、平成24年4月1日から施行することを規定しております。

○嶋野浩一朗議長 水道部長。

(宮川水道部長 登壇)

○宮川水道部長 議案第2号、平成24年度摂津市水道事業会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、予算書1ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、本予算の総則を定めたもので、第2条では、業務の予定量といたしまして、給水戸数を3万7,600戸、給水人口を8万4,500人、年間総給水量を1,074万7,000立方メートル、1日当たりの平均給水量を2万9,444立方メートルと定めたものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で21億5,064万8,000円、前年度に比べ3.0%、6,616万7,000円の減額となっております。これは、項1、営業収益で20億5,621万3,000円、前年度に比べ2.8%、5,954万円の減額となっており、この主な理由といたしましては、節水意識の高まりなどの影響により、水需要が減少し、給水収益が減少すると見込んだことによるものでございます。

項2、営業外収益では9,443万5,000円、前年度に比べ6.6%、662万7,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、住宅開発に伴う納付金が減少することによるものでございます。

次に、支出につきましては、款1、水道事業費用で20億1,422万7,000円、前年度に比べ3.9%、7,506万

5,000円の増額となっております。これは、項1、営業費用で18億8,155万7,000円、前年度に比べ5.4%、9,597万1,000円の増額となっており、この主な理由といたしましては、受水費が減少するものの、旧の鳥飼送水所の配水池を解体するため、固定資産除却損が増加することによるものでございます。

項2、営業外費用では1億2,267万円、前年度に比べ14.6%、2,090万6,000円の減額となっており、この主な理由といたしましては、企業債の支払利息の減少などによるものでございます。

項3、予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

1ページから2ページにかけての第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入につきましては、款1、資本的収入で4,090万円、前年度に比べ32.4%、1,000万円の増額となっております。これは、項1、企業債が前年度に比べ33.3%、1,000万円の増額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業に係る企業債を増額することによるものでございます。

項2、工事負担金は、前年度と同額の90万円を計上いたしております。

次に、支出につきましては、款1、資本的支出で7億8,301万8,000円、前年度に比べ19.0%、1億2,523万円の増額となっております。これは、項1、建設改良費で5億1,445万1,000円、前年度に比べ36.4%、1億3,715万5,000円の増額となっており、この主な理由といたしましては、配水管整備事業費は減少するものの、施設改修費が増加することによるものでございます。

項2、企業債償還金では2億6,356

万7,000円、前年度に比べ4.3%、1,192万5,000円の減額となっております。この理由といたしましては、企業債の未償還残高が減少したことによるものでございます。

項3、予備費は500万円で、前年度と同額を計上いたしております。

2ページ、第5条は、債務負担行為の事項、期間、限度額を定めたもので、平成25年度からの5年間委託を予定しております太中浄水場運転監視業務委託事業につきまして、限度額2億4,570万円を計上いたしております。

第6条は、企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたもので、配水管整備事業で4,000万円の起債を予定いたしております。

3ページ、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費3億4,329万4,000円、交際費5万円、退職給与金5,000万円といたしております。

第8条は、たな卸資産の購入限度額を定めたもので、その限度額を3,016万8,000円といたしております。

なお、4ページから11ページまでは平成24年度摂津市水道事業会計予算実施計画、平成24年度摂津市水道事業会計資金計画、平成23年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表及び平成23年度摂津市水道事業会計予定損益計算書、平成24年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、12ページから19ページまでは給与費明細書、20ページには債務負担行為に関する調書、23ページには平成24年度摂津市水道事業会計予算総括表、並びに24ページからは平成24年度摂津市水道事業会計予算実施計画説明書など、予算に関する説明書を

添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成24年度摂津市水道事業会計予算の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回の補正予算の内容は、年度末までの収入見込みと支出における執行差金などを精査したものでございます。

まず、補正予算書1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出における予定額の補正を定めたもので、収入につきましては、款1、水道事業収益で、既決額22億2,019万9,000円から1,416万5,000円を減額し、補正後の額を22億603万4,000円といたすものでございます。これは、項1、営業収益で、給水収益の減少や公共下水道工事に伴う給配水管移設工事の減少などによる受託工事収益の減少により1,416万5,000円を減額いたすものでございます。

次に、支出につきましては、款1、水道事業費用で、既決額19億4,860万3,000円から339万9,000円を減額し、補正後の額を19億4,520万4,000円といたすものでございます。これは、項1、営業費用で、公共下水道工事に伴う給配水管移設工事などの工事請負費や業務委託料の減少などにより1,760万2,000円を減額いたすものでございます。

項2、営業外費用では、税務署に支払う消費税及び地方消費税の増加等に伴い18

9万5,000円を増額いたすものでございます。

項3、特別損失につきましては、転出先不明及び会社倒産等による水道料金等の徴収不能分を欠損処分するため、1,230万8,000円を新たに計上いたすものでございます。

第3条は、資本的支出における予定額の補正を定めたもので、款1、資本的支出で、既決額6億5,765万円から5,316万6,000円を減額し、補正後の額を6億448万4,000円といたすものでございます。これは、項1、建設改良費で、施設改修工事や配水管布設工事などの執行差金の発生により5,316万6,000円を減額いたすことなどによるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額6億2,675万円を5億7,358万4,000円に改めるとともに、補てん財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金3億7,123万6,000円、減債積立金2億円、建設改良積立金3,844万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,706万9,000円を、過年度分損益勘定留保資金2,592万8,000円、減債積立金2億7,549万2,000円、建設改良積立金2億5,762万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,453万8,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたもので、職員給与費、既決額3億4,240万円から21万5,000円を減額し、補正後の額を3億4,218万5,000円といたすものでございます。これは、人事院勧告

に伴う給与改定によるものでございます。

なお、2ページから5ページまでは平成23年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算資金計画、平成23年度摂津市水道事業会計予定貸借対照表、6ページから10ページまでは給与費明細書、11ページには平成23年度摂津市水道事業会計補正予算実施計画説明書を添付いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成23年法律第105号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の改正が、平成23年8月30日に公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定するものでございます。

それでは、制定条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条は、水道法の改正により、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める趣旨を規定いたしております。

第2条は、水道の布設工事監督者を配置すべき水道の布設工事の範囲を規定しております。

第3条は、水道の布設工事監督者の履修経歴、経験年数についての資格基準を定めております。

第4条は、水道技術管理者の履修経歴、経験年数についての資格基準を定めております。

今回の条例制定の附則といたしまして、本条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第37号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成23年法律第37号、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公営企業法の改正が平成23年5月2日に公布され、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、参考資料（条例関係その2）の102ページから104ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

今回から見直しがなされております地方公営企業法の改正につきましては、まず初めに、平成24年4月1日からの資本制度の見直しがございます。次に、平成26年4月1日から民間企業会計に近付けるための地方公営企業会計基準の見直しが行われていくという流れになっております。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

第5条は、地方公営企業法の改正に伴いまして、利益及び積立金の処分の方針につきまして規定いたしております。

なお、同条第5項につきましては、不測の事態への対応といたしまして、議会の議決によりまして積立金の処分変更ができる規定といたしております。

次に、第6条は、資本剰余金の処分につ

きまして規定いたしております。

今回の条例制定の附則といたしまして、本条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第38号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、これまで福祉施策の一環として実施してまいりました水道料金の福祉減免につきまして、平成24年10月からの制度廃止に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）の105ページから107ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

第32条第2項は、水道料金の福祉減免について規定いたしておりますが、今回、この規定を削除するものでございます。内容は、1か月につき税抜き560円の水道料金の減額を廃止するものでございます。

今回の条例改正の附則といたしまして、本条例は、平成24年8月1日から施行するものでございます。

改正後の摂津市水道事業の給水等に関する条例の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、同日までの料金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

（福永保健福祉部長 登壇）

○福永保健福祉部長 それでは、まず議案第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特

別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出決算の総額を歳入歳出それぞれ106億939万円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、国民健康保険料21億8,376万2,000円は、前年度に比べ3.4%、7,596万7,000円の減額でございます。これは、賦課限度額改正による増は見込まれるものの、国保世帯所得の減少や収納率の見直しなどにより減額となったものでございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料は、前年度と同額でございます。

款3、国庫支出金23億2,064万7,000円は、前年度に比べ4.6%、1億111万1,000円の増額でございます。

項1、国庫負担金18億2,925万4,000円は、前年度に比べ0.8%、1,452万円の増額で、後期高齢者支援金及び介護納付金が増加したものの、療養給付費負担金の交付割合が34%から32%に減額となったことなどによるものでございます。

項2、国庫補助金4億9,139万3,000円は、前年度に比べ21.4%、8,659万1,000円の増額で、財政調整交付金の増によるものでございます。

款4、療養給付費交付金6億5,963万3,000円は、前年度に比べ25.0%、1億3,212万7,000円の増額で、退職被保険者の増加に伴う増でございます。

款5、前期高齢者交付金25億6,234万円は、前年度に比べ4.1%、1億9万8,000円の増額となっております。

款6、府支出金5億7,591万7,000円は、前年度に比べ32.5%、1億4,116万9,000円の増額でございます。

項1、府負担金7,694万3,000円は、前年度に比べ13.9%、936万7,000円の増額で、高額医療費共同事業拠出金の増に伴うものでございます。

項2、府補助金4億9,897万4,000円は、前年度に比べ35.9%、1億3,180万2,000円の増額で、国の療養給付費負担金の交付割合の減額分が府の調整交付金に振りかえられたことなどによるものでございます。

款7、共同事業交付金12億6,952万7,000円は、前年度に比べ5.8%、6,956万7,000円の増額で、医療費の増加を見込んだことによるものでございます。

款8、繰入金、項1、一般会計繰入金10億2,419万6,000円は、前年度に比べ7.6%、7,238万6,000円の増額で、国保財政安定化支援事業の増などによるものでございます。

款9、諸収入、項1、雑入は、1,312万8,000円を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1、総務費1億3,708万4,000円は、前年度に比べ6.3%、813万9,000円の増額でございます。

項1、総務管理費1億1,187万9,000円は、前年度に比べ12.2%、1,217万9,000円の増額で、被保険者証更新の経費を措置したことなどによるものでございます。

項2、徴収費2,481万8,000円は、前年度に比べ14.0%、403万9,000円の減額で、コンビニ収納の導入により普通徴収員を廃止したことなどによるものでございます。

項3、運営協議会費38万7,000円は、前年度に比べ0.3%、1,000円の減額でございます。

款2、保険給付費73億7,467万7,000円は、前年度に比べ4.0%、2億8,340万円の増額でございます。

項1、療養諸費65億221万7,000円は、前年度に比べ3.9%、2億4,594万1,000円の増額でございます。

項2、高額療養費7億6,785万8,000円は、前年度に比べ5.1%、3,742万4,000円の増額でございます。

項3、移送費及び項4、出産育児諸費は、前年度と同額でございます。

項5、葬祭諸費900万円は、前年度に比べ2.7%、25万円の減額でございます。

項6、精神・結核医療給付費1,146万円は、前年度に比べ2.6%、28万5,000円の増額でございます。

款3、後期高齢者支援金等12億8,219万9,000円は、前年度に比べ9.9%、1億1,502万4,000円の増額で、一人当たりの後期高齢者支援金等の増加等によるものでございます。

款4、前期高齢者納付金等152万1,000円は、前年度に比べ55.1%、186万7,000円の減額でございます。

款5、老人保健拠出金5万5,000円は、前年度に比べ84.1%、29万円の減額でございます。

款6、介護納付金4億9,635万8,000円は、前年度に比べ7.6%、3,

496万5,000円の増額で、一人当たりの介護納付金の増加等によるものでございます。

款7、共同事業拠出金11億7,530万4,000円は、前年度に比べ5.7%、6,295万6,000円の増額でございます。

款8、保健施設費9,844万2,000円は、前年度に比べ6.0%、557万7,000円の増額で、療養費適正化推進業務委託料を計上したことなどによるものでございます。

款9、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金775万円は、前年度に比べ1,000円の減額でございます。

款10、繰上充用金3,500万円は、累積赤字解消のため計上いたすものでございます。

款11、予備費は、前年度と同額でございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用について定めております。

また、給与費明細書を34ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照ください。

以上、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成24年度摂津市介護保険特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,228万7,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、保険料、項1、介護保険料10億2,890万5,000円は、前年度に比べ17.9%、1億5,649万7,000円の増額で、3年に一度の保険料改定により基準額が14.7%増額になったこと及び被保険者数の増加などによるものでございます。

款3、国庫支出金7億5,689万6,000円は、前年度に比べ5.1%、3,701万3,000円の増額でございます。

項1、国庫負担金7億1,192万円は、前年度に比べ7.0%、4,626万4,000円の増額でございます。

項2、国庫補助金4,497万6,000円は、前年度に比べ17.1%、925万1,000円の減額で、調整交付金の減額を見込んだことなどによるものでございます。

款4、支払基金交付金、項1、支払基金交付金11億4,257万1,000円は、前年度に比べ2.6%、2,852万2,000円の増額でございます。

款5、府支出金6億676万円は、前年度に比べ9.4%、5,233万3,000円の増額でございます。

項1、府負担金5億6,631万1,000円は、前年度に比べ5.1%、2,769万6,000円の増額でございます。

項2、府補助金4,044万9,000円は、前年度に比べ155.8%、2,463万7,000円の増額で、大阪府財政安定化基金の積立額の一部を取り崩し、市町村に交付されることなどによるものでございます。

款6、繰入金、項1、一般会計繰入金6億2,696万2,000円は、前年度に比べ3.4%、2,217万2,000円の減額で、介護給付費繰入金が増加したも

の、基金繰入金が不要になったことなどによるものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページをご覧くださいと存じます。

款1、総務費1億1,966万9,000円は、前年度に比べ2.1%、245万1,000円の増額でございます。

項1、総務管理費7,673万6,000円は、介護保険制度運営に係る一般管理費及び連合会負担金で、前年度に比べ1.8%、134万2,000円の増額でございます。

項2、徴収費308万円は、介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、前年度に比べ4.9%、15万7,000円の減額でございます。

項3、介護認定審査会費3,985万3,000円は、要介護認定に係る調査及び審査の費用で、前年度に比べ3.3%、126万6,000円の増額でございます。

款2、保険給付費39億3,301万5,000円は、前年度に比べ6.1%、2億2,756万3,000円の増額でございます。

項1、介護サービス等諸費34億4,974万円は、要介護者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ5.5%、1億7,931万6,000円の増額でございます。

項2、介護予防サービス等諸費2億4,036万円は、要支援者への保険給付に係る費用で、前年度に比べ17.3%、3,545万円の増額でございます。

項3、その他諸費351万5,000円は、国保連合会への審査支払手数料で、前年度に比べ1.2%、4万2,000円の減額でございます。

項4、高額介護サービス等費7,390万1,000円は、自己負担の月額上限額

を超えた方への給付費で、前年度に比べ8.0%、546万9,000円の増額でございます。

項5、高額医療合算介護サービス等費894万円は、高額介護サービス費及び高額療養費支給後の自己負担の年額上限額を超えた方への給付費で、前年度に比べ10.4%、84万円の増額でございます。

項6、特定入所者介護サービス等費1億5,655万9,000円は、食費及び居住費の利用者負担額軽減に係る介護保険施設への補足給付で、前年度に比べ4.4%、653万円の増額でございます。

款3、地域支援事業費8,254万4,000円は、前年度に比べ0.6%、46万6,000円の増額でございます。

項1、介護予防事業費688万7,000円は、介護予防事業に係る費用で、前年度に比べ14.4%、116万1,000円の減額でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費7,565万7,000円は、地域包括支援センターの運営経費及び任意事業に係る費用で、前年度に比べ2.2%、162万7,000円の増額でございます。

款4、基金積立金、項1、基金積立金2,165万2,000円は、前年度に比べ2,155万5,000円の増額で、24年度が第5期介護保険事業計画の初年度に当たり、剰余金が生じる仕組みになっているためでございます。

次に、1ページに戻りますが、第2条は歳出予算の流用につきまして定めておりません。

また、給与費明細書を32ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上で、平成24年度摂津市介護保険特

別会計予算につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,900万4,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページからの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、後期高齢者医療保険料6億2,704万1,000円は、前年度に比べ13.5%、7,450万2,000円の増額で、本市が後期高齢者被保険者から収納いたします保険料でございます。

款2、使用料及び手数料5万6,000円は、督促手数料でございます。

款3、繰入金、項1、一般会計繰入金1億2,190万7,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度に比べ13.4%、1,441万5,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、4ページ、款1、総務費、項1、総務管理費527万6,000円は、前年度に比べ10.8%、51万4,000円の増額でございます。

項2、徴収費145万6,000円は、前年度に比べ22.8%、42万9,000円の減額で、保険料徴収に関する経費でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金7億3,968万8,000円は、前年度に比べ13.6%、8,853万5,000円の増額で、本市が徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を大阪府後期高齢者医療

広域連合へ納付いたすものでございます。

款 3、諸支出金、項 1、償還金利子及び還付金 1 5 8 万 4, 0 0 0 円は、過年度分保険料の還付金でございます。

款 4、予備費は、1 0 0 万円を計上いたしております。

なお、保険料徴収費に係ります収納推進員の給与費明細書を 1 6 及び 1 7 ページに記載しておりますので、併せてご参照ください。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 議案説明の途中ですが、暫時休憩します。

(午前 1 1 時 5 6 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

休憩前に引き続き、提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

(福永保健福祉部長 登壇)

○福永保健福祉部長 それでは、続きまして、議案第 1 1 号、平成 2 3 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容としましては、平成 2 2 年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴う歳入歳出の補正及び国保連合会負担金の補正に合わせ、人件費の精査額を計上いたしております。

それでは、予算書の 1 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 8 1 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 0 6 億 1, 0 3 8 万 4, 0 0 0 円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款 3、国庫支出金、項 2、国庫補助金 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額は、国保連合会のシステム最適化に伴う特別調整交付金の追加交付分でございます。

款 8、繰入金、項 1、一般会計繰入金 3 万 2, 0 0 0 円の減額は、人件費の精査額を職員給与費等繰入金から減額いたすものでございます。

款 9、諸収入、項 1、雑入は、4, 7 9 5 万 1, 0 0 0 円の増額で、平成 2 2 年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴い、返還金の財源として計上するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款 1、総務費、項 1、総務管理費 1 8 万 4, 0 0 0 円の増額は、国保連合会のシステム最適化に伴う特別調整交付金の追加交付額を国保連合会負担金とし支出するもの及び人件費の精査額でございます。

款 9、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金 4, 7 9 5 万 1, 0 0 0 円の増額は、平成 2 2 年度療養給付費負担金の精算額が確定したことに伴い、国庫負担金の返還金を計上するものでございます。

以上、平成 2 3 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 3 号、平成 2 3 年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容は、平成 2 4 年度の介護報酬改定に伴います介護保険システム改修費用の計上並び

に人件費の改定による減額でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億1,026万8,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項2、国庫補助金286万8,000円の増額は、平成24年度の介護報酬改定に係るコンピュータシステムの改修費用に対する補助金が創設されたことにより増額でございます。

款6、繰入金、項1、一般会計繰入金279万8,000円の増額は、人件費の改定による一般会計からの職員給与費等繰入金7万円の減額と、システム改修費用に対する一般会計からの事務費繰入金286万8,000円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、款1、総務費、項1、総務管理費568万円の増額は、平成24年度の介護報酬改定の内容が本年1月に明らかになりましたことから、これに対応したパッケージソフトの導入に係る費用573万6,000円を計上するものと、介護保険事務職員10名に係る人件費の改定により5万6,000円を減額するものでございます。

款3、地域支援事業費、項2、包括的支援事業・任意事業費1万4,000円の減額は、地域包括支援センター職員3名に係る人件費の改定によるものでございます。

なお、給与費明細書を10ページ以降に

記載しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第22号、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成22年法律第71号、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行を受けて、関係条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）、10ページから24ページの各条例の新旧対照表をご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

第1条といたしまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございます。

同条例第10条の2第2号において、障害者自立支援法の改正に伴い、引用条文の項ずれによる改正を行うものでございます。

第2条といたしまして、摂津市立障害児童センター条例の一部改正についてでございます。

本条例は、児童福祉法及び障害者自立支援法の改正に伴う施設及び事業体系の変更による改正でございます。

摂津市立障害児童センター条例、目次、第2章に規定していた「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター」に改めるものでございます。

以下、第2条第1号、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第11条においても同様に改めるものでございます。

第3章に規定していた「障害児通園事業施設」を「障害児通所支援事業所」に改めるものでございます。

以下、第2条第2号、第12条、第13条、第14条及び第15条においても同様に改めるものでございます。

また、児童福祉法の改正に伴い、障害児通所支援の規定が新たに設けられたことに伴い、第5条第1号、第9条第1号及び第2号並びに第11条第1号、第12条第1号、第2号、第14条第1号の引用条文を改めるものでございます。これに伴い、第12条第2号中の「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とするものでございます。

また、都道府県の措置施設の削除に伴い、第5条第2号を削除するものでございます。これに伴い、第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とするものでございます。

使用料につきましては、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上規定されたことに伴い、第16条の規定を改めるものでございます。

附則第3項及び第4項の使用料の額の特例についてでございますが、特例の適用期間が平成24年3月31日までであるため、新たに平成24年4月1日から平成26年3月31日までに改正するものでございます。なお、この特例は未就学児のみを対象とするものでございます。

また、軽減後の額につきましては、これまでと同様、市長が別に定める額とし、その運用は公示することにより行うものでござ

います。

第3条といたしまして、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

同条例第1条の2第3項において、児童福祉法の改正に伴い、引用条文の条ずれによる改正を行うものでございます。

第4条といたしまして、摂津市立せつつ桜苑条例の一部改正についてでございます。

障害者自立支援法の改正に伴い、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上規定されたことにより、同条例第23条第1項第6号、第2項及び第2項第6号において、引用条文の変更及び項ずれによる改正を行うものでございます。

第5条といたしまして、摂津市立ふれあいの里条例の一部改正についてでございます。

同条例第5条第1号において、障害者自立支援法の改正に伴い、引用条文の項ずれによる改正を行うものでございます。また、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上規定されたことにより、同条例第20条第1項及び第2項において、引用条文の変更及び項ずれによる改正を行うものでございます。

第6条といたしまして、摂津市立みきの路条例の一部改正についてでございます。

同条例第7条第1項及び第2項において、引用条文の変更及び項ずれによる改正を行うものでございます。

第7条といたしまして、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

同条例第9条の2第1項第2号において、障害者自立支援法の改正に伴う引用条文の項ずれによる改正を行うものでございます。

また、附則といたしましては、この条例

は、平成24年4月1日から施行するものでございます。ただし、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正、摂津市立ふれあいの里条例の一部改正のうち、第5条第1号の改正規定及び摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成24年度から国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の納付方法として、土曜、日曜、夜間でも納付できるコンビニ収納を導入することとなりましたことから、集金業務を原則として廃止し、業務の再構築を行うこととなったため、職名の変更をお願いするものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）の26ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

改正内容は、別表中「国民健康保険料徴収員」を「国民健康保険料等収納推進員」に改めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号、摂津市立せ

つつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年法律第72号、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布を受けて、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）、90ページ及び91ページの摂津市立せつつ桜苑条例新旧対照表及び摂津市立保健センター条例新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条といたしまして、摂津市立せつつ桜苑条例の一部改正についてでございます。

摂津市立せつつ桜苑条例第5条第4号において、介護保険法の改正に伴い、引用条文の項ずれによる改正を行うものでございます。

第2条といたしまして、摂津市立保健センター条例の一部改正についてでございます。

摂津市立保健センター条例第2条第7号において、介護保険法の改正に伴い、引用条文の項ずれによる改正を行うものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で、摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、平成23年法律第90号、障害者基本法の一部を改正する法律の施行を受けて、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）、92ページの摂津市障害者施策推進協議会条例新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明を申し上げます。

同条例は、第1条において、障害者基本法の改正に伴い、引用条文の条ずれによる改正を行うものでございます。

また、第2条第3項において、学識経験を有する者のうちから委嘱される委員以外の委員の任期を定めるものでございます。

同条第4項の文言を整理して第5項とし、第4項に委員の再任規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、平成23年政令第37号、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）の98ページから99ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険条例第15条の5は基礎賦課限度額について、第15条の5の10は後期高齢者支援金等賦課限度額について、また、第15条の10は介護納付金賦課限度額について規定したもので、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国民健康保険料の軽減を図るため、賦課限度額の改正が行われたことから、50万円を51万円に、13万円を14万円に、10万円を12万円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第20条は保険料の減額について規定したもので、賦課限度額の改正に伴い、それぞれ改正を行うものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

また、改正後の摂津市国民健康保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第36号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、今般の介護保険法施行令の改正等に伴い、介護保険の保険料率等についての改正が必要となり、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）、100ページからの摂津市介護保険条例の新旧対照表を併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

それでは、改正条文につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第4条についてでございますが、平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率を介護保険法施行令第39条の規定に基づいて定めるもので、保険料基準額を5万9,880円に改め、各段階の保険料の額を定めるものでございます。

附則第10条につきましては、介護保険法施行令附則第16条に規定する平成24年度から平成26年度までの保険料率の特例による保険料の額を4万1,916円と定めるものでございます。

同じく附則第11条につきましては、介護保険法施行令附則第17条に規定する平成24年度から26年度までの保険料率の特例による保険料の額を5万3,892円と定めるものでございます。

次に、今回の条例改正の附則といたしまして、第1項につきましては、平成24年4月1日より施行することを定めるものでございます。

第2項につきましては、改正後の摂津市介護保険条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料率について適用し、平成23年度分までの保険料率については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を56億8,687万6,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページから4ページの第1表歳入歳出予算に記載いたしております。

まず、3ページの歳入でございますが、款1、分担金及び負担金、項1、負担金1億382万2,000円は、前年度に比べ13.1%、1,560万8,000円の減額となっております。これは、主に公債費負担金の減少によるものでございます。

款2、使用料及び手数料18億3,543万6,000円は、前年度に比べ1万円の増額となっております。

項1、使用料18億3,502万円は、前年度と同額でございます。

項2、手数料41万6,000円は、前年度に比べ2.5%、1万円の増額となっております。これは、主に排水設備に係る指定工事店登録件数の増加によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金5,850万円は、前年度に比べ39.1%、3,750万円の減額となっております。これは、補助事業の減少によるものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金21億868万6,000円は、前年度に比べ1.2%、2,531万7,000円の減額となっております。これは、主に公債費の減少によるものでございます。

款5、諸収入63万2,000円は、前年度に比べ8.1%、5万6,000円の減額となっております。

項1、資金貸付金返還収入62万9,000円は、前年度に比べ7.2%、4万9,000円の減額となっております。これは、主に貸付件数の減少に伴うものでござい

す。

項2、雑入3,000円は、前年度に比べ70%、7,000円の減額となっております。

款6、市債、項1、市債15億7,980万円は、前年度に比べ5.9%、9,980万円の減額となっております。これは、主に資本費平準化債の減少によるものでございます。

次に、4ページの歳出でございます。

款1、下水道費14億4,167万9,000円は、前年度に比べ2.7%、3,998万5,000円の減額となっております。

項1、下水道総務費1億8,059万9,000円は、前年度に比べ12.5%、2,012万円の増額となっております。これは、主に委託料の増加によるものでございます。

項2、下水道事業費12億6,108万円は、前年度に比べ4.5%、6,010万5,000円の減額となっております。これは、主に下水道管理に係る委託料の減少によるものでございます。

款2、公債費42億3,919万7,000円は、前年度に比べ3.2%、1億3,828万6,000円の減額となっております。これは、元金及び利子償還金の減少によるものでございます。

款3、予備費600万円は、前年度と同額となっております。

次に、第2条、地方債につきましては、地方債の起債の目的、限度額などを5ページの第2表地方債に記載いたしております。

第3条は、歳出予算の流用について定められたものでございます。

以上、議案第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算内容の説明と

させていただきます。

続きまして、議案第12号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします予算の内容といたしましては、事業費などの確定及び年度末見込みによります歳入歳出予算額の補正でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

まず、第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,271万4,000円を減額し、その総額を57億1,476万6,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載いたしております。

まず、歳入でございますが、款3、国庫支出金、項1、国庫補助金は2,880万円の減額で、これは、社会資本整備総合交付金の交付額が東日本大震災の復興事業費などにより減額されたものでございます。

款4、繰入金、項1、一般会計繰入金は4,401万4,000円の減額で、これは、主に下水道施設の管理に係る委託料及び工事請負費の減額に伴うものでございます。

款6、市債、項1、市債は5,990万円の減額で、これは、下水道整備費の減額に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款1、下水道費は、1億3,271万4,000円の減額でございます。

項1、下水道総務費は269万8,000円の増額で、これは、主に公課費の増額によるものでございます。

項 2、下水道事業費は 1 億 3, 541 万 2, 000 円の減額で、これは、主に下水道施設の管理に係る委託料及び工事請負費の落札差金並びに国庫補助金の減額に伴う事業量の減少によるものでございます。

款 2、公債費、項 1、公債費は、財源内訳の変更でございます。

第 2 条、地方債の補正につきましては、事業費の年度末見込みから限度額を変更するもので、4 ページ、第 2 表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、議案第 12 号、平成 23 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 18 号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、自転車の安全な利用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

自転車は、市民にとって身近な交通手段であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の方々がさまざまな目的や用途で利用されており、高い経済性や効率性に加え、環境負荷の少ない乗り物として地球温暖化の防止や健康増進の観点からも見直されております。特に最近では、東日本大震災による交通の困難などを機に、通勤手段などとしても注目を集めており、引き続きその利用の進展が見込まれる状況でございます。

しかし、自転車関連事故の全交通事故に占める割合は増加傾向にあり、その安全な利用に関する教育の機会確保が難しく、遵守すべき交通ルール、マナーが市民の間に十分浸透しているとは言えない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、自転車も車両の一つであるという考え方を理解いただき、自転車の安全な利用の促進という観点

から本条例を制定し、安全・安心な市民生活の向上に資するものでございます。

それでは、議案書の条文につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第 1 条は、自転車の安全利用を促進する目的について規定しております。

第 2 条は、自転車及び関係団体の定義を規定しております。

第 3 条では、この条例の目的を達成するための市の責務を、第 4 条では自転車利用者の責務を、第 5 条では市民の責務を、第 6 条では関係団体の責務を、第 7 条では自転車小売業者の責務を、第 8 条では学校長の責務を、第 9 条では自転車交通安全教育について、第 10 条では関係団体への支援について、第 11 条では広報及び啓発について規定しております。

第 12 条では、自転車に関する事故を未然に防止するため、指導または警告について規定しております。

第 13 条では、警察署長への協力及び検挙措置等の要請について規定しております。

第 14 条は、市長への委任規定でございます。

次に、附則としまして、この条例の施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

以上、議案第 18 号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 33 号、摂津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その提案内容をご説明申し上げます。

本件は、自動車駐車場の一時使用料の額を改定するため、本条例を制定するものでございます。

なお、議案参考資料（条例関係）の 93

ページ、94ページを併せてご参照願います。

改正の内容でございますが、第6条、使用料の別表第2の中で、摂津市立フォルテ摂津自動車駐車場、摂津市立南摂津駅前第1自動車駐車場、摂津市立摂津駅前自動車駐車場及び摂津市立南摂津駅前第2自動車駐車場の一時使用料としまして、「駐車時間が8時間以内の場合」を「駐車時間が5時間以内の場合」に改め、24時間以内では、一般の「30分以内200円」を「30分以内100円」に改め、障害者の「30分以内100円」を「30分以内50円」に改めるものでございます。また、「駐車時間が8時間を超える場合」を「駐車時間が5時間を超える場合」に改め、上限額を一般の1,700円を1,000円に改め、障害者の850円を500円に改めるものでございます。

これは、長時間利用の場合の使用料と初期駐車の場合の使用料を引き下げることにより、駐車場利用率の向上を考え、改正するものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は、平成24年7月1日から施行するものとしております。

以上、議案第33号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 議案第6号、平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをご覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を2,6

08万2,000円と定め、その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、3ページ、4ページの第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款1、共済掛金、項1、共済掛金は576万円の計上で、前年度に比べ2%、12万円の減額となっております。

款2、繰入金、項1、共済繰入金は1,960万円で、前年度に比べ1.5%、30万円の減額となっております。

項2、一般会計繰入金は70万9,000円の計上で、前年度に比べ21.5%、19万4,000円の減額となっております。

款3、諸収入、項1、預金利子は1万3,000円の計上で、前年度に比べ71%、3万2,000円の減額となっております。

次に、歳出でございますが、款1、共済総務費、項1、共済総務管理費は13万4,000円で、前年度に比べ28%、5万2,000円の減額となっております。

款2、共済金、項1、共済金は2,594万円で、前年度に比べ2.2%、59万4,000円の減額となっております。

款3、予備費、項1、予備費の8,000円は、前年度と同額を計上しております。

以上、予算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号、摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係その1)の1ページから6ページも併せてご参照願います。

本条例は、墓地、埋葬等に関する法律の改正により、大阪府から墓地等の経営許可

等の事務の権限移譲を受けることに伴い、必要な事項を定めるため制定するものです。

以下、条文に従いまして説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について規定しております。

第2条は用語の定義、第3条は墓地等の経営主体の要件を定めております。

第4条では計画予定地に標識の設置の義務を、第5条では施設設置申請前の説明会の開催を、第6条では標識を設置しない、または説明会を開催しない場合の勧告を、第7条では勧告に従わない場合の氏名等の公表の規定を定めております。

第8条は経営の許可、第9条は変更の許可、第10条は廃止の許可について、それぞれの申請手続きを定めております。

第11条は、都市計画法や土地区画整理法など他の法律の認可によるみなし許可にかかわる届け出を定めております。

第12条は墓地等の設置場所の基準を、第13条から15条で墓地、納骨堂、火葬場の構造設備の基準をそれぞれ定めております。

また、第16条は変更又は廃止の許可の基準を、第17条は変更の届出義務を、第18条は工事の完了検査等について、第19条は墓地等の管理基準をそれぞれ定めております。

第20条は埋葬の禁止、第21条では無縁の焼骨等の保管等を定めております。

第22条は、規則への委任規定を定めております。

附則といたしまして、本条例は、平成24年4月1日から施行する旨を定めております。

以上、提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第21号、摂津市規格

葬儀条例制定の件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）の7ページから9ページも併せてご参照願います。

市営葬儀につきましては、昭和37年から実施してまいりましたが、最近、葬儀に対する市民の意識や葬儀の形態も変化しております。そこで、今回、市営葬儀の簡素にして厳粛の趣旨を維持しながらも、選択の幅を広げるとともに、料金の透明性を向上させ、市民が安心して利用できる規格葬儀制度に移行するため、本条例を制定しようとするものです。

以下、条文に従いまして、ご説明を申し上げます。

第1条は、本条例の目的を規定しております。

第2条では本条例の用語の定義、第3条は規格葬儀における標準型と略式型の種別とその内容を定めております。

第4条では規格葬儀の対象者を、第5条では利用方法を定めております。

第6条から第10条までは規格葬儀を執行する葬儀業者について定めており、第6条では指定基準を、第7条では指定葬儀業者の申請手続きから指定の手続きを、第8条では協定締結の義務を、第9条では指定の取消しの基準を、第10条では執行状況等の報告を求めることができることをそれぞれ定めております。

第11条では、規則への委任を定めております。

附則におきまして、第1項で、本条例の施行期日を平成24年7月1日と定め、第2項で条例の施行に関する準備行為の規定を、第3項の適用区分では、施行日前後の従来の市営葬儀の適用期間を定めておりま

す。

第4項では、摂津市斎場条例の一部改正を定めており、別表のとおり改正することを定めております。

第5項では、摂津市斎場条例の一部改正の経過措置を定めております。

第6項では、摂津市立葬儀会館条例の一部改正を定めており、別表のとおりに改定もしくは制定することを定めております。

第7項では、摂津市立葬儀会館条例の一部改正の経過措置を定めております。

以上、提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 それでは、議案第23号、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料(条例関係その1)の25ページも併せてご参照いただきますようお願いいたします。

このたびの改正は、職員の服務義務違反に対して行う停職処分の期間を延長することで、服務規律の一層の確保を図るものでございます。

改正内容といたしましては、第4条に規定しております停職期間を、現行の「1日以上3月以下」から、国に準じて「1日以上1年以下」に改めるものでございます。

附則の第1項は、この条例は、平成24年4月1日から施行することを規定しております。

第2項は、施行日前の行為に係る停職処分の期間については、なお従前の例による旨の経過措置を、第3項は、施行日をまたがる行為に係る停職処分の期間については、改正後の規定を適用する旨の経過措置を規定しております。

以上、議案第23号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第25号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料(条例関係その1)の27ページから30ページも併せてご参照いただきますようお願いいたします。

このたびの改正は、一般職の職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するものでございます。

本市では、平成19年4月1日に給料表の水準を平均4.8%引き下げる給料の切り替えを実施いたしました。給料月額が最大で7%程度の引き下げとなる職員もあつたことから、国に準じた経過措置を設けることとし、切り替え後の新たな給料月額が切り替え日の前日である平成19年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その達するまでの間は、新たな給料月額に加え、新旧給料月額の差額を経過措置額として支給してまいりました。経過措置の対象者数や経過措置額につきましては、昇給・昇格等により大幅に減少してきておりますが、平成23年4月1日現在、50歳代後半の職員を中心に在職者の2割弱が経過措置額を受給している状況にあり、最大受給額は月額1万9,000円となっております。

今回の改正は、平成23年度の人事院勧告を踏まえ、その経過措置額を段階的に廃止するものでございます。今回の経過措置額廃止に伴う影響額は、平成24年度で536万7,000円と見込んでおります。

改正内容としましては、第1条で、平成25年3月31日までの間は、経過措置額に3分の2を乗じて得た額の支給に改正し、

第2条では、平成26年3月31日までの間は、経過措置額に3分の1を乗じて得た額の支給に改正するものでございます。したがって、平成26年4月1日以後は、経過措置額は廃止となります。

次に、附則でございますが、第1条の改正は平成24年4月1日から、第2条の改正は平成25年4月1日から施行することを規定しております。

以上、議案第25号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第26号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）の31ページから72ページも併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

このたびの改正は、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって公務に対する市民の信頼確保に資するため、退職後に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められるに至った者の退職手当の全部または一部を返納させることができることとするなど、国に準じて退職手当について制度を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第11条から第19条までが新たな制度の創設に伴う条文を規定したものでございます。その他の改正につきましては、章や目次の設置、改正に伴う条の繰り下げ、文言の整備などを行ったものでございます。

新たに規定された内容といたしましては、第11条で懲戒免職等処分、退職手当管理機関の定義について規定いたしております。

第12条では、懲戒免職等処分を受けた場合等における退職手当の支給制限について規定しております。

第13条及び第14条では、退職後、退職手当支払い前に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合等に、退職手当の支払いの差しとめや支給制限を行うことができることを規定しております。

第15条、第16条及び第17条では、退職後、退職手当支払い後に在職期間中の懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合等に、退職手当の返納をさせることができることを規定しております。

第18条及び第19条では、懲戒免職等処分を受けるべき行為があったと認めたことによる支給制限や返納命令を行う場合、調査審議するために摂津市退職手当審査会を設置し、当該審査会へ諮問することを規定しております。

次に、第2条の特別職等の職員の退職手当に関する条例及び第3条、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する内容といたしましては、摂津市職員の退職手当に関する条例の改正に準じて必要な改正を行うものでございます。

附則の第1項は、この条例は、平成24年4月1日から施行することを規定しております。

第2項は、この条例の施行日前の退職に係る退職手当については、従前の例による旨の経過措置を規定しております。

第3項は、懲戒処分による一部支給が規定されたことによる文言を整備するものでございます。

第4項は、本条例改正に伴う当該引用条文の整備を行うものでございます。

第5項は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、退職手当の支給制限等の調査審議

するため設置される摂津市退職手当審査会の委員の報酬を月額6,900円と規定するものでございます。

第6項は、本条例改正に伴う当該引用条文の整備を行うものでございます。

以上、議案第26号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第27号、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）の73ページから79ページも併せてご参照いただきますようお願いいたします。

このたびの改正は、今般の社会経済情勢にかんがみ、日当及び食卓料を廃止するとともに、旅行中の夜数に応じて支給する宿泊料の額につきまして、一般職を1万4,000円から1万2,000円に、特別職を一般職と同額に改定するものでございます。併せて、特別の事情等がある場合は、旅費額を減じて支給できるように、旅費の調整の規定を設けるものでございます。

附則の第1項は、この条例は、平成24年4月1日から施行することを規定しております。

第2項は、施行日前に出発した旅行については、従前の例によることを規定したものでございます。

第3項から第5項は、市議会議員、非常勤特別職、教育長につきましても、一般職の職員の例に準じて旅費を支給することを規定しております。

以上、議案第27号の提案説明とさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 消防本部次長。

（熊野消防本部次長 登壇）

○熊野消防本部次長 それでは、議案第29号及び議案第39号の条例制定の件につき

まして、提案内容をご説明申し上げます。

まず、議案第29号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）83ページから87ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照願います。

本条例の一部改正の内容としましては、大阪府からの権限移譲のうち、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の許認可等に関する事務の移譲を受けるに当たり、それに係る手数料を制定するものでございます。

手数料の額につきましては、現在の大阪府産業保安行政事務手数料条例と同額でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その2）108ページから111ページにかけ、新旧対照表を記載しておりますので、併せてご参照願います。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号）が平成23年12月21日に公布され、平成24年7月1日に施行されることに伴い、危険物の第1類に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物、別名、過炭酸ナトリウムが追加されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

当該改正により、新たに指定数量の5分

の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所となるものに対し、摂津市火災予防条例に規定されている技術上の基準について、所要の経過措置を定めるものとして、附則に第2項から第5項の4項を加えるものでございます。

なお、この条例は、平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上、議案第39号の提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

(宮部生涯学習部長 登壇)

○宮部生涯学習部長 議案第30号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係その2)の88ページから89ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

平成23年8月30日に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで国が決定し、地方公共団体に義務つけてまいりました基準等について、条例に定めることにより、地方公共団体がみずから決定・実施できるよう社会教育法の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されます。

本条例は、この社会教育法の改正に伴い、これまで社会教育法に規定されておりました公民館運営審議会の委員の委嘱の基準等に関し、必要な事項を定めるため制定するものでございます。

改正の内容でございますが、第3条の見出し中「定数及び任期」とあるのを「委嘱の基準等」に改め、同条第1項中「の定数」を削り、「13名以内とする」を「次

に掲げる者のうちから、摂津市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する」に改め、同項に委嘱の基準として、第1号、学校教育の関係者、第2号、社会教育の関係者、第3号、家庭教育の向上に資する活動を行う者、第4号、学識経験のある者、第5号、前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者の各号を加え、委員の任期を定めた第2項を第3項に改め、第2項に委員の定数を定めるものでございます。

また、第3条の次に第3条の2及び第3条の3を加え、当審議会の運営に関する事項を定め、併せて第4条の文言を整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第30号の条例の一部を改正する内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わりました。質疑は後日お受けします。

日程6、報告第1号を議題とします。

報告を求めます。生活環境部長。

(杉本生活環境部長 登壇)

○杉本生活環境部長 報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、内容のご説明を申し上げます。

本件は、公用自動車による公務中に発生した物損事故で、本年1月31日に示談が成立いたしましたので、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。

事故発生日時及び場所、損害賠償の相手方、損害賠償の額、事故の当事者は、報告第1号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経緯につきまして、

ご説明を申し上げます。

本件は、昨年12月2日、金曜日、午前10時50分ごろ、一津屋一丁目19の3地先で、環境業務課職員が運転するパッカー車が、進行方向の道路右側にあるマンションのごみ置き場にバックで進入しようとした際、ハザードランプをつけて道路右側に車を寄せ、バックで頭を左に振ったときに、左後方から走行してきた相手車両の右側荷台にパッカー車の左前部が接触したものでございます。

示談につきましては、民事交通訴訟における過失相殺率の基準に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会と協議の上、相手方車両修理に要する費用9万279円のうち、本市負担分として7万6,737円を支払うことで相手方と合意に達したものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、加入しております全国市有物件災害共済会より、その全額が支払われるものでございます。

今回の事故につきましては、運転手が後方の安全確認が不十分であったため発生したもので、事故を起こした職員につきましては、摂津市職員分限懲戒審査委員会の審査を経て、文書による嚴重注意処分とし、併せて2か月間、公用車の運転の自粛をさせております。また、管理職員に対しても口頭注意処分といたしております。

職員に対しては、日ごろから安全運転及び注意喚起を行っているところではありますが、改めて交通事故再発の防止に向け、交通法規等を遵守させ、安全運転、安全確認の徹底を指示してまいります。

以上、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件についての説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 報告が終わり、質疑があ

れば受けます。山本議員。

○山本靖一議員 今、報告をいただいたんですが、もう少し詳しい報告をお願いしたいと思うんですが、パッカー車が後退するときに乗務員によるバックの誘導はされていたのかということが1点。

それから、向こうの車両、これは前方不注意ということに、過失相殺はいろいろあると思うんですが、割合の関係をもっと少し具体的にいただきたいと思ひますし、同時に、停車中ということではなしに、向こうも動いていたということであれば、前方不注意が相当問われるというふうには思ひますけれども、この辺の過失相殺についてどういう交渉がされてきたのかということをお教えいただきたいと思ひます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 まず、バックの誘導の件でございますが、3名乗車しておりました、他の2名は先にごみ置き場のほうへ進んでおりました、運転手が独自で後方確認をしていたというふう聞いております。

過失割合でございますが、これにつきましては85%対15%で、市のほうが85%、相手方が15%ということになっております。これにつきましては、一たん後方確認をした上でバックをしたとのことでございますが、その際に接近してきた相手方車両に気づかず接触したもので、本市のパッカー車運転手の過失割合のほうが多いものというふうに判断をし、交渉してまいりました。示談を成立させたものでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 この件は、何回もマニュアルの話とかというふうなことで議会でも議論されてきましたが、後退するときには、3人乗車されているわけですから、必ずバ

ックを見るとか、そういう初歩的なことが今回もやられていなかったということになるんでしょうか。その辺のことについて、もう一度、昨年つくられたマニュアルが全く生きていないということにつながるんじゃないかなというふうな思いもするんですが、それと同時に、向こうの側の車両が15%しか過失がないというのは、ちょっと一般的には合点がいかんわけですけどもね。前方不注意ということにも相当な責任があるのではないかなというふうな思いがするわけですけども、この辺の交渉過程も保険会社に一方的にお任せされていたのか、ようわかりませんが、もう少し具体的にこの辺の交渉経過なども教えていただければと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 まず、マニュアル、昨年、総務のほうでつくっていただきましたものを見ましても、バックの際の安全確認につきましても、同乗者がいる場合はできるだけ下車して誘導するようというふうに書いてございます。この点について怠っていたということで、この点については我々の徹底の不十分だったのではないかと、改めておわびをしたいと思います。

それから、前方不注意の件でございますが、まず、車両が道路右側に一たん停車をして、そこからバックをしているという点がございまして。それから、当たっている場所が相手の前方ではなくて、相手の側面、荷台後方のところへ当たっておりますので、これは通り過ぎてるところへ横から当たっていったというような形になりましたので、これについては本市の運転手の過失が大きかったというふうにご覧しております。

示談につきましては、随時共済会のほうと連絡をとってお互いの意思を確認してお

りますが、今回につきましては、相手方の当たった位置とか、それから停車方法とかといったところで本市のほうに非があったものと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 1点確認したいんですけど、懲戒といいますか、処分を受けた職員は、その運転手と、それから、その上司に当たる方なんですか。そのお二人だけなんですか。その辺をちょっと確認とりたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 懲戒審査委員会にかけましたのは事故全体の関係者全員でございますが、処分につきましては、運転をしていた者に対する文書注意、それから担当課長、担当次長、それから担当部長である私について、注意処分ということで市長のほうからの注意をいただいております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 3人で勤務されておること、道路交通法によりますと、それは当然、運転手の責任ということになります。しかし、3人でそれぞれ誘導して、役割分担をしながら収集に当たっておるわけですから、当然、運転手は誘導した人の指示に従ってバックなりをしていると思うんです。そうなりますと、その3人は市に関しては平等に懲戒を受ける必要があるんじゃないかというふうに感じるんですけど、その点はいかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 同乗の者が、先ほども申しましたように、マニュアルにも定めておりますので誘導すべきというふうにも考

えます。ただし、この場合、他の2人がごみ収集のために車を離れておりましたので、それが戻ってくるのを待ってバックをするという形になっておればよかったかと思いますが、この際、運転手が時間を節約しようと思ったのかということもございますけれども、単独で離れておる間にバックをしたということで、他の2人が車両を離れていたということで誘導ができておりません。ただ、そういうことについても、運転手は、バックに対する誘導については、それを待ってやるようにというようなことを注意はいたしておりますし、今後とも徹底してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 そういう形で単独で行動されたということなんですけど、一応3人で業務されておる限りは、しっかりとその辺のマニュアルを再度確認して、連帯責任じゃないんですけど、その3人がともに責任を分かち合うという気持ちで業務に対応していただかないとあかんというふうに思いますので、その辺は十分徹底していただきたいというふうに思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。

日程7、議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第16号、市道路線認定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路として20路線、総延長1,489.5メートルを市道として、

道路法第8条第2項に基づき、路線の認定を行うものでございます。

それでは、路線認定の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置につきましては、議案参考資料4ページから7ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

地区内道路としまして、番号1、路線名、学園町26号線、番号2、路線名、鶴野67号線、番号3、路線名、東別府69号線、番号4、路線名、東別府70号線、番号5、路線名、東別府71号線、以上5路線は、都市計画法40条第2項の規定により帰属を受けたものでございます。

番号6、路線名、東別府72号線、番号7、路線名、東別府73号線、番号8、路線名、東別府74号線、番号9、路線名、東別府75号線、番号10、路線名、東別府76号線、番号11、路線名、東別府77号線、番号12、路線名、東別府78号線、番号13、路線名、東別府79号線、番号14、路線名、東別府80号線、番号15、路線名、東別府81号線、番号16、路線名、東別府82号線、番号17、路線名、東別府83号線、番号18、路線名、東別府84号、番号19、路線名、東別府85号、番号20、路線名、東別府86号、以上15路線は、東別府二丁目地域で住宅開発により築造された道路敷地につきまして、開発者を相手に道路敷地の所有権移転登記手続き等請求事件としまして提訴し、本市が全面勝訴の判決を受けました。その判決により、本市に道路敷地の所有権が移転されたことによるものでございます。

以上、議案第16号、市道路線認定の件

につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。原田議員。

○原田平議員 市道の認定でございますが、学園町26号線及び鶴野67号線、そして東別府69号線、東別府70号線、東別府71号線は、新たにつくられた開発に伴う道路であります。東別府72号線から東別府86号線は既存の路線であります。現在、その開発指導において、舗装のあり方について市のほうからの指導があると思っております。この新しく帰属を受ける路線についての舗装の状況はどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。浸透性なのか、あるいは従来の舗装なのかということで。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、開発により帰属を受けた道路の舗装の構成についてご説明申し上げます。

学園町26号線及び鶴野67号線におきましては、通常の密粒アスファルト構造でございます。東別府69号線、東別府70号線、東別府71号線につきましては、浸透舗装の舗装の状況でございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 開発の内容等にもよるんだと思うのでありますが、やはりそういった業者負担、あるいは、ひいてはその住宅を購入される方々への負担になるわけでありませう。やはり公平性という立場から画一的に行うべきではないかというふうに感じるのでありますが、部長の考えを聞きたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 若干ではございますけれども、先ほど申し上げました東別府6

9号線、東別府70号線、東別府71号線につきましては浸透舗装になっております。この浸透舗装になっておる理由といたしましては、安威川以南地域におけます公共下水道分流区域でございます。ただ、この区域におきましては、まだ雨管整備が確実にできておりません。しかるに、この開発業者によりまして雨管整備等まで負担をかけますと莫大な費用になるということになりまして、流出係数といいますか、表面からあふれる雨水を何とか抑えようということから、開発業者におきましても、浸透舗装等についてということで、費用についても協議した中で浸透舗装に達したものでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

○原田平議員 地域によってそういう差が出てくるということは、先ほど申し上げましたように、行政の公平性からいえば問題が生じるんじゃないかというふうにも感じますし、そういったところについては、やはり雨水整備を急ぐ必要があるかと、こういうふうにも感じますので、今後、指導の中でそういうことを徹底していただきたいと思いますということを要望しておきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程8、議案第17号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木下水道部長。

(藤井土木下水道部長 登壇)

○藤井土木下水道部長 議案第17号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、地区内道路としまして1路線、総延長52.1メートルを市道として、道路法第10条第3項に基づき、路線の廃止を行うものでございます。

それでは、路線廃止の概要につきまして、ご説明申し上げます。

区間、敷地の延長、敷地の幅員、敷地の面積につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

位置につきましては、議案参考資料8ページに記載いたしておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

地区内道路としまして、番号1、路線名、東別府21号線、この1路線は、起終点及び延長の変更によりまして路線廃止を行うものでございます。

以上、議案第17号、市道路線廃止の件につきまして、提案内容の説明とさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

2月23日から3月5日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後2時22分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 嶋 野 浩一朗

摂津市議会議員 山 崎 雅 数

摂津市議会議員 木 村 勝 彦

摂津市議会継続会会議録

平成24年3月6日

(第2日)

平成24年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年3月6日(火曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防本部長	熊野誠

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計予算
議 案 第 2 号 平成24年度摂津市水道事業会計予算
議 案 第 3 号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議 案 第 4 号 平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算
議 案 第 5 号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議 案 第 6 号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議 案 第 7 号 平成24年度摂津市介護保険特別会計予算
議 案 第 8 号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議 案 第 9 号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)
議 案 第 10号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
議 案 第 11号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議 案 第 12号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
議 案 第 13号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
議 案 第 18号 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件
議 案 第 19号 摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件
議 案 第 20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件
議 案 第 21号 摂津市規格葬儀条例制定の件
議 案 第 22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
議 案 第 23号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 26号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 27号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 28号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 29号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 30号 摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 31号 摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 32号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 33号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 34号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 35号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 36号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 37号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議 案 第 39号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

2,

代表質問

市民ネットワーク 森西 正 議員

高志会 渡辺 慎吾 議員

新生クラブ 森内 一蔵 議員

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、森西議員及び柴田議員を指名します。

日程1、議案第1号など35件を議題とします。

本35件につきまして、質疑に入ります。山本議員。

○山本靖一議員 代表質問の前ですが、少しだけ時間をいただきたいと思います。

議案第1号、50ページですが、歳入、財産売払収入5億7,204万9,000円、23年は当初予算ですけれども6億2,238万円が組み込まれております。今年、この歳入、財産売払収入について5億7,000万円上げられていますけれども、一つは、何か所か、場所ですね。それから、この売却によって他の施策に影響は出てこないのかというふうなこと。この施設を利用していろいろと施策が実施されているというふうなことがありますので、そういうことはないのかというふうなことです。

それから、22年、それから先ほど言いました23年、それぞれ10月に中期財政見通しが出されました。2年間で12億円の財産売払収入が入ってくるわけですから、当然こういうものは中期財政見通しの中に組み入れられてしかるべきだというふうに思うわけですが、これが入っていません。なぜこういうことが入っていないのかということをお聞きしたいと思います。

それから、市民の財産、公共用地、公有地、これは適正に管理されているのか。22年の5月でしたか、低・未利用地の売却ということ的前提にして検討委員会がつくられて、その8月に報告が市長のほうに届けられたと。それに基づいて何件かこの間

売却ということになってきたわけですけれども、その32件について、それぞれから上がってきたみたいですが、それ以外にもさまざま市が抱えている公有地があると思うんですけれども、そういう公有地について、例えば、民間に貸し出す場合は協定書を結ばれたり賃貸契約書を結ばれたりとか、いろんなことがされていると思うんですけれども、そういうことについて瑕疵はなかったのかということについて、この4点、お答えください。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁をお願いします。総務部長。

○有山総務部長 では、私のほうから今のご質問にお答えします。

本年予定をしております7か所の用地でございますが、JR千里丘ガードの代替地として取得しております千里丘2丁目の用地189.9平米、それから、同じく千里丘ガードの代替地として抱えております千里丘東2丁目の用地14.97平米、それから、市民プール駐輪場跡の用地でございます。三島2丁目、これが135.29平米、それから、東一津屋の土地区画整理内の用地、これは東一津屋14でございますが281.33平米、それから、東一津屋の土地区画整理区域内用地、これが東一津屋103、104、105にわたるものでございまして258平米、それから、鯉生野第1団地、第2団地、別府2丁目の物件でございます。これは、総面積のうち1,500平米余りを予定しております。それから、鳥飼野々団地、鳥飼野々3丁目でございます。売却を予定しております面積は2,500平米ほどでございます。

それと、中期財政見通しについて、この用地を見込んでいるか見込んでいないかということでございますが、23年10月に

策定をしております、この分につきまして、用地については見込んでおりません。積算の概要のところ、歳入については23年度予算をベースに積算するというので、予算上、土地の売却収入というものは組んでおりましたが、この時点での用地の動きとしましては、旧ふれあいルームについては11月の8日に募集をし、プレゼンを11月の11日に予定をしておりました。また、その他の3筆につきましては、売却の告示後、入札の予定を11月の17日ということで予定をしておまして、10月の時点において、この歳入が確実に見込めるものではなかったこと、それから、旧ふれあいルームにつきましては福祉施設という要件をつけておりますので、どの程度の参入があるのかということが見込めなかったので、見込んでおりません。その時々々の状況に合わせて見ておりますので、例えば22年度の中期財政見通しの中では、企業誘致による市税増収分を22年までとしておりましたが、23年の時点では、これにつきまして、現に10月の時点である程度税収が見込めたことから、企業誘致による市税増収分を23年度まで継続して見込んだところでございます。いずれにしても、中期財政見通しの中で必ずしも予算に連動して見込んだわけではなくて、その中の現状を踏まえ、決算状況を見込んでおります。

それから、民間に貸し出すときの契約等については、契約をしております。したがって、そのことについての管理は防災管財課のほうで適宜適正に行われております。

それから、公有地の検討委員会で検討された土地で32筆以外に該当する用地があったかということでございますが、従前、政策推進課のほうで先行してこの公共用地

の売却の検討をしております。この32筆から新たに加わったものは、鳥飼北部区画整理内用地が1件ございます。現況としては、下水道整備課の資材置き場に利用されておるものでございます。これを1件加えております。また、逆に減った分が1件ございまして、ちょっと今、手元の資料のところで確認はできていないんですが、総数としては政策推進課が掲げました32件と変わらない件数となっているところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 それと、土地の売り払いによって施策にどのような影響があるのかということについてもお答えいただけますでしょうか。市長公室長。

○乾市長公室長 今回、財産の売却収入を見込んでおる土地につきましては、他の施策に影響しないかというお問い合わせでございますけれども、私どもが考えておりますのは、今、当初予算に盛り込まれております物件につきましては、特に他の施策に影響を及ぼすようなことはないと考えております。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 場所は7か所というふうにお聞きしました。それで、この売却に当たって、市民の非常に大切な財産ですから、昨年、第3回定例会で、この資料を出していただきたいと言ったときに、大変なことになるので出たくはないというのが1回目の答弁だったんですね。しかし、情報公開、市民との協働を進めていく中で信頼関係をつくるために、どうしても市が持っている情報については出していきましょと、そういうことの中で32筆を出していただきました。同時に、売却に当たっては政策決定をしていないから、まだ具体的には出されませんということでしたけれども、改

めて売るときについては、議会にも示して政策決定した上で、いろいろ地元とかいろんな意見を聞きながら決定していきましようというのが経過だったと思うんです。ところが、もう既に今年の予算に7筆の売却を決めて予算化されている。ということは、この間、昨年3月に答弁された中身との整合性が改めて問われるのではないかとということが一つあります。

それから、この検討委員会の報告書をまとめたのは22年の8月なんですね。その後10月に中期財政見通しが出された。それから、今年の23年の10月にも29年度までの中期財政見通しが出された。この中期財政見通しの中には、吹田操車場跡地の15億円も、平成27年に15億円で売却するということが組み込まれているわけですよ。そうすると、いろいろおっしゃったけれども、2か年で12億円に達するような財源について、中期財政見通しに載せないということ自身が、私はやっぱりおかしいのではないかという思いを持つわけです。市長が今、苦勞されているように、500万円、1,000万円あるいは4,000万円の補助金を削って次のところに組み込もうという、そういう中で12億円の財源というのはどんな位置を占めるのかということになれば、やっぱりこの中期財政見通しを示された中で、見込めるものは見込んでいきましよう、ということについては議会にも示していきましようというのがこれまでの精神だったと思うんですけれども、その12億円を、今いろいろおっしゃったけれども、経過の中から、この中に組み入れないということ、これは合点がいきませんし、今言いましたように、27年には15億円で売れるかどうかわかりませんが、これは28億円で売りたい

というふうにおっしゃっていたんですけれども、それを15億円にちゃんと組み入れていると。ここの整合性の問題も問われなければならないというふうに思うんです。こういうことについてもきちっとお答えいただきたいと思います。

それから、他の施策に影響は出ないかということで、全く市長公室長は影響がないというふうにおっしゃった。では、聞きますけれども、別府保育所、市営住宅跡地、これは売却するわけですね。解体費用1億5,000万円、これは鳥飼野々団地跡地も含めてだと思んですが、今年予算化されています。解体して今年売却してしまうと。今年の秋には市長選挙があります。この別府保育所は第16投票所になっているわけですね。この16投票所はどこに持っていくのか、現地でそのままもう1回活用していくというふうな考えをお持ちなのか、ようわかりませんが、影響がないどころか、これは国民の参政権を保障する上で大事な投票所をどこに持っていくかということも決まっていない。これは、3年前に市営住宅の建設計画、3か年計画をやってきたわけですから、3年前にそういうことは当然として視野に入らなにかんわけです。投票所をどこにするか、これは大事なことだと思うんです。これは、ふれあいルーム売却によって第6投票所はなくなりましたが、そういうことを見ていったときに、これが廃止された途端にどこかにまた統廃合されるん違うかなという私は思いがするんですけれどもね。全く影響がないどころか、大事なことについて影響があるのではないかと、このことについても今年決められているのか、示されているのか。秋、そんなに時間はないと思うんですね。それに地元説明も関係者に対する説明

2億円を入れるというのは、かなり作業としては難しいと考えております。

それから、吹操跡地の15億円ということにつきましては、当然採算ベースで損がいかないという額を見込んでおります。むしろ、これがおっしゃっているようにプラスの要因として後年度に振れるのであれば、それは財政的には大きく寄与をするものだというふうに考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 別府公民館敷地横の通路についてご答弁申し上げます。

別府公民館の北側に4メートルの通路がございまして、この通路のうち、中心までの2メートルは市の土地となっております。それで、この通路の経緯を調べてみますと、共同住宅と、それから正面に酒屋さん、そして公民館、この中で4メートルの共用通路として利用しております。それで、まず最初に共同住宅が43年の5月に建築されまして、それから、正面の酒店が44年の5月に建築されております。一番最後に公民館が46年の11月に土地を取得いたしまして、47年に建築いたしております。こういった経過から、一番最後に別府公民館が建築されたということでございまして、この3者の共用通路として利用されたというふうに考えております。したがって、私も調べてはおりますけれども、出し合いの共用通路ということでございまして、賃貸等の協定書等は作成しておらなかったのではないかとこのように考えております。

それと、この共用通路につきましては、公民館まつり等で自転車置き場として利用いたしております。今回、共同住宅が売却されまして、建売住宅になりました。この折に境界確定もいたしてございまして、その

2メートルの分につきましては、今後、公民館の敷地の一部として利用してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 市長公室長は0000000000000000というふうにおっしゃった。

投票所をそういうふうにさせていただけるのか、ようわかりませんけれどもね。数字に間違いがあるんですよ。今、3,100平方メートルほどあるさかいに、半分ほど売ったら、ようけ土地が残るといふような話なんですけれども、これには3,206.

58平方メートルと書いてあります。これは資料を出していただいた。そやけど、実際に市営住宅の土地は2,577平方メートルじゃないですか。そのうち1,500平方メートルということになるんですよ。そういう資料をお持ちじゃないですか。どちらが本当ですか。しかも、これは保育所をいつ解体されるかは知りませんが、これがなくなったら投票所がなくなるということがはっきりしているんですよ。ちゃんとそこに仮設をして、あるいは8月か9月か知りませんが、そういうときにはまだ解体しませんが、その施設については、その1日だけ電気を通してそこを使いますよというような話やったら、またそれはそれで理解できますけれども、そういう方針も示さないと、いきなり売却します、解体しますという予算を組んでおるわけですよ。これが市長公室長の言われる市民との協働でしょうか。私はやっぱり合点がいきません。

それから、今、27年の15億円については、これはもっと高く売れるのではないかとこのようになことで組み入れられました。そやけれども、先の売ったお金について決

算ベースでというふうにおっしゃったけれども、売って、そのお金がはっきり6億円というふうなことで出ているのに、それは載せなかったと。将来売れるかどうかわからない、これは決算ベースでも何でもないやつを載せて、決算に載るようなことを載せないで、こういう矛盾があるんですよ。おかしいじゃないですか。

私は思うんですが、これから代表質問される中で、この間言われたこと、自分たちが持っているルールと違うことを平気でこの中にやっていくということになれば、これからされる議論というのは本当に信頼される議論になっていくのかなという思いがするわけです。したがって、去年の3月定例会で答弁された、市民の財産について売却するときは政策決定をし、議会ともよく相談、議論して結論を出していきたいと、これが到達点だったんです。そこに立ち返っていただきたいと思うんです。このまま予算も5億7,000万円の予算を計上しました。中期財政見通し、この12億円についてはここに触れていませんということがまかり通るとなったら、いよいよ中期財政見通しというのは何だったのかというふうなことも問われると思うんです。

それから、今、公有財産の問題について、共通の通路とおっしゃった。これは、公民館は別に横に通路がなかったっていいわけですよ。民間のために、家主さんのために便宜供与したわけでしょう。はっきりしているわけですよ。公民館は表から入れるわけです。門があるわけです。管理人さんが泊まろうと思えば、これは前の門扉をあけたらええだけで、横に門扉がありますけれども、前から入ったらええわけですよ。何のために共用の通路がいったか、これは民間のアパートのために便宜供与をしたとい

うことでしょう。であれば、無償であろうと何であろうと結構ですけれども、きちっと協定を結ぶというのが市民の財産の管理の仕方じゃないですか。つまり、こういうようなことが別府公民館だけやなしにほかにもあるんじゃないかなという私は思いがするわけです。大事な財産を預かる側として、そういうことでいいんでしょうかと。確かにいろんな方が住んでおられて、そのために公が役割を果たしていくということは大事ですけど、それはルールに基づいて進めていくということだと思うんです。

今、市長公室長やら、それから総務部長がお答えになったんですけれども、こんなことでこれから代表質問に入っていったら、答弁されたことが、その次の議会になったらまた違う資料が出てくる、こんなことがまかり通っていったら議会そのものが問われるというふうに私は思うんですけれども、議長のほうで整理をしていただけたらと思います。

○嶋野浩一朗議長　それでは、市長公室長。

○乾市長公室長　鯨生野団地等の面積の違いでございますが、これにつきましては、ちょっとアバウトな数字を私のほうが申し上げたようで申しわけございません。鯨生野団地の周りには、ちびっこ広場でありますとか、あるいは第19集会所等がございますので、そういったものを入れますと3,206.58平米となるというふうに理解しております。

それから、投票所云々の話につきましては、これから選挙管理委員会のほうできちっといろんなことを検討した上で決めていかれると思いますので、私のほうからは、先ほど申し上げたのは、あくまで考え方としてあり得るというような仮の話を上げているというようなことでご理解いただ

きたいと思います。(「ちょっとおかしいんと違いますか。答弁じゃないで」と山本靖一議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 中期財政見通しの存在意義でございますが、私どもといたしましては、財政の状況を明らかにするというので、議会、市民、あるいは庁内に対してそういう説明をする意味で公表しております。いづれにいたしましても、行政の役割を考えますと、この厳しい財政状況ではあります。市民生活を守るという観点に立って考えていかなければならないと考えております。歳入の減少が大きく本市の財政の上にかかっております。その中で歳出の削減をすることには限界があると。パイをどのように分けるかという議論をする一つの中期財政見通しは、今後の見通しを立てる一つの方策だと思っております。そういう意味で、歳入の確保を図るということで土地の売却を行ったものです。資産活用を図るといのは第4次の行政改革の中にも書いておることございまして、その手法により財政的な手段として財産の活用を図ったところでございます。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 別府公民館横の通路の件でございますけれども、別府公民館には、今は機械警備になっておりますけれども、以前は管理人さんが入居をしておられまして、管理人さんの出入り口がその通路側に設置してございました。そういった形で、正面は公民館としての入り口、それから側面は管理人さんの出入りする通路ということでございますので、そのために共用通路として設置したものでございまして、決して民間の方に利益供与するために設置したものでないというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 いろいろご指摘いただいているんですけども、ちょっと考えていることを申し上げたいと思います。

この24年度予算を作成いたしましたときに、大きな要求額との乖離がございました。何とか20億円弱ぐらいで、基金の取り崩し等々の議論もいたしました。そういう中でこの予算を組ませていただいたということが背景的には一つあります。

それから、今までにむやみやたらということの中身で売ってきたわけではございません。当然、三十何筆の中で政策推進会議で決めて、その方向で意思決定をした上で、議会との関係も含めて今日までご相談といひますか、予算化といひますか、そういうこともさせていきてきたと。

それで、この大きな鯨生野団地、鳥飼野々団地の問題は、私どもの中で1点議論いたしましたのは、22年の第1回定例会で、その当時の部長から、市営住宅の建設費の補てん原則売却をさせてほしいというようなことも申し上げてまいりました。それからまた、22年の第4回定例会でも、市長公室長が、鯨生野団地につきましても、基本的には一部の売却をして市営住宅の建設費の補てん財源とする予定でございまして、こういう答弁もいたしてまいってきたところでございます。最終的には、23年第2回定例会の総務常任委員会で、いわゆる公有地有効活用検討業務委託料の中で、24年3月でもって野々団地、鯨生野団地が終わり、(仮称)市営三島住宅団地に移転すると。それに伴って、24年度に団地跡地の公売を考えたいということは、この23年の第2回定例会の総務常任委員会の中で答弁をしたところでございます。

そういったことの中で、一定の方向の中

でこの中身を今回お願いしてきたということでもって、ある日突然ということの中身で上程したとは考えておりません。

そして、今回お願いしております、一番心配しておりますのは、確かに中期財政見通しは去年の10月に出しておりますけれども、今回の補正第4号でお願いしています、いわゆる小・中学校の経年劣化によって、まず一つの鳥飼北小学校の改修工事6,900万円を今回補正でお願いしております。そういうことになりますと、我々が見ておるのは、この財源の厳しい中で、子どもたちの安全・安心のためには、これは続々といいですか、一定鳥飼北小学校だけで終わらない、必ずこの24年度の中でも、一定の精査が終わった段階で、また補正等もお願いしなきゃならないというようなことになりますと、財源をどこで求めるかとなりますと、これは基金から求めるのか、それとも我々が持つておる市民の大事な財産でありますけれども、過去の経過の中でこういうことも考えさせていただきたいということで、今回予算計上いたしたということでございまして、今後も公有地の売却については十分注意をいたしてまいります、これほどの財源の不足の中で、いわゆる東日本大震災における問題もございしますが、小・中学校の経年劣化ということも頭の中に今入れております。

そういったことを考えますと、この中身については、過去の議会との議論をさせていただきますということと、それからもう一つは、一定総務常任委員会、23年度第2回定例会でお願いした委託料の中での鯨生野団地の跡地についても公売をお願いしたいということの中身をもって、一定の経過の中でお願いをしたということでございまして、そういうふうにも今、考えていると

ころでございまして。（「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 一つは、売却したらいかんという話でやっているわけじゃないんです。それで、今、総務部長がおっしゃったけれども、歳入について、12億円入ったと、今、副市長がお答えになったけれども、歳出分じゃないんです。歳入はもう見込めておるんです。実際に入っとるわけですから、これは12億円を組み入れるのが筋じゃないですかと。決算に基づいてというふうにおっしゃったけれども、今言いましたように、27年、これは決算じゃないけれども入れていると、ここの整合性はどうするんですかということの一つ聞いているんですね。片一方は決算、片一方は決算でも何でもないんですよ。そういうものを整理する必要が、この中期財政見通しとして出された資料としての、これは信憑性というような表現はよくないですけども、そういう中身の軽重が問われるということを聞いているわけですから、このことが一つ。

それから、今、副市長、昨年第2回定例会とおっしゃったけれども、その後の第3回定例会でお答えになったというのは、私、その後の話なんです。ですから、そういう売却についてはよく相談していきましょうというのが、それが到達点だったと思うんです。もう一つ言いますけれども、この鯨生野団地の売却については、市長は、ずっと地域との懇談会もありました、要望書も出ました、そのときには白紙だというふうにおっしゃっていたんです、白紙だと。売却はありだと、それはいろいろあると思うんですけども、しかし、その当時、市長がおっしゃっていたのは白紙。鳥飼野々団地については、これは売却するとはつき

りおっしゃっていた、それは私も覚えています。こういう経過をたどっている一つ一つの積み重ねというのは、私は大事だと思うんですよ。そういうことの議論の整理がされないまま、このまま代表質問に入っていくということについては、私はやっぱり問題があるというふうに思いますので、この間の、今、副市長が答弁されたけれども、去年の第3回定例会の答弁は何だったのかと。それから、言いましたけれども、決算ベースで全部中期財政見通しは立てていとおっしゃったけれども、27年、決算でも何でもないので入っていると、こういうことの整合性を1回やっぱり整理していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○嶋野浩一朗議長 市長から補足答弁。

○森山市長 議事進行で山本議員から用地の売却について、るるご指摘があるようでございますけれども、今、副市長のほうからもお話を申し上げました。おわかりになって質問されていると思いますけれども、いろんな厳しい社会情勢の中で、基金といいますか、貯金を減らさんと、多額の借金を何とか返して行って、そして、持っている土地もできるだけ売らんとということで、ほんでいろんな施策に応えようということで、議会の皆さんと心を一つにして今日まで頑張ってきたと思うんですね。その中で、今ご指摘の今回の売却用地が今年度の予算に出てきたということでご質問をされていると思います。特に鳥飼野々団地、そして鯨生野団地につきましては、この売却予定の多きを占めるわけでございますけれども、もともと現地での建て替えという方針があったわけですが、プールの跡地をこのまま置いておってはいけないということで、ベストではないけれども、あそこに一

緒に集合して建てようではないか、そういうことで、その原資はあくまで今ある野々団地、鯨生野団地、これが原資になるわけでありまして、ある意味では先行投資といえますか、既にもう立ち上がってしまってお金も使っておるわけでございますから、そのことについては、私は別府地区の連合自治会で要望をいただいたときにもそのお話はしたと思います。原則は、今ある野々団地、鯨生野団地も、これを売って、そして新しい市営住宅に資することになりますよと、そういうお話をいたしました。ただ、そう言ってしまうと非常に短絡的で能がないといえますか、その後、いかに跡地を生かし、また、今度建った市営住宅にも資することができるか、これは今考えている最中ですよ。野々の市営団地につきましては、議会ではっきりと売らせていただきますと、一部残して売らせていただきたいという話をしておりました。別府の鯨生野団地の跡地につきましては、地形的にいろいろあって、隣に公民館もありますから、そういう整合性からいって、今のところまだはっきり決めておりません。それは白紙という言葉を使いましたけれども、いずれにいたしましても、何らかの形で新しい市営団地の建設に資するために措置は考えていくことになるでしょう。そんな中で、別府地区の要望にもしっかり応えるよう、今後また取り組んでいきたいという話をしておりますので、全くここは処分しないんだというふうな話はいたしておりませんので。

先ほど、山本議員から何かもう場当たり的に土地を売ってるのと違うかというようなお話でございますが、決してそうではありません。やはりその都度その都度、議会の皆さんにも関係市民の皆さんにもできるだけ理解をしていただけるように、我々は

努力して売るように、貴重な市民の財産でございまして、やっておりますので、その辺は、ご指摘は私は当たらないと思います。そういう形で用地売却についてはこのまましっかりと目を向け、やっぱりその都度、議会の皆さんのご意見を聞きながら、怠りないように取り組んでまいりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

(「議事進行」と山本靖一議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 山本議員。

○山本靖一議員 市長がご答弁されたから、これで終わりたいというふうに思うんですけども、それは当たらないというふうなお話になったので。財源調整のためというふうな話だと思わんですけど、今年18億円基金を取り崩しました。しかし、35億円まだ基金は残っているわけですよ。財源調整をやろうと思ったら、基金でもできるわけですね。しかも、中期財政見通しの中では、これを見てくれはったらわかるとおり、たばこ税やいろいろ入ってきたことはありますけれども、当初とは15億円近く、やっぱり23年については余計に残っておるわけです。財源調整ということであれば、いろいろまだ手だてがあったというのが一つですね。

それから、私が言うていますのは、売却するとかそういう問題ではなしに、売却するに当たっては、協働という一番キーワード、市民との信頼関係、情報公開、そういう丁寧な説明責任を議会にもしていきましようという約束をされた、それをたがえるようなことをこの中でしていかれたら、これからの議会との信頼関係、住民との信頼関係、協働というキーワードは成り立たないという、そこどころには私は問題があるというふうに思っているんです。しかも、さっき言いましたけれども、中期財政見通

し、一方では決算と言いながら、一方では決算でも何でも数字を載せていると。こういうことの整合性について、やっぱりきちっとした説明責任を果たしていくと、整理をしていくということが私は大事だと思うんです。これから議論していくときに、市長がおっしゃっているように、やむを得ないときには用地売却もあると思うんです。そんなことはけしからんという話は一切していません。それは、そういうことの説明を尽くしていかれるということが大事だと思うんです。その手だての中身が抜けているんじゃないですかということをおっしゃっているわけです。それは去年の3月定例会の副市長の答弁、これははっきりしておるわけですから、改めて議長のほうで整理をお願いします。(「議事進行」と木村勝彦議員呼ぶ)

○嶋野浩一朗議長 木村議員。

○木村勝彦議員 市長の答弁は了として、それ以前の市長公室長、総務部長の答弁は、例えば市長公室長の仮の話の答弁、あるいは総務部長の答弁と質問者の山本議員との議論がかみ合っていないという面があります。こういう点では、やはり本会議は真摯な議論をせないけませんし、そんな仮の話をすべきもありませんし、そういう点では、議長のほうで時間をとって調整してもらいたいと思います。

○嶋野浩一朗議長 それでは、今回の土地の売り払いのことについては、平成23年第3回の定例会における副市長の答弁とどう延長線上にあるのかということと、中期財政見通しにつきまして、決算を経っていないのに吹田操車場の跡地の売り払いは15億円を見込んでおられると。しかしながら、時期的な問題はあるにせよ12億円が入っていないということについての整合性につ

いて補足答弁いただきたいと思っておりますけれども、今できますか。総務部長。

○有山総務部長 23年10月に策定しています中期財政見通しの中で、これは先ほどご説明しましたように、売却の過程にあったものであって、その分の6億3,000万円、予算としては計上していた分を見込んでいないということでございます。

それと、今年度については、このとき検討委員会でどの物件を売なのかということがまだ検討されている最中でありましたので、今年度予算で上げております5億7,000万円について、まだ確定をしていなかったことから、その分について中期財政見通しの中で入れていないものでございます。既に平成27年の吹田操車場の分につきましては、事業課のほうで27年度売却で進められておりますので、当然見込める決算見込みの中で計上をいたしましたものでございます。（「うそ言うたらあかんわ、そんなもん」と山本靖一議員呼ぶ）不確定な要素がございまして見込めなかったということでございます。（「かみ合うてない」と木村勝彦議員呼ぶ）

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。
（午前10時45分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○嶋野浩一朗議長 再開します。
休憩中に、市長公室長から先ほどの答弁のうち一部発言を取り消したいとの申し出がありましたので、発言を許可します。市長公室長。

○乾市長公室長 先ほどの第16投票所についての私の発言につきましては、私の所管外のことでございますので、謹んで取り消しさせていただきたいと思っております。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申

し上げます。

○嶋野浩一朗議長 お諮りします。
ただいまの発言取り消しの申し出につきまして、許可することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認めます。よって、市長公室長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。
なお、ただいま取り消しを決定した発言に関する発言につきましては、議長において速記録を調査の上、適切に処置いたしません。

それでは、先ほどの木村議員、山本議員の議事進行に関しまして補足答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 中期財政見通しにつきましては、市議会との議論を経て、今日、内容の充実を図ってきたところでございます。今後につきましては、今回出された意見も取り入れ、精度を高めていきたいと、今後についても財政方として精度を高める努力をしていきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 財産売却収入の中で、鯨生野団地、鳥飼野々団地跡地の問題につきましては、私の過去の発言内容も踏まえながら、今後、この売却の具体的な中身につきましては、地元の意向、また議員各位の意向、十分その辺のことをお聞かせ願いながら一定の方向を見出してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 以上で質疑を終わります。
お諮りします。

本35件のうち、議案第1号及び議案第9号の駅前等再開発特別委員会の所管分に

については、同委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり、常任委員会及び議会運営委員会に付託します。

日程2、代表質問を行います。

順次質問を許可します。森西議員。（拍手）

（森西正議員 登壇）

○森西正議員 市民ネットワークを代表して質問いたします。

1、大都市制度のあり方についてであります。

「今、大阪では大都市制度のあり方が厳しく問われており、大きなうねりが起こりつつあります。このまちへの熱い思いを心に刻み、このうねりに飲み込まれることなく、しっかりと将来を見据え、行動してまいります」との決意を述べられています。

本市は、大阪維新の会の都構想には賛成の立場であるという新聞報道がなされていますが、都構想には賛成と大きなうねりに飲み込まれることなくということは矛盾しているように感じるわけですが、市長の考えをお伺いいたします。

2、「市民が元気に活動するまちづくり」について。

（1）安威川以南地域のコミュニティ施設について。

2年前、南摂津駅前に建設予定地を決定されたばかりですが、なぜ見直しを行うのか、その経緯についてお聞きします。

3、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

（1）防災施策について。

東日本大震災から1年がたとうとしています。90%以上の方が水死で亡くなりました。東京湾岸の埋立地や水郷地帯では液状化被害も発生をいたしました。

本市は、淀川の三角州に位置し、標高も低く、昔から河川のはんらん悩まされ、治水対策が大きな課題でありました。本市におきましても水害対策の充実を図らなければなりません。そこで、「民間施設を一時避難所として利用できるよう、民間事業者との防災協定の締結に向け、取り組んでまいります」ということであります。民間事業者との防災協定締結に当たって、協定締結の考え方と現在までの締結の実績についてお聞きします。

（2）耐震化の促進について。

阪神淡路大震災では、約90%が倒壊した家具や家屋の下敷きによる圧死でありました。「民間建築物につきましても、引き続き耐震診断及び改修の普及啓発を行い、耐震化を促進してまいります」ということですが、民間建築物への耐震診断や耐震設計の市民へのさらなる周知の方法についてお聞きをいたします。

（3）消防・救急救助施策の推進について。

「消防救急体制の基盤強化を図るため、消防広域化の研究を進めてまいります」ということであります。現時点での本市の取り組みについて、また、大阪消防庁構想も踏まえて、今後どのような形で広域化を考え、消防力の強化を図っていくのか、お聞きいたします。

（4）吹田操車場跡地まちづくりについて。

まちづくりの諸課題にはどのようなことが考えられるのか、また、隣接する吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセン

ター問題の現状と方向性の決定時期についてお聞きをいたします。

(5) 交通事故の少ないまちづくりについて。

「摂津市自転車安全利用倫理条例を制定いたします」ということで、今議会に摂津市自転車安全利用倫理条例を上程されていますが、制定に至った経緯について、また、条文の第3条から第8条に規定されている責務について、学校長の責務をあえて規定されたことについてお聞きをいたします。

(6) 公共交通の利便性の向上について。

「バス路線等の再編を含めた市内公共交通のあり方につきましては、本年秋をめぐりに一定の方向性をお示しいたします」ということですが、どのような方向性なのか、現時点での方法についてお聞きをいたします。

4、「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」について。

(1) 市民や環境団体との協働による取り組みについて。

ア、自治会が管理する防犯灯について。

「防犯灯の一部を環境負荷の少ないLEDに切り替え、その効果を検証の上、段階的に拡大してまいります」ということですが、平成23年度において、新規、照度アップ、LED灯への切りかえの実績についてお聞きをいたします。

5、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について。

(1) 平和市長会議について。

会議に参加され、市長は、「全国の市町村がすべて参画できる環境づくりに向け、具体的な提案をし、賛同を得られたところでもあります」ということですが、会議参加の経緯と具体的な提案とはどのような提案なのか、お聞きいたします。

(2) 福祉施策について。

ア、地域福祉活動について。

「第五中学校区に新しく地域福祉活動拠点を整備してまいります」ということでもあります。現在までの地域福祉活動拠点の整備状況及び第五中学校区のどこの場所に整備をされるのか、お聞きをいたします。

(3) 学童保育について。

現状についてお聞きをいたします。

6、「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

(1) 「生きる力」を育む教育について。

ア、「小中一貫教育実践の手引き」について。

手引きの作成に至った経緯、内容、ねらい、作成母体、配布対象についてお聞きをいたします。

(2) 学校教育環境について。

ア、中学校給食の導入について。

これまで導入については、今まで議会において前向きではなかったような答弁であったと思いますが、今回、実施に向けた経緯についてお聞きをいたします。

(3) 郷土文化について。

ア、市立第6集会所について。

「適切に保存するため、必要な補修工事を行う」ということですが、市指定有形文化財としての取り組み状況についてお聞きをいたします。

7、「活力ある産業のまちづくり」について。

(1) プレミアム付き「セッピー商品券」について。

「第4弾を発行し、市内での消費活動の拡大を図ってまいります」ということですが、第4弾の発行を判断された理由についてお聞きをいたします。

8、計画を実現する行政経営について。

(1) 外郭団体のあり方及び指定管理者制度について。

ア、摂津市立せつつ桜苑について。

「民営化に向け、検討を進めてまいります」ということですが、平成23年第4回定例会において質問をさせていただきましたが、その後、民営化に向けた検討内容、今後のスケジュールについてお聞きをいたします。

1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 それでは、市民ネットワーク議員団を代表されての質問にお答えいたします。教育関係は、和島教育長から答弁を申し上げますので、よろしく願いいたします。

大都市制度と大阪都構想についての質問でございますが、私には、かねてより大阪府と大阪市による二重行政などの弊害を廃し、強い大阪を再生しなければならないとの強い思いがございました。そういう意味において、大阪都構想の大阪府と大阪市の再編という大枠の考え方につきましては、私の考えと相通じるものがございます。しかしながら、都市再編等の進め方などにつきましては、府内各自治体との合意形成が必要不可欠でございます。本市をはじめ府内各市町村は、地域における特性や伝統などを認め合いつつ、共同体としてさまざまな課題や問題を共有し、解決する中で、地域の人々の合意で形成されてきたという歴史があります。私がうねりに飲み込まれることのないようにと言いましたのは、都市再編等を画一的かつお仕着せのような形で進められないよう、「小が大を飲む」というような言い回しもありますけれども、小さ

なまちであっても申すべきことはしっかり申していくという姿勢をお示したものでございます。

安威川以南の地域のコミュニティ施設についてのお問いでございますけれども、本市は、河川や幹線道路などにより市域が分断され、特に安威川を挟んで市域が大きく南北に分かれております。そういうことで、よく安威川以北・以南という言葉が使われてきました。かねてより、安威川以南地域にもそれなりの集客施設を整備すべく、るる計画を進めてきたところでございます。そのことも含め、南千里丘にできましたコミュニティプラザの開設後、その利用状況を検証しつつ、これからの公の施設のあり方について広く検討をしてきたところでございますが、安威川以南地域は淀川に面して、非常に北に比べ東西に細長くといえますか、地域が大きく広がっております。それぞれの地域特性もございまして、微妙な温度差を感じたわけでございます。そこで、安威川以南には、もう少し身近で使いやすい、そして第4次の総合計画に掲げる協働の理念を生かせる施設とすることがよいとの考えのもと、再検討することとしたものでございます。

次に、ご質問の民間事業者との防災協定の考え方と締結実績についてでございますが、大災害が発生した際には、市が指定しております28か所の避難所には多くの市民の方が避難してこられることとなります。避難所の大部分は市の公共施設となっておりますが、市民が速やかに、かつ安全に避難するために、現在の避難所を補完・増強する一時避難所の提供を、民間事業者や私立学校に順次お願いしております。現時点で防災協定の締結に至りました事業所は3件となっており、常盤産業、大阪漁具、芦

森工業の協力が得られ、約5,000人の収容が可能となっております。

民間建築物への耐震診断等々の質問でございますが、本市では既に作成しております摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画で、目標年次の平成27年度までの耐震化9割を目指し、耐震診断及び改修の普及啓発を行い、耐震化を促進してまいっているところでございます。現在、耐震診断及び改修補助金を拡充し、耐震化のスピードアップを図っているところでございます。市民が安心して日々を送っていただくためにも、引き続き現在行っております普及啓発活動を継続するとともに、地元建設事業者などにさらに協力を要請し、耐震改修の促進に努めてまいりたいと考えております。

消防・救急救助施策の推進についてでありますけれども、国や府において消防広域化の推進を求められる中、消防の広域化によるメリットは非常に高いものであり、消防力の充実・強化に有効であると考えております。今後におきましては、大阪消防庁構想も含め、一部事務組合や広域連合等といった広域化を視野に入れ、あらゆる形で隣接市町と相互に連携を図り、市民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、消防体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

吹田操車場跡地まちづくりについてのご質問でございますが、吹田操車場跡地まちづくりは、既に策定しております吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づき、土地区画整理事業と防災機能を有した公園の整備を進めているところでございます。

まちづくりを進める上での諸課題でございますが、第4次摂津市総合計画に掲げる、多様な世代が暮らす新しいまちづくりを実現するために、本地区の中心街区となる岸

辺駅前にとどのような機能や施設が整備されるかが重要になってまいります。現在、吹田市では、独立行政法人国立循環器病研究センターの移転誘致を積極的に進めておられますが、まだ決定されていない状況でございます。同研究センターの誘致場所は、土地区画整理事業の保留地と聞いております。移転が決定しない状況では、保留地売却時期のおくれによる土地区画整理事業の採算性や、本市が所有している土地の売却等への影響などが考えられます。また、隣接する正雀下水処理場の機能停止に伴う本市クリーンセンター問題も大きな課題として認識しており、同研究センター移転と正雀下水処理場跡地の土地利用にかかわり、本市のまちづくり計画への影響も懸念するところでございます。

次に、クリーンセンター問題につきましては、近隣自治体での処理案や流域下水道処理場内に下水道投入施設を設ける案を優先案として取り組んでまいりましたが、両案とも地元合意などの問題から暗礁に乗り上げた状態でございます。このような中、処理場機能の停止時期を見据えた対応が必要なことから、現在、民間処理と自治体処理を組み合わせた案について、吹田市とともに検討しているところでございます。現時点で方向性の決定には至っておりませんが、その決定時期につきましては、吹田市が処理場機能停止時期を平成25年3月末から平成25年度中旬に変更されたことを踏まえ、遅くともその1年前となる平成24年度中旬までには決定しなければならないと考えているところでございます。

交通事故の少ないまちづくりについての質問でございますが、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の経緯でございますが、この条例を制定しようとする原点は、私が

常々申し上げております社会のルールを守れる人づくりをより具体化したものでもあります。

近年、自転車の運転マナー低下による事故が社会問題となっておりますことはご承知のとおりでございます。自転車に関するルールは、主に道路交通法に記載されておりますが、あえて摂津市自転車安全利用倫理条例を制定することにより、大人から子どもまで全員がいま一度問題意識を共有していただければと思っております。また、この条例の目的を達成するため、それぞれの責務を明記しておりますが、家庭での教育とともに、特に小学校等での安全教育を小さな子どものうちから繰り返し行うことにより、安全・安心な市民生活の向上に資するものと思っております。

公共交通の利便性向上についてでありますけれども、市政運営の基本方針で申し上げましたように、バス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方につきましては、るる検討してきたところでございます。公共交通の利便性向上による市民の足確保、これは難しくも大切な課題でございます。現在、本市には大きく二つのバス事業者が路線バスの運行をしております。市民の交通手段の確保の観点から、何としてもこの2路線は守っていかなくてはならないと思っております。そういうことから、本市が独自で運行しております公共施設巡回バスは、あくまでもこの路線バスを補完するものであり、それ以上のものではございません。よって、本市のように山も谷もなく狭い市域の中で、路線バスとの競合を避けるためには、ごく限られたルートでの運行を余儀なくされます。バス交通のあり方につきまして、利害関係者により、るる検討を重ねてまいったところでありますが、現在のところ、

公共施設巡回バスの拡張を視野に考えていきたいと思っております。

自治会が管理する防犯灯についてであります。防犯灯は、自治会の皆様に維持管理をしていただいておりますが、平成23年度は、大阪府が指定する交番区域の防犯灯38灯と自治会管理の水銀灯8灯をLED化、さらに自治会から要望のありました防犯灯新規32灯、照度アップ40灯の工事を実施しました。防犯灯のLED化につきましては、今後も自治会と協議をしながら段階的に拡大をしてまいりたいと思っております。

平和市長会議についてのご質問でありますけれども、今回、国内で初めて開催されました平和市長会議の趣旨は、世界に向けて核兵器廃絶と恒久平和を訴えるに当たり、国内都市の加盟を促進し、さらに連携を強化することで活動の充実を図ることにあり、今後の取り組みについて協議を行うという重要な場であったため、加盟市の一員として参加をいたしました。ただ、現在のところ、加盟自治体が全体の6割にとどまっていることがわかりました。そして、議論を進めていく中、その原因が「市長会議」という名称にあることがわかりました。すなわち、未加入自治体の多くが町村でありまして、名称に抵抗があるようでございます。そこで私は、この際、この名称はブランドになってはいるものの、思い切って名称を「平和首長会議」に変えてはどうかという提案をいたしました。その結果、満場一致で賛同を得たところでございます。今後の総括文書にも記載されるものと思っております。

地域福祉活動拠点の整備状況及び第五中学校区の整備、場所についてのご質問でございますが、地域福祉活動の推進につきましては、地域において身近に集まることが

できる場所の整備が重要な課題であるため、地域福祉活動拠点の整備に取り組んでまいりました。既に第一中学校区、第二中学校区及び第四中学校区には、地域福祉活動拠点が設置されております。平成24年度につきましては、第五中学校区、旧教育研究所において整備を進めていきたいと思いません。

セッピー商品券についてでありますけれども、平成20年のリーマンショックから3年半が経過しましたが、東日本大震災などの影響もあって、景気の低迷が続き、本市の経済状況はとりわけ零細商業者にとって大変厳しい状況でございます。引き続き消費活動の拡大を促進することで商業者を支援し、商業の活性化によるにぎわいのあるまちづくりを目指して、第4弾のセッピー商品券の発行を決断したところでございます。

摂津市立せつつ桜苑についてのご質問にお答えをいたします。

現在、指定管理者制度を活用していますせつつ桜苑につきましては、公設民営を継続するメリット、デメリットなど、今後のあり方を検討してまいりましたが、このほど、施設の民間法人への譲渡による民営化に向けて具体的な検討を行うことといたしました。検討内容としましては、補助金の返還が生じないよう建物を無償譲渡すること、土地を売却し、起債の償還財源とすること、老朽化した現在の建物の改修は必要に応じて実施すること、公募により譲渡先の法人を選考することなどでございます。

今後のスケジュールにつきましては、24年度に建物の改修工事の規模の検討も含めて実施設計を行い、併せて民営化に向けた具体的な手続きの準備を行う予定でございます。また、25年度には改修工事を実

施し、譲渡先の法人を公募する予定でございます。

以上、私からの答弁といたします。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります4点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、学童保育事業の現状についてでございます。

過去5年間の利用者の推移を見ますと、対象児童数は減少の傾向にありますが、入室児童数は横ばい状態で、平成23年5月1日の入室児童数は660名、入室率は28.4%となっており、入室率は年々増加の傾向にございます。待機児童の状況につきましては、年度の初め、5月1日では10名から20名程度であります。年度の終わり、3月1日にはゼロから6名程度の推移となっております。この待機の状況は地域間で差異がございました。児童数の減少推移と地域間の差異について留意しながら、できるだけ待機の生じないように、各学校とも連携しながら教室の確保に努めてまいります。

次に、小中一貫教育実践の手引きの内容、ねらい、作成母体、配布対象などについてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成19年度より小中連携教育推進協議会を設置し、平成22年度からは小中一貫教育推進協議会と改称し、教科教育及び生徒指導を中心に9年間の一貫性と連続性を考えた教育活動について研究を進め、同時に先進校の実践についても学んでまいりました。平成24年度は、これまで取り組んだ内容をまとめ、本市の小中一貫教育の方向性を示す指針として小中一貫教育実践の手引きを位置付け、本協議会にワーキング会議を設置し、手引きの作成を

進めてまいります。各中学校区での具体的な取り組みの共有化を図るとともに、取り組みの拡大・発展を目指してまいります。なお、本手引書の配付対象は、本市立の小・中学校教職員でございますが、保護者向けのリーフレットも作成し、啓発に努めてまいります。

次に、中学校給食の導入についてのご質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、これまで思春期を迎える中学生にとって、保護者がつくる愛情のこもったお弁当は、子どもと家庭とをつなぐ役割を果たし、教育的観点からも大切なものと考えてまいりました。また一方で、お弁当をつくるのが困難な事情がある家庭もあり、成長期の子どもたちにとって栄養バランスのとれた食事が必要であるとの認識もいたしておりました。しかし、中学校給食の実施に当たっては、財政的な負担が大きいことから、これまで具体的な検討に至らなかったというのが実情でございます。昨年、大阪府が施設整備等に係る経費の補助制度を設けたことから、ランニングコストについては引き続き財政的負担が大きいものの、イニシャルコストの負担が軽減されること、また、府下各市の取り組み状況も踏まえて、本市におきましても導入に向けた検討を進めているところでございます。

次に、郷土文化、市立第6集会所についてのご質問にお答えいたします。

市立第6集会所は、平成23年6月、市指定有形文化財として指定後、同文化財として保存し、活用するための基礎調査を行いました。調査の内容は、現在の建物の状況を正確に把握するため、建物図面の作成、写真撮影などの記録保存を行いました。調査により、建物は同年代の木造建築物とし

ては比較的良好な状態で保存されているとこのことでしたが、基礎部、土台、水切り部分においては、蟻害、腐朽による損傷が一部で確認され、文化財として保存していくのに必要な修繕補修箇所の指摘がございました。

平成24年度は、市指定有形文化財として適切に保存するため、平成23年度の基礎調査を踏まえ、必要な箇所について修繕を行い、併せて市指定有形文化財としての顕彰板を設置し、広く周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前11時56分 休憩)

(午後1時 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1、大都市制度のあり方についてですけれども、申すべきことはしっかり申していくという姿勢をお示ししたものであるというご答弁でありますけれども、橋下徹大阪市長が知事時代に多くの市長の前で涙を流されたとき、森山市長が知事にしっかりと申されていることはテレビにて拝見いたしました。的確に国や府に申していただく市長であることをこれからもお願いしたいというふうに思います。

2、「市民が元気に活動するまちづくり」について。

(1) 安威川以南地域のコミュニティ施設について。

それでは、見直し内容の中身、建設予定地、機能等についてはどのように考えているのか、お聞きをします。

3、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

(1) 防災施策について。

今までの協定締結の経過と課題、今後の取り組みについてお聞きします。また、協定の締結した一時避難所の市民への周知をどのように行っていくのか、お聞きをいたします。

(2) 耐震化の促進について。

「リフォーム工事の営業が回ってきますが、地元建設事業者ではなく、遠方の初めて聞く名の建設事業者ばかりである。悪徳業者ではないかと疑問や不安に思うことが多くある」という市民からの声を耳にいたします。市民も地元のよく聞く名の建設事業者の営業なら安心すると思えますけれども、耐震診断を促進する上で、地元建設事業者の実態や選定についてお聞きをいたします。また、地元建設事業者や市民への啓発活動をどのように行っているのか、また、リフォーム工事と同時の耐震改修への周知についてお聞きをいたします。

(3) 消防・救急救助施策の推進についてですが、私も救急現場に居合わせたり、市民からの声も多く聞きます。救急隊が到着してから出発するまで少し時間がかかっているように思うことがあります。傷病者や家族の方に、観察結果を踏まえ、病院選択や病院へ傷病者の状態報告などの時間が現場での滞在時間になっていると理解をしておりますけれども、救急現場の課題を踏まえ、消防救急体制の基盤強化が必要と考えます。救急出動の現状、特に救急搬送の現状についてお聞きをいたします。

(4) 吹田操車場跡地まちづくりについてですが、まちづくりの課題の一つである国立循環器病研究センターが、吹田操車場跡地へ移転する場合と移転しない場合のま

ちづくりについてどのように考えているのか、お聞きをします。

吹田市正雀下水処理場の機能停止時期の変更理由及び平成25年度中旬とは具体的にいつなのか、お聞きをいたします。

(5) 交通事故の少ないまちづくりについて。

家庭での教育とともに、小学校等での安全教育を小さな子どものうちから繰り返し行うとの答弁であります。それでは、子どもの安全教室、幼児・園児の安全教室はどのように行っているのか、さらに、子どもだけでなく保護者やPTAの方々の安全教室はどのように行われているのか、お聞きをいたします。

(6) 公共交通の利便性の向上についてですけれども、現在のところ、公共施設巡回バスの拡充等を視野に入れるという答弁であります。以前より木村議員が要望されておりますが、府道十三高槻線が完成し、十三高槻線からバスが阪急正雀駅方面に進入することになれば、バスの回転場所が必要になり、現在、デイハウスでしたが位置する場所が適当な場所ではないかというふうに思いますが、しかしながら、デイハウスまたについては寄附をいただいたという経緯がありますし、地元で憩いの場として利用をされております。かつての代表質問で、木村議員は、府道十三高槻線については、地元と市長と大阪府、3者で着工合意を交わしたとき、府には地下部分の上は公共用地として市に提供してもらう約束を既に行っていると質問をされております。この点について市の見解をお聞きしたいというふうに思います。

4、「みどりうるおう環境を大切にす
まちづくり」について。

(1) 市民や環境団体との協働による取

り組みについて。

ア、自治会が管理する防犯灯について。

平成23年度では、新規の32灯は20ワット灯、照度アップの40灯は32ワット灯、大阪府が指定する犯罪多発交番区地域の防犯灯38灯と自治会管理の水銀灯8灯の46灯はLED灯ということですが、20ワット灯、32ワット灯、LED灯と防犯灯の照度にばらつきがあります。照明は電力使用量の少ないLEDに変化しようとしておりますけれども、今後、自治会から要望があり、新規工事されようとする20ワット灯、照度アップされようとする32ワット灯もLED灯に切りかえを行うべきだと思います。20ワット灯や32ワット灯に比べ、LED灯は設置費用が約3倍かかると聞いております。そうしますと防犯灯の設置数は3分の1になるということですが、私は、それでもLED灯に切りかえるべきだというふうに思います。この件に関しては要望とさせていただきますけれども、ぜひLEDに変えていただきますようよろしくお願いいたします。

5、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてですが、(2)福祉施策について。

ア、地域福祉活動について。

第五中学校区に整備される施設の具体的な内容についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

(3)学童保育についてですが、民間保育園が実施している学童保育の現状についてお聞きをいたします。

6、「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

(1)「生きる力」を育む教育について。

ア、「小中一貫教育実践の手引き」について。

今年度策定中の就学前教育実践の手引きとの関連についてお聞きをいたします。

(2)学校教育環境について。

ア、中学校給食の導入について。

実施に向けた具体的な検討内容、課題についてお聞きをしたいというふうに思います。

(3)郷土文化について。

ア、市立第6集会所についてですが、今後どのように活用していくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

7、「活力ある産業のまちづくり」について。

(1)プレミアム付き「セッピー商品券」についてですが、間もなく第3弾が終わりとなりますけれども、これまでの検証、評価についてお聞きをします。

また、第4弾の課題として、特に販売所によっては繰り返し購入される方がおられると聞いております。販売方法の改善策についてお聞きをしたいというふうに思います。

8、計画を実現する行政経営について。

(1)外郭団体のあり方及び指定管理者制度について。

ア、摂津市立せつつ桜苑について。

今回の当初予算において、大規模改修工事の設計委託料が予算計上されていますけれども、他の民間施設との公平性などを考えると、市が改修工事を行い、民間へ譲渡する必要があるのか、見解をお聞きします。

2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、安威川以南地域のコミュニティ施設の中身等についてのご質問にお答えいたします。

まず、建設予定地につきましては、現在

の建設予定地を含め、改めて安威川以南地域での未利用地、低利用地について、地域特性を検証して決定していく予定でございます。

それから、機能につきましては、これまで研究してきたものも含めまして協議・検討を進めてまいります。全体の内容につきましては、できるだけ早い時期に一定の方向性をお示ししていきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の防災協定締結の経過と課題でございますが、今後の取り組みについてお答えいたします。

防災協定の締結に至った3件につきましては、事業者みずから一時避難所の場所の提供を申し入れいただいた場合や、地元住民から避難所としての指定の要請を受け、市が交渉を行った場合などがございます。また、現在、市内大手企業や府営住宅、国の施設、私立学校などにも順次防災協定の協議を進めております。おおむね趣旨については賛同をいただいているところでございます。しかし、防災協定の締結には、災害時の事業者側の体制、特に問題となっておりますのは夜間や休日の対応、どのようにこれを行っていくのか、また、事業所敷地内の市民の安全の確保をいかに行うかなどが課題となっております。また、事業者として市民に入っていただきたくない区域があるなど、いろいろな制約がございます。協定書の内容整理や事業者内の決裁に時間を要することもございます。

今後の取り組みといたしましては、各事業者と粘り強く協議を行っていく一方、一時避難所を事業者から公募するなどについても取り組み、一つでも多くの一時避難所を確保してまいりたいと考えております。

次に、協定の締結した一時避難所の市民への周知についてでございますが、現在、防災協定の締結ができましたもののうち、2件については広報紙に掲載をし、市民の周知を図っておるところでございます。今後、順次掲載する予定であります。また、自主防災訓練等の機会を通じ、一時避難所の案内を行っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 耐震診断を促進する上で、地元企業の実態や選定についてのご質問にお答えいたします。

建築物の耐震診断は、知識があれば資格がなくてもできるものでございますが、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金を活用する際には、社団法人大阪府建築士会などが開催する木造住宅の耐震診断・改修講習会などを受講修了した技術者に診断していただかなければなりません。市内の建設業者では、その講習を受講された方で修了者名簿に記載されておりますのは16社となっております。現在、耐震診断につきましては、申請者より耐震診断技術者の紹介の依頼を受けましたら、財団法人大阪建築防災センターを通じまして派遣をお願いしているところでございます。耐震診断技術者の紹介は、関係団体から派遣されることもあり、特に市内業者に限って選定しているものではございません。

今後は、市民が安心して利用できるように、大阪府建築士会が主催いたします技術者向けの既存木造住宅の耐震診断・改修講習会に市内の関係企業にも参加の要請を行いまして、市内の技術者数の向上を図ってまいりたいと考えております。また、希望される市民におきましては、既存木造住宅の耐震診断・改修講習会受講修了者の名簿

の閲覧を通じまして、地元建設業者も選定できるようにしていきたいと考えております。

続きまして、地元建設業者や市民への啓発活動をどのように行っているか、また、リフォーム工事と同時の耐震改修周知についてであります。本市では、平成20年3月に摂津市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、目標年次の平成27年度までに耐震化の目標を7割として定めてまいっております。今年度におきましても、広報や市ホームページに掲載するとともに、校区の自主防災訓練や防火フェアなど、イベントでパンフレットの配布や講習会の開催を行っており、また、リフォームと合わせた耐震改修促進につきましても、本市建設事業組合への協力要請や耐震改修工事にかかわります住宅エコポイントの紹介などで市民へ周知しているところでございます。耐震改修促進やリフォームと合わせた耐震改修促進につきまして、今後も引き続き広報や市ホームページに掲載するとともに、さらに周知を行うため、新たなイベントに参加し、啓発活動などに取り組み、周知してまいりたいと考えております。

次に、吹田操車場跡地まちづくりについてのご質問にお答えします。

吹田市は、独立行政法人国立循環器病研究センターを吹田操車場跡地へ誘致されておりますが、同研究センターは、企業や大学と連携した研究や臨床を行うため、周辺の土地も含めた移転の条件とされており、吹田操車場跡地であれば、正雀下水処理場跡地を含む本市まちづくりエリアをその対象として考えておられると聞いております。本市としては、同研究センターが吹田操車場跡地へ移転した場合、高度医療専門の病院が市域に隣接した場所に立地することに

なり、市民にとってメリットがあると考えられますので、本市域も同研究センターと連携したまちづくりを行うことも検討してまいりたいと考えております。また、吹田操車場跡地へ移転しない場合は、従来どおり吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づきまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 消防本部次長。

○熊野消防本部次長 救急出場の現状についてのご質問にお答えいたします。

市民の方の目線から見た場合、救急車の滞在時間が長いというご指摘であります。実際の救急活動では、まず傷病者と接触し、情報の聴取をしながら傷病者の観察を行っております。

次に、救急車内で傷病者の詳細なバイタル等を調べて応急処置をいたします。傷病者の重症度、緊急度などを考慮いたしまして、通信司令室の救急医療システムからのよりリアルタイムな診察科目、専門医などの情報を受け、現場救急隊から医療機関に連絡を行い、受け入れ決定後、搬送いたします。

さらに、心肺停止の患者につきましては、すぐさま心肺蘇生法及びAEDの使用、また救急救命士の行う特定行為である気管挿管、薬剤投与などを現場にて行っております。

これらの活動をスムーズに行ったとしても長く感じられることと思われませんが、本市救急隊の現場滞在時間の平均は約15分で、全国平均につきましては約19分でございます。今後も救急隊員のレベルアップを図り、市民の皆様の安全・安心のため、基本原則である傷病者を適切な医療機関へ迅速に搬送してまいること努めてまいり

ます。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、吹田操車場跡地まちづくりについての正雀下水処理場の機能停止時期の変更に関するご質問にお答えいたします。

機能停止時期の変更につきましては、本年1月の部長間協議の席で、吹田市より処理場機能停止時期を平成24年度末、つまり平成25年3月末から平成25年度中旬に変更する旨の説明がございました。変更理由につきましては、流域下水道管への接続に当たり実施されました不明水対策の効果を検証するために一定時間が必要ということでございまして、25年度中旬という表現につきましては、検証方法を検討している段階であるため、時期は明確にできないという説明がございました。このため、現時点では25年度中旬についての明確なお答えはできません。明らかにし次第ご報告させていただきます。

次に、自転車交通安全教育について、子ども、特に幼児向けの安全教育はどのように行っているのかというご質問にお答えいたします。

交通安全教育につきましては、毎年、幼稚園、保育所の園児を対象に、正しい信号の見方、横断歩道の渡り方や小学校3年生及び高齢者を対象に自転車の正しい乗り方などを内容とした交通安全教室を開催しております。幼児向けの安全教室につきましては、平成23年度は5歳児の交通安全教室を昨年11月から本年2月までに計9回、23の幼稚園、保育所などを対象に参加をいただき、保護者参加をされる園もあり、800名を超える参加者で実施しております。また、保護者やPTAを対象としました可搬式自転車シミュレーター装置を使っ

た交通安全教室を実施しております。

次に、公共交通の利便性の向上についての2回目のご質問にお答えいたします。

府道十三高槻線の正雀工区の供用に伴いまして、現在のデイハウスでしたが仮に移転された場合におきましては、その用地を利用しましてバスの転回地を確保し、バスを導入するという考えがあるかのご質問でございますが、現在、正雀地区には近鉄バスが路線バスとしまして運行しております市内循環バスが府道正雀一津屋線を走行しております。その市内循環バスのルートや施設巡回バスの拡充など、どのようなバスが現在のデイハウスまでの付近まで行けるのか等も含めまして検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 第五中学校区の整備の具体的な内容についてのご質問にお答えいたします。

第五中学校区に整備されます具体的な場所につきましては、旧教育研究所を予定しておりますが、本施設は、昭和11年に鳥飼村役場として建て替えられたもので、鳥飼公民館としても利用され、市内においても歴史ある建物の一つであり、また、地域の方にはなじみ深い建物でございます。本施設に、外観はそのままに、バリアフリー工事、駐車・駐輪場等の周辺整備を行い、地域福祉活動拠点、郷土資料の展示室及び地域の集会等でご活用いただきたいと思います。

また、運営につきましては、校区福祉委員会等の地元関係団体と協議を行い、運営方法を検討してまいります。

続きまして、せつつ桜苑につきましてご答弁申し上げます。

せつつ桜苑につきましては、現在、運営

は民間法人ではございますが、公の施設であり、建物自体の管理責任は本市にあるものでございます。建物の現状につきましては、開設から15年が経過しようとしており、老朽化が進んでおりますことから、大規模な改修を計画的に実施する時期が来ております。今回、予算計上しております設計委託料につきましては、建物全体の外壁及び鉄部塗装、屋上防水、給排水管改修などを想定したものであり、実施設計を踏まえまして、25年度に必要な応じた改修工事を実施する予定でございます。

民間法人へ譲渡する方針の中で、市が改修費用を負担することの是非につきましては、平成15年度から運営法人との覚書により、委託料として法人に支出した中から減価償却相当分の年間1,100万円と実際に施設整備の修繕に充当した額との差額を返還してもらうということとなっており、22年度までに約4,100万円が返還されていますことから、積み立て等はないものの、一定財源は確保されてきたものとみなすことができると考えております。

また、改修時期が到来していないと判断した箇所や、老朽化しているものの使用に耐えている設備等につきましては、譲渡後に運営法人において改修を行っていただくべきものと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 民間保育園で実施している学童保育についてのご質問にお答えします。

現在、市内の2保育園で実施されており、現在の入室児童数は34名となっております。ただし、これらはあくまでも当該保育園を卒園した園児を対象とするもので、学

童保育事業の届け出の必要のない運営となっております。したがって、先ほど教育長からご答弁申し上げた入室児童数には、民間保育園に入室している児童の数はカウントされておりません。民間保育園に学童として登録されている方々は、開設時間や開設曜日の問題から利用されているものと考えます。具体的には、市の学童保育は午後5時30分までで土曜日は月1回のみ、民間保育園は午後7時までで土曜日も毎週実施されております。

次に、中学校給食導入に向けた具体的な検討内容についてのご質問にお答えいたします。

これまで学校給食会を中心に、自校方式、センター方式、親子方式、スクールランチ方式等の各方式のそれぞれのメリット、デメリット、またイニシャルコスト、ランニングコストなどを比較検討し、協議してきたところでございます。学校給食は、全員喫食の完全給食で実施することが、栄養面、衛生面、食育指導、負担の公平性などから適切であると考えますが、学校給食会での協議におきましても、保護者のつくるお弁当の意味合いや、その効果、中学校現場からは給食の是非以外の諸問題、法的制約など、さまざまな課題が提起され、方式決定の意見集約ができず、市においても最終決定には至っておりません。今後、他市の中学校給食の実施の状況や検討状況も踏まえ、教育の一環である給食を実施していく上での課題を改めて整理し、その導入に係る経費、特にランニングコストの問題などを見きわめながら、できるだけ早い時期に実施方法について決定してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 先ほどの自転車の安全な運

転についての幼児の取り組みに関連いたしまして、教育委員会で行っていることについても述べさせていただきます。

まず、教育委員会、子どもは保育所、幼稚園も所管いたしておりますので、保育所、幼稚園では、新入園の懇談会やお便りなどで自転車のマナー向上のためのチラシや、また幼児のヘルメットの着用についても呼びかけをいたしております。また、それぞれの幼稚園、保育所で、三輪車遊びなどのときにルールを守って走ることの大切さなども指導いたしております。また、小学校におきましては、先ほどもありましたように、小学校3年生で自転車の安全な乗り方について警察等にご指導をいただいております。それ以外にも、大阪府の自転車の安全大会に参加もいたしております。今年度、23年度は、味舌小学校が参加いたしました。また、子どもが所管いたしております各種団体におきましても、PTA協議会、こども会、青少年指導員連絡会などでは、それぞれの部会や研修会におきまして、交通安全協会のご協力も得まして、自転車シミュレーターや映像による交通ルールの再確認なども行っております。

次に、今年度行っております就学前教育の手引きとの関連についてお答え申し上げます。

今年度の就学前教育実践の手引きは、就学前教育の実施はもちろんのこと、就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るための指針となっております。そのため、内容の検討段階から幼稚園、保育所の教職員とともに小学校教員もかかわっており、策定懇談会でも小学校校長会の代表が加わっております。本手引きは、子どもの年齢ごとの発達の姿や保育・教育の内容を記載し、ゼロ歳から小学校1年生までの子どもの育

ちと大人のかかわりが確認できる具体的な保育・教育内容の事例を掲載しております。

また、子どもの発達過程を踏まえ、就学前教育から義務教育への接続期の取り組みについても掲載いたしております。

一方、小中一貫教育実践の手引きですが、中学校区での小中学校が協働した取り組み例に加え、就学前教育機関と小学校との提携・交流事例についても掲載いたします。また、中学校区で共有する目指す子ども像やはぐくみたい力については、4歳児段階から作成いたします。

このように、二つの手引書は、互いに関連しながら、子どもの発達のための指導・支援を一貫した視点と協働した体制で進めるためにつながっているものでございます。両手引書が効果的に活用されることで、ゼロ歳から15歳までの子どもの成長が連続してとらえられると同時に、就学前教育機関と義務教育機関との協働の必要性が認識され、子どもにかかわる大人の縦と横のつながりがさらに構築されていくものだと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 市立第6集会所の今後の活用についてのご質問にお答えいたします。

昨年度の基礎調査におきまして、簡易な演劇場として活用する場合の調査を行っておりまして、簡易な舞台、音響、照明装置の整備費用だけで約7,000万円、また、建物そのものが小演劇場として使用に耐えられるかどうかの詳細調査にも多額の費用を要するとの見積もりをいただいております。ほかにトイレ、駐車場等の整備も必要となってまいります。

芝居小屋として建造された歴史的背景を考えますと、小演劇場として活用すること

が最もふさわしいと思われませんが、このように小演劇場として活用するには多額の調査・整備費用が必要であり、解決しなければならない問題も多く、また、施設整備は市全体で考えていかなければならず、当面、条例上は集会所として維持しながら、今後は地元の方々とも協議を重ね、引き続き活用方法について検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 セッピー商品券の件でございますが、セッピー商品券につきましては、毎回、事業終了後、取扱店にアンケート調査を行い、課題の把握を行っており、取りまとめた報告書を全取扱店に送付し、情報の共有化を図っております。発行を重ねることで、商工会や商店会との連携が進み、商品券事業を盛り立てるイベントの開催も自主的に行っていただいております。こうした取り組みも含め、セッピー商品券の発行が市内商業活性化への一助となっているものと考えております。

第4弾への課題といたしましては、商店街等から離れて点在いたします小規模小売店での利用拡大につなげられるような方策を検討していく必要があると認識しておりますし、また、議員ご指摘の繰り返し購入される方への対策ですが、各販売所での販売部数の見直し等も含め、販売方法の改善について、今後検討してまいります。

○嶋野浩一朗議長 先ほどの都市整備部長の答弁の中で、一部訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可します。都市整備部長。

○小山都市整備部長 先ほど私が答弁しました内容につきまして、訂正をお願いいたします。

内容につきましては、「摂津市住宅・建

築物耐震改修促進計画に基づき、目標年次の平成27年度までに耐震化の目標を7割として」と答弁させていただきましたが、「7割」を「9割」に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 ただいまの発言訂正を許可いたします。

それでは、質問をお願いします。森西議員。

○森西正議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

2の「市民が元気に活動するまちづくり」についての(1)安威川以南地域のコミュニティ施設についてですけれども、この件に関しては建設しないという見直しもあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

3、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

(1)防災施策について。

すべての市民の生命を守るためには、一時避難所が身近にあることが必要ではないかというふうに思います。防災協定は、まず市内全域で小学校区に一つ以上の締結を行うよう進めてはどうかと考えますけれども、見解をお聞きいたします。

(2)耐震化の促進についてですけれども、市の建築物、公設の建築物に関しては、市が国や府から補助金交付を一部受け、耐震工事を行っております。では、民間保育園、介護福祉施設、民間幼稚園など、多くの市民が利用する公共性の高い建築物についての耐震化についても進めていかなければならないというふうに考えますけれども、耐震工事に多額の費用がかかり、耐震化を進むことができないということになっては、市民の安心・安全を脅かすことになります。

民間保育園、介護福祉施設、民間幼稚園など、建築物の補助制度というものはあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

(3) 消防・救急救助施策の推進についてですが、通信司令室の救急医療情報システムにより、リアルタイムな診療科目、専門医などの情報を受け、医療機関に連絡を行い、受け入れ決定後、搬送するという答弁でありますけれども、実際医療機関に連絡を行うと受け入れ不可能なことが多々あることも聞いております。救急現場の滞在が長い一因として、受け入れをする医療機関の問題はないのか、お聞きをしたいというふうに思います。

(4) 吹田操車場跡地まちづくりについてですが、クリーンセンター問題について、先ほど市長から、24年度中旬までに決定しなければならないと考えているところであるところのご答弁をいただきました。昨年12月20日の建設常任委員協議会で、吹田市がクリーンセンター問題についての状況を吹田市議会に具体的に発信されているのか確認したところ、確認できていないということであり、「今後、富田副市長との協議について、クリーンセンター問題の1点に尽きるという形で持っていかなければならないと思っているが、吹田市議会の判断が気になる」ということでありました。先日、木村議員が吹田市議会議員に確認したところ、正雀処理場、クリーンセンターの建設の経過並びに覚書、協定書の存在を知らない議員がほとんどであるということでありました。また、国立循環器病研究センターの誘致アンケートで、吹田市、池田市、箕面市、茨木市が手を挙げている中で、移転問題は相当ずれ込むのではなかろうかと思うという答弁が小野副市長からありましたが、国立循環器病研究センターが行っ

たプレゼンテーションの結果が近々発表されるということ、元吹田市・市議会関係者は聞かされているということでありました。仮に、そのプレゼンテーションの結果、国立循環器病研究センターが吹田操車場跡地へ移転することが決まった場合、処理場の廃止に伴う工事用車両並びに都市計画道路南千里岸部線の問題、その他の諸課題について早期に吹田市との詰めを急ぐべきであると考えますけれども、市の見解をお示しいただきたいというふうに思います。これは市長に答弁を求めます。

(5) 交通事故の少ないまちづくりについてですが、幼稚園、保育所、5歳児、小学校3年生などの交通安全教室を実施されているということでありまして、小学校1年、2年、小学校4年から中学校3年までの全生徒・児童に対する交通安全教育の実施についても、これは学校長の責務として、教師が児童・生徒に交通安全教室の実施を行っていくべきだというふうに思いますけれども、この点は要望とさせていただきますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

(6) 公共交通利便性の向上についてですが、府道十三高槻線から阪急正雀駅方面へのバスの進入並びに十三高槻線の地上部分については、諸課題があるならば解決に向け早急に努力すべきであろうかというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。

公共交通の利便性ということでは、バスだけでなく鉄軌道も考えるべきであります。橋下徹大阪市長が知事時代にコミュニティプラザに来られ、自民党や公明党、共産党、無所属の議員など、多くの議員が橋下徹氏の話をお聞きしておられましたけれども、地下鉄が大日駅や井高野駅でストップをしてい

るのは、地下鉄が大阪市営地下鉄だからである、大阪市が延伸をするのかしないのかを決めるからである、大日や井高野から私鉄やJRにつなげることが大阪の発展になるのだとおっしゃっておられました。地下鉄延伸に前向きな方が府知事から大阪市長に変わられました。摂津市にとっては、地下鉄延伸に向けての大きなチャンスではないのか、府や大阪市との研究・協議を行っていきべきだと思いますけれども、市の見解をお聞きいたします。

5、「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」についてですが、(2)福祉施策について。

ア、地域福祉活動について。

校区福祉委員会等の地元関係団体との協議の結果、運営方法が決定しましたら、ぜひとも議会のほうにお示しをいただきたいというふうに思いますので、これは要望とさせていただきます。

(3)学童保育についてですけれども、市の事業を民間保育園が補完していただいていると考えますけれども、民間保育園に補助金等を交付する考えはないのか、お聞きしたいというふうに思います。

6、「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

(1)「生きる力」を育む教育について。

ア、「小中一貫教育実践の手引き」についてですが、まだ就学前教育実践の手引きの中身も拝見しておりませんので、小中一貫教育実践の手引きがどのようなものなのかよくわかりません。ただ、どのように活用・実践していただくかだというふうに私は思いますので、就学前教育の手引きが完成しましたら、また申し上げることも出てこようかというふうに思いますので、その段階でまた改めてお聞きをしたいというふ

うに思います。

(2)学校教育環境について。

ア、中学校給食の導入についてですが、保護者がつくる愛情のこもったお弁当は、子どもと家庭とをつなぐ役割を果たし、教育的観点からも大切なものという1回目の答弁については私も同感であります。給食費未納問題が大きな社会問題となりましたけれども、給食を出すのが当たり前になってしまうのではないかとということに危惧いたします。そういうふうなことがないように、教育委員会は保護者に十分な対応をしていただきたいというふうに思います。これも要望とさせていただきます。

(3)郷土文化について。

ア、市立第6集会所についてですが、市長の答弁で、広く周知してまいりたいということですが、職員の中でさえ、このこと、第6集会所を知らない職員も多くおられます。市民への周知もさることながら、これは職員の周知も必要だというふうに思いますので、この辺は要望とさせていただきますが、周知のほうをよろしく願いいたします。

続いて、7、「活力ある産業のまちづくり」について。

(1)プレミアム付き「セッピー商品券」についてですけれども、特定の市民が繰り返し購入されるということは、公平に欠けるということになります。不公平にならないよう対策を十分に考えていただきたいというふうに思います。また、商品券の換金業務につきましては、十三信用金庫、摂津水都信用金庫、池田泉州銀行の3行の金融機関が行っていただいております。本市に多大な貢献をしていただいております。金融機関の中には、商品券の換金業務を断られたというふうな銀行もあるそうで

すけれども、本市に協力をいただいている金融機関を指定金融機関に追加するという考えはないのか、お聞きしたいというふうに思います。

続いて、8、計画を実現する行政経営についてですが、(1) 外郭団体のあり方及び指定管理者制度について。

ア、摂津市立せつつ桜苑について。

これは、民間法人に譲渡する方針の中で、市が施設の改修費用を負担する必要があるのか、先ほども答弁をいただきましたけれども、この点、改めて副市長にご答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上で代表質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、安威川以南地域のコミュニティ施設について、建設しないという方向の結論もあり得るのかというお問い合わせでございます。昨年は、東日本大震災も起こりまして、想定外という言葉が盛んに使われておりました。そういう意味では、建設しないという想定外のこともあり得るかもしれません。しかし、現時点におきましては、当然のことながら建設の方向で検討していくものでございます。

それから、公共交通の関係で、地下鉄の延伸について橋下現大阪市長が語られたということで、地下鉄を誘致すべきではないかということでございます。地下鉄につきましては、以前、地下鉄谷町線の延伸について、淀川右岸三市一町地下鉄延伸連絡協議会で検討を重ねておりましたが、平成21年に協議会は廃止となっております。また、地下鉄今里線につきましては、吹田市が岸辺への延伸を要望されているとは聞いております。地下鉄の延伸につきましては、

本市も応分の負担を要すると思われまし、したがいまして、それ相当の覚悟を持って誘致するなら誘致するというような態度が必要だと思っておりますけれども、短期・長期の視点に立って可能性を探ってまいりたいと考えております。

それから、もう1点、セッピー商品券の換金業務に関係いたしまして、協力されている金融機関を指定金融機関に加えるという考えはないかというお問い合わせでございます。指定金融機関につきましては、現在、皆さん、ご承知のとおり、りそな銀行と近畿大阪銀行、三菱東京UFJ銀行による3行輪番制で公金の取り扱いをしていただいております。指定金融機関に求められる条件といたしましては、日々の公金の収納及び支払い業務を円滑に遂行できることはもとより、公金の安全性が確保されること、それから、本市が緊急に資金を必要とする場合に、それに十分耐えられる体力や能力があること、そして、地域に貢献しているとみんなが認めていることなどがあげられると考えております。また、指定金融機関の指定につきましては、地方自治法施行令により議会の議決も必要とされるものでございます。前述のとおり、既に3行を指定させていただいております現状等を勘案いたしますと、これ以上、指定金融機関を増やすことのメリットとデメリット、これを慎重に検討する必要があると考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の防災協定をまず小学校区の一つ以上進めてはどうかというご提案についてでございますが、防災協定は、災害時の避難所の補完・増強をするということを目的にしております。特に防災上の課題であるとは考えてはおりますが、淀川や安威川のはんらんに伴う浸水被害を想定

いたしまして、ハザードマップでは安威川以南の区域の浸水被害が深刻であります。この状況から、まず安威川以南で多くの市民が避難できる高い建物への防災協定の締結が優先され、早急にこの部分について進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 民間の保育所、老人ホーム、幼稚園などの公共性のある建物に対する補助制度についてのご質問にお答えいたします。

民間の保育所、老人ホーム、幼稚園などの一定規模以上のものにつきましては、耐震改修促進法で規定されております特定建築物となっております。現在、摂津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱におきましては、特定建築物に対しまして、その耐震診断費用のうち100万円を上限としまして2分の1を補助するものとなっております。また、摂津市木造住宅耐震改修補助金交付要綱におきましては、補助対象建築物が木造住宅のみとなっております。なお、保育所につきましては、摂津市民間保育所施設整備費補助金要綱におきまして、耐震改修費用の一部を補助する制度がございます。また、幼稚園につきましては、大阪府におきまして補助する制度がございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 救急車の現場滞在時間が長い一因として、受け入れする医療機関の問題がないのかとのご質問にお答えいたします。

三島圏域における救急医療体制は、初期救急医療機関として各市の休日夜間急病診療所、二次救急医療機関として19か所の病院、三次救急医療機関として大阪府三島

救命救急センターがございます。また、本市におきましては、圏域外の近隣市に二次、三次医療機関も多く、比較的恵まれた地域でございます。

その中でも、現場滞在時間が30分以上の事例は、平成23年1月から12月の消防の集計情報によりますと、全搬送数の6.8%であり、内容は、アルコール飲酒による事故や泥酔による気分不良での救急依頼、精神的対応が必要な救急搬送などが多いと伺っております。このような状況は、本市だけでなく多くの地域の問題であり、次期大阪府保健医療計画の見直しの課題として、精神疾患の医療体制の構築に係る指針の策定が必要と言われております。安定した救急医療体制の構築に向けて、三島保健医療協議会において検討してまいりたいと存じます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 民間保育園が実施している学童保育についてでございますが、卒園児のみを対象としているとはいえ、学童保育を実施されていることにつきましては、保護者の就労を支えるものとなっております。本市といたしましても事業を補完していただいていることとなります。現状では、あくまで卒園児ということで、特定の方を対象としていることから、市として補助することは難しいと考えます。しかしながら、市の学童保育事業におきましては、開設時間の延長や土曜日保育の拡充の問題とともに、現在、国では小学校4年生以上も学童保育の対象として位置付けることなどが議論されていることから、今後、民間保育園との協働ということを模索する必要が生じることも想定されますので、保護者のニーズを踏まえつつ、民間保育園の状況と国の動きについて把握に努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 せっつ桜苑問題に対する譲渡の方針の中での改修工事の必要性でございますけれども、先ほど第1回目の質問で市長のほうから答弁がありましたように、一つ補助金の返還が生じないように建物については無償譲渡と、今の考え方は。それから、土地は売却して起債の償還財源に充てたいと。当然公設ですから、建物改修は必要最小限度、譲渡前に改修をしなきゃならない。そして、譲渡は公募であるということで市長答弁がございました。

それで、現実の桜苑の担当から出ている中身は、鉄部の腐食が相当進んでおることが一つ、それから、外壁にクラックが生じている箇所が見られることが一つ、それからもう一つは、1階デイサービスセンター食堂の外壁で漏水が生じておることがあると。それから、バルコニーの下で漏水があるということ、4階でも天井から漏水が生じているというようなことが報告されております。そういったしますと、基本的な美観等の問題ではございませんので、民間に渡すときに一定入所者もおられるわけですから、やっぱり安全な施設ということは、公設としては当然頭の中に入れなきゃならないということで、一定の対策を講じる必要があるというふうに判断いたしております。なお、この費用がどれほどになってくるのかということによりまして、一定の制約はありますが、さまざまな形で民に譲渡するという条件の中に、一つの研究としては、今ご指摘の部分もいろいろと研究をしていきたいというのが今の現状でございます。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 国立循環器病研究センターと当市のまちづくりとの整合性についてのお問

いだと思いますけれども、循環器病センターが移転されること、これは結構なことだと思います。ただ、当市といたしましては、まずはクリーンセンターの問題の解決、これを急がなくてはなりません。循環器病センター等々、この跡地のまちづくりについて、いろいろ協議を進めてきておりますけれども、今のところでは、方向性はまだ定まっていないわけでございます。今後も吹田市に対しまして処理場建設の経緯、そして、本市のし尿を最後まで処理するとして昭和40年の協定書に基づき、責任を持ってこの問題を解決されるよう強く要望してまいりたいと思います。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、渡辺議員。(拍手)

(渡辺慎吾議員 登壇)

○渡辺慎吾議員 それでは、高志会を代表いたしまして質問をさせていただきたいと思っております。

昨年は、国際的にも、また国内的にも忘れることができない激動の年でありました。ギリシャを発端とするヨーロッパ諸国の財政危機、異常な円高による国内産業への影響、そして、チュニジアをはじめとし、中東諸国の独裁政権の崩壊と、世界は大きく動こうとしております。国内の経済に目を向けますと、長く続いた不況に加え、円高による産業の空洞化、失業者の増加、新卒学生の就職難、一流企業の業績不振等、世界第2位の経済大国が、その地位を中国に明け渡してしまいました。

政治では、政権交代から3年目、国民の熱狂的な支持を受けて民主党の政権が誕生したわけでありましたが、鳩山、菅、野田3代の政権で露呈した民主党の政権の未熟さ、

そして、それに対抗している自民党をはじめとして、野党はその未熟さの揚げ足取りに終始し、この国難に際し、一致団結して克服しようという気概が感じられない昨今であります。

国民の政治不信が高まる中、大阪維新の会をはじめ、さまざまな地方政党が国民の熱狂的な支持を集め、今後の日本の政治に大きな影響を与えようとしております。私は、期待する反面、強いリーダーへの国民の期待に非常に危うさを感じざるを得ません。果たして、この政治のうねりが、今後日本の政治にとってよい方向に向かっていくことになるのか、一抹の不安を感じております。

昨年、ちょうどこの定例会会期中に大震災が起きたのであります。1000年に一度の未曾有の災害に、本市からも職員をはじめ、多くの市民ボランティアも現地入りしました。惨たんたる現状を聞くに当たり、限界はあるものの、備えを万全にする必要を感じたのであります。そして、この震災によって被害をこうむった東北、関東の方々には、同じ国の民として物心両面から末永く支えなくてはなりません。あの大災害に際して、被災者がきずなをもってお互いに助け合い、そして、自己犠牲の精神で自分の命を顧みず他人を導いた姿に、国の内外で驚きと感動を呼び起こしました。しかし、その反面、この災害が原発事故も伴った影響から、さまざまな風評により被災者や地域の産業、農業関係者が苦境に陥ったことも事実であります。我々日本国民は、この国で暮らす限り、国民一人ひとりが運命共同体であると感じ、被災者に対応しなければならないと思います。

それでは、前置きが長くなりましたが、順位により代表質問させていただきます。

先ほど森西議員の質問とも重なる項目がありますが、その辺は整理して、会派として聞かなくてはならないことがありますので、同じ答弁、似たような答弁になると思いますが、お答え願いたいと思います。

まず初めに、市政運営の基本方針に、「先人が積み重ねてこられた摂津ならではの魂」とあります。古くは万葉の時代から、淀川流域は歴史的にさまざまな物語が展開されておりました。近年になっても多くの天災に見舞われ、特に川のはんらんと闘いでありました。先人たちの汗と涙により現在このまちが存在するわけですが、その歴史、そして先人たちの魂をいかに後世に伝えていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、「市民が元気に活動するまちづくり」についてお尋ねしたいと思います。

1番目、昨年も協働の意識の共有化についてお尋ねいたしました。昨年、選ばれた市民の皆さんの意見を聞きながら、その方向性を決めていとお聞きしましたが、年月がかかり過ぎるのではないかと危惧をいたしております。ワークショップや会議に時間をかけ過ぎて、協働という言葉そのものが市民の意識の中から忘れ去られるのではないかと、また、協働という言葉がひとり歩きし、それぞれ勝手な解釈が定着してしまうのではないかと心配いたしております。市民と職員が一緒にけんけんがくがくの議論をすることも協働の趣旨とは思いますが、ある一定の期間を定め、集約し、結論を出されるべきと思いますが、お考えをお聞きたいと思います。

2番目は、1番目の質問の趣旨を盛り込んでおりましたので、省きたいと思います。

3番目は、協働という言葉の中で、行政の責任回避と受け取られないか、それにつ

いてお聞きしたいと思います。

逼迫した財政状況の中、ここ数年、行政改革を推し進めてこられました。補助金の見直しや職員数の削減等、行革をやってこられたその延長線上に、小さな行政を目指し、行政のやるべきこと、市民のやるべきことの区別をはっきりすることに異論はありません。しかし、協働ということ、本来行政が行わなくてはならないことを市民に押しつけているのではないかと危惧する市民もおられます。これも協働の解釈のひとり歩きとは思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてお尋ねいたします。

1番目は、吹操跡地の防災公園に防災体育館を建てられるお考えはないのかについてお尋ねしたいと思います。

先日、高槻の古曽部体育館に行ってきましたが、その体育館は、災害時に多くの被災民を受け入れられる機能を有しておりました。体育館はすべて冷暖房を完備し、設備の整った大変立派な施設でありました。先の震災の実情を見ますと、たちまち避難できるのは地域の集会所であり、学校の体育館であります。しかし、冷暖房は完備されておらず、特に高齢者の中には健康を害する方や亡くられる方も多くおられました。また、避難が長期にわたると本来の機能が使われない状況に陥り、さまざまな不都合が生じてまいります。法律的なものがあると思いますが、高齢者や乳幼児等、弱い立場の方々の避難所として、機能をしっかりと備えた体育館をお建てになる考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

2番目は、被災時における要援護者の支援体制の構築についてお尋ねいたします。

災害時は、自助・共助・公助の順に対処

していかなくてはなりません。そして、共助の段階で地域周辺の方々の安否確認が必要です。特に述べられている要援護者の支援には、事前に地域のある一定の立場の方々に情報が行き届いていなくては対応できないと思います。日ごろから、その情報によりつながりを持たなければ即応体制は難しいと思います。そこで、どのような体制をお考えか、お尋ねしたいと思います。

3番目は、老朽化が進んでいる市内公共施設の補修・点検はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

昨年来、市立図書館や学校施設のコンクリートの落下事故が相次いでおります。幸い人身事故はないものの、非常に危険な状態が続いております。ほかに市内には多くの公共施設が存在しますが、老朽化が著しい建物も多くあります。この老朽化施設を早急に調査し、補修する必要があると思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

4番目は、消防団員の災害時における役割についてお尋ねいたしたいと思います。

東日本大震災時には、活躍中に多くの消防団員の犠牲者が出ました。総務省消防庁のまとめでは、この震災で亡くなられた消防団員は、消防職員や警察官より際立って多くなっております。そのような情報を踏まえ、東日本大震災時に現地消防団員がどのような活動をされたのか、また、どのような状況で犠牲になられたのかを調査分析しておられるのか、また、その点についてどのようなことを感じられたのか、お尋ねしたいと思います。

5番目は、摂津市の災害史の作成についてお尋ねしたいと思います。

先ほどの質問でもありましたが、我が摂津市域は、過去においてさまざまな災害に見舞われております。特に近年に起きた災

害を今後の参考にすべく、災害史を編さんされてはいかかと思えます。今後作成される新しい市史に編入も兼ね、お考えをお尋ねしたいと思います。

6番目は、自転車安全利用倫理条例についてであります。

今回、この条例制定はマスコミ等でも話題になり、私もこのような条例は必要に思えます。現実に自転車による交通事故も多く、危険な思いをされる方もたくさんおられます。現在、道交法では自転車は車両であります。大型車両が走行する幹線道路等を走るには大変危険であります。警察も自転車が安全を確認しながら歩道を走ることをやむを得ないことと認識はあるものの、あいまいな状況が続いております。摂津市の道路事情があるとは思いますが、この条例と並行して自転車道の整備をされるお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

7番目は、バス路線網等の再編を含めた交通網のあり方についてであります。

秋ごろに一定の方向性を示すとありますが、昨年もこの質問をさせていただきましたが、安威川以南のバス路線網の整備はどのようなになるのか、お尋ねしたいと思います。

8番目は、地域防災訓練の市民参加についてお尋ねいたします。

毎年11月から3月にかけて、地域防災訓練が行われております。それぞれの地域において、自治会役員や民生児童委員、消防団員の方々がさまざまな役割をてきぱきとこなしておられます。非常に有意義な訓練と感じますが、この訓練がその地域の市民に周知徹底がなされていないのが現実です。複数の市民から、その訓練があること自体知らないという意見をお聞きしました。

災害初期は市民それぞれが自助を行わなくてはならないのに、大多数の市民がその訓練に参加していないということは大変問題であると感じます。一人でも多くの市民の参加を促すよう、広報活動の徹底が望まれますが、今後どのような対応をなされていくのか、お尋ねしたいと思います。

「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」についてお尋ねいたします。

1番目は、セッツ電隊の実績と評価についてお尋ねいたします。

マスコミ等で取り上げられたこのセッツ電隊は、各部署に数人置かれ、さまざまな節電監視活動をされているとお聞きしました。そこで、実際昨年の夏場の電力節電はパーセンテージ的にも実績を上げられたのか、また、冬場の状況は現在までの実績はどうか、お尋ねしたいと思います。

2番目は、公用車をエコカーにする取り組みについてお尋ねしたいと思います。

一昨年開業いたしました阪急摂津市駅は、カーボン・ニュートラル・ステーションと銘打って、全国的にも話題になった駅であり、国内の多くの自治体から行政視察に來られましたし、韓国からも取材がありました。また、先ほども質問いたしましたセッツ電隊の取り組み等、国の内外からエコの先進市として当市は位置付けられております。そういう観点から、特殊車両以外の公用車をすべてエコカーにするお考えはないのか、お尋ねしたいと思います。

「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」についてお尋ねいたします。

1番目は、平和市長会議へ参加された経緯についてお尋ねしたいと思います。

今現在、極東地域で領土問題をはじめ、さまざまな国家間の摩擦が生じております。その中で極東に属する5か国中2か国が核

保有国とされ、北朝鮮は核保有の疑いがあります。このように日本を取り巻く国々が日本に核の脅威を与えている現在、現実的にアメリカの核を背景に抑止力を使わなくてはならないと思うのであります。そういった論理で申しますと、市長も多分同じ考えをお持ちだとは存じますが、参加された経緯をお聞きしたいと思ひます。

2番目の質問は、森西議員の答弁で理解できましたので、これは結構です。

3番目は、核廃絶と平和利用の原子力についてお尋ねしたいと思ひます。

今、北朝鮮とイランにおいて原子力の平和利用と核兵器の結びつきが国際問題になっております。平和利用と核兵器は表裏一体です。我が国は、国際的にも核拡散防止条約に加盟し、平和利用に徹してありますが、今回の福島原発事故により、原発の安全神話が瓦解いたしました。今後のエネルギー問題において、政府は原発をどのような位置付けにするのか、今後の推移を見ていきたいと思ひます。

そこで、平和市長会議では原発についてどのような見解をお持ちか、お尋ねしたいと思ひます。また、大阪市長の橋下氏は、大阪府知事時代、福島の瓦れき処理を大阪は受け入れる等の発言があり、現大阪府知事の松井氏もその方向でいくと発言されておりますが、摂津市に要請があった場合、それを受け入れられるのか、お尋ねしたいと思ひます。

4番目は、第3期の摂津市男女共同参画計画での「女性に対してのあらゆる暴力の根絶」についてお尋ねしたいと思ひます。

「女性に対しての」と表現がされておりますが、社会においてはあらゆる暴力を根絶しなくてはなりません。ですから、ここで女性を殊さら強調しなくても、「女性に

対しての暴力を含めたあらゆるすべての暴力の根絶」という表現でよいのではないのでしょうか。男女共同参画というからには男女双方の課題であります。その点を踏まえてお考えをお聞きしたいと思ひます。

次の5番目の虐待防止ネットワークの質問の内容にも同じことが言えると思ひますので、併せてお聞きしたいと思ひます。また、ネットワークの構築はどのようにされるのかもお聞きしたいと思ひます。

6番目は、ひとり親家庭施策について、母子自立支援員の仕事内容についてお尋ねいたします。

日本社会において、現在、ひとり親家庭が増え続けております。特に母子家庭は急増しております。そして、この不況の中、経済的になかなか自立していけない状況に置かれている家庭が多くあります。そこで、そういった家庭を具体的にどのように支援されるのか、また、母子自立支援員はどのような対応をされるのか、お尋ねしたいと思ひます。

「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてお尋ねいたします。

1番目は、国語力向上についてお尋ねいたします。

中学校2、3年生の英語力向上を図るため、英語教育指定校に英語教育支援員を派遣すると聞き及んでおります。日本人の語学力は世界的にも最低ランクに位置付けられており、英語力の強化は必要であると思ひます。しかし、現在、中学生の漢字の読解力が低下し、また、正しい敬語の使い方がなされていないような中では、まず国語力の向上を図ることが必要ではないかと思ひますが、お考えをお聞きしたいと思ひます。

2番目は、中学校部活動振興相談員の位

置付けについてお尋ねいたします。

中学校の部活動は、生徒たちが今後の人生を歩む道筋に多大な影響を受ける大切な教育活動です。しかし、生徒数の減少、顧問教員の転勤や不足により、現行の部活動の存続が危ぶまれ、また、新たに部活動を発足することも難しくなっております。そこで、この振興相談員はどのような役割をし、位置付けられるのか、お尋ねしたいと思います。

3番目は、中学校体育授業での武道の導入についてお尋ねいたします。

次年度から武道が必修化されますが、部度は球技やダンスと違い、攻撃的な運動であります。そこで、他のスポーツに比べ、より危険度が増すわけでありましたが、安全対策や指導方法はどのようにされるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

4番目は、教育委員会議についてお尋ねいたします。

ここ数年、教育委員会議の形骸化が問題になっております。全国的な流れの中で、特に大阪においては橋下市長が知事時代からこの問題を指摘され、府教委と知事との間で激しい議論が展開されたことは記憶に新しいことでもあります。本市においても、月に一度の定例会議において、委員会事務局が提出された案件をスケジュールにのっとして消化しておられるように感じます。数回傍聴した私の感想を述べさせていただきますと、委員の中には積極的に発言している方もいらっしゃいますが、ところが、その発言を事務局サイドが抑え込むような形になっているのではないかと感じました。教育委員会議は教育委員会の最高機関であります。教育委員会議でそれぞれの委員が議論し、その決定に事務局が従う形が健全であると感じます。これからどのような方

向に持っていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

5番目は、これも毎回お尋ねしていますが、卒業式、入学式においての国旗掲揚・国歌斉唱についてであります。

現在、大阪府、大阪市において、職員が適切に対応するように条例が可決されました。もしこの条例にそむけば処罰の対象になりますが、次年度、本市ではそのことを踏まえてどのように対応されるのかをお尋ねしたいと思います。

6番目は、市指定有形文化財の第6集会所の活用についてお尋ねいたします。

おかげさまで、平成23年度に第6集会所は市指定有形文化財第1号として指定されました。これからこの老朽化した建物を補修し、保存していただけたと思いますが、文化財に指定された建物であるにもかかわらず、一津屋にお住まいの方以外の市民のほとんどは、その存在をご存じないのです。今回は、文化財第1号として指定されたことをきっかけに、このような歴史的価値のある建物を多くの市民や府民にPRして、維持管理に協力していただく考えはないのか、また、池田市や高槻市にも芝居小屋が誕生しましたが、この集会所を単に保存するだけではなく、大衆演劇や落語会等、さまざまな文化活動に活用する考えはないのか、お聞きしたいと思います。

「活力ある産業のまちづくり」について。

冒頭で述べましたように、今現在、この国の経済状況は深刻な状況に陥っており、失業者の増える状況は地方自治体にとって重い負担となってまいります。本市を含む三島地域の失業率はどのようになっているのか、また、失業者に対し、ハローワークと協力してどのように対応されていくのかをお尋ねしたいと思います。

計画を実現する行政経営について。

1 番目は、職員の長期休職者についてお尋ねいたします。

このような経済状況の中、地方公務員として採用されることは大変幸運であり、そして、多くの就労者から羨望される職種であります。本市採用試験にも数百倍の倍率があり、その中でわずかな方が採用されたわけではありますが、今現在、長期に休職されている職員が複数おられるとお聞きしました。その長期休職者にどのように対応されているのか、お聞きしたいと思います。

2 番目は、人間基礎教育の実践についてお尋ねいたします。

森山市長が市長に就任され7年半が過ぎました。市長が就任されて真っ先に提唱されたことは、この人間基礎教育の実践でありました。そこで、今回、摂津市の自転車安全利用倫理条例のようなマナーを守るための倫理条例をほかにも制定するお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

3 番目は、行政パートナー等の臨時職員、非常勤職員の活用についてお尋ねいたします。

市長は、就任以来、職員の削減を施策の一つの柱とされておられました。今後もその流れをとめることなく、職員を減らし、臨時非常勤職員を積極的に活用し、職員総数の抑制をされていくのか、お尋ねしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 高志会を代表されての質問にお答えをいたします。

まず最初に、摂津の魂についてのご質問でございますが、我がまち摂津市は、さかのぼること明治中期に味舌、鳥飼、味生、

三宅の各村が誕生し、その後、3村合併、三宅村の一部の編入を経て、ほぼ現在の市域が形成され、今日まで発展してきてことができました。その背景には、我がまちの発展を願い、古くからまちづくりに携わってこられた多くの先人の方々が、大変な苦勞をされ、一つ一つ積み重ねてこられた摂津ならではの歴史や伝統というものがございます。我がまち摂津は小さなまちであります。しかし、これまで積み重ねてきたものは、他都市に勝るとも劣らない、まさしく摂津の魂だと思います。これらのことを後世の人々にしっかりと伝えるため、現在、新しい市史編さんに取り組んでいるところであります。また、市史による伝承とともに、現在を生きる私たちが将来を見据えたまちづくりに全力で取り組むことにより、後世の人々が自分たちのまちについての理解と愛着を深め、そのことが将来のさらなるまちの発展へとつながるものと確信をいたしております。

協働と市民公益活動支援についてのお問いでございますが、第4次総合計画は、今までとは違い、公募の市民参加を方針として、幅広くご意見をいただき、職員総がかりで策定してきたところでございます。現在、策定に取り組んでおります協働と市民公益活動支援の指針につきましても、この方針を踏襲しており、平成23年度にはワークショップや会議を開催し、市民と市職員が一緒になって、本市が目指す協働と市民公益活動に対する支援の方向性を考えるところから丁寧に議論を重ねてまいりました。来る10年目には、その理念がしっかりと定着するためにも、こつこつと丁寧に取り組まなくてはなりません。指針は、これらの取り組みで得た提言を基礎として策定し、パブリックコメント等により、さら

に広く市民からの意見聴取を行い、協働についての周知を進めてまいりたいと考えています。

なお、協働は決して行政の担うべきことを市民に責任転嫁するものではございません。むしろ、行政が協働を言う以上、今まで以上にその姿勢が求められるわけであり、この指針において、協働と市民公益活動についての定義等を明確にし、その内容を庁内に周知し、市にかかわるすべての方々に共有できるよう情報を発信してまいりたいと思います。

避難所も兼ねた防災体育館についてのお問いでございます。

吹田操車場跡地に整備いたします防災機能を有した公園は、平成21年に都市計画決定した都市計画公園として整備を行うもので、公園内に建築できる建物の面積は都市公園法により制限されております。新たに避難所を兼ねた防災体育館の建設は困難でございます。本公園の整備においては、トイレや備蓄倉庫を兼ねた建物を計画いたしております。本市において、大型体育館は、市民の健康増進や生涯スポーツの普及・振興に寄与できる施設として、また、種目により隣接市の体育館を利用させていただいている大阪府や三島地区の大会を開催できる施設として、その必要性は十分認識をいたしております。私も防災公園での体育館の建築の可能性を探ったところでございますけれども、法的な制約はもちろん、この建設には多額の費用と年数が必要となっております。現時点での防災対策等につきましては既存の避難所の利用を考えております。

災害発生時における支援体制についてでございますが、具体的には災害時要援護者避難支援プランを作成していくことだと考

えております。本プランにつきましては、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するために、災害時要援護者の避難支援について、その目的や考え方、進め方を明らかにし、災害時要援護者の自助、近隣や地域の共助を基本に、公助として災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としたプランとなっております。

老朽化が進んでいる市内の公共施設の補修・点検についてでございますが、市内の公共施設は約110施設と大変多くございます。日々の管理はそれぞれの施設管理者で行っております。最近、教育施設でコンクリートが落下するという事故が発生しましたが、幸いにも人的被害には及びませんでした。市内の公共施設につきましては、その多くが昭和40年代後半から50年代にかけて建設されていることから、経年劣化が進んでおり、日ごろの補修・点検は重要と考えております。今年2月には、施設管理者による点検方法について講習会を開催したところであり、今後は各施設管理者において点検を実施しながら緊急性の可否を判断し、必要に応じて補修を行ってまいりたいと考えております。

東日本大震災時の現地団員の活動における調査分析についてでございますが、みずからのまちを、地域の人々を守るという崇高なボランティア精神のもとで活動されている消防団員は、まさに地域防災のかなめであり、大災害のみならず、火災や非常警戒においても活躍していただいております。東日本大震災では、我が身の危険を顧みず、消防団活動に当たられた約250名の消防団員が犠牲になられたと聞いております。このような尊い犠牲のもとで得られました

貴重な教訓を、本市の消防団活動にフィードバックし、近い将来には発生するであろう東南海・南海地震をはじめとした大災害に備え、今後の消防団活動に生かさねばならないと考えております。

災害史の作成についての質問であります。市史編さんにおきましては、平成23年度から11年間の事業でございまして、昨年の7月に市史編さん委員会を立ち上げまして、現在、新修撰津市史発行に向けまして資料収集に努めているところでございます。しかしながら、現在のところ災害に関する資料は発見できておりません。今後、発見に至りましても、災害史として発行できる資料数が存在するかが課題となっております。資料数が少ない場合におきましても、本編の一部として編集してまいりたいと考えております。

「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」についてであります。自転車道の整備などインフラ整備の必要性、これは十分認識いたしております。第4次の撰津市総合計画にも記載しておりますように、平坦でコンパクトな市域の特徴を生かした道路整備を撰津市の特色に魅力のある取り組みとして進めていくこととしておりますが、新たなる自転車道を早期に整備することは困難でございます。先ほどもご答弁いたしました。この条例を制定しようとする原点は、我が常々申し上げております社会のルールを守れる人づくりの一環でもございます。自転車に関するルールは、ご指摘のように、主に道路交通法に記載されておりますが、あえて撰津市自転車安全利用倫理条例を制定し、大人から子どもまで全員がしっかりと問題意識を共有していただけるよう啓発をしていきたいと思っております。

バス路線の話でございまして、バス路線

網等の再編を含めた市内の公共交通のあり方につきましては、先ほどもご答弁しましたが、るる検討しているところでございます。現時点での検討の内容は、先ほども申し上げましたとおり、安威川以南で運行しております公共施設巡回バスにつきましては拡充を考えております。

地域防災訓練についてであります。自主防災組織の防災訓練は、11月から3月にかけて旧の2小学校を含む11地区で防災訓練が実施及び実施予定でございまして。今日まで実施されました8地区の防災訓練に伺っております。大災害が発生した場合、地域のお互い助け合う力、共助が発揮されることが被害を最小に抑えることとなります。行政といたしましては、広報紙、ホームページ、防災担当者による出前講座などを通じ、自主防災組織の訓練に多くの市民の方に参加していただくように働きかけてまいります。

昨年実施しておりますセッツ電隊の実績と評価であります。セッツ電隊による節電の実績であります。夏場は節電目標対前年度比15%削減の達成に向け、6月13日から9月までの間、実施しており、節電対策の結果といたしまして、6月は16.4%、7月は18%、8月は18%、9月は22.6%と目標を達成しております。現在実施中の冬場であります。節電目標対前年度比10%削減の達成に向け、12月から3月までの間、実施しており、節電結果といたしまして、12月は18%、1月も18%と目標を達成しております。これは、職員や関係者の方々の節電に対する高い意識と節電の取り組み、また来庁された市民の方々のご理解によるものと考えております。

評価であります。昨年とは単純に比較

はできませんが、使用電力量を昨年より大きく減らせたのは、セツ電隊の活躍によるところが大きいと考えております。

次に、公用車をエコカーにする取り組みについて、どのように考えているかとのお問い合わせでございますが、環境への負荷の削減という観点も踏まえ、公用車を買いかえる場合は、環境に優しい排気ガスのきれいな車、燃費のいい車、小排気量車などの公用車の購入に努めてまいりたいと考えております。

平和市長会議の加盟の経緯についてのご質問でございますが、平和市長会議は、世界の都市が連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴えているものでございまして、ただ唯一の被爆国である日本では、広島市と長崎市が中心となって取り組まれております。本市は、非核平和を訴え、憲法を守り、人間を尊重する平和都市宣言を行っていることから、広島市、長崎市をはじめとする国内の加盟都市との連携を図るため、平成21年に加盟をいたしております。

核兵器の廃絶と原子力についてのお問い合わせでございますけれども、日本人は、戦後、核、原子力とうまく言葉を使い分けてきたと思いますが、よくよく考えてみますと、これは同じものであり、恐ろしく怖いものであることが今度の大震災でまた証明されたと思います。言うまでもありませんけれども、核兵器は即刻廃絶すべきであると思います。一方、原子力につきましても、東日本大震災を受け、原子力発電に対する安全神話が崩れ、国民に大きな不安が広がっているところがございますが、今後、国全体で国民が安心できる中長期的なエネルギーのあり方について、幅広く国民各層からの意見を踏まえた議論がなされ、早期の廃

絶に向け、よりよい方向性が決定されるべきものと考えております。

続きまして、震災瓦れきの受け入れについてのご質問でございますが、東日本大震災の被災地に対する復旧・復興への思いは、国民が等しく共有しており、本市もさまざまな形で協力・支援を行ってまいりました。困ったときはお互いさまであります。震災を決してよそごととしてはならないと思います。間もなく震災から1年を迎えますが、瓦れきの処理は遅々として進まず、復興の大きな妨げとなっており、これは瓦れきに付着した放射性物質が要因であります。この放射性物質から出る放射線に関しては、さまざまな知見や意見があることから、受け入れに当たりましては、こうした課題を解決することが前提であると考えております。私は、市民の健康と安全の確保を基本にするとともに、広域的な視点に立って、大阪府や近隣市町と連携しながら対応していきたいと思っております。

男女共同参画計画における女性云々のご質問でございますけれども、戦後の日本社会は、男社会がどちらかといえばまかり通ってきたと思っております。昨今、極端な少子・高齢化、女性の社会参加が目覚ましくなり、かなり改善されてまいりましたが、やっぱりまだまだ男社会がまかり通っていると言ってもいいと思っております。そういう意味では、男女共同参画社会の実現とあるのは、女性の地位向上を目指しているものではないかと思っております。そういう意味では、女性の立場を強調することは特に問題はないのではないかと思います。特にか弱い女性に手を出す、いわゆる弱い者いじめ、これはいけません。この点、これまで被害者救済がほとんど進んでいなかったことも受け、今、国や大阪府で法律が整備され、男女共同参

画計画においても女性に対する暴力を根絶することを重点分野に位置付けたわけであり、摂津市の取り組みは、国際社会における取り組みにも沿うものではないかと思えます。

虐待防止ネットワークの構築についてありますが、少子・高齢化の進展や家族形態の変化などにより、地域コミュニティが崩れつつある中、経済不況による貧困や地域での孤立など、さまざまな問題を複合的に抱える人たちが急増しております。市民に一番身近な行政として、セーフティネットを早急に強化していかなければなりません。特に虐待問題、女性、子ども、障害者、老人、それぞれがそれぞれの立場でその対策に取り組んでおられるわけですが、それぞれの課題を持ち寄り、そして横断的に取り組むことにより大きな効果が期待されるわけであり、当市の虐待防止ネットワークにつきましても、男女共同参画社会の実現の視点に反するものではないと思えます。

失業者の状況についての質問でございますが、雇用情勢は回復の傾向にあるものの、依然として厳しい状況でございます。平成23年12月の有効求人倍率は、大阪府内では0.7倍のところ、ハローワーク茨木管内では0.57倍となっており、本市を含む三島地域の雇用情勢は、他の地域よりも大変厳しい状況であります。今後もハローワーク茨木と連携していくとともに、厳しい雇用情勢の中、一人でも多くの求人者が就職に結びつくよう、相談者の能力向上に取り組んでまいります。

長期休職者に対しての対応についての質問にお答えをいたします。

長期間の休職が見込まれる職員につきましても、電話やメールなどによる連絡体制

を整えるように所属長に指示いたしております。なお、必要に応じて人事担当者も面談に入り、長期休職者の状況の把握に努め、円滑な職場復帰が果たせるよう努めているところでございます。

人間基礎教育の実践についてのお問い合わせでございますけれども、私は、市長就任以来、社会のルールを守れる人づくりとして人間基礎教育を提唱してまいりました。市民の皆様にもご理解をいただき、徐々に浸透してまいったと感じております。今日までの取り組みを踏まえ、条例化すべきではないかのご提案でございますが、人間基礎教育の五つの心は、私たちが日常生活の中で当たり前と思いながら忘れているかもしれない心の問題であり、自分自身が何らかの出来事に直面したときに改めて気づくものではないかと思えます。市政方針の中でも申し上げましたが、大震災という困難に直面し、人と人とのつながり、他者に対する思いやり、秩序を守ることの大切さを改めて考えさせられた人は大勢あったのではないかと思えます。私が提唱する人間基礎教育は、社会を構成する一人の人間として、それぞれの気づきを促し、その気づきを行動へと移していただきたいという思いでございます。人間基礎教育そのものの条例化はなじみませんが、今後、今回の自転車安全利用倫理条例のような形で具体化していきたいと思えます。

行政パートナー等の臨時・非常勤の活用についてでございますが、より効率的な組織のもとで行政経営を行っていくには、職員総数を抑制し、少数精鋭の職員体制が必要となってまいります。そのためには、職員採用の抑制、民間に任すほうが経費面、サービス面ともに効率的・効果的である場合は、民間に業務を委託していくことや、職

員の職種替え、臨時・非常勤職員、派遣職員、再任用職員等の積極的な活用を進めるなどの雇用体系の見直しが必要であります。また、一方で、より効率的・効果的なサービスの実現には、臨時・非常勤の賃金等も含めた職員の総人件費の抑制は時代の要請であることから、今後もより適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からのご答弁であります。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります7点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、ひとり親家庭施策についてと母子自立支援員の仕事の内容についてでございます。

ひとり親家庭に対する主な施策といたしましては、手当・助成関連では児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、また、就労支援・自立支援関連では母子家庭自立支援教育訓練給付金等があり、また、生活支援・貸付関連では母子生活支援施設入所、母子寡婦福祉資金の貸付け等といった、主に国・府の制度に基づき実施いたしております。

母子及び寡婦福祉法に位置付けのある母子自立支援員につきましては、この中の就労支援・自立支援を主に担うために配置しているものでございます。ひとり親家庭につきましては、子育てをはじめとする日常生活面及び就業面でさまざまな悩みや不安を抱えていることが多く、精神的支援を含めた自立に向けてのトータルな支援が必要となってまいります。したがって、母子自立支援員が総合的な相談窓口となり、母子・父子にかかわらず自立のために必要な情報提供を行うとともに、さまざまな相談、例えば資格取得、職業訓練といった就

労に関する事、子どもの教育に関する事、金銭的な生活援助に関する事などの相談に応じておるところでございます。

次に、国語力の向上についてでございます。

新学習指導要領では、各教科等の指導に当たっては、思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童・生徒の言語活動を充実することと示されております。その中心的な教科となる国語科においては、国語を適切に表現し、正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を育てることが目標とされております。また、言語文化と国語の特質に関する事項が新たに設けられ、我が国の言語文化を享受し、継承・発展させる態度をはぐくむことと、社会生活で使用されている敬語の特質など、言語の多様な働きについての理解を重視する内容となっております。

ご指摘のとおり、児童・生徒の生きる力をはぐくむためにも、国語の能力を確実に習得させることは大変重要であり、国語の基礎的・基本的知識及び技能の習得と、それらを活用して課題解決できる力をはぐくめるよう、国語の授業の充実にさらに努めてまいります。

次に、中学校部活動振興相談員の位置付けについてでございます。

部活動は、学校教育の一環として位置付けられ、スポーツや文化・科学に生涯親しむ能力や態度を育てる意味で大変効果的な教育活動であると考えております。また、学級や学年を離れて活動を展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などをはぐくみ、仲間や教員と触れ合う場所としても大きな意義を有するもので

あると考えております。

さて、各学校の部活動の編成・運営は、その規模や実態に合わせ学校が主体的に行っておりますが、生徒数の減少に伴い、部活動を維持できないケースも生じてきております。また、施設面や顧問教員の不足から、新たな部活動を発足できない場合もございます。また、これまでに経験のない部活動を教員が担当することも少なくありません。

そこで、本市の中学校部活動の実態及び課題を把握し、今後の部活動のあり方についてまとめるため、中学校部活動振興相談員を新たに1名配置いたします。相談員は、教員の相談窓口にもなり、部活動運営に関する研修も実施するなど、本市中学校部活動の振興に資するための活動を行ってまいります。

次に、中学校体育授業での武道授業についてでございます。

現行の中学校学習指導要領のもとでの本市中学校での武道については、男子が柔道または剣道を履修してまいりましたが、女子は履修しておりませんでした。新学習指導要領では、より多くの領域の学習を経験することが重要視されております。そのため、1、2年生において武道とダンスが必修化され、3年生においては球技と武道から1領域以上を履修することと改められました。また、武道を通じ、礼に代表される伝統的な考え方などを理解し、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする態度をはぐくむことも大変重視されております。教育委員会では、これらを踏まえた授業づくりや、けがの防止に向けて、保健体育科教員と協議を何度も重ね、また、大学教授を講師として招聘し、研修を進めているところでございます。武道との出会いを

通じて、生徒の興味・関心が高まるよう、さらに研修を重ね、授業の充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会議についてのご質問にお答えいたします。

学力向上問題をはじめ、家庭の教育力をめぐる問題、基本的な生活習慣の確立、不登校問題、教育環境の整備、登下校時の安全確保、地域コミュニティの問題、公民館や体育館を軸とした生涯学習、スポーツ活動、そして機構改革に伴い、新たに教育委員会の所管となった子育て支援など、時代の変化の中で教育をめぐる課題が山積する中で、教育に対する期待は大きなものとなっております。そのような状況下にあって、現在の教育委員会制度についても、これまでになく社会的な関心を呼んでいることは十分に認識いたしております。

教育委員会は、年齢、性別、職業など、幅広い分野の委員で構成され、合議制の執行機関として自覚と責任感、使命感を担って教育行政を管理執行していくことが求められております。本市におきましても、学校現場経験者、教育行政経験者、児童発達関係の学識経験者及び保護者など、さまざまな立場からの知見をいただき、これまでいじめ、不登校問題について、年間を通して教育委員会議の案件として取り上げ、継続して協議を行っており、また、市長との意見交換会や校長、教頭及び社会教育委員などの教育関係者との懇談の機会を持つなど、地域の多様な特性や市民の意見を反映させながら、教育委員会議の活性化を図り、先ほど申し上げましたような課題解決のために議論を深めてまいりました。

今後におきましても、これまで以上に教育委員会議の活性化を図り、積極的な教育行政を展開していくことが不可欠と考えて

おり、教育委員会議の機能を充実させてまいります。

次に、卒業式、入学式における国旗掲揚・国歌斉唱についてのご質問でございます。

学習指導要領には、特別活動において、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものと定められており、また、小学校音楽においては、国歌君が代はいずれの学年においても歌えるように指導することと明記されております。これまで本市の小・中学校では、入学式や卒業式において国旗掲揚や国歌斉唱について適切に実施し、厳粛な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけとなるよう取り組んでまいりました。今後も学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校での教員による児童・生徒への指導により、さらに適切な実施が実現するよう努めてまいります。

また、学校における教育活動において、国旗及び国歌の意義を理解し、尊重できる態度が育てられるように配慮するよう、適切な教育課程の編成及び実施について、今後とも各学校を指導してまいります。

最後に、市指定有形文化財の市立第6集会所の活用についてのご質問でございます。

市立第6集会所は、市の指定有形文化財の指定を受けて、平成24年度は、同文化財として現状を保存し、その価値を維持するため必要な補修を講じてまいります。また、同時に、市指定有形文化財一津屋公会堂としての顕彰板を設置し、地元の方はもちろんのこと、広く市民、府民の方々に大正時代に建築された貴重な芝居小屋であることを周知し、市民の方々に郷土の誇れる財産として再認識いただきたいと考えております。

その活用につきましては、地元の方の出資により芝居小屋として建築され、芸能興行をされたという歴史的背景を踏まえ、本来の芝居小屋として利用することが最もふさわしいところではございますが、芝居小屋としての活用の整備には多額の財政措置が必要となります。今後、大阪府の指定有形文化財への昇格や、国・府の補助金等の活用など、あらゆる財源を視野に入れ、地元の方々の意向もお聞きしながら文化財としての活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。もう7分しかないので、非常にはしょってこれから質問します。項目のないのは、それで結構ですということでご理解をお願いしたいと思います。

まず、3の(2)災害発生時の要援護者と避難誘導についてですけど、具体的にどのような形の体制を組まれるのか、お聞きしたいと思います。例えば、やっぱり要援護者の名簿的なものをしっかり持って、そのことでその方の所在を日ごろからしっかりと確かめて、それで、いざというときにそれが発揮できるのであって、そのような体制自体、具体的な体制、例えば個人情報保護法の問題がありますけど、そういう点、どのような形になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、次に消防団員の件ですけど、いろいろあの災害は地理的な問題があつて、

摂津市にすべてそういうことを取り入れることというのはちょっと難しいかもしれませんが、現実には250人の消防団員が亡くなっているわけですね。例えば、警察官とか消防署員は、ある程度危険に対して免疫があるというのはあれですけど、それなりの訓練を受けていると思うんです。消防団員はその辺の訓練を受けていないから、それだけ250名の方々が亡くなったということも言えるわけなんです。私も含めてこの議会にも団員がおりますけど、使命感はやっぱりしっかりと持ちながら、その仕事をこなさなアカンということで、防潮堤のあれを閉めに行ったり、そういうことでたくさん消防団員が亡くなっているわけですけど、当然自己犠牲というのは、これは美しい話ですけど、自分で自分の命を守るということも必要ではないかというふうに思いますので、その点も踏まえて、もう一度団員の自分らで自分らの命を守るという訓練を行うシミュレーションをして、東日本大震災で起きた事例をしっかりと分析して、それをシミュレーションして、そういうふうにして団員がみずから守れるような訓練をするお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

次に、自転車安全利用倫理条例の件ですけど、今、このようなまちなかで早速自転車道をつくれというのは、これは摂津市において難しいとは思いますが、ただ、車道に自転車レーンというような形の線を引いて、その辺の区別化というか、そういうことをすることは可能ではないかというふうに思いますので、そういうことをしっかりと考えていただいておりますようお願いしたいというふうに思います。これは要望にしておきますので。

次に、地域防災訓練のことなんですけど、

複数の市民の方にお聞きしましたら、そのことに対してご存じないという方がおられたわけですね。普通の市民からそういう意見を聞いたわけですね。現実には私が地域防災訓練で消防団員として西小校区、そして、呼ばれていましたので、来賓として鳥飼東小校区に行ったわけなんですけど、非常に濃い、ああ、これはすばらしいなど、これは本当に災害時に際しては必要やなというような訓練をされているということを実感したわけですね。実際、煙の体験コーナーで、あの中に入って本当に何も見えない非常に恐怖感を覚えたわけなんですけど、実際に来てはる市民の参加というのは、ごくごく全体的にその地域から考えましたら一部なんです。いざ、さっきもおっしゃったように、自助・共助・公助ということなので、まず自分の命を自分で守ることが一番なんです。そういう意味で、やっぱり多くの市民にそういう体験をしてもろたり、そういう訓練に参加されることが自助の一つの条件になるので、そういう点でしっかりPRをして、もっともっとPRしていただけて、一人でも多くの市民に参加していただけたらいい、そのような訓練にしていきたい、これも要望にしておきます。

それから、瓦れきの処理なんですけど、非常にこれは難しい問題が絡んでくると思うんです。今回の原発事故というものがあつたわけですから、そういう点で、非常にそういう瓦れきをすぐ処理するということにはいかんと思いますけど、ただ、風評被害で非常に福島をはじめ東北の方々は大変な目に遭つたわけですね。先ほど、僕は京都の例の大文字の送り火のことで京都市に聞いたんですけど、本来、あれは岩手県のまきらしいんですけど、岩手県で毎年のことやからちゃんと室内に保管をしておいて、

そういう形で送り火のときに送り出そうとしたら、保存会が放射能に汚染されとるん違うかというようなことで、それをつぶしてしまたらしいんですけど、そのときにはかかったら放射線は一切出ていなかったみたいで、で、中止して、またそれでいろいろすったもんだしながら、その瓦れきをまた東北から仕入れたら、これを測定したら非常に放射性セシウムが発見されたということで、それで話題になったんですけど、あのときにそういう風評に左右されんかったら、従来どおりにきちっとできとったわけです。東北の方々も傷つかんかったし、京都の方々も、やっぱり観光のまちで非常に他府県から批判されたわけですけど、風評に惑わされることがあったわけです。岩手県の方々も、そして福島の方々も、これは日本国民ですから、我々は日本で住む限り、ある一定の運命共同体として考えて、それなりのやっぱし配慮も必要じゃないかというふうに思います。その点から、風評に左右されんと、しっかりとその対応をしていただきたい、これも要望にしておきます。

先ほどの女性に対する暴力なんですけど、ちょっと森山市長と僕らの世代の違いといいますか、「か弱い女性は」という発言がありましたけど、肉体的にはか弱いかもしれませんが、精神的に強い女性もたくさんおられるわけでありまして、そしてまた、時代が今は違うんですよね。本当に子どもを背たろうた男性もたくさん見ますし、本当にそういう点では、若者世代にはそういう意識は非常に固定化しつつあるわけですし、そういう点から、今の現状を踏まえながら、今後、そういう施策に取り入れていただきたいというふうに、これも要望にしておきます。

第6集会所の件に関しましては、わかりました。しっかりとこれから維持・保存のために頑張っていただきたいと思いますので。

終わります。（発言終了のブザー音鳴る）

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 要援護者支援の具体的内容につきましてご答弁申し上げます。

本年度、要援護者支援システムの導入をさせていただきましたので、これにただいまのところ各課が所管しております要援護者の名簿を登載しているところでございます。この名簿に基づきまして、対象者の方に、議員がおっしゃられたように個人情報課題もございまして、そういう名簿に載っている中身を地域の共助をお手伝いいただける方たちにお渡ししてもいいかどうか、そういうことをご希望されるかどうかということをお尋ねしまして、それにご同意をいただいた方の名簿を、地域のご協力をいただける民生児童委員さんだとか、それから自治会組織だとか、災害時の支援をご協力いただける方たちにお渡しして、その方お一人お一人の支援プランを作成するところから、また災害時の訓練のためにも使用させていただけるような、そのような姿を目指してこれから支援プランを作成していきたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 消防本部次長。

○熊野消防本部次長 東日本大震災における消防団員の活動内容を生かした本市消防団員へのシミュレーションについてのご質問にお答えいたします。

昨年3月の東日本大震災の発生を受けて、津波や高潮に対する警戒、それらに対する知識の必要性を痛感し、23年度に実施い

たしました消防本部・団幹部合同研修会を大阪市にあります津波・高潮ステーションで研修を実施いたしました。また、消防団長が修業されました消防大学校団長課程の同期生に宮城県石巻市の消防団長がおられましたので、そちらからの情報も収集していただき、今後の団員研修等に役立ててまいりたいと考えております。

なお、今回の津波では、多くの消防団員が犠牲になりましたことを考慮し、国の平成23年度第3次補正予算で新設されました消防団員安全対策設備整備費補助金を申請し、今年度中に救命胴衣を101着整備いたしましたして、全分団に配備する予定でございます。

今後、東日本大震災で活躍した団員の方々、また被害に遭われました団員の方々の活動をよく調べ、本市消防団員の方々がより安全に活動していただけるように、危険予知の訓練を含め、想定できる訓練や、そのような研修機会を設けてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 渡辺議員の質問が終わりました。

次に、森内議員。(拍手)

(森内一蔵議員 登壇)

○森内一蔵議員 それでは、新生クラブを代表いたしまして質問いたします。

昨年は、東日本大震災による福島原発事故、そして、関西を襲った台風12号による大雨やタイの大洪水など、自然現象による災害は日本に大きな影響を与えました。特に、発生から1年がたとうとしております東日本大震災では、大勢の尊い命、財産、それから住居、企業の生産設備や交通網、情報など多くのものが失われ、経済社会が停滞した東日本にかわって関西経済がリードすると期待されておりますが、しかし、

今年の世界経済は依然として不透明感が漂い、昨年から続くEU諸国の財政金融危機は、EU諸国のみならず、世界のすべての国々が危機に陥る可能性を含み、また、アメリカの財政危機、景気の後退も世界経済に大きな影響を与えております。このことは、身近な関西経済にも影響を及ぼし、このような中、大阪府、大阪市はもとより、政界に維新の風が吹き、大阪都構想や各種の改革がなされようとしており、今後の動向に目が離せない状況にあります。

それでは、項目に従って質問をいたします。

まず、「市民が元気に活動するまちづくり」についてであります。

その(1)といたしまして、公共施設を対象としたアセットマネジメントの必要性についてであります。一般にアセットマネジメントとは、資産を効率よく管理運営するという意味であります。最近、行政におけるアセットマネジメントが注目されてきております。いわゆる公共施設を経営的視点から全体の現状を把握し、総合的に企画、管理し、有効利用するという取り組みとしてアセットマネジメントの必要性についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、安威川以南のコミュニティ施設の見直しについてであります。先ほど一定のご答弁をされましたが、安威川以南、以北の公共施設の格差是正のため検討が重ねられて、ようやく建設場所が決まったわけです。しかし、今回見直すということは、よりよい候補地が見つかるということか、よほど大きな要因がない限り見直しとはならないと思います。今日に至った詳しい理由をお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、「みんなが安全で快適に暮ら

せるまちづくり」についてであります、その（１）といたしまして、危機管理体制の充実についてであります。

１番目の危機管理体制の充実についてお尋ねをいたします。防災関係機関において、組織動員及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や連携した総合防災体制の強化、確立に努め、地震、風水害、火災及び事故等、あらゆる予防及び応急対策を含め、迅速な初動体制の強化が必要であると思います。昨年の東日本大震災や台風１２号が紀伊半島を襲ったような大きな災害が発生したとき、危機管理の強化に向けた取り組みが求められております。本市には六つの河川が流れており、特に水害対策が重要であると思います。洪水への新たな備えはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

次に、災害対策と行政の事業継続計画（BCP）についてであります。

昨年、タイで発生いたしました大洪水で複数の日本企業が水害に遭い、大きな損害を受け、企業における事業継続計画（BCP）、ビジネス・コンティニュイティ・プランの重要性が求められております。このことにより、行政においても事業のBCPが必要であり、災害時における職員が活動できる体制を確立することが重要であると思います。また、市民の生命・財産を守る立場から、ライフラインの確保をはじめ、市民の安否はもとより、職員の安否も含め、特に高齢者、独居老人などの安否確認等をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

３番目といたしまして、消防団組織の再編と組織強化についてであります。

阪神淡路大震災や、昨年発生いたしました東日本大震災のような大災害に見舞われ

た場合、災害発生当初の地域の消防力がいかに機能するかが大きな要因であると思います。しかし、近年、消防団員のサラリーマン化が進み、昼間の消防団員数が少なくなっている状況にあります。本市では、平成２２年１月に昼間帯の消防力低下をカバーするために、機能別分団制度をはじめとして、消防団の組織強化に努めておられますが、消防団組織の再編を含めてどういふふうにお考えをされておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

次に、３番目の交通事故の少ないまちづくりについてであります。

その（１）といたしまして、道路危険箇所の整備と安全パトロールについてであります。

道路の安全性確保は、交通事故防止の重大な要件であります。道路補修と安全パトロールについては何度も質問をしてきておりますが、今年１月２０日の災害時の徒歩参集訓練で、道路のひび割れや側溝の損傷、安全柵の不具合など２８か所の報告があったと聞いております。道路の危険箇所の整備には、道路の安全パトロールを行い、危険箇所の把握をしなければならないと思いますが、パトロールは昼間だけでなく、特に夜間パトロールや降雨時のパトロールも必要と思ひますが、どのように取り組まれておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、自転車安全運転マナー向上の取り組みについてであります。

自転車事故は、交通事故全体の件数に対する割合が年々増加しております。平成２２年の警察庁による全国の自転車事故は１５万１，６２６件で、交通事故全体の２割を超えており、同じ年の大阪における自転車事故は１万７，０４６件と、全体の３割となっております。自転車の運転マナーの

悪さは深刻な問題となっており、歩行者との事故も増えております。本市においては、先ほど来、ご質問もありましたけれども、このような状況を踏まえて、自転車安全利用倫理条例なるものを出され、的を射たものであると思います。その中で、学校における交通安全教育についてもあげておられますが、どのようなものかお尋ねをいたします。特に学校といえますのは、本市においては、市立もありますけれども、私立の学校に対しても考えていかなければならないと思います。

次に、「みどりうるおう環境を大切にす
るまちづくり」についてであります。

地球温暖化防止計画における環境調査と指導権限について、深刻化する地球温暖化問題に、市民、事業者、行政が取り組み、温室効果ガス排出量の削減を目指すため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアルに基づいて、摂津市地球温暖化防止地域計画が策定され、平成23年から10年間の計画期間とありますが、本市の二酸化炭素の排出状況をどう調査され、削減に向けた指導啓発はどのようにされるのか、具体的に教えていただきたいと思いません。

次に、カーボン・ニュートラル・ステーション・阪急摂津市駅の実績効果についてであります。平成22年3月に開業いたしました阪急摂津市駅の売店、自動販売機などの運営と摂津市駅号の運行に必要な電力の発電時に排出されるCO₂を、兵庫県内の森林保全活動によりCO₂量を埋め合わせし、実質的にゼロとするということですが、兵庫県内の森林整備の推進により生み出される環境省オフセット・クレジットを活用した森林カーボン・オフセットを利用しているということですが、どういうこ

となのか教えていただきたいと思いません。

次に、公園の維持管理と整備についてであります。

市内の多くの公園は、開設からかなり年月が経過し、閑散としていた樹木も大きく繁茂し、中低木も密集し、うっそうとした公園もあり、防犯上、危険なところも見受けられます。また、夏季においては雑草が茂り、公園で学ぶ子どもや散歩する人影も少ないというところもあり、市民が憩える公園の管理と整備についてお尋ねをいたします。

5番目の計画を実現する行政経営について。

その(1)といたしまして、第4次行財政改革の中間成果と民間活力の導入についてであります。

第4次行財政改革は、平成22年から26年までの5年間とし、実施されておられますが、行財政改革は何のためにやるのか、原点に立ち返り、市民の福祉向上のためであり、最小の経費で市民満足度を高めることが行財政改革の主目的であることを再認識するとともに、行財政改革には終わりではなく、常に市民の目線に立って事務事業のあり方や進め方、費用対効果などを検証し、効率的で効果的なサービスを実現するために、第4次行財政改革の理念としてあげておられる5本の柱を打ち出され、今日に至っておりますが、その中間成果と民間活力の導入についてお尋ねをいたします。

次に、外郭団体と指定管理者制度についてであります。本市の外郭団体においては、業務改善や改革にも取り組み、体質改善や体力強化にも努められておりますが、現状として業務拡大など経営強化が図られていないわけですが、指定管理者制度の目的と趣旨を踏まえ、基本的な考え方

をお尋ねいたします。

地方分権の権限移譲による組織体制と財源についてであります。

平成23年から大阪府より大阪版特例市並み権限移譲計画に基づく権限移譲を受け、それに加えて、昨年8月に公布されました第2次地方分権一括法により、さらなる権限移譲を受けることになり、大幅に事務量と経費が増えることが予想されます。一方では、行財政改革を推進する中、職員660人体制で対応できるのかという疑問があります。組織体制と財源についても危惧されるところであります。考え方をお伺いいたしまして1回目の質問といたします。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 新生クラブを代表してのご質問にお答えをいたします。

公共施設のアセットマネジメントについてでありますけれども、現在、大変厳しい社会経済状況にあって、公共施設の現状をしっかりと把握し、施設の適正な管理により、来るべき更新時期を平準化することが求められております。また、公共施設を資産としてとらえ、最適な時期に適切な規模による投資、維持補修を行うことにより、その価値を高め、利益の最大化、長寿命化を図ることは市有資産の有効利用の面からも大変重要なことであると考えております。今後、アセットマネジメントの手法も含め、管理手法について研究し、公共施設のより適正な管理に努めてまいりたいと思っております。

安威川以南地域のコミュニティ施設についてのお問いでございますけれども、先のご答弁にも述べましたように、これまで安威川以南地域の集客施設の整備について、さまざまな観点から検討を進めてきたところでございます。先ほども申しまし

たが、鳥飼地域と味生地域とでは、それぞれの地域特性もあり、新たなる集客施設に対する微妙な温度差があるように感じます。そこで、もう少し身近で使いやすく、地域との連携を大切にする協働の理念を生かせる施設とすることがよいとの考えのもと、安威川以南地域におけるコミュニティセンターについて再検討することとしたものでございます。

危機管理体制の充実についてのご質問でございますが、東日本大震災は大きな被害をもたらしたわけですが、本市では、震災以降、災害用備蓄品の小・中学校への分散配備、水害発生時の避難勧告等の的確な判断が行えるように避難勧告判断・伝達マニュアルの作成や、防災無線を使った、より実践に近い形での自主防災訓練などを行ってまいりました。特にご指摘の水害に対しては、民間事業者との一時避難地の協定を進め、避難場所の確保を図っています。また、避難勧告判断・伝達マニュアルの中では、河川ごとの災害予測を行い、その概要版は小学校ごとの内容とし、より細かな避難判断ができるようにいたします。

次に、災害活動に対する備えですが、備蓄品のより高い場所への移動や災害活動に必要な機材や車両をより安全な場所に移動させられないかなどの検討を行ってまいります。また、救助用ボートについても整備を行っていきたいと思っております。

次に、災害対策と行政の事業継続計画についてのご質問にお答えします。

平成22年3月に強毒性の新型インフルエンザに対応すべく、業務対応マニュアル、事業継続計画を策定しております。しかし、災害時には一度に職員の業務が災害対策にシフトすることや、事業継続を図る業務についても、このマニュアルと違った対応

が必要になってまいります。各部局での対応や業務継続が必要な事業などの基本的な考え方に基づき事業分類を行い、災害対策に対応するものについても早急に策定してまいります。

次に、災害時の電力の確保ですが、本庁舎、水道庁舎、消防庁舎には自家発電の設備がございます。電力確保ができますが、避難所となっております公共施設には、これらの設備がない状況であります。

次に、地域での独居老人等の安否確認ですが、自治会長さんや民生委員さんの協力を得ながら行っていきたいと思います。

消防団組織の再編と組織強化についてですが、本市における地域消防力のかなめとも言えるのが消防団であり、現在の消防団員数は、基本団員348名、機能別団員43名で構成されております。市内企業にご協力いただいて設立しました機能別消防分団制度をはじめとして、昼間帯の消防力低下に対する方策をとってまいりました。今後につきましては、地域をよく知り、なおかつ昼間帯に活動いただける地域住民との協働や、市、地域、事業所、学校等が一丸となった対策を消防団の組織強化も踏まえた上で積極的に実施していかねばならないと考えております。

交通事故の少ないまちづくりについてのご質問ですが、道路の危険箇所の早期発見と早期補修を行い、道路交通の安全性を確保していくことは、道路管理者の重要な責務でございます。そのため、日常の道路パトロールや夜間道路パトロールを実施し、危険箇所の把握と早期の補修に努めているところでございます。近年は、道路を通行する車両が大型化し、また、交通量の増加による路面や側溝の損傷も日ごとに新しい変化が見受けられる状況であります。

今後も道路パトロールを充実させ、道路危険箇所や降雨時の道路状況などの把握に努め、安全・安心な道路の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

交通事故の少ないまちづくりについてです。自転車安全運転マナー向上への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

条例制定につきましては、先ほどからお答えしておりますが、特に学校長の責務についてのお問いでございますが、教育は、学校、家庭、地域社会、この三つの連携が必要不可欠ですけれども、中でも学校での安全教育、この積み重ねは大変大切な取り組みであります。この条例にはそれぞれの責務が書かれておりますが、学校での責務、これがこの条例によってさらに徹底されるものと思っております。

地球温暖化防止計画における環境調査と指導権限についてのご質問ですが、地球温暖化防止地域計画は、平成2年度を基準年とし、平成32年度までに摂津市域で排出される二酸化炭素の総排出量を20%削減することを目標とした計画であります。本市の二酸化炭素排出量の現状は、平成19年度の環境省の資料によりますと、基準年度の平成2年度とほぼ同じ排出量ではありますが、産業部門では減少傾向に、家庭部門と業務部門では増加傾向にあります。二酸化炭素の削減につきましては、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図り、主体的に二酸化炭素の削減に取り組むこととしておりますことから、さまざまな機会を通して情報の提供や啓発活動を行ってまいります。

カーボン・ニュートラル・ステーションについてのご質問ですが、南千里丘まちづくりにおきましては、摂津市、鉄道事業者

及び民間事業者の三位一体によるまちづくりを進めてまいりました。地球温暖化対策モデル地区の指定を受け、全国で初めての二酸化炭素の排出量ゼロを目指した取り組みの鉄道駅が、カーボン・ニュートラル・ステーション、阪急摂津市駅であり、平成22年3月に開業したところであります。このカーボン・ニュートラル・ステーションの仕組みとしましては、駅の運用で想定される二酸化炭素の排出量を予測し、そのうち太陽光発電、LED照明などの具体的な省エネ設備により、できるだけ二酸化炭素を削減し、それでも削減できないものについては、兵庫県内の森林保全活動による排出枠の購入により、実質的に二酸化炭素の排出量をゼロにするものであります。

公園の維持管理と整備についてであります。市内の多くの公園は、開設以来20年から40年程度経過しており、当初閑散としておりました木々も大きく育っており、樹木の間隔が狭く感じられ、さらに中低木も密集化するなど、うっそうと感じられることもあり、安全面にも影響しているものと考えておまして、できる限り枝を切り込む等の対応をしているところでございます。木々も多くなりますと落葉も多く、清掃や処理に多額の経費も必要になってまいります。従来より木々の本数はできるだけ減らさずに対応してまいりましたが、平成24年度では緑の基本計画も見直す予定をしており、木の本数なども含め、公園の快適性も考慮して、リニューアル整備についても検討してまいりたいと考えております。

計画を実現する行政経営についてのお問い合わせでございますが、まず第4次行財政改革実施計画についてでございますが、この計画は五つの理念を掲げており、内なる改革が主な内容であり、中間評価といたしまし

ては、機構改革の実施、職員給与の適正化、民間活力の拡大、職員数の減少、こども園の開設など、一定の成果が上がっているものと理解をしております。また、民間の活用につきましては、今までと同様、経費面、サービス面ともに効率的・効果的であると判断される場合は拡大を図ってまいります。

次に、外郭団体と指定管理者制度についてであります。外郭団体は、そのときの求められるニーズに即し、目的を持って設立されたものであります。また、指定管理者制度とは、多様化するニーズにより、効果的・効率的に対応するため、本市におきましては平成18年度から導入しており、現在、あり方検討委員会において、今後の方向性につきまして検討をお願いしているところでございます。

次に、権限移譲による組織体制についてであります。

確かに大阪版特例市並み権限移譲と2次分権一括法の成立を受け、事務量は増えることは事実であります。大阪府からの権限移譲計画に基づき、30項目以上にわたる権限移譲を受けておりますが、事前に綿密に調整するとともに、事務内容の把握に努めたことにより、現在のところ問題は生じておりません。今後2年間でさらなる事務を実施することになりますが、基本的には現体制で対応できるものと考えております。しかし、過剰な負担となっている部署や職員がいないかどうかなど、その実施状況を注意深く把握し、検証するとともに、必要があればしっかり環境整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 森内議員。

○森内一蔵議員 ご答弁をいただき、2回目

の質問をさせていただきます。

まず、公共施設を対象としたアセットマネジメントでありますけれども、公共施設の情報というのは、今現在、各課各部で持っておるわけですね。ですから、本来であれば、全体を把握するためには一つにまとめ一元化する必要があると思うんです。これをまとめるのが施設台帳というものをつくらなければならないと思うんですけれども、この施設台帳をつくるに当たって、いろいろな各課が各情報を集めるというのは非常に困難だと思いますけれども、今、IT化の時代ですから、ぜひともこの施設台帳をつくっていくという方向で進んでいただきたいと思うんですけれども、この施設台帳をつくるということは、施設の利用状況、それから老朽度合い、それから今後必要となる建て替えの時期、それからコストなどを把握できるということで、ぜひとも検討していただきたいと思います。これによって将来の公共施設の再編整備にも役立つと思いますので、ぜひともこの必要性についてお答えをいただきたいと思います。

それから、続いて安威川以南のコミュニティ施設でありますけれども、先ほどからご答弁もありましたけれども、微妙なところでありますというような微妙な温度差があるということで、安威川以南、鳥飼地域と味生地域のそれぞれの地域特性というんですか、そうすれば、先ほどの答弁もありましたけれども、建てないというのも含めて、今の場所も含めての検討ということもあり得るということなんですけれども、しかし、今のニュアンスでいきますと複数になるという可能性もあるんですね。鳥飼地域にもつくり、味生地域にもつくと。必要性としては、それは防災拠点として防災の

避難場所という考え方もあるので、この辺についてもひとつ詳しい経緯、微妙な温度差というのは非常に微妙なところでありますので、一度お聞かせいただきたいなと思います。

それと、危機管理体制の充実でありますけれども、地震対策の強化というのは言うまでもありませんが、特に本市では水害が心配されるわけであります。特に淀川の危険箇所というのは、これは国土交通省が持っておるんですけれども、漏水重要度Bというのが3か所あります。それから、堤防断面重要度Bが6か所ということです。こういうふういきちつとされて淀川の場合はわかるんですけども、ほかの河川は非常にわかりにくいところがあります。例えば安威川なんかでも、今後危険箇所はどこなのかと聞けば、どこに聞いたらいいのか。大阪府もデータを持っていないというような状況であります。先ほどからも言われていますけど、洪水が発生した場合の避難場所として、民間事業所との協定ということなんですけれども、どれぐらいの件数というか規模で収容人員というものを考えておられるのか、お聞かせいただけたらなと思います。

次に、災害対策と行政の事業計画ですね。BCPというんですけども、これはタイの大洪水で日本企業が後をどないするんだ、災害の後の事業継続をどうするんだということで、今、取りざたされておるわけでありますけれども、例えば、災害時に本市の職員さんがこの庁舎へ参集するということがなんなんですけれども、水害時にどないするのかというようなところですね。それから、地域、摂津市に住んでおられる方も他市から来られている方もおられるでしょうけれども、災害時、広範囲になってくると、や

はり庁舎へ行くというより地域の防災対策もやらないかん、地域の方の救援活動もしなければならぬというような、いろいろなことが想定されるわけなんですけれども、事業を継続する上で、例えばこの本庁舎が水害に遭ったときにどうするのか、例えば先ほど電力の調達とか言いますが、水道部なんかは緊急発電の電力の発電機が1階より低いところにあるんじゃないですかね。例えば浸かった場合には電力も供給できないと。本庁の場合は上にあるということなんですけれども、そういうふうな対策も含めて事業継続（BCP）というのが必要かなと思いますので、計画の策定について、お考えをもう一度お聞かせいただけたらと思います。

それから、消防団組織の再編と組織強化ですけれども、昼間の消防団、サラリーマン化して昼の消防団員が少ないということで、機能別消防分団制度というものが創設された、これは非常に他市にも先駆けて、いい制度だとは思いますが。しかし、これだけで十分かという、そうでもないと思います。私が提唱したいのは、消防団のOBの方、それから消防職員のOBの方も、機能別消防団じゃないですけれども、OB分団としてひとつ活躍していただけないかなという、そういう検討もしていただきたいと思っています。とにかく、OBの方というのはいろいろな知識もある、経験もあるということで、もう一つ、一番いいのは、定年退職されて家におられて、いつでも出動できるという、高齢の方なんですけれども、元気な方をひとつ登用したらどうかなと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

それから、道路の危険箇所の整備と安全パトロールなんですけれども、私も安全パ

トロール、何回も言っているんですけども、回数がどれぐらいやっているのか。夜間のパトロールというのは、1日や2日で全部わからない、市内全体を把握するのは非常に難しいと思うんです。特にきょうなんかでも、私は雨が降った後、ここへ来るまで道路の排水口を見ると水たまりがかなり多い。そういうパトロールもしておられるのかということですね。パトロールをして、危険箇所等があった場合の対応はどういうふうにされておられるのか。それと、交通事故多発地点の摂津市版の交通危険箇所マップというのがあるんですけれども、これの危険箇所の解消というのはどういうふうに進んでおられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

それと、次に自転車の安全運転マナー向上への取り組みということで、先ほどからも質問がありましたけれども、本当に学校だけじゃなくて一般市民の方のマナーが非常に悪い。私も運転をしているんですけれども、ゴールド制度が始まって以来、1回も違反をしていないと言ったらあれですけれども、ゴールド免許をずっと続けているんですけれども、しかし、やっぱり日ごろの安全教育というものは必要だと思います。特に一番危なく思うのは、買い物をして、ご婦人が自転車に乗って、後ろも見ないでぱっと車の前を横切られる、それから、若い青年と女の子というんですか、携帯電話をしながら自転車に乗って、本当に前も見ないで走っている状況なんかを見ると、本当に学校教育だけじゃなしに一般の市民に対する安全教育の啓発等も含めて、一度検討していただきたいと思っていますので、これも一度考え方をお聞きしたいと思っています。

それから、地球温暖化防止計画でありますけれども、これは非常に難しい問題であ

ります。CO₂が摂津市内でどれくらい出ているのか。例えば目標がこの中では20%削減と言っておられますけれども、相対的な二酸化炭素、CO₂の量がどれだけあって、20%というけど、どれだけのものが20%か、そういう基準を持つデータがないということで、非常に難しいと思います。そして、例えばCO₂を出しておられる企業なり家庭にも、その指導権限というのは摂津市にはないわけなんですよね。その辺のところの大きな一つの制度は、目標はつくっているけども、何かはがゆいところがあるということで、成果と効果が見えにくい施策だと思わんですけれど、これについては今後対応をひとつお願いして、答えられれば答えていただけたらいいですけれども、要望にしておきます。

次に、公園の維持管理と整備についてでありますけれども、公園というのはやっぱり美しく整備されているのが、みんなが憩える場としてあそこの公園へ行ってみようとなるんですけれども、本市の公園、特に夏に行ったら、雑草も緑やと言えればそれまでもかもしれませんけども、やはり雑草対策というのはもっときちっとやっていただきたいなと思います。清掃等、委託をしてやっていただいているんですけれども、そのときにでも小さな草をひいておけば、足のすねまであるよううっそうとした雑草に覆われた公園はないと思うんですけれども、維持管理の徹底というものを今後どうされるのか。それから、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、樹木がだんだんだんだん大きくなっていきます。そうなることで防犯面も非常に心配されるところでありますので、やはり公園のリニューアルというものも、経費も含めた維持管理費の少ない公園をつくってはどうかかと。モデ

ル公園というものを一遍、お金の要ることですけれども、一つつくられてはどうかかなと思いますので、リニューアルについてももう一度お答えいただきたいと思います。

それから、第4次の行財政改革ですけれども、これは、平成22年から26年までということで、今年が大体中間になってくるわけですけれども、一定の成果が出ているということですが、今後の改革の見通し、改革するという事は、一つはいいことなんですけども、市民サービスの低下にならない改革をやっていかなければならないと思うんですけれども、その辺についてもお答えいただいて、民間活力の導入ということでお答えもあつたんですけれども、具体的にどういうところをどう民間活力を導入するのか、お答えをいただけたらなと思います。

それと、次に外郭団体と指定管理者制度についてでありますけれども、この指定管理者制度、これも先ほど言いましたけれども、市民サービスを前提とした第三者に委託する、本来市がやるべき業務を委託するわけなのであります。これも経費を削減してサービスも削減しては何もならないということなんです。この辺のところを指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会というもので検討されたということですが、経過と検討内容についてお答えいただきたいと思います。

それと、地方分権の権限移譲による組織体制と財源でありますけれども、大阪府からも、それから国からも権限移譲でいろいろな権限が来るんですけれども、果たしてその権限に財源がついてくるかという疑問なんです。それと、一番心配するのは職員体制がもつかということです。行革で660人体制ということなんですけども、今、

30項目の権限移譲を受けている。あと2年間でどれだけ来るかわからない。また、権限移譲の実施状況を検証し、必要があれば環境整備をするということですが、この環境整備というのは、例えば人が足りないからアルバイトや臨時職員をずっと入れていくというのでは、これは責任を持った行政運営というのはいけないと思うので、この辺のところを、職員体制と、それから財源について、もう一度お答えいただきたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。総務部長。

○有山総務部長 公共施設台帳の整備についてお答えいたします。

まず、公共施設につきましては、上水道、下水道や道路などの都市基盤施設、いわゆる長物施設と、市民文化ホールやコミュニティプラザなど建築物、いわゆるハコモノ施設の大きくは二つに大別できます。そのうち都市基盤施設につきましては、それぞれ構造物としての性質などが違うことから、その特性に応じ台帳が整備され、一部では既にOA化ができており、今後も電子自治体の推進の観点からも順次OA化を図る予定でございます。

一方、建築物に係ります台帳につきましては、おのおの施設所管課において竣工年、延べ床面積などの基本属性を整理した台帳は整備されておりますが、統一化されたものではなく、義務教育施設などを除き、システム化が図られているものは少ないのが実情でございます。建築物にもそれぞれの目的により整理すべき項目は違う部分も多々あると思われれます。また、システム化に係る経費も相当額に上ることが予想されます。一朝一夕に資産台帳のシステム一元

化は難しいと考えております。しかし、今、議員がおっしゃりました利用状況、建て替え時期、これらのことについて、公共施設の適正な管理の観点から、どういう管理がより効率的、かつ効果的であるのかなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、民間事業者をお願いする一時避難地の件数や規模ですが、現在策定中の避難勧告判断・伝達マニュアルの中で、河川ごとに想定される避難者数とその地区の指定避難所の収容人数が示されますので、その差し引き人数の施設が必要になってまいります。それらすべてを民間事業者に求めるのは数量的に無理がございます。例えば、水害であれば、自宅の2階、3階へ避難していただくなど、堅牢な建物の高層階の方は避難せず、その場にとどまっていただくなど、方法も含めた避難場所の確保をしてまいりたいと考えております。

次に、行政機能の継続性の確保ですが、新型インフルエンザの場合は、だんだん職員が減っていき、コアをなす業務執行に傾注する体制が求められます。災害に対するには、当初、業務可能な職員が少数となり、だんだん職員が増えてくる状態となります。一方、初期に業務量が一気に増大することとなります。そのため、職員につきましては、ふだんの参集訓練を通じて、また緊急防災推進委員による早期の出勤により確保を図ってまいります。また、施設や設備面につきましては、すぐにできるものから対策を講じて、計画書の策定も含めて、前に新型インフルエンザのときにBCPをつくった経験を踏まえて、その経験を生かしながら、できるだけ早期に策定して実現してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、安威川以南地域のコミュニティ施設についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず、建設予定地につきましては、先の答弁でも述べましたように、現在の建設予定地を含めて、改めて安威川以南地域での未利用地、低利用地と地域特性を検証して決定していく予定でございます。また、機能につきましては、建設予定地が決定した後、市長からの答弁にもありましたように、地域特性を生かしていく上で、地域との連携は欠かすことのできないものであると考えております。

なお、地域による微妙な温度差と申しますのは、一例ではございますが、例えば別府地域であれば公民館の建て替えでありますとか、盆踊り等のできる広場が欲しいとか、あるいはその他の地域にありましては、防災機能を重視されたり、あるいは児童センター等を要望されたり、あるいは集会機能を重視されたりとか、さまざまなご要望がございます。そういった意味で地域の特性をいろいろと検証していきたいということでございます。

それから、計画を実現する行政経営についてのご質問でございますが、まず、第4次行財政改革実施計画についてでございますが、第4次行財政改革には83の改革項目を掲げております。特に人材育成につきましては、5年10年先の組織運営を見据え、重点的に進めており、現在まで内部改革を中心に機構改革、課長代理への権限移譲、人材育成実施計画の作成、職員手当の見直し、職種変更試験の実施、ごみ収集・学校給食の委託拡大、再任用制度の見直し、財産の活用、収納方法の拡大、こども園の開設、教育センターの設置など37項目を

着手し、一定の成果を上げております。

また、委託業務内容の見直しやイベントの見直しなど、残りの46項目につきましても、現在、実施に向けて検討を進めておるところでございます。今後につきましては、税収入が伸びない中、新たなニーズや拡大が必要とされるサービスへの対応のため、今までと同様、事務事業を精査し、多様化する行政需要に柔軟かつ的確に対応するため、今まで以上に民間の力を活用しながら改革項目に取り組み、改革項目の追加も含め、見直すべき項目は内容を適宜精査してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会についてでございますが、この委員会は、昨年5月に設置し、税理士や大学教授をはじめとする識見委員3名と、副市長をはじめとする庁内委員3名の計6名で構成しております。外郭団体の将来を見据えた人員組織体制や経営のあり方、並びに本市の状況に即した指定管理者制度のあり方等につきまして、専門的かつ客観的な視点から総合的な内容を審議していただいております。委員会は、これまで計4回の会議を開催し、会議と並行して外郭団体職員や庁内関係部課長へのヒアリング、また現場視察も実施しております。なお、今月末には委員会を開催して、行財政改革の大きな課題であります外郭団体のあり方につきまして、外郭団体設立の経緯、目的と指定管理者制度の趣旨、目的の整理をいただき、委員会として一定の方向性を示していただく予定でございます。

次に、権限移譲による事務処理に要する財源についてでございますが、まず、大阪府からの交付金としましては、経常的な事務執行経費として、1事務当たり年間6時間分の人件費と、事務処理件数とそれに要

した時間に応じた人件費の合計が交付金として措置されることとなっております。ただし、この交付金の計算は、あくまで当該事務を処理するのに何時間を要するかという基準を大阪府が経験則をもとに定めたものであることから、本市において実際にその時間、その経費で賄えるかどうかは、現在のところはっきりしておりませんが、検証の結果、事務処理に見合った交付金となっていないことが明確になれば、大阪府に是正を求めてまいりたいと考えております。

次に、2次分権一括法に基づく権限移譲に係る財源保障につきましては、国の基本方針として地方交付税の基準財政需要額の算定に盛り込むとのことですが、今後も普通交付税の不交付団体であるとすれば、本市にとりましては自主財源で賄わざるを得ないこととなります。この点に関しましては、普通交付税措置というブラックボックスを通してではなく、目に見える形での税財源の移譲がなされるよう、大阪府市長会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

最後に、人員体制についてでございますが、環境整備については、現体制の中で事務処理状況をしっかり検証した上で工夫を凝らし、人員配置等により対応することを基本としております。ただし、当該事務の難易度や処理件数等により、どうしても必要なときにあつては臨機の措置をとることがあると考えております。

○嶋野浩一朗議長 消防本部次長。

○熊野消防本部次長 消防団組織の再編と組織強化で、消防団員及び消防職員のOBの登用についてのご質問にお答えいたします。

消防団員のサラリーマン化による昼間帯の消防力低下についての対策でございますが、現在、基本団員構成のうち58%が市

内就業者であり、ある程度の早期出勤が可能であると考えております。今後におきましては、さらなる機能別団員の拡充等を考慮し、第4次摂津市総合計画の内容に沿った形での摂津市消防団活性化総合計画の見直しを図りつつ、自衛消防隊車両をお持ちでない企業なども消防団協力事業所として人員や資機材等でご協力いただけるような形づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、消防職団員のOB団員制度でございますが、身分保障、登用年数、活動内容、活動範囲、装備品及び被服等の項目について具体的な研究を重ね、よりよい形で実施できるよう推進してまいりたいと考えております。

なお、消防団組織の再編についてでございますが、OB団員制度の具体的な実施により、昼間帯の団員不足につきまして、ある一定の対策がとれると考えており、現在の消防団組織の運用で対応できるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 道路危険箇所の整備と安全パトロールについての2回目のご質問にお答えいたします。

道路管理課では、日常道路パトロールにより、路面のひどいこぼこや穴ぼこなど、道路交通に危険を及ぼす箇所を把握し、直ちに応急措置を施すなど、安全・安心をまず第一に維持管理に努めているところでございます。また、道路附帯構造物でございますガードレール、飛び出し防護柵につきましても、歩行者や通行車両に支障を来さないように維持管理に努めているところでございます。なお、応急措置で対応できない場合には、土木維持委託業者や専門業者へ修繕工事などにより道路機能の早期回復

に努め、安全・安心な道路交通を確保しているところでございます。

また、夜間パトロールでは、計画的には年2回と道路工事の夜間工事などを利用いたしまして、内容といたしましては、街路灯など夜間照明施設の点検を行い、照明器具の不具合を確認し、灯具の交換などの補修を行うとともに、夜間時の横断歩道の照度不足の箇所や路面状況の確認を行っているところでございます。また、降雨時のパトロールによります道路排水不良箇所につきましては、その実態や原因を十分把握に努め、局部的な水たまりの原因となっております雨水ますや側溝については修繕工事で対処し、水たまりが広範囲にわたる区間につきましては、舗装工事をもって解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、摂津市交通危険箇所マップに載せられています危険箇所61か所のうち、現在25か所につきましては、何らかの形で改善や解消対策が講じられているところでございます。

来年度予定しております市道千里丘三島線の拡幅工事の実施によりまして、一部危険箇所の改善が進むと考えられております。今後も危険箇所の改善や解消の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

続きまして、自転車安全運転マナー向上への取り組みについての2回目のご質問にお答えいたします。

自転車交通安全教育につきましては、市民の方のモラルも大切であり、市民啓発はどのようにしていくのかとのご質問でございますが、高齢者交通安全教室を春の全国交通安全運動期間中に実施し、自転車利用者指導を主に春秋の交通安全運動期間中に、自転車の交通事故防止を目的として通学時間帯に自転車利用者への指導を図るととも

に、児童への通学指導を実施しております。また、摂津交通安全自動車協会が所有する自転車シミュレーターを借用し、自転車の安全な乗り方につきまして再確認していただくための交通安全教室を開催しております。今後におきましても、このような取り組みを充実させていくとともに、新たな啓発活動を展開してまいります。

以上です。

○嶋野浩一郎議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 公園の維持管理と整備についてのご質問にお答えします。

公園のあるべき目標といたしましては、総合計画で、公園の安全が維持され、安心して利用できる、だれもが快適に利用でき、楽しめる公園に位置付けております。以前、公園は、安らぎを求めるため、少し隔離されたような環境や薄暗い環境となっておりますが、安全・安心が第一であるため、公園は外から見通せ、明るい環境が必要となってきております。また、公園の快適性とは、ある程度にぎわいもあって、楽しく子どもたちが遊び、それを見守る親や緑による安らぎを求める人々が集うものでございます。そのためには、雑草などはないことが重要であると認識しており、できるだけ短くしておくべきと考えております。日々除草作業をしているわけにもまいりませんので、清掃の際には小さな草も大きくならない間にとっておけば、快適さが維持され除草作業も楽になるということは、議員の提案どおりでございます。そのことで快適さが増すことになると、自然に訪れる人も増えてくると考えております。平成24年度から実施を予定しております緑の基本計画の策定におきまして、公園内の樹木は市内の緑化に対して重要な存在でもございますので、緑化率を縮小させるこ

となく整備を進めていく方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 森内議員。

○森内一蔵議員 それでは、3回目の質問ということで、ちょっと一つだけ、これは安威川以南のコミュニティ施設なんですけれども、決定されたのが2年ですね。見直しというのは、いまだかつてなかったように思います。その見直しというのは、よほどのことのない限り見直しということにならないと思うんですけども、私なりに考えますけども、例えば鳥飼地域、味生地域ということで、一つの要因としては、例えば市営住宅の建て替え問題で跡地ということも考えられます。きょうも議事進行の中でいろいろありましたけれども、やはり計画を持った一つのアセットマネジメントじゃないですけども、その後をどうしようかというようなところで一つ考えられることは、鯉生野団地ですね、これは3, 100平米のうち1, 500平米ほど残すと。それから、鳥飼野々団地の跡地も一部を残すということになってくると、ひょっとしてそこに分散してコミュニティ施設を建てたらどうかとも思うんですけど、これは時代の流れでいろいろあると思いますけども、それも考慮に入れた一つの見直し案かなと思っておるんですけども、これは今後の動向に注目しながら、より早い建設に向けた取り組みをお願いして要望にしておきます。

それから、危機管理体制でありますけれども、本市においては水害が一番危惧されるわけでありまして。特に水害になった場合、本庁舎の1階、2階がつかった場合、職員の皆さんはどうして来るんですかということですね。例えば船ということなんですけど、ボートを2隻追加するという、そんな

んとても対応できない。やっぱりこれが事業の継続性というものにつながってくるので、その辺のところでも一遍どういうふうを考えておられるのか、もう一度お聞かせいただきたいなと思います。

特に消防団活動については、先ほどもご答弁がありましたけれども、消防団員の皆さんは、地域においても、やはり災害時における消火活動のみならず多種多様な活動が要求されております。日ごろの訓練はもとより、地域の消防力、それから災害時のリーダーとしての研修も必要だと思いますので、そういう意味ではOBの方を活用するというのは必要だと思いますので、これはよろしく願いしておきます。

以上、たくさんありますけれども、あとは今後の皆さんの対応を期待いたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 水害時、本庁舎が2階まで浸水する、どうやって職員は来るのかということですが、水害の場合は比較的その前提になる部分が長くかかっております。現在も初期の防災体制で土木下水道部、都市整備部、それから総務部の若手も含めまして初期防災の体制をつくっております。したがって、職員は一定数既に集まっている状態になっているというふうに考えていただいて結構かと思えます。そのことから、直ちに2階まで浸水するということはないので、できるだけ資機材も含めまして、来ている職員で高さところに上げて対応していけるというふうに思っております。ただ、業務用の機器まで上げられる体制がすぐに組めるかということになりますと、かなり難しいものがございまして、その部分につきましては、今後、議員

ご指摘の事業の継続計画というものを策定
する中で、課題、問題をあげていき、その
辺の対応をしていけるようにしていきたい
と思います。

いずれにしましても、水害の場合は直ち
に河川決壊になって一気に来るということ
がないということで、できるだけその期間
の間に、職員の参集をふだんから練習して
おりますので、そこのところに対応してい
きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一郎議長 森内議員の質問が終わり
ました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありま
せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一郎議長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時45分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署
名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一郎

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会議員 柴 田 繁 勝

摂津市議会継続会会議録

平成24年3月7日

(第3日)

平成24年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年3月7日(水曜日)
午前10時開議場
摂津市議会

1 出席議員(22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員(0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防本部長	熊野誠

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

1,

代表質問

民主党 三好 義治 議員

日本共産党 安藤 薫 議員

公明党 藤浦 雅彦 議員

自民党 野原 修 議員

1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、三好議員及び原田議員を指名します。

日程1、代表質問を行います。

順次質問を許可します。三好議員。(拍手)

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 おはようございます。

それでは、代表質問を行わせていただきます。森山市長2期目の最終年度の市政運営の基本方針に基づいて、民主党摂津市議団を代表して質問いたします。

まず初めに、森山市長就任以来、行財政改革の推進、南千里丘開発、阪急摂津市駅の誘致、小中学校の環境整備、子どもの安全安心都市宣言など、森山市長、小野副市長、和島教育長体制で、これまでスピード感のある行政手腕に民主党を代表して高く評価します。

先日、読売新聞の寸評で「無縁社会」という題材で記事が掲載されました。さいたま市のアパートで60歳の夫婦と30歳代の息子の一家3人、立川市のマンションで45歳の母と4歳の男児の2人が孤立死をされたのが相次いで発見されたという記事でございます。この内容は、連日のごとくテレビでも問題点を分析する報道がなされました。このような方は、生活保護の受け方を知らなかった、知人がいなく、つながりがない等々さまざまな理由がありますが、これは氷山の一角で、日本社会全体がこのような無縁社会をつくっている。私たち摂津市はどうでしょうか。高齢者人口は増えているが、老人会会員は減少、自治会加入率も減少が無縁社会をつくっていくのではないかと危惧されます。これからの社会は、

孤立死、孤独死をなくすのは無論ですが、適切な福祉行政の再構築が必要な時代に入りました。

また、日本は著しい少子・高齢化社会に突入し、人口減少時代に入っています。有史以来、日本は人口増加傾向にあったが、人口減少という歴史的転換期を迎えつつあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2060年度、日本の人口は現在から3分の2程度の規模に縮小し、8,674万人になると言われております。人口減少には混雑緩和などのメリットもあるものの、日本の将来は決して楽観できるものではありません。50年後の年齢別人口構成を見ると、15から64歳の生産年齢人口割合が現在の64%から51%に落ち込む一方で、65歳以上の人口割合が23%から40%に増加します。現在は勤労者3人で高齢者1人を支えています。50年後には勤労者1人で高齢者1人を支えなければならなくなります。これからの日本は、今以上に平均寿命が延び、国民が1世紀ほどの人生を謳歌する長寿大国になります。健康な年配者が増えるならば、現役労働者として働きたい人も多くなってくると思います。今後の財政基盤を強化するため、退職年齢の見直しをはじめとした勤労者を増やす取り組みは必要不可欠になると思います。人口推計の結果は、現状維持を行った日本の未来の姿であります。政府、地方自治体においては、将来予測がよい意味で修正される取り組みをしなければなりません。

また、昨年3月11日、東日本大震災が発生して間もなく1年が経過します。まだ復興の兆しが見えない状況であり、被災地の復興計画を望むものであります。昨年9月には、近畿地方を襲った台風12号の被

災地については、我々民主党摂津市議団として和歌山県の富田川、熊野川流域の国道311号、168号線の被災地を視察に行っていました。災害が発生したときの復興は、まず道路、公共交通機関等の早期インフラ整備が必要であることを再認識いたしました。熊野古道は世界遺産に指定をされ、観光客もそれなりに増えてきてはおりますが、那智の滝の滝つぼでは、岩が崩れ、滝つぼが見えないなど、現在でも台風12号の猛威を物語っていました。それぞれの災害に見舞われた地域の方々に心からお見舞いを申し上げ、早期復興をご祈念申し上げます。

また、日本経済は先行き不透明感が漂っております。地方自治体としても新たな歳入確保は必要不可欠でございます。このまま何もしなければ税収は減り続け、住民サービスは財源不足になり、地方自治体は衰退するのみでございます。行政と議会が知恵を出しての難局を乗り切らなければ明るい未来の展望は見えてきません。

そういったことを前段でお話しさせていただき、これから順位に従い質問をしたいと思います。

第1に、「市民が元気に活動するまちづくり」でございます。

昨日から安威川以南地域のコミュニティ施設についての質問がありますが、私といたしましては、これまで民主党として小地域ネットワークの必要性から、鳥飼地域においては新鳥飼公民館横の元空き地とか市営鳥飼野々団地跡地を提唱したり、これまでいろいろ議論をしてきました。その中で、行政主導で建設予定地をモノレール南摂津駅前に決定されたこと、それを是として、昨年9月議会においては、私は南摂津駅で新たに建設をされるならば、安威川以南の

特性を十分考慮し、水害に弱い地域なので、防災センター機能、治安維持のために交番所の誘致、旧福祉会館にあったプラネタリウム、市民交流の場というコンセプトを提案させていただき、市長からも防災センター機能を含めて検討したいとの答弁がありました。防災センター、市民サービスコーナーを活用した治安維持のため、交番の誘致等について、今、どのように進んでいるのか、また、昨日の安威川以南地域コミュニティセンターの今後検討していくという内容については理解をしておりますが、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

第2に、「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

摂津市の地震、水害に備えた防災の取り組みについて、今年度は避難勧告判断・伝達マニュアル概要版の作成、各小中学校の非常食等の備蓄品の充実、できることから行っていることについては評価しております。災害はいつやってくるかわかりません。ややもすると災害の怖さが数年経過すると風化するおそれもあります。改めて摂津市の市民への啓発、災害用備蓄の考えと耐震化についての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

吹田操車場跡地のまちづくりについては、これにつきましてはクリーンセンター問題の方向性についてです。これも先に質問がありましたが、改めて吹田市に対して処理場建設の経緯、そして近隣住民に対してこれまで多大なる迷惑を与えてきたこと、協定書に基づき、吹田市に対し責任を持って解決していただく必要があると思っておりますが、改めて今後の方向性と市長の決意をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、摂津市自転車安全利用倫理条例に

ついてですが、これも昨日から大変いろいろ議論がありました。今回、市は、自転車のマナー違反による事故やマナー向上のため、条例を提案されました。自転車のマナー向上を行う取り組みはやらなければならないと思いますが、行政の責務として、歩道や自転車道の整備がなされていないまま条例制定は性急過ぎるのではないかと考えております。歩道、自転車道の整備計画の腹案を持っているのか、市民に対する教育と啓発はどうされるのか、全市域を対象とするのか、また、条例の効力は摂津市民に限るのか、お聞かせいただきたいと思いません。

第3に「みどりうるおう環境を大切にす
るまちづくり」についてですが、温室効果
ガス排出量削減の取り組みについて、昨年
3月11日の東日本大震災、福島原子力
発電所を皮切りに、原子力発電所の稼働停
止が相次いでおります。昨年からの節電意
識が高まっておりますが、この摂津市を
賄う関西電力も、2月20日、全原子力
発電所が稼働停止になり、これからの電
力供給に不安を抱いております。今年度、
市政方針で公用車として電気自動車を購
入とありますが、今日の電力事情と環境負
荷の低減と相反する質問でございますが、
節約の精神と節電から考えて、この時期
に購入はいかなものかと思っておりますが、
もったいないという精神を改めて問いた
いというふうに思います。

地球温暖化防止地域行動計画について、
平成23年12月に発効されました。こ
の計画は平成23年から32年度までで、
最終年度は平成2年度ベースで20%削
減、数値に直しますと56トンCO2削減を
目標にしております。この計画で、摂津
市の産業部門、業務部門、家庭部門、運
輸部門、

廃棄物部門の排出量の現状と、何を改善
しなければならないか、参考にはなります
が、この資料の中では具体的な数値目標
がないため、いつだれがどのようにどれ
だけ削減していくかが見当たりません。
この地球温暖化防止地域行動計画は、よ
り実効性のある内容にすべきと思いま
すが、いかがでしょうか。

第4に、「暮らしにやさしく笑顔あふ
れるまちづくり」について。

地域福祉活動の推進についてですが、こ
れも昨日の答弁で、第五中学校の地域福
祉拠点の内容はわかりました。地域福祉拠
点の今後の整備計画全体構想はどのよう
になっているのか、お聞かせいただきたい
と思いません。

高齢者施策についてですが、今日、摂
津市の財政を圧迫しているのは、扶助費
の高騰は明らかであります。今後ますます
扶助費が増大していくと予想される中で、
高齢者イコール弱者ではなく、相互扶助
の精神で日の当たらない弱者の方々に手
を差し伸べるべきです。これまで摂津市
は、高齢者福祉対策を一律65歳以上と
定めておりましたが、その当時はサラリー
マンの退職年齢が55歳で、今日では60
歳以上が大半でございます。冒頭にも申
し上げましたように、これから少子・高
齢化が進みますが、平均寿命が延び、60
歳代後半でも元気な方々もたくさんお
られます。高齢者福祉施策の65歳以上
の年齢を70歳代まで引き上げる考えは
ないのか、お聞かせいただきたいと思
いません。

保育需要の対応と待機児童の解消につ
いてですが、摂津市の待機児童は、平成
24年1月1日現在で、ゼロ歳児から5歳
児全体で130名、特にゼロ歳児から2歳
児で110名の待機児童が発生して
おります。

今年度、せつつ保育園、第二とりかい保育園の定員拡大をそれぞれ10名増やすとか、民間保育所の建て替えに対して補助を行う施策を提唱しておりますが、平成24年4月1日での待機児童対策はどうかされるのか、緊急の課題でございます。この点についてお聞かせいただきたいと思います。

第5に、「誰もが学び、成長できるまちづくり」についてですが、中学校の部活動について、これも昨日質問がありました。今年度から教育活動の一環である部活動の推進をするため、新たに中学校部活動振興相談員を配置することになっております。各中学校ではさまざまな部活動が開催されておりますが、種目の選択等はどのような基準で行っているのか、現在の教員では対応できないのか、この点について聞かせていただきたいと思います。

学校教育施設の耐震補強工事と劣化施設の改修工事についてでございますが、教育施設劣化調査では、ここ一、二年に改修しなければならない建物が相当数ありますが、耐震補強工事と併せて行うところもあるというふうに伺っております。その時期を逸して劣化対策は大丈夫なのか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思っておりますし、これからの耐震補強計画と改修工事計画についてお聞かせください。

第6に、活力ある産業のまちづくりについて、緊急雇用創出事業の活用についてですが、新たな雇用を創出するとなっているが、内容について聞きたいと思っております。これまで本会議において、摂津市の産業振興、地場産業の育成について提言をしてまいりました。その中で、摂津市の産業分類も行い、的確な事業者数の把握と支援体制を構築すべきと言っていました。今回の雇用創出はどのような内容なのか、改めて

お聞かせください。

次に、地域産業の振興施策について、新たな歳入確保には、人口増による住民税の確保、まちのブランドを向上させての固定資産税の安定した財源確保、もう一つには法人市民税等の確保でございます。摂津市には、平成20年度のデータでは830社のものづくり事業所があります。ものづくり産業は基幹産業であり、この活性化を図ることは行政と事業所の共同作業だというふうに認識しております。事業所の活性化支援策が今年度も目新しいものが見当たりませんが、今後どのように考えていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

第7に、計画を実現する行政経営についてでございます。

第4次行財政改革についてですが、第4次行財政改革は、平成22年度から26年度の5か年計画になっておりますが、実質は、平成22年度は検討期間で、23年度から実施する項目が多く見受けられます。平成23年度実施予定項目を着実に推進できているのか、お聞かせいただきたいと思います。それと、行政評価を行うためには数値目標が必要であるし、市全体でのベクトルを合わすためにも数値目標は欠かせない問題だというふうに思っておりますが、この第4次行財政改革では、年度計画は入っているが数値目標が入っておりません。この点についてもお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

行革の中で、広報せつつの発行を月2回から1回に変更する計画が盛り込まれておりますが、市民の声を聞くために広報広聴活動は今後ますます必要になってくると思っております。より一層充実していく必要があると思っておりますが、考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、外郭団体のあり方及び指定管理者制度についてですが、昨日も質問がありました。せつつ桜苑の民営化と方針を出されております。せつつ桜苑は公設民営で設立され、民営化されている施設の売却を今検討されているというふうに伺っておりますが、施設売却ならば、公設をしたときの借入金、補助金、こういった課題もありますか、どのような解決策を持っているのか、改めて聞かせていただきたいと思っております。

次に、行財政運営について、市政運営の基本方針でも言われておるように、摂津市の財政状況は、平成17年、本当に危機的な状況の中で18年度から改善を見てまいりました。それ以降も大変厳しい状況の中でございますが、中期財政見直しを見ていても今後も大変厳しい状況が予想されております。その中で、我々は行政が提出する中期財政見直し、そして年度当初予算、決算に基づき財政運営を見てきておりますが、中期財政見直しの平成21年度に策定された財政運営と平成23年度の乖離があまりにも多いと見ております。この原因は一体何なのか、お聞かせいただきたいと思っております。また、新たな歳入確保のすべはあるのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 民主党を代表されての代表質問にお答えをいたします。

最初に、2期8年間の行政について高いご評価をいただき、ありがとうございます。

安威川以南地域のコミュニティ施設についてのお問いでございますが、議員のお話にありますように、昨年の第3回の定例会におきまして、将来的には安威川以南に防

災センターということを申し上げたことは認識をいたしております。また、そのときに市民サービスコーナーを利用した交番誘致のご提案をいただいたことも承知をいたしております。

コミュニティ施設の取り組みといたしましては、昨日にもご答弁いたしましたように、施設のあり方について、地域特性も含め広く検討し、再検討するに至ったところでございます。また、南摂津駅周辺の交番設置は、機会があるごとに摂津警察署に要望してまいりましたが、大阪府下における犯罪発生状況や交番配置の地理的バランスなどを総合的に勘案する必要があるということで、現状では増設は難しいとの回答をいただいております。ただ、交番所が無理であれば、警察官の立ち寄り、またパトカーの中継地点等々、交番所機能を備えた何かの施設ができないものか、その可能性も今後探っていききたいと思います。

なお、コミュニティ施設につきましては、方向性を早急にお示しできるように内部検討を進めてまいりたいと思っております。今後も安全・安心のまちづくりに向け、引き続きしっかりと目を向けていきたいと思っております。

次に、地震、水害等に備えた防災の取り組みについてでありますけれども、昨年の東日本大震災や台風12号などの大災害は、決して他市で起こった出来事でなく、これらを教訓として摂津市として防災の取り組みをしっかりと行ってまいります。

取り組みます内容でございますが、千里丘地域に防災広場を整備するとともに、民間施設を一時避難所と利用できるよう、民間事業者との防災協定の締結に向け取り組んでまいります。

また、平成18年に作成いたしました洪水ハザードマップでは、淀川においては2

日間で500ミリの大雨が降った場合を想定し、河川はんらんシミュレーションした結果、市内の広範囲に5メートル以下の浸水、淀川と安威川に挟まれた地区の一部に5メートル以上の高さまで浸水するところも予測されます。浸水被害に対応した避難勧告判断・伝達マニュアルの概要版を作成し、全戸に配布を行います。

さらに、災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否確認を迅速かつ的確に行うため支援体制を構築してまいります。災害用備蓄品につきましては、各小中学校に配備している非常食等の備蓄数量を拡充してまいります。また、避難所となっている各小中学校を救助ヘリコプターから特定できるように、学校名を屋上に順次表示してまいります。耐震化の促進につきましては、避難所として指定している公共施設を最優先に耐震診断を行ってまいります。また、民間建築物につきましても、引き続き耐震診断及び改修の普及啓発を行い、耐震化を促進してまいります。

正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題の方向性についてのご質問でございますが、本問題につきましては、これまで近隣自治体での処理案や流域下水道処理場内に下水道投入施設を設ける案を優先案として取り組んでまいりましたが、両案とも地元合意等の問題から交渉は難航いたしております。このような中、処理場機能の停止時期を見据えた対応が必要なことから、現在、民間処理と自治体処理を組み合わせる案について、吹田・摂津両市で検討しているところでございます。現時点で方向性は定まっておられません。このまま仮に本案や優先2案が不可能となる場合、吹田市に対しましては、処理場建設の経緯、今日まで半世紀近くにわたり本市住民に多大

な影響を与えてきたという事実、さらには本市のし尿を最後まで処理するとして昭和40年の協定書に基づき、責任を持ってこの問題を解決されるよう、引き続き強く要望してまいります。

自転車の安全利用倫理条例に関するご質問でございますが、きのうからもお答えしておりますけれども、まずは行政の責務として歩道や自転車道の整備をし、その後、条例制定が望ましいのではないかとのご指摘でございますが、この条例とともに道路の整備をするにこしたことはありませんが、それには気の遠くなるような時間とお金が必要でございます。問題は、現状の中で行政としてできることは何か、いかにルールを守っていただくかを考え、あえて摂津市自転車安全利用倫理条例を制定し、大人から子どもまで全員が安全運転に努めるよう啓発するものでございます。

なお、具体的に歩道、自転車道の腹案を持っているのかのご質問でございますが、第4次の総合計画に徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの整備に取り組むことを示しております。

次に、市民に対する啓発などについてもお問い合わせでございますが、摂津市以下55団体が加盟しておられます摂津市交通安全推進協議会などを通じて、市民に対し本条例の趣旨などを啓発していきたいと思っております。

次に、本条例は全市域を対象とするのか、条例の効力は摂津市民に限るのかのお問い合わせもございましたが、対象につきましては摂津市域全域で、公共道路を原則に、自転車通行可能な公共区域で、すべての自転車利用者を対象に考えております。

温室効果ガス排出量削減の取り組みについてのお問い合わせでございますが、平成24年度市政運営の基本方針で述べましたとおり、

公用車として電気自動車を配備し、環境負荷の低減に積極的に取り組んでいきたいと思っております。平成24年度に購入予定をいたしております電気自動車は、効率的に使用できますように防災管財課で一元管理し、無駄なく公用車として使用するように考えており、引き続き節約に努めていきたいと思っております。

次に、温暖化防止地域計画につきましては、平成2年度を基準年として、平成32年度までに摂津市の排出する二酸化炭素を20%削減することを目標とした計画を策定したところです。計画では、二酸化炭素の削減を実現するため、10の施策を示すとともに、温暖化対策を推進するためには市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図り、主体的かつ積極的に取り組むものとしております。進め方としましては、まずは地球温暖化の現状を知っていただき、環境に関心を持って節電や省エネに取り組んでいただけるよう、PR、啓発活動に努めてまいります。

また、市役所では、平成13年度よりせつつ・エコオフィス推進プログラムを策定し、年1%の二酸化炭素の削減に取り組んでおります。今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

二酸化炭素の削減は、実感することが難しいことから、削減効果を身近に感じ、継続的に節電や省エネに取り組んでもらえるよう、わかりやすい指標を使い、取り組みの結果や状況を市民の皆さんに示してまいりたいと思っております。

地域福祉活動拠点の質問であります。地域福祉の推進を図っていくには、地域福祉活動の基礎となっている校区福祉委員会が継続して活動を行っていくための活動場所の確保が不可欠なため、各中学校区に1

拠点を目標に、地域福祉活動拠点の整備を進めてまいりました。既に第一中学校区、第二中学校区及び第四中学校区で整備が終了しておりますが、平成24年度につきましては第五中学校区において整備を進め、その後、第三中学校区にも整備を検討してまいります。

高齢者施策についてのお問いであります。日本の高齢者福祉施策につきましては、昭和38年に制定された老人福祉法において、老人の福祉の措置の対象者が65歳以上の者と規定されたことから、現在も多くは65歳を一定の基準としております。当時の日本の高齢化率は6%、15人に1人程度でありました。現在、本市におきましても65歳以上の方が5人に1人を超え、私のように現役で働いている者も多く、また、自治会や老人クラブなどの地域活動にご尽力をいただいている方や、ボランティア活動を通じて社会に貢献されている方、介護予防や健康づくりに熱心に取り組んだり、文化・スポーツに親しんで生き生きと日々を暮らしておられる方も数多くいらっしゃいます。このような現状を見ますと、高齢者イコール福祉の対象者という時代ではなくなっていると言えると思っております。

一方で、福祉には当然ながら財源が必要であります。そのような意味でも、年齢基準の見直しなども含め、真に福祉を必要とされる方への施策を選択し、そこに財源を集中させる方向で検討を進めるのも大事な視点ではないかと思っております。

企業立地等促進啓発、市内事業者実態の調査事業についてでありますけれども、この事業は、今日の雇用・失業情勢から、国の緊急雇用創出基金を活用して、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者な

どの失業者7人から8人を10か月程度雇用し、実施するものでございます。企業立地等促進制度の周知のため、職員1名が約3,800社の事業所を訪問するには約2年間を要することから、国の補助を活用し、短期間で全事業所の調査を行うこととなります。事業内容は、委託料として約3,260万円の予算を計上し、訪問啓発と事業所アンケートの実施により、市内事業所の業種や規模などの把握と動向を調査し、情報の収集を行います。また、得られた情報は、事業所データベースの更新にも活用いたします。今後は、ものづくり事業所が多いまちであることを踏まえ、中小企業施策の検討のため、データ分析を進めてまいります。

事業所の発展が税収、雇用などをもたらし、まちの活性化につながる認識についてのお問いであります。本市は、近隣の自治体と比較しますと昼間人口が多く、税収に占める法人市民税の割合が高いことから、事業所のまちとしての特性を持っており、市内事業所の発展が税収確保につながり、本市発展の礎となるものと認識しております。このような観点から、市内事業所の空洞化を回避する対策として、事業活動の継続や新規立地を支援する企業立地等促進条例を制定いたしました。今後は、この条例のみならず、他の支援策も踏まえ、商工業の発展に取り組んでまいります。

計画を実現する行政経営についてのお問いであります。第4次行財政改革実施計画は、人材の育成など五つを柱に内部改革に主眼を置き、83項目を掲げております。現状は、課長代理への権限移譲や人材育成実施計画の作成などの人材育成や、新たな財源を生み出すための経費面、サービス面、効率的・効果的の視点での民間活力の拡大

などを重点項目として進めております。また、各改革項目において効果額などの数値目標額を掲げておりませんが、少なくとも中期財政見通しで示しております累積赤字の解消と年度間の財源調整ができる一定規模の基金残高を確保しなければならないと考えております。

次に、広報せつつについてでございますが、従来からその充実に努めてきたところであります。その役割は、言うまでもなく、市の情報を広く市民にお知らせするとともに、市民と行政が情報を共有することで協働のまちづくりを進めていく基本となるものであります。そのため、今後も情報をわかりやすく伝えられるよう、常に工夫、改善を加えるとともに、市から発信する情報が、事業所も含め広く市民に届くよう、構成、掲載内容、配布方法等について関係諸機関と協議をしてまいります。

外郭団体のあり方及び指定管理者制度についてでございます。ご質問のせつつ桜苑につきましては、今後も継続して市が建物を管理するために必要なコストや事務の効率性、他の介護保険施設にかかわる公費支出との整合性など、これまでさまざまな観点から検討を行ってまいりましたが、今般、施設を民間法人に譲渡する方向で具体的な検討を行うことといたしました。せつつ桜苑の施設整備におきましては、その財源の多くが起債と補助金によるものでございます。これを民間法人へ譲渡するためには幾つかの課題がございます。建物を有償で売却しますと補助金の返還が生じますため無償譲渡する方向で、また、起債の償還財源を確保するために土地を売却する方向で課題を整理し、具体的な検討を進めていくところでございます。

行財政運営についてでございます。財政

状況を振り返ってみますと、ピーク時に市債残高は1,000億円を超え、経常収支比率は110%という危機的な状況にございました。第2の夕張には決してならないという強い思いで行財政改革に取り組んだ結果、財政構造は弾力性を取り戻し、改善の方向に進んでまいりました。また、企業誘致条例の効果もあり、当初予算ベースで主要基金を約35億円温存することができています。

平成21年度と平成23年度の中期財政見通しの乖離についてでございますが、東日本大震災、タイの大洪水、欧州債務危機問題など、日本経済に大きな影響を及ぼす災害などが発生しました。これらの要因で市税収入の見積もりの差が大きく開いたことによるものでございます。

ご質問の新たな歳入確保の方策ですが、本市は産業のまちであり、法人の持つ固定資産が安定的な税源となっています。企業立地等を促進するための条例制定を昨年行いましたが、今年度は事業所の実態を調査しながら制度周知を図ってまいります。産業都市としてにぎわいを創出し、新たな財源を確保していきたいと考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります3点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、保育需要の対応と待機児童の解消についてでございます。

平成24年度におきましては、民間保育園で20名の定員増を実施いたします。これにより、市内全域で保護者の方が通える範囲で見るときには待機のない状態となっておりますが、第1希望の保育園を対象と

して見ますと、昨年を上回る待機が生じるものと見込んでおります。そのため、平成24年度内の対応といたしましては、状況により、さらに民間保育園での定員増の対応を検討しておりますとともに、定員を115%から120%にさらに弾力的に運用することも検討する必要があると考えております。平成25年度以降も、民間保育園の建て替え等により定員の拡大を図ってまいります。昨今の状況として、地域間で需給に差異が生じている現状もあり、全市で見た場合、抜本的な待機児童解消には至らないことが想定されます。したがって、中期的な対応といたしまして、市政方針にもありますように、全市的にいま一度子育て世代のニーズにいかに関係を対応させていくかを早期に検討してまいりたいと考えております。特に保育需要の多い地域での対策は急務であると考えており、そのことを念頭に置き、対応してまいります。

次に、中学校部活動振興相談員の役割についてでございます。

部活動は、学校教育の一環として位置付けられ、スポーツや文化、科学等に親しませることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感をはぐくむことが期待でき、生徒の人格形成に果たす役割は極めて大きいものと考えております。しかし、生徒数の減少による学校の小規模化により、現在の各校の部活動の編成・運営が必ずしも生徒、保護者のニーズに沿ったものではない状況が発生していることもございます。また、経験のない種目を担当し、部活動の指導について悩みを抱える教員も少なくない状況がございます。これまで学校教育活動の重要な柱の一つとして、学校の努力で運営してきた部活動のあり方を改めて考え、部活動の

振興を図るため、中学校部活動振興相談員を配置いたします。具体的な役割といたしましては、各校の部活動の活動実態及び課題の把握、教員及び外部指導員対象の研修の実施、本市における部活動の指針作成のための懇談会の開催などを考えております。

次に、学校教育施設の耐震補強工事と劣化施設の改修工事についてのご質問にお答えいたします。

学校の耐震化につきましては、平成27年度末までにすべての学校の耐震補強工事を終えるよう計画を進めてまいります。また、義務教育施設等劣化調査の結果を受け、今後、耐震補強工事を予定している学校と耐震補強工事が終了している学校、または新耐震基準の学校の二つのグループに分けて計画的に改修工事を進めてまいりますとともに、今後の改修工事の予定にかかわらず、子どもたちに危険を及ぼすおそれがあるなど緊急対応を要する箇所につきましては、間断なく応急措置に取り組んでまいります。

今回の学校施設の劣化によるモルタル剥落事故につきましては、これまで耐震補強工事に伴い、一部大規模改修を行ってまいりましたが、定期的な修繕を行っていなかったことが大きな原因と考えております。今後は、定期的な修繕を行っていくために、修繕計画の作成が必要と考えておりますが、公共施設全体にかかわる問題でもあり、経費の負担も大きいことから、作成に当たりましては全庁的な議論が必要であると考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 三好議員。

○三好義治議員 それでは、2回目の質問をさせていただきますが、安威川以南地域のコミュニティ施設については、もうご答弁

をいただきまして、早期に検討をいただくことを要望しておきたいというふうに思います。

それと、もう1点のモノレールの南摂津駅での交番の誘致なんです、やはり犯罪が非常に昨年度、増えているということも伺っておりまして、そういった犯罪防止のためにも、摂津市として全力をあげて誘致に対して取り組んでいただきたいということも要望しておきます。そういった兼ね合いの中で、私は摂津市駅のコミュニティプラザと違うことを提言した意味合いでございましたので、その辺もしんしゃくしていただいて要望としておきます。

それから、摂津市の地震、水害に備えた防災の取り組みについてですが、これは、災害を風化させることなく、今後もやはり継続してやらなければならないということの中で、これからの災害に対しては、また改めて委員会の中で質問していきますので、今回についてもこの辺も答弁は結構でございます。

クリーンセンター問題についてですが、市長のご答弁もいただきました。平成25年中旬に正雀処理場が機能停止になるということがきのうの答弁でも明らかになったわけでございます。そして、吹田市と摂津市で検討している民間処理と自治体の組み合わせというご答弁をいただきましたが、これは一体どのようなものか具体的にお聞かせいただきたいのと、もう1点は、吹田市にはやはり応分の負担を求めていくべきというふうに私は感じております。さらにご答弁をいただきたいと思っております。

摂津市自転車安全利用倫理条例については、少し厳しく指摘をしたような感になっておりますが、私もモラルの向上というのはやるべきだというふうに思っております

が、ただ、自転車を運転する方については、道交法というのは勉強をなかなかされておられません。そういった中で、市民に対する啓発とその教育というのは必要不可欠だというふうに思っておりますし、今回の道交法が変わって、我々も歩道をこれまで走っておったらいいのではないかなというふうに思っておったのが、3メートル以上の歩道でないと自転車は通れない、また、車道に入ると、昨日もありましたように、雨水ますがあるなど段差が非常に多い、こういった今、道路状態の中と、あと横断歩道ではどうしたらいいのかとか、いろんなことを我々も質問を受けるわけでございます。できるだけコンパクトにまとめた啓発チラシもまくような努力もお願いしたいというふうに思いますし、整備計画というのは気の遠くなることと、お金がかかるというふうなご答弁でございましたが、私は、やはりそういった面では、できるところから整備をしていくというのが市民の安全確保のためには必要不可欠だというふうに思っております。その点についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

温室効果ガス排出量の取り組みでの公用車の管理運用については、これは委員会でもまた質問していきますので割愛させていただきます。

それと、地球温暖化防止地域行動計画、私も提案させていただいて、ようやくこれが実現したわけでございますが、今回は10の施策を展開すると言っておりますが、改めて環境の取り組みというのは「見える化」というのが大事な視点だというふうに思っております。今回の計画を読ませていただきますと、その「見える化」というのがなかなか我々には見えてこない。これをいかに実効性のある計画に持っていくか

ということについて、改めてご答弁をいただきたいと思っております。

それと、従来から言っていますように、CO2というのは削減を行うのも効果がありますが、カーボン・ニュートラル駅のように、まずCO2を吸収させるための緑化施策というのは非常に必要不可欠な取り組みでございます。緑化施策の中でも、一挙にやっていくのではなく、点から線、そして面に持っていくということで、今回は「さくらづつみ」のほうで桜を増やしていただきますが、やはり街路樹並びに立地を考慮した中で推進する必要があると思うんですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それと、地域福祉活動の推進でございますが、私は今後の地域福祉活動の拠点をどういう計画で進めていくのかということについて、2回目、ご質問をさせていただきますので、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、高齢者施策については、定年退職がそれこそ55からまさに65歳になるような時代に到達していますし、福祉の切り捨てではなしに、やっぱり本来の福祉というのは、相互扶助の中で日の当たらない方々に対して福祉を提供するのが行政の役割だというふうに思っております。今、65歳を一律にやっている方々がいますが、やはり元気に生涯現役で過ごしていただく施策というのが本当に重要でございまして、65歳で切り捨てるというようなことではなしに、そういった健康管理も含めながら福祉の引き上げをしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういった背景の中で、この摂津市の人口構造は、先ほど日本の人口構造を言いま

したけども、摂津市の人口構造も今、年少人口がゼロ歳から14歳が14.2%でございまして、生産年齢人口が15歳から64歳で65.2%、老年人口を65歳以上と位置付けている中で20.5%が今、人口構造になっております。その中で、老年人口と言われる65歳以上で1万7,079名の方が、これは平成22年度データなんですけど、おられまして、65歳から69歳までが5,682名おられます。そういった現役世代という位置付けをしながら、70歳以上という福祉の決定をされていったらどうかということの中で、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、待機児童については、摂津市全体で130名、これは1月1日現在でございまして、ゼロ歳から2歳で100名の待機児童があって、これを解消しなければいけないというのは、さっきの質問でベクトルは合っていると思うんですけど、やはり気になるのが、ゼロ歳から2歳児についての待機児童というのは、これはもう緊急の課題であるというふうに思っているんですね。その中で、先ほどご答弁をいただいている中では、解消策というのがまだ我々には目に見えてきませんが、私は、もう一方では、待機児童が多いところの解消は、今現在、正雀とかせつつ保育園、ここが非常に待機児童が多いわけでございます。これは摂津市駅前でマンションが建設されたとか、いろんな需要の関係がありますが、こういったところは、正雀の商店街も近くにありますが、今、空き店舗も非常に多くあるので、こういった空き店舗を利用しながら民間保育所に協力をいただくような考えはないのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、中学校の部活動については、こ

れは2回目の質問は割愛させていただきます。

それから、学校教育施設の耐震補強工事と劣化施設の改修工事についてですが、今回の義務教育施設等の外壁調査の判定基準、これをA B C Dの4段階で出されております。Cについては1年から2年以内に改修工事が必要で、Dは著しい劣化で早急な改修が必要という評価をされております。その中で、例えば鳥飼小学校の教室等はDランクでございまして。これについては平成27年度までに耐震化と合わせて改修するとなっているけども、こういったところは本当に大丈夫なのかということが気になります。それから、別府小学校の管理、それから教室棟もDランクでございまして。これも平成27年度までに耐震化というふうな位置付けをしておりますので、この義務教育の調査判定基準、全75棟がありまして、そのうちの51棟が1年ないし2年以内に改修しなければならないという評価が出てきているんですね。先ほど答弁いただいた部分で、応急修理はやるというんですけども、こういったところでの危機管理も含めての耐震化に合わせて改修で大丈夫なのかということで、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、緊急雇用創出事業の活用と地域産業の振興についてでございますが、緊急雇用創出の活用で、市内事業所の業種や規模を把握したいということで、3,200万円の予算をかけて、今年度動いていただけていますが、これも従来から私が言っているように、これまでの産業別分類というのがなかなか把握できていなかった実態の中で、今回、調査に踏み込んでいただくことになりましたが、調査が目的でなしに、最終的には企業がいかに活性化してくるかとい

うことが目標でございまして、この調査を行う段階で、企業に対してどういった支援体制ができるかということを見据えた中で、この調査をぜひお願いしたいなというふうに思っております。この活性化施策を含めて、私も昨年もしましたが、摂津市の一般会計320億円の中で産業振興に係るのがまだ0.7%しかないんですよ。そういった中で、本当に産業のまち摂津と言えるのかということで、改めてその点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、第4次行財政改革についてでございますが、これについては、先ほども指摘もさせていただきましたけれども、行財政改革の進行管理はまずやらなければならないというふうに思っておりますが、今年度の行財政改革推進事業の内容を見ますと、年度ごとの結果を発表するということが位置付けで載っておりますけれども、ただ、こういったことは、もともと当初の段階で数値目標をあげて、その目標に対して庁内がベクトルを合わしながら一丸となって取り組むのが、私は手法として成り立つものだと思いますけれども、今回のやり方は、結果で判断をして、やれたからその数値が落ちていくという逆説の考えであるというふうに思っております。そういった中で、この24年度には数値目標が明らかになるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、広報せつつにつきましては、広報広聴活動の充実の中でまた改めて検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

せつつ桜苑の民営化についてでございますが、これについては、せつつ桜苑の建設当時から国の補助金、それから起債を発行

して、その処理など、これまで多くの課題があつてなかなか踏み込めなかったというのが事実でございます。私の試算でいきますと、まだ起債も3億円近く残っているし、まず建物を売却するとなると補助金は全額返還しなければならないというふうなことも課題視されております。そういった課題に対して、本当に民間に譲渡できるのか、この課題解決と現在の起債残高並びに補助金等々について、もっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それと、行財政運営についてですが、昨日、山本議員の中期財政見通しの質問で相当踏み込んだ質問がありました。私はちょっと違った視点の中で、冒頭にも申し上げました平成21年の10月に作成した中期財政見通しと平成23年の10月に作成した中期財政見通し、世の中の変化の中での市税収入の見込み違いというようなご答弁がありました。その間違いは間違いで僕は変更してもいいと思うんですが、ただ、この中で気になるのが、平成21年度の見込みで23年度は23億1,900万円の基金残高でありました。23年度は51億7,300万円の決算見込みでございます。ところが、平成26年度では赤字幅が逆転しているんですね、基金残高があるにもかかわらず。こういった要因は何なのかということをお聞かせいただきたいのと、これまでの行政運営の中で、やはり無駄、むらのない計画を立てなければならないということを変更して提言しておきたいと思っております。

その中身については、例えば昨年6月に文化ホールの塗装の予算をつけていただいて、今、工事中でございます。今年度予算案を見ると、塗装工事中にもかかわらず文化ホールの耐震診断が入っております。本来ならば耐震診断をやり、塗装を行ってや

っていくのが本来の仕事の進め方と思いますが、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、クリーンセンターの処理につきまして、民間プラス自治体処理案で吹田市の応分負担の考え方についてのご質問にお答えいたします。

本市は、正雀下水処理場の建設経緯、半世紀近く本市住民に多大な影響を与えてきたという事実、本市のし尿を最後まで処理するとして昭和40年の協定書、さらには正雀下水処理場の廃止が吹田市の下水処理の効率化につながることで、これらを勘案し、正雀下水処理場の機能停止後の本市のし尿などの処理につきましては、吹田市にあるほかの下水処理場で全量を処理されることが基本であると考えております。このため、これが吹田市の事情で困難となり、民間処理プラス自治体処理案となる場合には、処理費が大幅に増加することから、吹田市が一定の負担をすべきと考えているところでございます。

次に、摂津市自転車安全利用倫理条例の2回目のご質問にお答えいたします。

自転車は、原則歩道と車道の区別のある道路では車道を通行しなければなりません。が、車道の交通量が多く、自転車が通行すると危険な場合や歩行者の通行量が極めて少ないような場合につきましては歩道を通行することができることとなっております。また、自転車が走れるように整備ができることからとのご質問でありますが、歩道の中に自転車帯が引けるのか、車道に自転車レーンが引けるのか、歩道のない道路に路側帯の色分け化が実施可能かなど、現

況の道路空間を改善し、安全確保に努める整備手法として有効であると考えられますので、近隣各市の事例も参考にし、できることから検討してまいります。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 あと、部長、クリーンセンターにつきまして、民間と近隣自治体との並行した処理案について詳しく聞かせてくれという質問がありましたので、その旨につきましてもお答弁をお願いしたいと思います。

○藤井土木下水道部長 先ほど申し上げたわけなのでございますけれども、詳しくということでございますので、改めてもう一度申し上げさせていただきますと、やはりどうしても吹田の他の2処理場はあるわけでございます、この2処理場で処理してもらおうということを原則に考えております。しかしながら、それが吹田市の事情でできないという場合におきましては、近隣自治体と、近隣自治体というのは、今現在ちょっと名前は公表できませんけれども、そういうふうな自治体に今、協力要請を行っておるところでございます。あとプラス民間の処理場という業者がございまして、その処理で全量をそういうふうなところへ持っていくと。先ほど申し上げましたように、原則といたしましては、昭和40年に交わしております協定書、この協定書の中には本市のし尿を最後まで処理するということが交わされておることから、それに対する負担については応分の負担、応分の負担というのは一定額以上、まだ現在はその額というのは明確には決まっておられませんけれども、そういうふうなことについて両市で今現在検討しておるところでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 地球温暖化防止地域計画では、二酸化炭素の排出量を20%削減する目標を定め、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図り、取り組むものとしております。削減につきましては、電気などのエネルギー使用量は削減効果が把握しやすいものでありますが、一方でエコドライブ、グリーン購入など、具体的な削減効果を把握できないものもございます。

こういった計画をつくりました際には、行動計画、また具体的な数値目標ということをよくご指摘いただくところがございますが、本計画につきましては、そういったわかりにくい指標というものもございますので、なかなか数値目標を定めていくということが困難な状態になっております。しかしながら、ただいま議員からご指摘もありましたように、より具体的に「見える化」を図りながら進行管理を行っていくことは非常に大事なことかと考えておりますので、今後、それぞれ市民、事業者、行政等が取り組む際には、こういった指標をできるだけ具体的にお示ししながら、また結果を公表することで市民の取り組みがより活発になるように努めてまいりたいと考えております。

続きまして、事業所の活性化の支援というところでございますが、今後の工業系の支援策の検討に当たりましては、一つは、本市は中小零細企業が7割以上占めるという特徴を把握して、今年度の事業所調査により得られたデータを分析してまいりたいと思います。ただ、議員がご指摘いただきましたように、単にデータを分析するだけでは実効性があるものとは考えておりませんので、零細事業所に対して、この調査の中でアンケート等を実施する中で、何がそ

の企業にとって必要なのかといったことを調べてまいりたいと考えておりますし、市内には、すぐれた技術力を持ちながら、販路の確保であるとか営業力がないために、その技術を埋もれさせているといった場合もあるように聞き及んでおりますので、こういったものについての各企業のニーズについてもとらえてまいりたいと、それに対する具体的な支援策を、今後この調査の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

また、商工施策の予算の関係であります。確かに地方で企業誘致をされているところは、相当な大きな予算を使われてということで割合が多くなっている市もあるやに聞いております。今後、本市につきましても、企業立地条例が本格的に申請等が増えてまいりまして、その割合は上昇してまいりたいと思っておりますが、単にその割合だけではなく、地域の実情、地域の企業に合った形での支援策を今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 市内の緑を増やすべきではないかというご質問にお答えいたします。

緑の計画につきましては、平成24年度から緑の基本計画の見直しを行ってまいります。市内の緑の分布状況を確認し、緑をいかに増やすか、あるいはどの地域に緑が不足しているかなど、今後、どのような施策が有効なのかを検討してまいりたいと思っております。また、現在、大阪府におきましてもみどりの推進計画を実施されておりますので、それらを勘案した見直しをし、基本計画づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 今後の地域福祉活動拠点整備の具体的な内容についてご答弁申し上げます。

平成24年度につきましては、第五中学校区、旧教育研究所で整備を進め、その後は第三中学校区での整備を検討し、将来的には全小学校区での整備を進め、福祉関連団体、福祉施設、事業者、商店街、学校等とも連携し、多くの地域住民とともに活発な地域福祉活動を展開してまいりたいと考えております。これまでの地域福祉活動拠点の整備につきましては、第一中学校区、第二中学校区及び第四中学校区におきましては、市で土地を準備し、社会福祉協議会が拠点を建設してまいりましたが、第五中学校区におきましては、既存公共施設を利用し、拠点整備する予定でございます。

今後の地域福祉活動拠点の整備につきましては、その拠点をご活用していただきます校区福祉委員会と連携を図りながら、それぞれの地域の活動に最も適した活動拠点のあり方を検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者施策の考え方についてご答弁させていただきます。

先ほど市長答弁にもございましたように、老人福祉法が制定されました昭和38年当時とは社会は大きく変化しており、65歳以上を一律に対象とするという制度は実態に合わなくなっていますことも実感しております。現状におきましても、介護が必要な方や一定の所得以下の方といった条件を加えています制度や、逆に65歳未満の方でも特に必要があると認められる方を対象とした制度もございます。国のほうでも高齢者の定義の見直しが検討され始めている

ようでございますが、社会の変化を踏まえますと、真に支援を必要とされる方に必要なサービスが届きますよう、法律による制約や既得権など、さまざまな課題を解決しながら、制度設計の工夫や制度改正について具体的な検討を行う時期が来ているものと認識しております。

続きまして、せつつ桜苑の2回目のご質問にご答弁申し上げます。

せつつ桜苑の整備費用につきましては、建物建設に係る費用が約15億300万円、土地の確保に係る費用が約4億4,100万円で、合計約19億4,400万円でございました。その財源といたしましては、国及び府からの補助金が建物に対して約6億1,500万円、起債が土地、建物合わせて約13億2,700万円で、一般財源は約200万円、計約19億4,400万円でございました。起債につきましては現在も償還中で、指定管理が終了する25年度末におきまして、残額が約2億9,700万円になる予定でございます。

具体的な譲渡・売却の条件としましては、現時点では、建物につきましては補助金の返還が生じないように、また土地につきましては、資産価値や起債残額の償還財源の確保などの条件を考慮いたしまして、今後詳細に検討してまいりたいと考えております。また、ソフト面におきましては、老人福祉センターで実施していますいきいきカレッジなどの事業委託をどのように継続・充実させるかなどにつきましても具体的に検討してまいります。

譲渡に当たりましては、以上のような条件を詳細に決定した上で提示し、運営法人を公募してまいる所存でございます。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 保育所の待機児童の解

消についてでございますが、ご提案いただきました商店街の空き店舗の活用による保育需要への対応につきましては、一時的対応ということでは検討できるものと認識しております。ただ、認可等の問題もあり、民間保育園の分園といった位置付けになると考えられ、園庭等の問題からも、ゼロ歳から2歳児を主に対象とすることが考えられます。

平成17年度以降、すべて民間保育園において240名の定員拡大を行ってまいりましたが、なお待機のある状況に変わりはないことから、短期的な対応と中期的な対応ということで待機児童の解消策について考えてまいります。いずれにいたしましても、民間活力の活用は避けて通れず、今後、ご提案いただいた件とともに、他に効果的な手法がないかも検討した上で、私立保育園連盟とも協議しながら対応策について決定してまいりたいと考えております。

続きまして、今後の学校の改修計画についてでございますが、まず、耐震補強工事が終了していない学校及び新耐震基準の学校につきましては、耐震補強工事の目標年度であります平成27年度を目途に外壁等の改修工事を行い、安全性を確保し、今後も可能な限り長期にわたって使用できるよう対応してまいりたいと考えております。

ご指摘のありました鳥飼小学校等の件でございますが、教育施設劣化調査一次報告に平成27年度までに工事予定と記載しておりますが、これは、平成27年度までに予定している耐震補強工事に合わせて外壁等の大規模改修を行うということでございまして、児童・生徒の安全を最優先し、大規模改修を待てない場合につきましては応急修繕の対応を考えており、鳥飼小学校の教室棟など、平成27年度までに工事予定

と記載しております棟につきましても、既に現時点で応急修繕を行っている学校もございます。今後ご指摘のCランク、Dランクの棟につきましては間断なく応急修繕を行ってまいります。一方、耐震補強工事が終了している学校につきましては、応急修繕に努め、財政的な負担の問題も含めて、今後の公共施設の修繕計画についての議論を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、第4次行財政改革の進行管理、あるいは数値目標につきましてのご質問にご答弁申し上げます。

進行管理につきましては、年度ごとに結果を発表することといたしており、現在作業中でございますが、間もなく平成22年度の結果を発表できるものと考えております。それから、数値目標の設定につきましては、第4次行財政改革実施計画ではほとんどお示ししておりませんが、数値目標を立てにくい項目もございますが、立てられるものにつきましては、改革項目の見直しに合わせまして数値目標を立て、取り組んでまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 それでは、平成21年度10月作成の中期財政見通しと平成23年度10月作成した中期財政見通しとの基金残高の相違についてご答弁申し上げます。

最大の要因は税収の見積もりでございます。平成21年の日本経済は、前年9月、アメリカのリーマンショックの影響が波及し、平成21年度の市税決算額は前年度を13億5,000万円下回る結果となりました。平成21年度10月作成時点では、ここまでの大きな税の減収を予想しておらず、平成23年度には市税収入が190億

円程度まで回復し、その後は横ばいで推移するという見通しを立てておりました。ところが、平成23年度市税予算額が172億2,000万円であることから、昨年10月作成の市税収入の見積もりは、年度を追うごとに乖離が広がる結果となりました。平成21年度から平成26年度までの6年間の差は実に76億円にも上ります。

次に、平成23年度基金残高増加の大きな要因ですが、歳入面では臨時財政対策債の発行で16億円程度増加したこと、歳出面で人件費が8億円程度減少したことなどが要因でございます。予算編成は、総合計画に基づき、財源を勘案しながら進めております。平成24年度は、災害に強い安心を実感できるまちに重点を置き、予算編成をしてまいりました。ご指摘の安威川以南のコミュニティ施設問題や避難所等の耐震診断についても、東日本大震災を契機に再検討するため、まずは情報を集め、把握する必要があります。安威川以南コミュニティ施設整備や文化ホールをはじめ耐震工事計画についてでございますが、調査内容や耐震診断結果を十分踏まえ、財源や財政状況を見きわめながら進めてまいります。

なお、中期財政見通しは、翌年度予算編成の指針と位置付けをして作成いたしております。近い将来、赤字体質になることを示唆した上で予算編成に臨んでまいりました。今後もご指摘の無駄、むら、無理のない予算編成を継続して行ってまいります。

以上でございます。

- 嶋野浩一朗議長 あと、文化ホールの塗装中の耐震診断のことにつきましてご答弁をいただきたいと思いますが、総務部長。
- 有山総務部長 この件に関しましては、塗装を現在やっております。できるだけ手戻りがない、損がないということを確認しな

がら工事を進めたいと思っております。耐震診断で、それが二重投資になるのではないかとご質問ございましたが、今、聞いている範囲では、構造上ほぼ問題はないというふうに聞いております。しかし、調査の結果でどのような結果が出るかということもございますので、財政的に無駄がないような努力はしてまいりたいと考えておるところでございます。

○嶋野浩一朗議長 三好議員。

- 三好義治議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

クリーンセンター問題についてでございますが、その方策、方法論、吹田市との協議内容はわかりましたが、冒頭にも申し上げましたように、これまでの経過の中で、やはり摂津市域で処理をしてきたことに対する応分の負担は、ぜひ強い姿勢の中で吹田市と交渉に臨んでいただきたいということをお願いしております。

それから、保育需要の対応と待機児童の解消についてでございますが、これについても、本当に国が出している指標の中では、これまで数年前は待機者ゼロやということ言うてきておりましたが、しかしながら、実態論の中での待機者の現実を見ると、これまでの施策は本当にそれで合うてたのかなということが私も疑問に思っております。今年度からいろいろ保育については検討もなされると思っておりますけど、平成24年度においては、早急に先ほど言いましたような正雀の空き店舗とか公共施設のあいているところを有効活用しながら、できるだけ待機者ゼロに努めていただきたいというふうに思っておりますので、この点については、平成24年度にそういった方向性が出るのかということについて、改めてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それと、地域産業の振興施策については、今回も昨年と同じような答弁でございまして、一步前進したのは、実態調査を行うということは一步前進したのと、企業立地条例によって他市から摂津市に来ていただくとか、また改修工事を行いながら、この摂津市の中で事業運営を行っていくということは見えてきたんですが、以前にも言いましたように、他市のことを見ますと、地球に優しい環境づくりとか、研究開発に対する支援対策とか、雇用促進に対する支援対策、中小零細企業に対する経営支援対策とか、いろいろな対策を講じられるところがあるんですよね。こういったところを今回実態調査する中で、その将来ビジョンを、これから3年先、5年先、摂津市の企業運営はどうなっているかということ、目標を定めて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点の財政運営につきましては、今、ご指摘しましたように、外壁塗装をやる前に本来やったら耐震診断をやるべきというような仕事の進め方を指摘しながら……。

終わります。以上でございます。(発言終了のブザー音鳴る)

- 嶋野浩一朗議長 教育総務部長。
- 登阪教育総務部長 保育所の待機児童の解消についてでございますが、保育需要の多い地域での対策につきましては急務であると考えておりまして、議員ご指摘のように、商店街の空き店舗の活用、あるいは公共施設の有効活用などの手法によりまして、少しでも待機の解消に向けた具体的な手法について、24年度のできるだけ早い時期に検討を進めて結論を出してまいりたいと考えております。
- 嶋野浩一朗議長 三好議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。(拍手)

(安藤薫議員 登壇)

- 安藤薫議員 日本共産党摂津市会議員団を代表いたしまして代表質問をいたします。

今日、2年半前の政権交代にかけた国民の期待、自民党政治を変えてほしいという願いは、3代にわたる民主党政権によってことごとく裏切られました。政府の新年度予算案は、消費税増税を前提として、その一部を先食いしながら、年金給付や子ども手当の削減で社会保障費を抑制する一方で、ハッ場ダム建設再開、原発推進予算の維持、軍事費予算増額など、浪費をさらに拡大する内容となっています。国民の生活が一番、コンクリートから人へ、無駄を削れば財源はある、4年間は消費税を上げないという民主党の選挙スローガンは、すべて投げ捨てられたわけでありませう。

こうした政治的閉塞感や政治不信につけ込み、この大阪では反動的に打開しようとする橋下維新の会の危険な政治の手法が展開されています。その動きは、橋下大阪市長が進める全市職員へのアンケート調査に見られるように、憲法遵守義務を負う自治体の長が、幾重にも憲法をじゅうりんして、職員の思想・良心の自由、政治活動の自由を丸ごと支配しようとする、文字通りのファッショ的な恐怖政治、独裁政治への道を加速させています。まさしく大阪府下の自治体から見ても、激動の情勢のもとで、基礎的自治体としての立ち位置が改めて問われているのではないのでしょうか。

それでは、通告に沿って質問してまいります。

最初に、市民にとって最も身近な自治体としてのあり方について、4点お尋ねいたします。

一つは、この8年間の総括についてです。

1期目は、財政再建、南千里丘開発推進、人間基礎教育の三つの柱をもとに、市民にも辛抱を願うと、第3次行革の積み残し部分である市立幼稚園保育料43%値上げ、修学旅行費助成廃止、学校統廃合を強行しました。2年目には、公共料金値上げで年間4億6,000万円の市民負担を押しつけました。2期目に入りますと、市民要求や願いに一定応える一方で、二つの開発を進めつつ、第4次行革の名で職員的大幅削減、公的仕事の投げ出し、暮らし関連施策の廃止・縮小を進めるという方向に変化してきました。

今日、年間16兆円もの国民負担増で、国民の暮らしも日本経済も破壊する消費税増税と社会保障一体改悪が進められようとしている中で、既に子ども手当見直しと年少扶養控除廃止による増税、後期高齢者医療保険料の6.89%の値上げ、介護保険料も平均14.7%もの引き上げなど、子育て世代にも高齢者世帯にも大変な負担増が押し寄せています。こんなときに水道料金減免制度や奨学資金制度の廃止、就学援助金制度の引き下げなど、行革と称して強行することがとるべき道なのでしょうか。

1996年から摂津市民の平均所得は72万円も減少しています。そうしたもと、この8年間で市の公共料金の値上げなどによる市民負担増は累計で54億円にも達しています。この間の行革で一体市民の暮らしはよくなったのでしょうか。市民の行政に対する信頼は高まったのでしょうか。今こそ市民の暮らしを守り支える立場にとことん立って、自治体としての役割を果たすべきです。市長は、みずからの2期8年間について、どのように総括されているのか伺います。

二つ目に、権限移譲・民営化・民間委託

と職員体制についてです。

1990年代の臨調行革による民営・民間委託化の押しつけ、地方分権の推進、小泉構造改革、指定管理者制度、市場化テスト法などなど、この間、公務の外部委託化の徹底、地方自治、自治体のあり方を変質・解体する方向が推進されてきたところでもあります。その結果、本市では、市職員の状況でいえば、非正規職員の割合は98年度17.8%から2011年度は36.7%と、この13年間で2.1倍となっています。2000年度に公民館と学校施設の有料化がまず行われ、保育所民営化、学校統廃合、学校給食業務の民間委託、施設の管理運営の民営化、図書施設の二つの民間委託、ごみ収集業務の民間委託拡大、そして職員削減、その上、大阪府よりさまざまな権限移譲が行われてきているのが今日の状況です。国民の税金で運営している公的仕事の外部委託等は、公平・公正はもちろんのこと、住民サービスが維持・充実されているのか、雇用労働条件はどうなのかなど、常に出発点に立ち戻ることが最低必要です。本市として早急に必要な職員配置を行い、その上で市民的評価によるみずからの仕事の検証、職員数、全体の奉仕者としての立ち位置を集団的に構築していく環境づくりを行うことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目に、財政運営についてです。

本市の2012年度末見込みの市債残高は、三つの会計の合計で総額674億円、市民一人当たり80万円です。今でも大変な借金を抱えているわけでもあります。これは、1998年度の財政健全化計画以降、それまでの無計画な財政運営によって生まれた借金の解消もあり、その後の12年間で161億円の市民負担増を押しつけた上

での結果であります。今日、国による国民負担増の一層の拡大の方向が叫ばれていますが、改めて市民から預かっている財政を市民の暮らし優先に活用することが求められています。この間、このままでは赤字再建団体になる、第2の夕張になるとの発言で、さまざまな市民の願い、要求を阻んできたことも事実であります。一方で、国の財政計画の矛盾はあるとしても、今日、市段階では府下唯一の不交付団体です。こうした状況をどう認識されているのか、お聞きいたします。

また、国の地方特別交付税の引き下げ先送り、臨時財政対策債が来年度からゼロになるなど、さまざまな変更や本市独自の課題なども含めて、今後の中期財政見通しについてどう見ているのか、お聞きいたします。

四つ目に、橋下維新の会が進める教育基本条例案などに対する見解を問います。

昨年9月に大阪維新の会が提案した教育基本条例案は、国民の批判を受け、国からも違法と断定されたことから手直しを余儀なくされました。しかし、この2月に府知事が府議会に提案してきたものは、本質的に同じものになっています。憲法違反の思想調査を平然と行う政治勢力が教育に介入し、権力による統制と競争で学校、教職員、保護者、子どもを縛る内容に、教育関係者のみならず多方面から批判の声が上がっています。このような橋下維新の会のやり方にきっぱりと異を唱えるべきだと考えますが、見解を問います。

2番目に、情報公開と市民参加のまちづくりについて問います。

最初に、市民活動支援について質問いたします。

市政方針で、まちづくりや公共サービス

は、行政だけでなく市民もその担い手として進める必要があるとしています。市民も行政と一緒にまちづくりを進める活動は大切ですが、その前提には情報の共有化と信頼関係の構築は欠かせないと考えます。今回、市民公益活動支援の指針とガイドラインを策定されますが、支援の対象となる市民公益活動とはどんなものか、市民に行政サービスの肩がわりをさせるものではないのか、自治会や老人会など既存の市民活動に対する支援はどうか、情報の共有と行政の意思形成段階での市民参加について、どうお考えか伺います。

次に、旧味舌小学校跡地問題についてです。

この間、市民団体が市役所へ8回の申し入れ、懇談を行い、全国的に学校の統廃合後の施設利用として、介護や福祉の拠点、文化施設に生まれ変わる例などを紹介しながら、避難場所としての活用、浸水被害のときには旧校舎も避難場所として使えるのではなどと提案されています。旧校舎も使わなければ傷みも進むと聞いています。協働を進めている市としては、こういう市民提案こそを生かして、施設活用についての方針を立てるべきではないでしょうか。お考えを伺います。

次の市有地売却リストについてですが、昨日の山本議員の議案質疑で確認されたように、市民の財産である市有地の売却については、市民や議会との協議をしっかりと行っていくことを求めて、答弁は結構でございます。

次に、参政権を保障する投票所のあり方についてです。

昨年、第6投票所となっていた旧ふれあいルームは売却で廃止、三宅柳田小学校第9投票所に統合されました。今年度は、別

府保育所の移転統合に伴い、第16投票所が施設としてはなくなります。秋には市長選挙も控えており、代替の投票所について、どのように確保されるのか、お聞きします。投票所の統廃合が以前にも行われましたが、今回も施設の廃止に伴い、安易に統廃合をするということは許されません。地元有権者の声もしっかり反映すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、災害に強い安心のまちづくりについて、大きく六つの問題について質問をしてみたいです。

防災・安全のまちづくりの基本は、災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止することです。そこで、最初に災害想定と防災施策について3点お聞きします。

1点目は、公共施設と民間建築物の耐震化の促進です。不特定多数の人が集う公共施設、民間施設、また木造の戸建て住宅の耐震化をどのように進めていくのか、具体的にお答えください。併せて、策定作業に入っておられる避難勧告判断・伝達マニュアルについても、どのような災害想定のもとで行われるのか、どのような内容なのか、お聞かせください。

2点目に、ダムに頼らない治水対策についてです。新聞各紙に、先日「安威川ダムニュース」も折り込まれておりました。いよいよダム本体工事に着工するとしていますが、本当にこれで災害が解消されていくのでしょうか。昨年の東日本大震災で、大きく報道されることはありませんでしたが、福島県の藤沼ダムが震災で堤防が決壊し、7名死亡、1人行方不明という事故がありました。安威川ダムの近くには活断層が走っており、ニュースにある「地震にも大丈夫」という主張に絶対的な確信が持てるのでしょうか。また、ダム下流部の彩都など、

大型開発で保水力が失われ、さらに最近の異常気象によってもたらされる都市部の災害では防げません。改めて科学的な検証と総合的な治水事業に転換すべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、避難方法と避難場所の確保についてです。市政方針では相当なボリュームで危機管理の充実に言及されました。避難弱者への支援体制の構築と民間施設の避難所指定、備蓄の拡充などが示されましたが、その具体化がどこまで進むのか、お聞かせください。府の防災計画と災害想定との整合を図る点で、防災計画は後になるとしていますが、現時点でこれまでの防災計画に補強をして避難について市民に周知していく必要があると考えます。避難経路については不安解消のためにも指針を示すべきではないかと思いますが、現段階の到達点を伺います。

次に、公共施設、道路等の劣化対策について質問いたします。

先日、教育委員会から義務教育施設等の外壁調査結果1次報告が示されました。市民図書館や小・中学校の相次ぐ外壁コンクリート片の落下事故を受けたものですが、その危険や緊急対策、抜本的な安全対策は、その他の公共施設や道路、橋にも共通しています。それぞれ劣化に対応した安全対策及び耐震補強についてお聞かせください。

次に、公共バス網の整備についてです。

今年の基本方針で、市内公共交通のあり方について、秋をめどに一定の方向を示していくと述べられています。これまで2年間、何も決まらなかったものが、これからの半年間で決められていくのかどうかという不安、疑念も抱くものですが、これ以上の先送りは許されません。これまでの取り組みと現段階での到達点について、改めてお

聞かせください。

次に、吹田操車場跡地開発とクリーンセンターについてであります。

昨年、摂津市の中期財政見通しに、2015年度、15億円で売却と組み入れられました。これ自体、当初計画から随分と乖離した数字であり、その責任を問われるべき問題であります。現在、土地利用について、吹田市が議会も含め進めようとしている医療機関の誘致や、さらに伝えられている他の法人等が来るようなときに影響を受けないのか、摂津市として当初の計画に変更がないのか、お聞きします。

また、クリーンセンターの問題についてですが、この間、るる質疑応答、議論が重ねられてまいりました。4案が絞り込まれ、時期もいよいよ迫ってまいりの中で、協定書の原則に基づいてしっかりとした交渉をしていただくことを要望しておきたいと思えます。

次に、救急医療体制の充実に向けた取り組みについてです。

このほど、三島二次医療圏救急医療検討会が開かれて、「三島二次医療圏における救急体制確保について」という報告がまとまりました。今後、本市がどのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

次に、環境問題について、3点質問いたします。

1点目は、ごみ収集の問題です。昨年、ごみ収集の民間委託が拡大されました。さらなる民間委託の拡大を目指し、職種替え試験を実施、7名が応募され、その大半が合格し、収集では4名が減になりました。これまで直営で進めてきた市民との協働、分別・再利用やごみの減量による1炉運転での炉の延命化が維持できるのか、さらに、新しい状況が生まれてきている中で、これ

以上の民間委託や人員の削減は、予想されている災害時に対応ができるのでしょうか。さまざまな視点からさらなる議論が必要と考えますが、見解をお示してください。

2点目に、温暖化防止と自然エネルギーの普及促進についてです。先般、摂津市地球温暖化防止地域計画が策定されました。そこには、地球温暖化をストップするために、二酸化炭素20%削減に向け、市民、事業者、行政それぞれが取り組む役割を示しています。摂津市の取り組むべき役割について伺います。また、温暖化防止とともに、脱原発社会に切りかえていくために、自然エネルギーの普及促進策が必要ですが、どうお考えか、お聞かせください。

3点目に、東日本大震災によって生じた瓦れき受け入れ問題についてです。環境省は、被災地である岩手、宮城、福島3県の瓦れき2,253万トンのうち、最終処理されたのが5%にとどまっている実態を明らかにしています。大阪府は、国の瓦れき広域処理の協力依頼を受け、大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針を策定し、受け入れに積極的な姿勢を示しています。被災地の復興支援は大切な問題で、みんなが分かち合うべき問題ですが、その一方で、放射能汚染のおそれのある災害瓦れきの搬入や焼却による放射性物質の拡散、焼却によって放射性物質が凝縮された焼却灰の最終処分、環境センター焼却炉の能力や職員の安全、地域住民への情報公開や合意形成、安全対策、震災瓦れきの受け入れにはたくさんの多くの検討課題があると考えています。摂津市として、被災地の瓦れき受け入れについて、どのように考え、具体的にどのような検討が行われているのか伺います。

次に、核廃絶に向けた取り組みについて

お聞きいたします。

今日、世界では、2015年の次回NPT再検討会議へ向け、さまざまな取り組みが開始されている中で、平和市長会や非核宣言自治体協議会をはじめ、さまざまな団体が「ノーモア広島・長崎、ノーモア福島」と大きく声を上げていくことが重要だと考えます。私どもの提案に応え、市長が平和市長会へ加盟、参加されたことについて、大いに評価をしているところであります。夏の平和の集いでもアピールすること、また、昨年、780人の自治体首長の賛同を得て広がっている新たな核兵器全面禁止のアピール署名を本市としても取り組んでいくべきと考えます。平和、核廃絶に向けての市長の思いをお聞きしたいと思います。

4番目に、市民の暮らしと営業を守るまちづくりについて、5点質問いたします。

第1に、国民健康保険と後期高齢者医療保険についてです。

昨年度決算の実績で、国保の保険料が払えない滞納世帯は4,830世帯と、加入世帯全体の33%となりました。保険料軽減の世帯は7,906世帯で54%と全体の半数を超えています。この数字は、高い保険料が市民生活を圧迫しているさまを示しています。そんな中、累積赤字はあるものの、国保料率を6年連続で据え置き、値上げを行ってこなかったことについては評価をいたします。国庫負担を大きく引き上げることなしには制度を維持していけないことは明らかですが、政府は都道府県ごとの広域化を進め、自治体に丸投げして乗り切ろうとするような対応です。国に対して抜本的な改善を求めることと併せて、市としてどのような努力がされてきたのか伺います。

また、後期高齢者医療保険料については、

2年ごとの改定で、大阪府広域連合は伸び率で6.89%の引き上げを決定いたしました。この影響についてもどのように見ておられるのか、お答えください。

第2に、介護保険制度についてです。

安心の介護を目指す目標とはほど遠く、1月に国が示した介護報酬の改定は、介護事業者にも利用者にも大きな不安となっています。コストの高い施設から在宅へ、医療から介護への流れを一層強める一方で、ホームヘルプなどの生活援助を縮小するやり方は許せません。利用者負担の軽減や家族介護への支援などが改めて必要になっていると思われませんが、いかがでしょうか。また、第5期の介護保険料について、昨年の第4回定例会で、市長は「5,000円ぐらいになるだろうけれども、できるだけ負担を抑える努力は必要だ」とおっしゃいました。今回示された4,490円は、制度開始当初の2,882円と比べても2,000円以上、今年と比べて640円も増えます。65歳以上の年金暮らしの方で、2か月ごとの年金支給時に介護保険だけでも毎回約1万円が引かれることとなります。こうした大きな負担について、引き下げるための独自努力がされたのでしょうか。答弁を求めます。

第3に、上・下水道料金の福祉減免制度廃止についてです。

先ほどから相次ぐ負担増について触れてきましたが、今回提案されているこの制度廃止が低所得者の世帯にとって一番影響が大きいものではないでしょうか。75歳以上のひとり暮らし高齢者にとっては、年金が減り、介護保険と後期医療保険の引き上げ、例えば180万円年金収入の方では、後期医療保険が年3,354円増の5万5,191円、介護保険が年9,216円増の

7万1,856円、さらに上・下水道料金の減免の廃止で月1,087円、年間1万3,044円の支出が増えます。社会保障の改悪が進められる中で、負担軽減の努力をしているのであれば、どうして今、この福祉減免制度の廃止となるのか、その理念についてお聞かせください。

第4に、滞納処分についてです。

昨年からのコールセンターの設置や、新たに取られる国保料のコンビニ納付など、収納率の向上に向けた取り組みが進められつつも、市民税や国保の滞納世帯は増える傾向にあります。こうしたもとの滞納処分のあり方について、現状と実態把握がされているのか伺います。生活費として振り込まれたばかりの給与が預貯金として差し押さえられたり、子どもにかかる学資保険が差し押さえられるケースについて、どのようにお考えか伺います。

第5に、産業振興についてです。

今年度、企業立地等促進条例がつくられました。市内事業者の転出による空洞化を回避し、まちのにぎわい、税収確保、市民の雇用確保などの観点から、引きとめ対策を柱にと説明されています。また、中小零細企業も利用が可能な基準を設定し、中小零細企業のまちの条例としてきたということでありました。この1年を見る限り、申請を受け付け、新年度に奨励金が交付されるのは、いずれも大手企業、もしくはその子会社にとどまっています。こうした実態についてどう考えておられるのか、もっと中小企業に対しての支援が必要ではないか、お聞かせください。

例えば、小規模修繕工事等希望者登録制度ですが、中小零細業者向けにということ、現在60万円未満の工事発注を市内登録業者に対して行っています。池田市など

では、その額が130万円未満と対象を広げています。より充実させていくことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、何度も提案させていただいている住宅リフォーム助成制度です。助成対象のみならず、経済波及効果が大いに期待できるという点で取り組む自治体も増えていきます。実施自治体の数も全国で400を超えています。大阪ではまだ実施されている自治体はありませんが、府内で最初の制度実施に踏み切るつもりはありませんか。お答えください。

5番目に、子育て支援と教育について、5点大きく質問したいと思います。

第1に、子どもの医療助成の拡大についてです。

今や全国の自治体が、国の補助制度がないにもかかわらず、子育て支援策として子どもの医療費助成制度を設け、年々対象拡大が図られています。摂津市でも現在、所得制限なしで通院、小学校入学前まで、入院、中学校卒業まで助成の対象となっています。この間、堺市や田尻町では通院・入院とも所得制限を設けず、中学校卒業まで対象を拡大しています。摂津市として、この制度のさらなる拡大についてお考えをお聞きします。

第2に、保育所・学童保育室の待機児童の解消についてです。

昨今、保育所の待機児が急増しています。とりわけ南千里丘開発により待機児童の地域的な偏りも生まれています。摂津市には、保育水準を確保しつつ、保育の実施事務を果たすために待機児童の解消策が求められますが、その具体策について質問いたします。また、学童保育室の待機児童の動向と解消策についてもお聞かせください。

第3に、幼保一体、就学前教育、小・中

一貫教育についてです。

4月からべふこども園がスタートいたします。幼稚園と保育所といった異なる機能を持つ2園が同じ敷地内で運営されていきます。この間、幼保連携、こども園開設準備などを検討されてきましたが、いよいよ開園直前、その準備状況と課題についてお聞きします。また、今後作成される就学前教育実践の手引き及び小中一貫教育実践の手引きについても、その内容、活用方法、位置付けについてお聞かせください。

第4に、真の学力保障と健全な人格形成の場としての教育環境づくりについて、3点質問します。

まず初めに、就学援助金制度の充実です。就学援助金制度は、義務教育は無償とした憲法第26条など関係法に基づいて、小中学生が安心して勉学に励めるように、学用品や給食費、修学旅行費などを補助する制度です。今回の認定基準の引き下げは、制度の趣旨を狭めるもので認められません。これまで本市の子育て支援策として取り組んできた姿勢、義務教育は無償という基本的な考え方に照らし、認定基準の引き下げは矛盾するものではないでしょうか。

次に、少人数学級と教職員の確保について質問します。少人数学級が子どもの学習や成長に効果があることは既に共通認識となっていると思います。少人数学級を拡大するためには教職員数を増やさなければなりません。現状では教職員の採用が抑制され、非正規教職員で教員定数を埋めざるを得ず、恒常的な講師不足で欠員補充のめどが立たないケースが頻繁に起きています。子どもたちの学習権が侵害されかねない事態で、真の学力向上はできるのでしょうか。少人数学級の拡大と教職員の確保のめどについてお聞かせください。

次に、学力テストに参加しないということについて見解を問います。学力テスト参加については、これまで市教育委員会と子どもとでは見解を異にしてきましたが、地域や学校を序列化し、過度な競争を招いてはいけないという点では一致してきたと認識しています。この間の大阪維新の会の教育改革は、学力テストの学校別結果の公表を求めており、市教委のこれまでの見解に逆行する流れが進んでいます。この際、学力テストに不参加の決断をすべきではないでしょうか。見解を伺います。

最後に、中学校給食の実施に向けた取り組みについてです。

食育基本法の制定、学校給食法改正などによって、学校給食は子どもたちの栄養補給だけにとどまらず、学校教育の一環であるという趣旨が明確になってきました。大阪府が全国的におこなっている中学校給食の実施率を上げるために、不十分ながら実施する補助金制度を活用し、自校直営、全員喫食の完全給食を目指すべきと考えますが、これまでの検討内容の到達点、実施に向けた検討スケジュールについて質問をいたします。

1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 日本共産党を代表されての質問にお答えをいたします。

まず最初に、かなり厳しく私の総括をしていただいたようでございますけれども、さらに身を引き締め、しっかりと頑張っ

いきたいと思います。

私は、どちらかというと、あんまりあれもした、これもしたとって自慢をするのはよしとしないんですけれども、ただ、この8年間、議会の皆さんをはじめ、職員はもちろん多くの市民の皆さんのいろんなご協力をいただいて今日まで頑張れたわけでございますので、私なりの総括もしておきたいと思います。

共産党の皆さんもご存じだと思いますけれども、過日、全国的な経済誌に住みよさランキングというのが発表されていたのをご存じだと思いますけれども、これによりますと、全国800市の中で摂津市が111位とランクされていたようでございます。この順位が高いか低いかはそれなりの見方がありますので、そのことには言及をいたしませんけれども、これが府下でいいますと11位になっていたんですかね。43市町村の中で11位になっていたと思いますが、かなり以前、これと同じような同趣旨のランキングのときには500番台ぐらいのやつがあったと思うんですけれども、今回111位という数字が出ていたと思います。それぞれのまちのいろんな数十項目にわたるデータを取り出してきて、こういう順位をつけたらしいですけれども、これがすべてとは申しませんが、この経済誌はそれなりの経済誌でありますから、やっぱり何らかの参考にしていいと私は思っております。

その中で、注目すべき一つの順位があったと思うんですが、民力度というんですか、市民力となっていますね。これが800市の中で27位だったと思うんです。何と27位なんですね。聞く人も、えっというような感じで、とにかく27位だったんです。この根拠も、これが間違いないという指標

はないんですけれども、とにかく27位。大阪府下では1番です。私は、いろいろひもといたんですけれども、あれもします、これもします、あれも下さい、これもしてほしい、これもいいと思うんですけれども、一方で辛抱できるときは辛抱しましょう、自分たちのできることは一生懸命自分たちでやりましょう、そのかわり行政も議会も頑張ってくださいよ、そういう市民が一丸となって心を一つにしてこの難局を乗り切って頑張ろうやないかといった形が、私は高いか低いかは別として、800市の中で111位という数字が出てきたのではないかなと私なりに思っております。

ところで、私は7年半前に市長にさせていただきました。そのときは、テレビを見ても新聞を見ても夕張が1番か2番で、5番目に摂津市の活字が出てくるんですね。皆さんも嫌な思いをされたと思います。市民の皆さんも口々にそういうことばかり言われました。これは、そのときの経済状況、いろんなことがあって、残念ながらそういう形になってしまったんだと思うんですが、私はやっぱり何とかこれをせないかんと、この原因はいろいろあるやろうと、そのうちの大きな原因、摂津市の職員が同規模の平均からいうとかなり多いという実態を私は見たんですね。いつも言っていますけれども、市民の皆さんは一生懸命汗して税金を払っておられます。それでお金をいただく、給料をもらう職員が異常に多いということはやっぱり何ぞやと、ここからしっかりとチェックしていかないと私は思ったんですね。恐らく組合の皆さんは怒りはったと思いますけれども、私が就任してから、もう現業職については退職者不補充にしますと、組合交渉もなしに私は言い出しました。一般職員も6割補充ですよ

と。タブーに挑戦みたいな話ですが、言ったと思うんですね。待てよと、それより前にすることがあるということで、今ははやりになっていますけれども、当時は、私の退職金をカットします、私だけじゃなくて、当時は助役ですかね、助役も収入役も教育長も全部カットしてください、そんなことも言ったり、助役を1人にしよう、水道の管理者とか収入役、これを全部やめましょうと、そんなことも打ち出したと思いますが、今じゃ、大阪市あたりが、わーわー言うて活字になっておるけど、我々はもう8年前に組合の皆さんも理解を得ながらこういう取り組みをしてきたと思うんですね。で、第3次行革にもしっかりと取り組み、常に議会の皆さんと相談しながら、協力を得ながら、今日まで一つ一つの積み重ねがあったと思います。

自慢じゃないんですけど、不交付団体の話がさっき出ていましたけれども、名古屋から九州までで不交付団体は摂津市だけなんです。不交付団体だからええとか悪いの話じゃないんですけど、そういう意味でしっかりと頑張ってきたと思うんですね。

もう一つ、その間、それで福祉がめちゃくちゃになったり、インフラはがたがたになっておるのであればまだしも、きのうもちょっと言いましたけれども、当時1,000億円ぐらい借金があったと思いますが、この借金も今700億円前後ぐらいまでになっていると思いますが、貯金、基金もありましたけれども、当時と減っておりませんで、ほとんど同じぐらいあるかと思っています。そして、主要な土地はほとんど売らなかったと思います。そういうことで、何とか新しいまちもつくって、福祉もそれなりに大阪府下平均並みに維持でき

てきたと思うんですね。

だから、別に褒めてはいただくんでもよろしいよ。褒めてはいただくんでもいいですけど、くさすという言葉を使ったらいけませんのでいいんですけど、とにかく厳しいご指摘はわかりますけれども、私もあっちこっちでいろんな市民と接しますけれども、共産党さんも含め議会の皆さん、一生懸命頑張ってくれてはりまんねんと、みんなで心を合わせてこんなまちになったんですと言うたら、ほとんどの市民の皆さんはよう頑張ってくれていると、そういうふうにおっしゃいます。これが私の総括でありまして、自慢じゃないですよ。厳しいご指摘があったので、やっぱりきちっとお話だけしておきたいので。これが800市の中の111位、まだまだ上がありますけれども、そういう評価ではないかと思っておりますので、厳しいご指摘をしっかりと身に受けとめて、これからは足元をしっかりと見て頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、職員体制についてのご質問でございますが、私は常に市民目線に立って、施策、事務事業のあり方や仕事の進め方、費用対効果等を検証して、より効率的・効果的なサービスを実現してまいりたいと考えております。そのためには、行政サービスの担い手を直営に限定するのではなく、市民との協働による事業実施や民間事業者の活用も含めて、市民にとって最良のサービスを提供する方法を採用することが必要であると思います。職員には絶えず、1足す1が2でなく3にも5にもなるようなことを考え、鋭意工夫を行うことを求めています。しかし、職員が疲弊してしまえば、すぐにサービス低下に直面いたしますので、管理職には日ごろから職員一人ひとりの体

調管理を含め、業務の遂行を管理することを指示しております。職員が全力をもって職務に取り組めるよう、組織づくりにこれからも努めてまいります。

続きまして、財政運営についてのご質問でございますが、交付税制度は、国の責任において全国的に一定の行政水準を確保することが大義であり、地方への財源配分的手段です。交付税の交付、不交付だけで当該団体の財政状況のよしあしを判断するものではないと考えております。景気低迷が長期にわたり、厳しい財政状況が続く中、可能な限り市民負担を増加させない思いで予算を編成してまいりました。平成24年度も国民健康保険料の改定を見送ったところでございます。また、市単独扶助費は、市民一人当たりの決算額で大阪府内2位であります。今後も財政状況を勘案しながら市民の暮らしを守ってまいります。

次に、中期財政見通しについてですが、昨年10月にお示ししました中期財政見通しは、現行税制を前提に試算いたしました。現在、国において社会保障と税の一体改革が議論されておりますが、消費税の増税をはじめ、税制改革の方向性によって本市の財政見通しは大きな影響を受けると考えております。国の動向を十分注視しながら、本年10月に新たな中期財政見通しを作成してまいります。

市民活動支援についての質問でございますけれども、市民生活を取り巻く環境が急激に変化する中、地域住民活動をはじめ、ボランティア活動やNPO活動など、市民みずからが主体的に地域や社会の課題に取り組む、解決していこうとする市民活動に対しましては、新たな社会問題への対応など、公益面での活動が一層促進されるよう支援してまいりたいと考えております。本

年度は、市民の提言を受けまして、協働と市民公益活動支援の指針を策定し、市民や事業者などによる公益活動が活発に行われるよう協働の取り組みを進めてまいります。

旧味舌小学校跡地の活用についての質問でありますけれども、この件につきましては、市民の皆さんと市側とで懇談会を何度も開催し、さまざまなご意見、ご要望があることは承知をいたしております。市民参画で市民共有の財産の積極的な活用に向けて等々のこととありますけれども、これまで幾度となく申し上げたとおり、市民参画そのものを否定するものではございませんが、市政を預かる者として、社会経済状況の変化が激しく、先行き不透明な現状において、市民全体の福祉の維持増進の観点から、恒久活用との決定はできかねるところでございます。売却との選択肢を除外するわけにはまいりません。

投票所のあり方のご質問でございますが、選挙管理委員会の専権所管事項でございますので、私のほうから意見を言う立場にはありませんけれども、あるべき投票所の姿を選挙管理委員会で検討していただけるものと思っております。

次に、災害想定と防災対策についての質問でございますが、今現在、大阪府において着手されております本格的な防災計画の見直しは、平成25年ごろになると聞いております。したがって、本市においては、大阪府の計画が決まり次第、早期に見直しに着手してまいりたいと考えております。

次に、防災施策につきましては、避難勧告判断・伝達マニュアルにおきまして、河川ごとの災害予測を行い、避難勧告等の確かな判断が行えるよう、判断基準を具体的に数値化したものにし、早期の避難指示を

発令することにより市民の生命と財産を守ってまいり所存であります。

次に、公共施設と民間建築物の耐震化の促進についてお答えをします。

公共施設の耐震化促進につきましては、平成12年度に耐震計画を策定し、最優先に耐震化を進める施設としまして、学校、その次に避難所の指定をしておりますスポーツセンターや公民館、防災拠点としております。

次に、民間建築物への耐震化の促進についてであります。目標年次の平成27年度までの耐震化9割を目指し、耐震診断及び改修の普及啓発に取り組み、耐震化を促進してまいっているところであります。安心・安全の観点からも、引き続き現行行っております普及啓発活動をより一層継続するとともに、今後も地元建設事業者などの啓発への協力を求めながら、耐震改修の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、ダムに頼らない治水対策についてであります。市内を流れる大阪府管理の河川は、おおむね100年に一度発生する規模の大雨に対する整備がほぼ完了しております。市内の支流河川が流入する安威川は、安威川ダムの完成により100年に一度発生する規模の大雨の対策が完成します。安威川ダムにつきましては、当市議会でもいち早く促進決議を行っていただいておりますが、安威川ダムの完成は、本市水防計画におきましてもなくてはならないものでございます。現在の安威川ダムの進捗は、平成22年に国からダム検証要請を受け、大阪府において安威川ダムの検証がなされております。その結果、大阪府では、大阪府河川整備委員会の検証結果に基づき、ダムが妥当であるとの答申を国へ報告されております。現在、国での有識者による検証

中で、事業着手の承認待ちと聞いております。安威川ダムの下流市としては一刻も早い事業着手を望んでおりまして、早期事業着手に向けて機会あるたび要望を行っております。

続きまして、避難方法と避難所の確保について、ご質問にお答えします。

まず、避難方法についてであります。原則的には指定された避難所への避難をお願いするわけですが、例えば水害の場合、そのときの判断により避難所に行く途中で被災する危険性がある場合や、高いところへの避難が有効な場合は、自宅の2階や近所の高い建物への垂直避難も取り入れるものといたします。

次に、避難所の確保ですが、市の避難所だけでは収容し切れないケースも想定されます。そこで、現在、市では民間事業者と一時避難地の災害協定を締結しております。現在、3事業者と締結済みであります。今後、さらには協定事業者を増やすべく努力してまいります。

公共施設、道路の劣化対策のお問い合わせですが、本市の公共施設の劣化対策の現状につきましては、施設管理者を定めておりますので、その所管ごとに劣化対策を含め維持管理を行っております。施設管理者によります日常点検におきまして、劣化箇所が発見された場合は、本市の建築技術者が現場に赴き調査し、劣化状況によりまして、民間の専門家の診断が必要と判断した場合は、施設管理者と協議しながら、庁内連携によります維持保全を行うことといたしております。また、施設管理者に対しまして専門家による講習会を開催し、日常点検のノウハウ向上を図っているところであります。今後、本市における公共施設につきましては、経年劣化が進んでおり、早期

の劣化箇所の把握は安心・安全の観点からも非常に重要なことと思っております。

そして、道路の劣化対策であります。摂津市内の道路では、経年変化に伴い、舗装の損傷は数多く見受けられ、道路交通の安全性の確保とともに、事故防止の観点から交通量の多い道路に重点を置き、毎年現地確認の上、緊急を要する箇所から補修を行っているところでございます。道路パトロールでは、日々危険箇所の早期発見、早期補修に努め、安心・安全の確保に努力しているところでございます。また、橋梁につきましては、平成24年度から橋梁長寿命化計画の策定を実施し、引き続いて修繕事業を計画的に進めてまいります。

災害に強い安心のまちづくりについての公共バス網の整備についてでありますけれども、きのうもご答弁申し上げておりますが、バス路線網等の再編を含めた市内の公共交通のあり方につきましては、るる検討しているところでございます。公共交通の利便性向上による市民の足確保、これは難しくも大切な課題でございます。現在、本市には二つの路線バスが運行しております。市民の交通手段の確保の観点から、何としてもこの2路線は確保しておかなくてはならないと思います。そういうことからいいますと、きのうも言いましたが、本市が独自で運行している施設巡回バスは、あくまでも路線バスを補完するもので、それ以上のものではございません。山も谷もない本市のような狭い地域での路線バスとの競合を避けるためには、ごく限られたルートでの運行を余儀なくされます。今日までいろいろと利害関係者によりまして検討を重ねてきたところでございますが、現在のところ、公共施設巡回バスの拡張等を視野に入れ、さらに検討しているところでござい

す。

吹田操車場跡地開発についての質問でございますが、独立行政法人国立循環器病研究センターの移転につきましては、吹田市が本地区の中心街区となる岸辺駅前に誘致を計画されておりますが、同研究センターは産学連携した臨床研究を行うため、周辺の土地をも含め、移転の条件とされております。吹田市正雀下水処理場用地を含む本市域のまちづくりエリアをその対象として考えておられると聞いております。吹田操車場跡地まちづくりは、まちづくり基本計画に基づき、新しいまちづくりの実現を目標に事業を進めておりますが、同研究センターが跡地へ移転した場合、高度医療専門の病院が市域に隣接した場所に立地することになり、市民の皆様にもメリットがあると考えられますので、まちづくり基本計画への影響も含め、同研究センターと連携したまちづくりを行うことも検討してまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンター問題につきましては、これまで近隣自治体での処理案や流域下水道処理場内に下水道投入施設を設ける案を優先案として取り組んでまいりましたが、地元合意等の問題から吹田市や大阪府との交渉は難航しております。このような中、処理場機能の停止時期を見据えた対応が必要なことから、現在、民間処理と自治体処理を組み合わせる案について、吹田市とともに検討しているところでございます。現時点で方向性は定まっておりませんが、処理場機能停止の少なくとも1年前には方向性を定める必要があると考えており、吹田市に対しまして処理場の建設経緯、今日まで半世紀近くにわたり本市住民に多大な影響を与えてきたという事実、さらには昭和40年の協定書に基づき、責任を持っ

てこの問題を解決されるよう、引き続き強く要望してまいります。

また、正雀下水処理場や本市クリーンセンターにつきましては、まちづくりを進める上では更地となることが望ましいと考えられますが、いずれにしても、本市が購入しました土地の売却につきましては、緑の緩衝帯の設置などにより、その影響は少ないものと考えております。

三島二次医療圏における救急医療体制の確保についてであります。本報告書は、高槻市、茨木市、島本町と本市の3市1町の共通認識のもと、学識経験者や医療関係者のご協力を得ながら作成し、2月2日に開催された三島保健医療協議会において提案がなされたところでございます。その結果、本報告書は、三島保健医療協議会において、三島二次医療圏における救急医療体制の方向性の基本案として位置付けられ、議論を進めていただくことになりました。本報告書は、あくまでも理想の一端を示したものであり、その実現に向けては、(仮称)三島地域総合救急医療センターの設置や人員確保、財政的な問題など課題が山積しておりますが、本報告書の早期の実現並びに国・府の財政的な支援が得られるよう、今後も関係市町をはじめ、医療関係者等と連携を図り、検討を進めてまいります。

任用試験についてのお尋ねであります。今回の任用替え試験につきましては、第4次行財政改革実施計画の中の職員数適正化計画に基づいて実施したものであります。これにより、収集に携わる職員の数は減少いたしますが、来年度のごみ収集体制に影響はございません。また、市民サービスが低下したり、ごみ減量が後退することのないように万全を期してまいりたいと思えます。

温暖化防止と自然エネルギーの普及促進についてであります。東日本大震災に伴います福島原子力発電所の事故以来、電力不足などから、自然エネルギーに対しては非常に関心が高まっている状況であります。また、今年度策定いたしました摂津市地球温暖化防止地域計画におきましても、地球温暖化を防止するための施策の一つとして再生可能エネルギーの活用をあげており、今後、市民、事業者、行政3者が取り組める施策として、太陽光発電を中心とした自然エネルギーの活用について、啓発・PRに努めてまいりたいと考えております。本市におきましても、リサイクルプラザやコミュニティプラザ、市営住宅の三島団地などに太陽光発電システムを導入するなど、率先して自然エネルギーの活用にも努めているところでございます。

災害瓦れき受け入れ問題についてのお尋ねですが、東日本大震災の被災地に対する復旧・復興への思いは、国民が等しく共有しており、本市もさまざまな形で協力、支援を行ってまいりました。また、困ったときはお互いさまであります。震災を決してよそごととは考えておりません。間もなく震災から1年を迎えますが、瓦れきの処理は遅々として進まず、復興の大きな妨げとなっております。これは瓦れきに付着した放射性物質が要因であります。この放射性物質から出る放射線に関しては、さまざまな知見や意見があることから、受け入れに当たっては、こうした課題を解決することが前提であると考えております。市民の健康と安全の確保を基本にするとともに、広域的な視点に立って大阪府や近隣市町と連携しながら対応していきたいと思えます。

核廃絶に向けた取り組みについてのご質問ですが、平和市長会議では、核兵器廃絶

に向けた国際世論の喚起や各国政府等への要請活動を推進するため、2020年までに核兵器廃絶を目指す2020ビジョンを策定し、さまざまな活動を展開されております。今回、初めて開催されました国内加盟都市会議におきまして、核兵器禁止条約の交渉開始を求め、国内加盟都市の状況に応じた自主的な市民署名活動の展開が決定されました。本市におきましては、7月、8月を平和月間に位置付け、世界人権宣言摂津連絡会議に加盟の27の市民団体と協働しながら、各種事業を実施するとともに、市内小中学校において平和登校日を設け、悲惨な出来事を風化させることのないよう努めております。したがって、平和の集い等の機会を活用し、平和市長会議の取り組みを市民の皆様にご紹介するとともに、平和市長会議を通じて本市の平和の取り組みを発信してまいります。

なお、私が平和市長会議に加入をいたしました。共産党さんのいろいろなご意見を参考にいたしました。別に頼まれて入ったわけではございません。都市宣言をしている摂津市にとって、これからの取り組みには大切な取り組みと判断したわけでございます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険についてのご質問にお答えいたします。

国民健康保険につきましては、高齢者の医療費や介護保険給付の伸びにより、後期高齢者支援金、介護納付金の拠出額が大幅な増となりました。賦課限度額の改定による保険料収入の増収分に加え、保険者としてさまざまな努力を実施し、平成21年度から続けております保険料の据え置きを平成24年度も引き続き実施させていただきます。また、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者の医療費が大きく伸

びる中、大阪府後期高齢者医療広域連合におきまして、医療給付費の精査や余剰金、財政安定化基金交付金の活用などの努力を通じ、保険料の伸び率を当初試算の14.67%から6.89%まで引き下げることができました。医療費の増加に伴って保険料が増加し、高齢者の暮らしに影響を及ぼすことを考慮し、限られた財源の中で、真に必要なところにより手厚いサービスを提供するため、選択と集中を図ってまいりたいと考えております。

介護保険制度についてのご質問ですが、平成24年度から3年間の介護保険料につきましては、第5期事業計画期間の被保険者数や要介護者数、保険給付額の見込みに基づき、適切に設定したものでございます。特養待機者の解消に対応した施設整備を盛り込みます一方で、できる限り高齢者の皆さんの保険料負担が増加しないために、準備基金を全額取り崩しますとともに、低所得者への配慮としまして、政令で市町村の判断により可能とされました非課税世帯の一部の方への特例軽減措置も実施することといたしました。結果的に増額改定となりますが、必要最小限度にとどめることができましたわけであり、介護を社会で支えるための大切な財源となりますことから、ご理解を願いたいと思います。

上・下水道料金の減免制度についてでございますが、景気の低迷が非常に気になりますが、税金が減る一方で扶助費は着実に増え続けていくわけでございます。今日まで公共事業を抑えたり、人件費をカットする等々で、そのギャップを埋めてきたわけでございますが、もうそれもぼちぼち限界に来つつございます。限られた条件のもとで、健全な財政を維持しながら、本当に弱いところにより手厚い手当をする、また、

新たなる施策にも取り組むとなりますと、今ある制度の再構築、これを選択するしかないわけでございます。私は、その一つの目安といたしまして、大阪府下平均といたしますか、それより下回るということであれば、これは後退になるわけですが、摂津市の身の丈に合ったという言葉は、いいか悪いかはわかりませんが、そういう形にしていかなざるを得ない、そういう意味でご理解をいただきたいと思っております。

滞納処分についてのお話ですけれども、急激な経済状況の変化等により納付が困難な方もおられますが、その場合は、納税相談の上、分割誓約等によって納付をいただいております。一方、滞納されている中で、諸手続きを行っても納付に応じただけでない場合がございますが、市債権の確保や負担の公平性維持の観点から滞納処分を実施しているところでございます。これもおわかりと思っておりますけれども、税金や保険料の納付につきましては、毎日毎日汗水垂らして一生懸命働き、その中から何とかして納期限内に納められるように一生懸命努力していただいている多くの市民がおられるわけでございます。これらの市民の信託に応えるためにも、滞納対策はないがしろにすることはできないわけでございます。

企業立地等促進条例と地元業者の応援についてのお問い合わせですが、市内事業所の存続は、地域活性の観点から大変重要でございます。本条例により、市内進出企業や新たに設備投資を行う事業者に対し、奨励金を交付するものでありまして、現在、企業規模の大きい3事業所を奨励措置適用事業所として指定し、平成24年度から奨励金を交付する予定でございます。また、本市は中小企業の事業所が多く、その成長は本市のまちづくりに不可欠であります。

中小零細企業の利用に合わせた基準を設けました。現在、相談を受けている6事業所のうち3社は、運送業や製造業などの中小企業でございます。

小規模修繕工事希望者登録制度のお問い合わせでございますが、まず、小規模修繕工事希望者登録制度の充実については、平成19年度から小規模修繕工事希望者登録制度を創設し、30万円未満の工事について発注をいたしました。また、対象工事を平成21年度から60万円未満に拡大したところでございます。平成23年度一般会計補正予算（第4号）で義務教育施設の改修事業費を計上しておりますように、建築物の保全が大きな課題となっております。施設補修内容によっては小規模修繕工事対象になり、受注拡大につながると考えております。

次に、住宅リフォーム制度の創設についてでございますが、一般家屋を対象としますリフォーム助成制度の創設は、地域における産業の振興や不況対策として一定の効果は想定できるものの、財政事情からしましても、一般家屋へのリフォーム助成制度創設は難しい状況でございます。現在のところは考えておりません。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○嶋野浩一郎議長 教育長。

（和島教育長 登壇）

○和島教育長 教育委員会にかかわるご質問にご答弁を申し上げます。

まず、教育基本条例に対する基本姿勢についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、教育基本条例案は、教育行政基本条例案と府立学校条例案の2本立てとなり、知事提案として2月23日に開会されました大阪府議会に上程されました。教育行政のあり方や大阪府教育委員会と市町村教育

委員会との連携など、十分に議論が必要な事項であると考えております。また、府立学校の運営等にかかわる事業については、今後、市町村立学校の運営にかかわる内容も多く盛り込まれており、学校の自主性が尊重されるのかという懸念など、学校現場への影響については十分検討する必要があると考えております。現在、大阪府議会において審議中の条例案であり、今後の動きに注目してまいりたいと考えております。

次に、子どもの医療費助成の拡大についてでございます。

本市では、市の単独経費をもって府制度に上乗せする形で、平成19年度以降3年連続で制度を拡大し、現在は所得制限をなくし、小学校就学前までの方の通院と中学校3年生までの方の入院費について助成をいたしております。全国的にも都道府県の制度の枠組みに対して、子育て支援の観点から各市が単独経費で上乗せする形が一般的となっており、上乗せ部分のさらなる拡大に取り組む自治体も見られますが、その分、扶助費が増大し、財政負担となる現実がございます。今後、対象者の拡大を図るためには、大阪府における制度拡充は不可欠と考えており、国や府に要望することで市のさらなる負担を抑えつつ、制度拡充につなげることができればと考えております。

次に、保育所、学童保育室の待機児童の解消策についてでございます。

保育所につきましては、これまで新たな民間保育園の整備とともに、民間保育園の建て替え等に際し、定員の拡大を図ってまいりましたが、その解消には至っていないのが現状でございます。今後もそのような対応で考えておりますが、地域間の需給に差異が広がる傾向にあることから、市内の社会福祉法人等との協働による民間保育園

の新設、分園といったことも検討してまいります。また、需要の多い地域における公立保育所についても、そのあり方について検討してまいります。

学童保育室につきましては、入室児童が増加した場合などは、学校敷地内にプレハブ棟を建設するなど対応をしております。今後も同様の手法での対応を考えており、児童数の推移に留意しながら、でき得る限り待機のない状況を目指してまいります。

次に、幼保一体、就学前教育、小中一貫教育についてのご質問でございますが、べふこども園の開設に当たり、従来の保育所、幼稚園の単独施設とは異なった管理運営体制が必要であり、現在、両施設職員が統一的な年間カリキュラムの作成や各種行事の持ち方などについて協議しているほか、保護者の方とも「べふこども園つながり会議」を通してご意見を伺い、別府保育所とべふ幼稚園を一体的に運営するメリットを生かしたこども園となるよう準備を進めているところでございます。

次に、就学前教育実践の手引きについては、公私立保育園・幼稚園代表、小学校代表、学識経験者、保護者をメンバーとする就学前教育実践の手引き策定懇談会において作成し、摂津市内の保育・教育関係者が就学前教育の充実と就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るためのハンドブックとして活用してまいります。手引きには年齢ごとの発達の姿や保育・教育内容を記載し、ゼロ歳から小学校1年生までの子どもの育ちと大人のかかわりを確認し、年齢に応じた具体的な実践例や発達の過程を踏まえた上での就学前教育から義務教育への接続期の取り組み等を盛り込んだ内容としております。また、併せて保護者向け

に就学前教育の重要性の啓発をねらいとした冊子も作成し、さまざまな機会を通して配布いたしてまいります。

続いて、本市の小中一貫教育の意義、目指すところについてでございますが、学習における課題や不登校及び問題行動など、小中学校ではさまざまな教育課題があらわれております。特に中学校への進学時に児童・生徒が戸惑いや負担を感じて学習意欲や向上心を低下させてしまう、いわゆる小中学校間の段差が存在いたします。こうした課題の克服には、学校の個別対応ではなく、義務教育を連続的にとらえ、9年間ではぐくみたい児童・生徒像を小中学校で共有し、一貫性のある指導を行う必要がございます。本市では、小中一貫教育推進協議会を設置し、取り組みを進めてまいりました。さらに平成24年度には、これまでの小中一貫教育の実践をまとめ、目標や方向性を明確にし、取り組みをさらに発展させるため、小中一貫教育実践の手引きを策定し、各中学校区での特色ある取り組みの推進を図ってまいります。

次に、就学援助金制度についてでございます。

就学援助金制度につきましては、第4次行財政改革実施計画の見直し項目となり、見直しの考え方やその内容について、る議論してまいりました。今回の見直しの根底にあるのは、やはり現下の社会経済情勢のもと、低所得者層の増加が顕著となっていることでございます。就学援助制度は、一定の所得水準の方々を対象としておりますが、この所得水準が国全体で下がる傾向にある中、本市における就学援助対象者におきましても、低所得の方の割合が増加する傾向にございます。このような中で、子どもたちのために必要な学校外活動経費も

相当額に及んでいることなどから、低所得の方々にはこれまで以上に困窮度が増しているものと考えられます。そのことから、より低所得の方へ手厚い扶助とすることが自治体としてとるべき方策であるとの考えから、今回の見直しを決定したものでございます。

次に、少人数学級についての考え方についてでございます。

現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法の一部改正と、大阪府独自の加配措置により、小学校1、2年生において35人学級が実施されております。本市では、個に応じたきめ細かな指導の充実のため、小学1年生等学級補助員や学校読書活動推進サポーターなどを配置しておりますが、小中学校における安定した学校生活の実現と教育指導充実に向け、35人学級の拡充を大阪府に都市教育長協議会を通して求めているところでございます。また、義務標準法の改正を含め、平成22年度に文部科学省が策定した新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）の早期実施による教職員定数改善を、同じく都市教育長協議会を通して求めているところでもございます。

次に、来年度の教職員の確保の状況についてでございますが、教職員の確保につきましては、任命権者である大阪府教育委員会による採用・任免等に従い、教職員の適正な配置に努めているところでございます。しかし、来年度の大阪府の教員欠員数は、小中学校合わせて約2,700名に対して、新規採用教職員数は約1,200名であり、来年度も多くの講師を確保しなければならない状況でございます。現在、講師確保のためのシステムづくりなどの支援を大阪府

教育委員会に求めているところでありますが、本市といたしましても、ホームページに講師登録に関するページを設けたり、府内や近隣府県の大学と連携するなど、講師確保に向けて努力を行っているところでございます。今年度当初の講師未配置の状況は、児童・生徒の学習権にもかかわるものであり、このような状況が発生することがないように全力で努めてまいります。

次に、平成24年度大阪府学力・学習状況調査に対する教育委員会の姿勢についてでございます。

学力調査につきましては、平成16年度から実施の摂津市学力定着度調査、平成19年度から始まった全国学力・学習状況調査、今年度の大阪府学力・学習状況調査のいずれにおきましても調査結果を分析し、児童・生徒の学ぶ意欲の向上、各校の学習指導の充実、そして教育委員会施策の充実を図ることをねらいとしてまいりました。その際、市全体の結果を公表し、保護者などとの課題共有に努め、子どもたちの生きる力を育むための取り組みを進めてまいりました。同時に、学校の序列化や過度の競争をあおることがないように十分な配慮に努め、学校別の結果公表については、その意義を認めておりません。

平成24年度の大阪府学力・学習状況調査でございますが、実施要領には、今年度同様、学校別結果が明らかになる公表を行わないこととあり、対象学年悉皆調査への参加について変わりはありません。しかし、児童・生徒の個票に学校の結果が記載されることに対して、個票改善の要求等について、現在、本市教育委員会でも論議を継続しているところでございます。

最後に、中学校給食の実施に向けた取り組みについてでございます。

昨日のご質問にもお答えいたしましたように、本市におきましても、学校給食会を中心に各実施方法について比較検討し、協議してまいりましたが、それぞれの方式に課題があり、方式決定の意見集約には至らず、市においても現在最終決定には至っておりません。今年3月末までには、大阪府に対し実施計画書を提出することとなっておりますが、今回の事業計画は現時点での予定を記載するものであり、提出後であっても内容変更には柔軟に対応する旨、大阪府より伺っております。したがって、平成23年度中の事業計画書の提出後、できるだけ早い時期に方式について決定を行えるよう検討を進め、平成25年度予算化に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 市長の8年間の総括についてですが、くさすというのではなく、厳しい指摘として受けとめていただくというようなことでありますので、受けとめていただきたいなというふうに思っております。

住みよさランキングの資料につきましても、私どもの同僚議員が、この資料で特に民力度が非常に高いところにあると。摂津市が市の広さや面積、それから人口の割に企業が多くて、昼間人口も多い産業のまちだということも影響しているのかなと思っておりますが、その点の分析もお願いをしておりますので、そういう点についてはぜひ分析をしていただいて、またお示しをしていただきたいなというふうに思うわけです。

少なくともこの8年間、市長はいろいろおっしゃられましたけども、たばこ税というプラス面のことがありましたし、それから、夕張のようになるというような言葉を

使いながら、いろいろな説明をされてきましたけども、当時から公債費のピークや人件費のピークを超えた後、改善方向に向かうとか、基金の状況であるとかいえば、夕張のようになるということは決してないような状況の中で、きちんとした説明をすべきだったところを、夕張のようになるということいろいろな辛抱をお願いしてきたということも一面事実ではなかったかなというふうに私は思っているんですね。そういう点では、今後の中期財政見通しも、昨日の議論でより精査して判断材料として示していただくということをお願いしておいたんですけども、今後、やはり根拠のないような形で市民に対して非常におどすような言葉の説明の仕方というのは慎んでいただきたいということを最初に申し上げておきたいなというふうに思うんです。

地方自治体の役割というのは、これは共通の思いだと思うんですけども、やっぱりそこに住んでいる住民の暮らしを支えることにあると思うんですね。この8年間の途中で、当初、国の政治では小泉構造改革のあらしが吹き荒れていまして、当時の小泉首相は痛みを耐えろと、痛みを耐えればあしたが見えるというふうなスローガンを掲げて、税制改悪によって増税を押しつけてきました。所得税も住民税も上がるということで、市民にとって大事な国民健康保険料や介護保険料も連動して上がるというような状況が生まれていました。そんな中で、森山市長の2期目に4億6,000万円の市民負担増となったのは、そのときの使われた言葉が「辛抱」という言葉だったというふうに記憶しているんですね。我々は、当時も代表質問や、それから私たちの市会報告なんかでもお示しをしていたんですけども、国が国民に対して本当に大きな痛

みを押しつけている中で、連動していろいろなものが引き上げられていく中で、一番身近な自治体として、やっぱり何とか踏ん張って暮らしを支えるべきだと主張したんですが、国民健康保険料と介護保険料、さらに市独自で値上げをされたんですね。4億6,000万円の引き上げになりました。国の痛みと摂津市の辛抱ということで、これで市民の暮らしを守れるのかというようなことを指摘してきたわけです。こういった今の摂津市の状況には、本来、市が頑張らなければいけない市民の暮らしを守る分野でもかなりの辛抱をお願いしてきたと。市民サービスをしっかりと提供しなければいけない市の職員も減らして、職員さんの精神的な努力の中で、いろんな工夫の中で支えてきてもらった、そういう犠牲があったということは、やっぱりこの8年間の総括の中にはきちんと頭に入れておく必要があると思うんです。

そういう前提のもとに、今の市民生活の状況というのは、当時と比べてもより一層深刻になってきているんだと思うんですね。そういう中で、民主党政権も当時の小泉構造改革路線に負けるとも劣らないというんでしょうか、消費税増税、社会保障の切り捨てを一体的に進めていこうというような流れがある中で、同じようなやり方を摂津市がまた市民に対して負担をお願いするというようなやり方は絶対にはいけないというふうに思うんですね。この4年間、公共料金、かなりの部分で据え置きをしてこられたという点については、もちろん評価をしているところですが、今年度、介護保険料の引き上げの時期にもなっています。先ほどは就学援助金の話もありましたし、水道料金の減免の話もありましたが、それぞれにしてみますと、市民にとっては大変

大きな金額がまた削られて、それが辛抱になってくるわけで、こういう状況で追い打ちをかけるようなやり方というのは考え直すべきではないかなというふうに思うんですけども、改めてお問い合わせをしておきたいと思います。

それから、職員体制についてですが、目標としていた660人をもう既に下回っている中で、今、行政、摂津市に課せられているさまざまな課題が、新たな課題も含めて増大してきています。これ以上いろんなものを削るのは限界だというようなお言葉もありましたけど、まさに職員体制もそうではないかと。特に総合計画の中で示されている協働と市民活動と一体になってまちづくりを進めていこうという大きな理念が掲げられていますが、それを本当に実のあるものにしていこうと思ったときには、例えば防災の問題でいえば、防災のマニュアルを全戸配布して終わりということではないと思うんですね。ごみの減量のときに、市の職員さんたちが地域に入っているいろいろな質問を受け、いろいろな意見をもらいながらごみ減量の努力をしてきた、こういう努力が、やはり防災の体制をつくっていくときには、市の職員さんのマンパワーというのが非常に重要になってくると思いますし、ごみの減量でも課題がすべて終わったわけではなくて、新たにごみ分別の問題であるとかリサイクルプラザをつくっていく、その管理の問題とかも出てくると思います。

そして、この間、大きな問題になっている公共施設の劣化対策、維持補修の問題におきましても、新たなといいますか、これは古くて新しい課題だとは思いますが、この課題に対しても、やっぱり安全を守るために職員さんたちの努力が必要です。1足す1が3になって、その3でそれ

がすべて補えることができるのであれば、こしたことはありませんが、決して今の状況ではそうっていないのではないかと。権限移譲も山ほどおりてくる中で、専門家の方がいない、法律の専門家がない、そういった部署も生まれているというふうに聞いております。そういったときに、職員体制の今のままの計画でいいのかどうか、改めてお問い合わせをしたいと思います。

次に、旧味舌小の件にかかわってなんですけども、改めてこの旧味舌小学校の跡地利用のいろんなご提言をされている運動を見ますと、改めて学校というのが地域コミュニティの拠点なんだなということを確認させてもらいます。統廃合で廃校になった旧三宅・味舌小学校の売却はしないでくれと、地域のために活用してほしい、これは地域住民の熱い思いであります。こうした熱い思いが、まさに協働で唱えているまちづくりを市民の立場から行政と対等の立場でつくり上げていこうという点では、協働のまちづくりというのは非常にいい、言葉は悪いかもしれませんが、私は教材だと思うんですね。協働のまちづくりとか市民活動との協働というものは一朝一夕にできるようなものではないと思うんですね。情報の共有化をし、市民と行政との信頼関係を結んで、いろんな経験をして実践を積み重ねていく中で積み上げていくものだと思うんです。そういう意味では、こんなに市民の側から主体的に市に対して提案をしている、こういった活動については、やはりこれまでも何度も交渉をされたり懇談をもって意見交換をされておられますけども、そういった姿勢と合わせて、この協働の活動の息吹というか、そういったものを摘まないような誠実な対応をぜひしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、公共施設、道路の劣化対策についてですけれども、教育施設で小中学校で施設66の中で、先ほども三好議員からも指摘がありましたけれども、著しい劣化が見られるために早急な改修工事が必要だとされているDランクが、小中学校の施設66棟の中で48棟、72.7%に上りました。これは本当に衝撃的な数字なんですけれども、これは図書館のまぐさが落ちた後に、一応教育委員会が各小中学校に黙視で点検するようにという指示を出されたんですね。指示を出された後に別府小学校で落ちました。それから、施設管理者の目だけではやはりなかなかわかりにくいという部分は、これは歴然としてあると思うんです。当面の計画も先ほどもお示しされましたけれども、Dランク、Cランクのところで応急処置しかできなくて、当面大規模改修を待っているところ、耐震補強を待っているようなところについての安全管理、維持管理についてどう進めていくのか、その点をお聞かせいただきたいのと、同じように学校施設以外の公共施設であるとか道路や橋梁についても緊急的な実態調査をした上で、危険なところは危険だと市民に周知する必要があるんじゃないかなと思いますけど、その点、ちょっとお聞かせをいただけないかなというふうに思います。

バスの問題ですが、るる議論もされてきている問題で、これについては先延ばしのないように、と同時に、どんなバス路線にしていくのか、決定事項を出すのではなくて、きちんと途中経過の説明責任についても示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、救急医療体制についてお伺いしますが、大阪府が昨年末に吹田市にあります千里救命救急センターの運営補助金、年間

の3億5,000万円廃止しました。そして、大阪府内にある幾つかの救急救命センターに対する補助金についても、維持はしていますけれども抑制方針になるということが示されている中で、摂津市域の第三次医療機関としての三島救命救急センター機能拡大に向けた課題はどんなものがあるのか、摂津市としてできることはないのか、併せて三次医療機関に通じるまでの二次医療、それから市内の医療機関と救急搬送について、現状と課題について聞かせていただきたいと思います。

それから、災害廃棄物の問題ですけれども、阪神大震災のときには、兵庫県で出た可燃物のうちの14%は、やっぱり県外、広域処理をされました。災害で出た廃棄物を広域で処理するというのは、そんなに珍しいことではないというか、あるべき姿だというふうに思いますが、今回、市長もおっしゃったように特殊な事情があります。原子力発電所の事故によって放射性物質の拡散の懸念があるということであれば、これまでの災害とは全く状況が異なると思うんです。いろいろ環境省や大阪府も安全基準を示しておられますけれども、放射能の被曝の安全値というのは、基本的には少なければ少ないほどよいというのが常識になっていますね。ですから、しきい値そのものが存在しないものですから、その点は押さえていかなければいけない。そして、そういう危険物については、拡散するのではなくて一点に集中管理をするというのが本来の原則だということですね。併せて、今回の一番の複雑にしている放射性物質の原因者はだれだ、その放射性物質の持ち主はだれかということだと思うんです。これはやはり東京電力であり、こういった原子力発電所の安全対策を怠らせてきた国の責任であり

ますから、国や東電に対してきちんと物を言うていかなければいけないというのが原則であって、そこはしっかり押さえた上で、やはり市長がおっしゃったように、市民の安全を守ることを第一にという点でいえば、多くの市民がこの問題について不安を抱えておられます。摂津市で生まれ育った若い人が中心になって、摂津市に対して受け入れをやめてほしいというような要請書も届いているかと思いますが、そういった声にやっぱりしっかりと応えていく必要があると思いますが、その点、改めてご答弁をお願いします。

核廃絶の取り組みに向けたエールですが、私たちが勧めたから入ったとか、勧めなかったからということとは別に、やはりいいものはいいと私たちはエールを送りたいと思いますし、平和の取り組みについて、一致点についてはぜひ力を合わせて頑張っていきたいというふうに思うということを表明しておきたいと思います。

それから、国保についてですが、料率は据え置きになりましたけども、賦課限度額が2年連続で引き上げになっている点、10年前と比べますと、賦課限度額は年間25万円上昇しております。この限度額の影響をどのぐらいの人が受けるのか、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いません。

介護保険です。保険料がまた大幅に引き上げられる中で、保険料負担によって本来受けたサービスが利用料の負担が耐えられずに受けられない利用抑制というものが働く可能性というのが非常に高いと思いますし、実際に起きている可能性があります。利用料の減免制度についても今まで何度も提案をしてきましたが、実現できていません。お隣の吹田市では、早くから居宅の介

護サービスなどで住民税非課税世帯に対して利用料の25%、非課税で高齢年金受給者の方には50%助成して、通所サービスでは職員に100円の助成を行っているわけですが、そういったところへの利用料の軽減についてのお考えはないのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、水道料金の減免制度についてですけれども、身の丈に合った福祉にしていきたいんだとおっしゃいましたが、上・下水道料金の減免制度については、経済的な負担を軽減するという意味合いがあったはずですね。長い間続いてきた意味合いがありました。今回、全部一律にやめてしまうというのは、これまでの経済的負担の軽減というのは福祉に本当にマッチしなかったのか。ひとり暮らしのお年寄りはお金持ちばかりじゃありません。どちらかといえば所得の少ない人、少ない年金の中で高い保険料や住民税を天引きされて、可処分所得が本当に減ってしまって、きゅうきゅうとした生活に耐えておられるお年寄りがたくさんいらっしゃいますが、そういった人たちまで切り捨ててしまうのかという点をお聞きしたいと思います。

それから、産業振興についてですが、企業立地等促進条例についての意味合いはよくわかります。元気な企業も誘致したいし、そして投資も市内でやってほしいと、それはわかります。一方、頑張っていて苦しんでいる中小零細企業の仕事興しという点では、やはりこれでは補い切れないということがあると思うんですけれども、その点では住宅リフォーム助成、小規模修繕工事希望者登録制度、これは拡充が必要だと思えますが、もう一度お聞かせください。

就学援助金の制度については、低所得者への手厚い援助とおっしゃっていますが、

具体的に所得基準の引き下げによって幾ら浮いたお金、そのお金の中で幾ら手厚く低所得者にフォローしているのか、お聞かせください。

こども園や教育の問題については、また委員会がごさいます。そちらのほうにゆだねていきたいと思ひます。

2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 それでは、答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 それでは、森山市政8年の総括についての2回目のご答弁をさせていただきます。

森山市政のこれまでの総括ということですが、一番の功績はやはり南千里丘のまちづくりといひますか、摂津市駅を誘致し、それから他市の人からも美しいと、あるいは非常に環境に配慮した、いいまちだと言われるような南千里丘のまちをつくり上げたということ、非常に大きな功績であるというふうにごさいます。

それからまた、総務部長が後でお答えするかも知りませんが、やはり平成17年ごろというのは非常に財政が厳しい状況でござひました。その中で今日まで財政の再建に尽くしてこられて、一応不交付団体として、ほんまに指折り数えるほどの団体になってきてるということごさいますので、その点についてもやはり大きな功績があったというふうにごさいます。

それからまた、やはり一番市民に身近なものといひましては、人間基礎教育の啓発に努めてこられたと。ルールを守る職員、ルールを守る市民、そういった社会を築くのに貢献されてきたというふうにごさいます。

それから、旧味舌小学校跡地の活用につ

いてのご質問でござひます。これは協働のいい事例になるのではないかとごさいます。旧味舌小学校の跡地につきましては、これまで7回ほど要望団体、市民団体と面談を行ってまいりました。その中で申し上げておりましたのは、市としては決して旧味舌小学校の跡地を売りたいわけじゃないんだと、市長ももちろんそういう気持ちだと、ただ、非常に行政需要が増大をして財政が苦しくなる可能性が非常に強いという中であって、この段階において絶対に旧味舌小学校の跡地を売らないというふうにご断言申し上げることはできないということごさいます。それを説明させていただいてきたわけごさいます。それで、団体のほうではいろいろな活用をしたいということで、活動の拠点にしたいというふうにご申し出ておられるわけですけども、拠点として使うにはそれなりの整備といったものごさいます。耐震の補強でありますとか、あるいは、使う以上は日々の維持管理費用も発生してまいります。そういう中で必要最小限の利用にとどめさせていただきたいというふうにご理解を得るようなお答えもしたところごさいます。

それから、ちょっと今、飛びました。相前後いたしますが、職員体制の問題でござひます。権限移譲等があって行政需要が高まる中で職員体制をしっかりと整えるべきではないかとご質問でござひますが、権限移譲につきましては、きのうの答弁でもご説明してまいりますが、多くの事務事業が本市に移譲されてまいります。しかし、財源につきましては十分な移譲はなされない見込みでござひます。したがって、経済の低迷も関係するわけですが、財政的な厳しさはますます苦しくなってくると思ひられます。このような中で増加する事務事業

をこなしていくには、効率的な人員体制、執行体制を築く必要があり、多様な人材の活用と民間委託の拡充を行わざるを得ないのが現実であるというふうに考えております。そうすることによりまして、より必要とされる市民サービスを守ってまいりたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 森山市長の8年間の総括、財政的な部分での総括をさせていただきます。

私どもは、決して市民におどして行政改革に取り組んできたわけではございません。これだけは冒頭に申し上げておきます。

まず、平成16年と以降の差でございますが、先ほど8年間で市民負担額は54億円を超えるという共産党さんの会派の積算がございました。私どものほうで逆のことを少し言わせていただきますと、扶助費でございますが、この森山市政7年間の間に扶助費の総額の増額は125億6,000万円でございます。国の制度等もありますので、これはその分でいうと、これがどうかということとはなかなか難しいと思います。ただ、うち単独の分がございまして、これの累計の単独の財源でございますが、この間12億5,300万円の累計で増えております。

それと、地方交付税ということで、不交付団体という話がありましたが、一方で不交付団体であるがゆえに財源を自分で見つけなければならないと、こういうような状況でございまして、交付税の一般財源ベースで計算します標準財政規模でございますが、これは平成19年223億円でございました。これが23年度、本年は181億円となっております。約40億円の減となっております。この財源が落ちる中で市民

生活を支えてきたというふうに考えております。

その端的な例は、国民健康保険に対する繰出しでございます。この7年間の繰出総額は60億2,800万円でございます。うち、保険料で本来持っていただきます分の軽減に使った額は20億5,000万円でございます。本年の交付税の本市の超過額はわずか5,000万円でございます。国保に対する繰出しについては、保険料負担軽減分だけで3億円繰り出しております。総額では国保会計に対して9億5,000万円の繰出しとなっております。

それらのことを考えますと、必ずしもたばこ税だけがこの状態を支えてきたことではないということがわかっていただけたと思います。我々も努力をし、市長のもと一丸となって行政内部を固めてき、そして市民のサービスを落とさないための努力をしてきたというふうな財政方として見ておりますこの7年間の実績でございます。

もう1点、小規模修繕工事希望者登録制度の充実というご質問がございました。この分につきましては、23年度の補正予算で相当額、教育委員会の修繕費を積み上げております。これの執行に当たって、教育委員会と小規模修繕工事希望者の登録制度をどのような活用ができるかということについて、今後、契約担当をしております財政方と含めて検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育総務部長。

○登阪教育総務部長 まず、学校の維持管理、Cランク、Dランクと評価された学校の棟につきまして、今後、維持管理をどのように進めていくのかというお問い合わせでございますが、この間の各施設管理者による点検の

不十分さの反省に立ちまして、施設管理者による点検方法についての講習会を開催して、点検方法についての知識について学んできたところでございます。こうした取り組みから、施設管理者による点検をベースにいたしまして、教育委員会の営繕担当の職員も学校のほうに出向いておりますので、施設管理者との協議などにより、児童・生徒の安全性を考え、必要な場合については立入禁止の措置などを実施しております。また、緊急度等の判断が難しい場合につきましては、建築課の職員などとも協議をしまして点検活動を進め、緊急性の可否を判断して補修を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、就学援助制度についてのお問いでございますが、本市の就学援助制度につきましては、これまでその認定基準額につきましては府下でトップ、全国的にも非常に高い状況でございました。今回、基準額を引き下げさせていただきますが、引き下げた後の認定率につきましても、引き続き府下でトップであろうというふうに考えております。また、新たな費目といたしまして、生徒会費、PTA会費を設けさせていただきます。これにつきましては府下どの市でも取り組んでおらず、摂津市が府下で初めて取り組む制度というふうに考えております。

ご質問の今回の制度改正による削減額、あるいは増額の額でございますけれども、削減の額につきましては大体2,300万円から2,700万円、増額部分につきましては約1,100万円というふうに考えております。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 公共バス網の整備につきましても、適時建

設常任委員会等の開催を要請いたしまして説明をしていきたいと思っております。

続きまして、道路の劣化でございますけれども、道路の劣化を日々パトロールしております。応急的に直しておるという現実がございます。大きくはそれを周知する方法についてというお問い合わせだと思っておりますけれども、今のところ緊急で陥没が起こったりということについては最近ございませんので、今までで私のほうの記憶であります。緊急の場合、非常事態は、降雨時、道路管理者権限におきまして、道路冠水が起こったときにおきましては警察の前に通行止めをして緊急回避を図る等が緊急ぐらいでございまして、あとは計画的に維持補修をやっておるという現状でございます。大きくは道路の舗装の工事がメインでございまして、認定道路と申し上げますのは約200キロでございます。通常幹線道路をメインでやっていっておるわけなんですけれども、舗装の耐用年数というものは文献等によりますと10年ということにされております。この10年等については、先ほど申し上げましたが、非常に交通量の多い幹線道路が10年であると。単純にその200キロを10年で割りますと年間20キロしないかと。ただ、今現在の実績で申し上げますと、年間2キロの舗装工事をやっておると。この2キロにつきましては、メイン的にはそういうふうな幹線道路を含めながら生活道路を順次やっていっておることが現状でございます。

その他の軽度の舗装の損傷につきましては、道路パトロールで、先ほども申し上げましたように、その都度都度、直していっておるといような現状でございます。

先ほども申し上げましたように、市長からも答弁がありましたように、橋梁のほう

の経年劣化につきましては、平成24年度より橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたすことを考えておりました、その計画に基づき、緊急性の高い橋梁を翌年度以降に順次耐震も考慮した補修工事を実施し、安全・安心な道路の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 まず、市内の医療機関、救急医療体制の現状と課題についてのご質問にご答弁させていただきます。

本市の医療機関につきましては、初期救急医療機関として、市立休日小児急病診療所、二次救急医療機関として4医療機関、三次救急医療機関として大阪府三島救命救急センターが整備されております。そのほかにも市内には45の医療機関がございます。

市民の救急医療の受け入れにつきましては、昨年は市内への搬送が33.9%、本市が属しております三島二次医療圏外への搬送が48.9%となっております。本市は、医療圏内の他の市町に比べ、大阪市、吹田市等、他の医療圏の受診が多い状況ではございますが、その背景としましては、隣接する医療圏に中核となる医療施設が数多くあり、大阪府下でも比較的恵まれた地域と思っております。しかし、これまで、医療関係者をはじめ多くの関係者からは、特に医師不足の影響が著しい小児科や救急医療についてご意見をいただいております、早急な対応が必要と考えております。

先ほど市長からの答弁にもございました三島二次医療圏における救急医療体制の確保についての報告書の中に、小児救急医療における総合救急診療科構想と、その構想を実現するための（仮称）三島地域救急医

療センターの設置について、具体的に項目を設けました。今後は、同センターを本医療圏における諸課題を解決できる中核的な施設としてとらえながら、本報告書の実現、ひいては安定した救急医療体制の構築に向けて、関係市町をはじめ医療関係者等と一層の連携を図り、検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、国保の限度額改定についてのご質問でございますが、賦課限度額の改定は、中間所得層の負担緩和のために平成18年度から6年連続で引き上げられてまいりました。平成22年度には協会けんぽ並みを目指すという方針が出され、平成22年度と23年度の2年間で8万円の引き上げとなりましたが、平成24年度については、市町村から引き上げのペースが急激過ぎるとの意見が出されたことから据え置きとなっております。本市では、平成21年度にすべての公共料金の改定を凍結したことから、法定の限度額への改定について1年おくれで実施させていただいており、今回の改定は平成23年度制度改正分でございます。北摂では、制度改正と同時に改定しましたのは4市2町で、本市と同様1年おくれで改定する予定が2市1町となっております。

今回の改定により、どの所得層が対象となるかでございますが、本市では、平成21年度から保険料率を据え置いている関係で、賦課限度額に達する所得段階が高くなってきており、改正前の医療分については、標準世帯と言われる4人世帯で総所得金額約564万円、給与収入に換算いたしますと、所得者が単身の場合で約760万円、夫婦共稼ぎの場合で約825万円となっております。改正後では、総所得金額約579万円となり、給与収入ではそれぞれ約7

77万円、842万円となります。府内の平成23年度の状況を見ますと、4人世帯の総所得金額が約351万円で賦課限度額に達する市もございいますが、本市の状況は比較的高所得者の方が対象となっており、賦課限度額改定による増収額の活用により、平成24年度保険料率の据え置きが可能になるなど、負担緩和の一助となっているものでございます。

続きまして、要介護者の経済的負担を軽減するために、介護保険サービス利用料の独自減免についての考えはないかとのお問い合わせでございますが、大阪府内では、7保険者が収入や預貯金が一定額以下の方を対象に利用者負担額の一部を助成するなどの制度を設けております。実施団体数は、制度開始当初からほとんど変化がない状況でございます。本市におきましては、制度設計をどのようにするかにもよりますが、財政状況などから、現在のところ実施は困難であると考えております。

また、介護保険サービスを利用しないで重度の要介護者を在宅で介護されているご家庭への現金給付を行う家族介護慰労金制度につきましては、大阪府内でも実施している市町村が複数ございますが、介護を社会全体で支えるという制度の趣旨や、給付金の使途が把握困難であることなどから、本市におきましては導入を考えておりません。

次に、上・下水道料金の減免制度の廃止による生活への影響ということでございますが、現在対象となっております約3,270世帯の方について、上・下水道料金それぞれ月額588円と499円の軽減が廃止されるものです。例えば、対象者のうち約1,160世帯に当たります65歳以上のひとり暮らしの方につきましては、高収

入の方につきましても申請があれば一律に減額される制度でございますし、収入以外にも預貯金や資産、家族からの援助の有無などによって、真に必要な方への制度となっているかという課題がございます。

一方で、ひとり暮らし高齢者の方への施策といたしまして、昨年実施いたしましたアンケート調査の結果などからも、安心・安全の施策に対するご要望が高く、ライフサポーターや民生児童委員による見守り支援や緊急通報装置、救急医療情報キットの配布など、重層的な安否確認・見守り事業や緊急時の対応など、安心・安全を守るための施策展開を行っているところでございます。ご理解をお願いいたしたいと存じます。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 震災瓦れきの受け入れの件でございますが、被災地の実情をテレビ等で見させていただいたり、本市から行った職員の話を聞いたりしますと、やはり瓦れきの処理というのは災害復旧・復興に向けての大きな課題であるというのは、私が申すまでもないのかと思います。しかしながら、先ほどもありました放射能の問題、情報が十分でない、国等の放射線に対する十分な説明がないことが、より不安をおおっている状況ではないかなと考えております。東京都をはじめ東日本の各都県におきましても受け入れをされているところがございますし、一部の市では試験的な焼却をされたというふうにも聞いておりますので、こういったこれからの経緯がどういうふう展開していくのかについては十分注視をしてみたいと考えております。

ただ、本市で処理をとということになった場合については、大阪湾フェニックス計画の最終処分地の利用とか、こういう不透明

な問題も非常にありまして、まだまだ乗り越えなければならない問題もあります。また、当然地元の方、市民の方の不安があるような中で強行するといったものでもないかと思っておりますので、先ほど市長答弁にございましたように、市民の健康と安全の確保を第一として、広域的な視野のもとに今後検討をしていくということでございます。

続きまして、企業立地、中小企業の振興ということで、住宅リフォーム等のご提案のお問いでございますけれども、企業立地だけではなかなかそういう零細企業の振興につながらないということであったかと思っておりますけれども、まず、企業立地については、これは先ほどもお話しされましたように、企業の活力を上げるためには有効な手段であるかと思っておりますし、中小企業からの相談も、いまだ給付決定というか実際の申請には至っておりませんが、相談いただいている中には6社のうち3社程度が中小企業の方がご相談いただくなど、大分浸透していくのではないかなと思っております。今年、先ほどもありましたけれども、緊急雇用創出基金による失業者対策の中で、各企業に対するニーズについての調査を行いますので、こういった中で、どのような振興策が行えるか、商工会等とも協力しながら考えてまいりたいと思っております。

ただ、住宅リフォームの件でございますが、やはり企業振興につきましては、個別給付、個人給付というような企業に対する助成という考え方ではなしに、全体がやはりお金が回っていく、循環していくという形の中での企業、市内の産業の活性化という視点のもとに今後取り組んでまいりたいかと思っておりますので、個別リフォーム助成については今のところ考えていないということでございます。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 安藤議員。

○安藤薫議員 議論を続けたいんですが、時間がございません。委員会審議のほうに譲りたいと思いますが、1点だけ、水道料金の減免について、所得制限についての検討はなかったのか、本当に困っている人を調査したのか……。(発言終了のブザー音鳴る)

○嶋野浩一朗議長 今の質問は受け付けられません。発言時間が終わった後でした。

安藤議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。(拍手)

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 それでは、摂津市公明党議員団を代表いたしまして、森山市長の平成24年度市政運営の基本方針に基づき、質問をさせていただきます。

1、夢のあるまちづくりについてですが、市長は基本方針の中で、「市長就任以来、しっかりと将来のあるべきまちの姿を見据え、旬を逃さずオール摂津でまちづくりに取り組んできた」と述べられていますが、2期7年4か月の取り組みについてお聞かせください。また、「本年は今までの取り組みを総点検し、見直すべきは見直し、良いものはより発展させるため、既成概念に捉われることなく、大胆な発想をもって夢のあるまちづくりに邁進してまいります」とも述べられていますが、具体的な取り組みや事象を交えて詳しくお聞かせください。

次に、2、さらなる「選択と集中」を図ることについてですが、基本方針では、「限られた財源の中、真に必要なところに手厚いサービスを提供するため、さらなる選択と集中を図らなくてはなりません」と述べられたことについて、市長の理念をお聞かせください。

次に、3、「市民が元気に活動するまちづくり」。

3の(1)「協働と市民公益活動の指針」の策定と「市民公益活動支援のガイドライン」の策定についてですが、市政運営の基本方針において、「協働の共通理解と実践を促進し、市民公益活動の活性化を図るため」とされています。指針策定に向けた市長の思いをお聞かせください。

次に、3の(2)安威川以南地域のコミュニティ施設の見直しについてですが、これまでの議論の積み上げに反して見直すことにされた経緯、防災面の強化など、環境やニーズの変化についての質問ですが、これまでの同趣旨質問の答弁を了とし、答弁は割愛いただいて結構です。

次に、4の(1)「災害に強い、安心を実感できるまちづくり」を重点テーマと位置付けたことについてですが、市長にその理念をお聞かせいただきたいと思えます。

次に、4の(2)消防・救急救助体制の強化についてですが、公明党としましても、以前から強力に推進をしておりましたが、いよいよ迅速な出動指令業務の推進を目的として、消防救急無線のデジタル化に向け、基本設計が実施されます。また、消防救急体制の基盤強化を図るための消防の広域化を推進されますが、新年度の取り組みと今後の計画についてお聞かせください。

次に、4の(3)阪急京都線の連続立体交差事業の推進と道路交通ネットワークの再構築についてですが、この事業は、夢のあるまちづくりの最も大きな位置にあると思えますが、市長の思いをお聞かせください。

次に、4の(4)摂津市自転車安全利用倫理条例の制定についてですが、昨年12月に一般質問で罰則付きの条例制定を要望

いたしました。なかなか罰則までは難しかったのでしょうか。今回、条例を規定するに至った環境と、検挙要請を入れた一歩踏み込んだ条例となったことに対する市長の思いと期待について、ご答弁をお願いいたします。

次に、4の(5)市内公共交通の利便性の向上についてですが、バス路線網等の再編を含めた市内公共交通のあり方についての質問ですが、これまでの同趣旨質問の答弁を了とし、答弁は割愛いただいて結構です。

次に、5の(1)地球温暖化防止に向けた取り組みについてですが、地球温暖化防止地域計画に、市民、事業者、行政の3者が協働でそれぞれの立場から温室効果ガスの排出削減に取り組むとありますが、改めてこの協働での取り組みについてお聞かせください。

次に、5の(2)循環型社会の取り組みについてですが、ごみをつくらない・出さない・もったいないの意識向上を目指し、市民、事業者への普及啓発活動をさらに進めていく上で必要な施策について、お考えをお聞かせください。また、東日本大震災の瓦れきの受け入れについて、先般、松井大阪府知事が被災地を訪れ、瓦れきの受け入れ検討を市町村に諮りたいとの考えが報道されましたが、現状での本市の取り組み方や対応についてお聞かせください。

次に、6の(1)男女共同参画計画と虐待防止ネットワークの構築についてですが、摂津市女性政策推進本部長としての第3期摂津市男女共同参画計画の策定に当たって、特に留意された点は何でしょうか。また、計画実現にかける市長の思いをお聞かせください。また、あらゆる虐待を根絶するため、庁内関係部署による虐待防止ネットワ

ークを構築し、本市独自の虐待防止月間を設定することについて、意気込みをお聞かせください。

次に、6の(2)地域福祉活動支援センターのオープンと地域福祉活動拠点の整備についてですが、今後の地域福祉活動における総合的かつ多機能な拠点として整備されたと思いますが、開設を契機にどのようなまちづくりを進められようとしているのか、市長の思いをお聞かせください。

次に、6の(3)認知症高齢者徘徊SOSネットワークの構築についてですが、認知症の方が外出しての徘徊は、時間の経過とともに交通事故など命の危険にもつながることも十分予想され、早期保護が大変重要であります。昨年からの徘徊に対応する仕組みづくりが進められてきましたが、新年度に構築されるネットワークの概要と徘徊に対する地域づくりの考えをお尋ねいたします。

次に、6の(4)障害者施策についてですが、特定疾患福祉資金制度の再構築をはじめ、さまざまな支援を実施される市長の障害者施策に対する理念をお聞かせください。

次に、6の(5)子育て支援についてですが、保育環境の現状と充実を図るための施策推進に対する教育長のお考えをお聞かせください。

次に、7、「誰もが学び、成長できるまちづくり」。

7の(1)べふこども園の開園と今後の展開についてですが、その前に、私たちが長年要望してまいりました学校施設のエアコン設置について、24年度予算において、せつつ幼稚園ととりかい幼稚園の保育室にエアコン設置の予算が計上されましたことを高く評価いたします。

さて、べふこども園は、別府保育所が位置する市営住宅の移転やゼロ歳児保育の拡充にかかわる定員問題などの検討や、関係者への説明等を踏まえ、本年4月に開園予定です。幼稚園と保育所が同じ敷地で就学前教育を実施することになりますが、開園後のことも踏まえた運営体制、職員配置の考え方を聞かせください。

次に、7の(2)小中一貫教育の取り組みについてですが、教育改革も今年で丸9年を迎えますが、来年度は小中一貫教育実践の手引きを策定することとされています。その骨子及び本市の目指す方向についての質問ですが、今までの同趣旨質問に対する答弁を了として、答弁は割愛していただいて結構です。

次に、7の(3)子どもたちの安全・安心のための学校の整備と耐震補強工事の実施についてですが、学校の耐震化の早期実現と大規模改修と補修について、どのように考えておられるのかの質問ですが、これも今までの同趣旨質問に対する答弁を了として、答弁は割愛していただいて結構です。

次に、7の(4)中学校給食の導入についてですが、これまでの検討内容と方式の質問ですが、これも今までの同趣旨質問に対する答弁を了として、答弁を割愛していただいて結構です。

次に、7の(5)生涯学習の推進についてですが、本市では、平成18年3月に「学びつづける機会の充実」「学びを活かすまちづくりの促進」「学びを支える体制の整備・充実」を基本計画にしている第2次生涯学習推進計画を策定し、推進されている中で、3点お尋ねします。

1点目は、総合型地域スポーツクラブについてです。平成12年9月に国で策定されたスポーツ振興基本計画に基づき、生涯

スポーツ社会の実現などを目途に、子どもから高齢者までだれでもが参加できる市民参加型の総合型地域スポーツクラブが全国各地に設立されており、本市におきましても本年4月から本格的な運営を開始される予定となっていますが、運営や活動内容についてご答弁をお願いいたします。

2点目に、第6集会所についてです。大阪府内でも数少ない大正時代の芝居小屋としての摂津市の指定文化財であります。また、本市所有の集会所ですが、地元住民の費用で建てられた歴史的背景などをかんがみ、地元意見に対する配慮が必要だと思いますが、教育委員会として保存と今後の活用についてご答弁をお願いします。

3点目は、総合市民体育館の建設についてです。市民体育館が閉館されてから約3年経過しますが、この間、市民は味舌と三宅の各スポーツセンターや市内各体育館などを代替利用で活動されています。現在、多くの方が来場される三島地区大会や大阪府の大会を市内体育館で開催することは困難な状況にありますが、市として総合市民体育館は必要であると思いますが、建設の意向はどうか、ご答弁をお願いいたします。

次に、8の(1)「セッピー商品券」第4弾の発行についてですが、市長の大英断により今年度も第4回目を迎えることとなったセッピー商品券発行事業につきましても、公明党議員団として高く評価するところであります。プレミアム付き商品券発行事業への市長の思いをお聞か願いたいと思います。

次に、8の(2)就労支援についてですが、今までに同趣旨質問に対する答弁があり、それを了とし、要望のみといたします。

就労支援セミナーの充実や就労先の拡充

が図られ、雇用活性化の効果がもたらされるよう全力での取り組みをお願いし、要望といたします。

次に、9の(1)電子自治体の推進についてですが、本市におかれましては、市民サービスの向上と行政経営の簡素化、効率化の観点から、これまでに電子自治体の推進を着実に進めてこられました。公明党としましても積極的に推進してまいりました。だれもが使えるアクセシビリティの確保を図ったホームページのリニューアルや、コミュニティプラザに引き続き、本年3月15日から体育館などの各公共施設の仮予約や空き状況がインターネットで確認できるようオンライン予約システムを拡大されることは高く評価いたします。ここで24年度の取り組みと今後の計画についてお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 公明党を代表されましての質問にお答えをいたします。

初めに、市長として2期、7年4か月の総括とのご質問でございますが、私は、1期目、2期目を通して、財政再建、人づくり、夢づくりを三つの柱として、旬を逃がすことなく、まちづくりに取り組んでまいりました。この間、最大の課題であった平成17年度の財政危機も乗り越え、一定の財政健全化を図るとともに、将来への道筋となる都市基盤整備も進めることができたと考えております。また、人づくりとして人間基礎教育を掲げ、その実践により、徐々にではありますが、その理念が浸透してきたものと考えております。これまで社会経済状況の目まぐるしい変化や市民ニーズの多様化と相まって、従来からの行政サ

ービスに加え、新たに対処しなければならぬ課題や需要が増大いたしました。撰津市の将来のため何をなすべきか、何を優先すべきかをしっかりと見きわめ、未来につながるまちづくりに取り組んでまいったところでございます。

次に、夢のあるまちづくりに向けた取り組みについてでございますが、私は、これまでまちづくりには夢が必要だと言いつけてきました。この夢といいますのは、決して実現できない絵そらごとではなく、実現させなければならないものであり、それは将来のよりよいまちの姿、あるべきまちの姿そのものでございます。そこに向かって一つ一つを形にし、将来へとつないでいくことが大変重要であります。これまでも長年の願いでありました千里丘のガードの拡幅をはじめ、南千里丘のまちづくりなど、さまざまなものが形となってまいりました。今後につきましても、吹田操車場跡地の新たなまちづくりや阪急京都線の連続立体交差事業などを着実に進めていくことにより、将来のよりよいまちへの道筋がつけられるものと考えております。

さらなる選択と集中についてでありますけれども、これまで多様な行政需要に対し、さまざまな施策を展開してきたところであります。昨今、社会経済状況の変化や市民ニーズの多様化と相まって、新たに対処しなければならない課題が増大しているところであります。一方、少子・高齢化が急激に進む中で、長らく景気低迷が続き、市税収入の減少などにより財政規模も縮小傾向にあります。言うまでもありませんが、需要が増える中で、それを支える収入が減少しているわけでありますから、これまで続けてきた事業を同じ形で継続しながら新たな需要に応えることは到底できません。

そこで、当然のことではあります。より優先度の高いものを見きわめ、そこに対し予算と資源をシフトしていくことを旨とするものでございます。

協働と市民公益活動に対する考えについてでございますが、近年、社会問題が複雑多様化し、行政だけで市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応をすることが困難になってまいりました。一方で、広く市民生活の向上を目的とした自主的な非営利活動、いわゆる公益活動を担う市民や事業者などが増えてきております。このような状況を踏まえ、第4次総合計画では、行政でなければ対応できない領域は行政が担い、市民や事業者などが担える領域はそれぞれが能力を発揮し、さまざまな分野で連携・協力する協働によって、より質の高い公共サービスを提供していくことを目指しております。公共サービスを豊かにし、撰津のまちをよりよくする協働のまちづくりを進めるためには、市民や事業者などによる公益活動を活発に展開することが重要であることから、協働と市民公益活動支援の指針を策定してまいります。

次に、24年度市政方針の重点テーマであります「災害に強い、安心を実感できるまちづくり」の理念についてでございますが、昨年の東日本大震災以降、自然災害への意識が高まっており、「大難は小難に、小難は無難に」の考えのもと、危機管理体制の充実が急務の課題であると考えております。東日本大震災の教訓を学ぶため、昨年10月には被災地より採用した職員を岩手県釜石市へ派遣し、被災地での被災者の支援活動を行ってまいりました。この経験を有効に生かし、防災計画に反映させること、また、「釜石の奇跡」と言われる徹底した防災教育を撰津市にも根付かせること、子どもか

ら大人への防災意識として高めていくことが災害に強いまちづくりにつながってまいります。

今回の災害は、他人事ではございません。この西日本でも東海・東南海・南海地震が3連動で起こると言われております。また、摂津市内には大きな六つの河川が流れており、河川の増水による浸水被害や山津波が発生することも考えられます。そのときに備え、どう対策を講じていくか、市民にどう行動してもらおうのかを示していくことが災害に強い安全・安心のまち摂津の実現につながるものと思います。

消防救急無線デジタル化についてのお問いであります。消防救急無線のデジタル化につきましては、電波法などの改正により、現在のアナログ式無線の使用期限が平成28年5月までとなっておりますことから、現在、全国の消防本部においてデジタル化が進められております。本市におきましても、基地局をはじめ移動局に至るまですべての機器をデジタル化し、再整備する必要がございます。今後、順次整備を進め、平成27年度には消防救急無線のデジタル化を完了いたす計画でございます。

次に、消防広域化の推進についてでございますが、消防広域化につきましては、過去、本会議におきましても種々ご意見をいただき、消防救急体制の基盤強化を目的として、広域的な連携を推進してまいりました。昨今、大阪消防庁構想などがクローズアップされておりますが、摂津市民の皆様の安全・安心が守られることを最大の課題ととらえ、あらゆる形態での消防広域化を視野に入れ、より一層消防救急体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

阪急京都線連続立体交差事業についてでございますが、現在、大阪府で策定されてお

ります中期計画は、府民の意見を聞くためのパブリックコメントを実施中ではありますが、府の予定どおりのスケジュールが進められましたら、3月末には案がとれ、30年先を見通した事業計画に位置付けされます。このことにより、長年の悲願でもあります摂津連立が本当の意味でのスタートラインに立ったのだと感慨深いものがございます。

私が府会議員になりましたとき、摂津のまちは、どちらかといえば近隣各市に比べるとインフラの整備がかなりおくれていたわけでありまして。そんな中で、府会議員になってまず最初の一般質問の中で取り上げたのが、千里丘のガードの拡幅、阪急の連続立体交差事業、鳥飼大橋の渋滞問題、そして十三高槻線の早期建設でありました。別府地区への下水道の幹線パイプの導入、近畿高速道路の出入り口の見直し等々、いろんな問題について取り上げ、何とかしろということ、いずれも大阪府の事業でございますから、迫ったことを思い出しますが、中でも千里丘のガード拡幅、阪急電車の鉄軌道はこのまちを分断しておるわけでありまして、このまちの将来の発展のためには何としてもやり遂げなくてはならないという思いで発言したのを覚えておりますが、市長にならせていただいたときに、その一つ一つが形になったわけでありまして、非常にそういう意味での感慨無量なところがありますが、この連続立体交差事業につきましては、なかなかいろんな難しい課題がありました。そんな中、やっとこのたび大阪府で事業採択に向けてのスタートが切られるやに伝わっております。そういうことで、私は、ああ、よかったなど。もちろんこれには議会の皆さんの大変いろいろなご協力、ご理解があったからでございます

が、やっとな実を結んだんだな、そんな思いでございます。今後は、できるだけ早く着工され、そして早期の実現に取り組んでいきたいと思っております。

自転車の安全利用倫理条例の制定についてでございますが、昨日来、その条例制定に向けての経緯につきましては、るる申し上げてまいりましたが、何遍も申し上げておりますけれども、常々申し上げております社会のルールを守れることでございます。既に自転車に関するルールといたしましては道路交通法がございます。その中でも罰則規定があるわけでございます。この道路交通法がありますけれども、全くと言っていいほど守られていない現状があります。そこで、あえて自転車の安全利用の倫理条例を制定して、大人から子どもまで全員が安全運転に努めるよう啓発するものでございます。条例があるなしにかかわらず、現時点でも告発はできるわけでございますが、今回、あえてこの条例の中に告発条項を明記いたしましたのは、ともすれば、昨今、言葉はよくありませんけれども、平和ぼけに陥りがちな中、行政のより強い意思、そしてやる気、姿勢を明確にしたものでございます。さらにルールが徹底されるものと考えております。

次に、地球温暖化防止に向けた取り組みについてでございますが、地球温暖化防止地域計画では、二酸化炭素の削減を図るため、市民、事業者、行政それぞれが相互に連携・協力を図り、主体的かつ積極的に取り組むものとしております。市民、事業者にはそれぞれの役割を理解していただき、日常生活や事業活動において環境を意識した省エネ・省資源の取り組みを求めています。また、行政も日常業務において省エネ・省資源に取り組むとともに、市民、事

業者に日常のエネルギー使用が地球温暖化問題に大きく影響していることを知っていただくため、情報の提供や啓発に取り組んでまいります。

循環型社会の取り組みについてでございますが、本市は平成23年度に摂津市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみゼロで住みよいまち摂津の実現を目指しております。この実現のためには、ごみになるようなものを断るリフューズ、ごみを減らすリデュース、繰り返し使うリユース、再生利用するリサイクルという4Rの実践が必要と考えております。これまで市民、事業者、行政の3者協働によるごみの減量とリサイクルの推進に取り組んでまいりましたが、平成24年度は4Rの実践として、発泡スチロール類やトレイ類などを対象とした資源リサイクルの実施を検討してまいります。

次に、震災瓦れきの受け入れについてのご質問でございますが、繰り返しの答弁となりますが、東日本大震災の被災地に対する復旧・復興への思いは、国民が等しく共有しており、本市もさまざまな形で協力・支援を行ってまいりました。また、困ったときはお互いさまで、震災を決してよそごととは考えておりません。間もなく震災から1年を迎えますが、瓦れきの処理は遅々として進んでおりません。復興の大きな妨げとなっております。これは、瓦れきに付着した放射性物質が要因でありますけれども、この放射性物質から出る放射線に関しては、さまざまな知見や意見があることから、受け入れに当たりましては、こうした課題を解決することが前提であると考えております。先ほども言いましたけれども、市民の健康と安全の確保を基本にするとともに、広域的な視点に立って大阪府や近隣各市と連携しながら対応してまいります。

男女共同参画と虐待防止ネットワークについてであります。現在、策定作業に取り組んでおります男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、国や大阪府で新たに策定されました計画や第4次総合計画も視野に入れながら、摂津市のまちづくりに男女共同参画の視点を盛り込み、男女がともに生き生きと暮らすことができる社会の実現を目指すものであります。近年の少子・高齢化の進展や家族形態の変化、長引く経済不況により、さまざまな生活上の困難に直面する人たちが急増しており、また、東日本大震災ではさまざまな問題が顕在化いたしました。このような困難な状況に立ち向かうには、男女が対等な立場で持てる能力を十分に発揮できる環境になることが望まれます。今後とも引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、施策を推進してまいります。

次に、虐待防止ネットワークの構築でございますが、毎日のようにDV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待といった痛ましい事件、事故の報道を目にいたします。そして、その都度、虐待事案の早期発見の重要性が叫ばれております。また、これらの虐待は、置かれている状況下においては課題が重複するケースも多く見受けられます。まずは摂津市としてあらゆる虐待を許さないという強い姿勢を示し、人権擁護の視点から、虐待防止に係る市民意識の向上を図るとともに、今後より一層関係課の連携を強化し、効果的な虐待防止啓発、虐待事案の早期発見、よりよい支援につないでまいります。

地域福祉活動支援センターについてありますが、地域福祉活動支援センターは地域福祉活動の中核的な施設として整備を進め、社会福祉協議会、地域包括支援センタ

一、ボランティアセンターの連携を強化し、より一層きめ細やかな地域福祉活動を推進してまいります。特に社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に位置付けられた団体でございます。地域福祉活動支援センターの開設を契機に、今まで以上に社会福祉協議会と両輪となり、地域福祉を推進し、子どもから高齢者までだれもが安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

認知症高齢者徘徊SOSネットワークについてであります。認知症高齢者が増加する中で、徘徊による行方不明者が発生した際に、早期発見、保護するための安心・安全の仕組みづくりが重要な課題となっております。そこで、個人情報の収集・管理の観点から、市が中心となって、警察などの関係機関と連携して、市民や地域組織、事業所などによるネットワークを構築し、いざというときには事前に登録いただいた情報を提供し、早期発見、保護につなげる仕組みをつくりますとともに、平常時には認知症や徘徊に対する正しい知識と理解を広めることで、安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

障害福祉に対する私の理念についてでございますが、福祉福祉と我々はよく口にいたしますが、非常に幅が広く、奥が深く、口で言うほど簡単なものではございません。また、これでいいという到達点があってない、非常にそんな中、限られた条件で、いかにその目的を全うするか、難しくも大切な取り組みでございます。特に体に何らかのハンデを持たれる障害者福祉は、本人にとっても家族にとっても待ったなしであり、深刻なものがあります。私どもは日々不自由なく元気にこうして過ごさせていただ

ておるわけでありますが、そういった感謝の気持ちを形にあらわしたい、そんな思いから政治家として何ができるのか、障害者福祉をライフワークの一つとしてきたところでございます。ここ数年、国の障害者施策は目まぐるしく変更され、今国会でも障害者生活総合支援法が上程される予定であり、本年も大きな転換期を迎えておりますが、新年度も揺るぎなく新しい法制度に対応し、障害のある方が安心して暮らせる市政を展開していきたいと思っております。

セッピー商品券事業についてのご質問がありますが、セッピー商品券は、第1弾の発売から回を重ねるごとに市民の関心も高まり、市内消費拡大につながったこと、さらに商業者の活動を見出し、第2弾、第3弾では、商工会を主体とした100円商店街が行われるなど、協働による商業の活性化に効果を発揮したものと考えております。さらに第4弾の発売に向けては、過去の実績を糧に商業者と協議を重ねながら、より充実した商品券となるよう検討し、商業支援に努めてまいります。

電子自治体の推進についてであります。本市におきましては、多様化する市民のライフスタイルに対応するため、24時間365日、日本全国どこでも市税や保険料などの納付が可能となりますコンビニエンスストア納付の導入を推進しております。平成24年度からは、これまでの市民税、軽自動車税、固定資産税に続き、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料のコンビニエンスストア納付を開始し、より一層の市民サービス向上と収納率向上に努めてまいります。

また、今後の方向性につきましてですが、現在、情報化技術は社会生活に欠くことのできない重要な社会資源となって

おり、インターネットの革新と普及は社会や人々の生活に大きな変化を及ぼしております。また、昨年発生いたしました東日本の大震災におきましては、地震発生直後の自治体からの避難指示や安否情報、支援物資に関する情報共有などの被災者支援におきまして、インターネットによる自治体の情報発信が積極的に行われ、非常に有効活用されたことから、インターネットをはじめとした情報化技術は、既にライフラインとして、また地域コミュニティを活性化させるツールとして、市民生活に必要な不可欠なものと考えております。本市におきましては、これら情報化技術を有効に、かつ効率的に活用し、地域を守り、地域を活性化させるための電子自治体を目指し、今後も情報化施策を推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁にかえさせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわりますご質問にご答弁を申し上げます。

まず、保育環境の充実と施策の充実についての私の考えはどうかというお問い合わせでございますけれども、保育環境の充実のためには、今日、年々需要が高まっております保育所及び学童保育室の待機児童対策が非常に大きな課題だと考えております。これらの問題につきましては、昨日来のご質問にもお答えをいたしておりますが、特に保育所における待機児童の問題は喫緊の課題であると考えております。

先ほどのご質問にもご答弁申し上げましたけれども、今後の対策といたしましては、短期的には平成24年度、25年度と、民間保育所の建て替え等に基づき、定員の拡

大を実施いたしてまいります。しかしながら、昨今の状況として、地域間における需要格差が生じている現状もあり、抜本的な待機児童解消には至らないことが想定されます。したがって、中期的な対応といたしましては、市政方針にもありましたように、全市的にいま一度子育て世代のニーズにいかん保育所機能を対応させていくか、新設・既存園の分園、複合施設、公立保育所の活用など、その選択肢について早期に検討してまいりたいと考えております。

次に、べふこども園の開園と今後の展開についてのご質問でございます。

べふこども園は、べふ幼稚園と別府保育所が相互に連携し、就学前の子どもに対する教育と保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する環境を充実させることを目的に開園いたします。新たにゼロ歳児保育や幼稚園児への給食提供、預かり保育を実施するほか、地域の就学前の子どもと保護者の方を対象に、つどいの広場を開設いたします。また、幼稚園、保育所の一体的運営のメリットを生かし、幼稚園児が在園する主に午前9時から午後2時までの間、必要に応じて合同保育を実施いたします。職員配置につきましても、幼稚園、保育所を一体的に運営することから、保育士資格と幼稚園教諭免許をとる者に所有する者を配置し、保育所職員と幼稚園教諭の日勤時間帯を合わせるなど、一体的運営へ向け体制を整えます。

今後も、べふこども園職員、保護者、こども教育課職員で構成する「べふこども園つながり会議」を通して、子どもたちを中心に考えたこども園運営の内容、体制など、就学前教育の充実に向け、協議してまいります。

次に、生涯学習の推進についてのご質問

でございます。

まず、総合型スポーツクラブについてでございますが、文部科学省ではスポーツ振興基本計画を策定し、成人の半数以上が週1回以上スポーツに親しめるよう施策展開しており、その具体的な実施主体として総合型地域スポーツクラブの育成を全国的に進めております。大阪府内でのクラブ育成に当たりましては、財団法人大阪体育協会からの支援を受け、平成21年10月にせつつ生涯学習大学スポーツ健康学部の卒業生を中心に設立準備委員会が発足し、50回に及ぶ会議を重ねていただき、本年1月31日に摂津市総合型地域スポーツクラブが設立されました。総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の実現を図るため、多世代、多種目、そして、それぞれの技能レベルに応じて、いつでもだれでも参加いただける組織として、地域住民による自主的・主体的な運営を目指したものでございます。クラブ設立前からプレ教室としてラージボール卓球、バドミントン、バウンドテニス、ヨガ、ランニング教室等を開催されており、今年4月からの年会費会員による本格的な事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、市立第6集会所の保存と今後の活用の考え方についてでございますが、市立第6集会所は地域にとって貴重な文化財であり、市指定有形文化財として、地元をはじめ多くの市民に貴重な建造物であることをPRし、郷土の誇れる財産であることを再認識していただきたいと考えております。今後の活用方法につきましては、地元から建物を寄附していただいた経緯もあり、今後は地域の方々とも協議を重ね、地元の考えを十分配慮した活用方法について検討してまいりたいと考えております。

最後に、総合市民体育館についてでございますが、本市が開催市となる三島地区大会でありましても、競技によりましては隣接市の体育館を利用させていただいている現状を考えますと、本市での総合体育館の必要性は十分認識しているところでございます。本市におきましては、財源の問題はもちろんのことでございますが、総合体育館の建設のためには5,000平方メートル程度のまとまった土地が必要であり、かつ大型車両が直接横づけできる立地条件が必須となります。市有地には、現在のところ、この条件に見合う適切な土地がなく、厳しい財政状況から新たに土地を取得することも困難な状況でございます。総合体育館につきましては、本市のスポーツ振興を図る上で将来的に重要な施設であると考えており、引き続き調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後3時 休憩)

(午後3時21分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1番、夢のあるまちづくりについてですが、私たち公明党も夢のある摂津市の構築につきまして、市民目線に立って、でき得る限り推進していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

次に、2、さらなる「選択と集中」を図ることについてですが、本年度は、まず上・下水道料金福祉減免制度と就学援助制度の再構築を実施することですが、1、選択と集中の観点から、中身はどのような

内容となっているのか、また市民への説明責任をどのように考えているのか。

2、財政的に今後も厳しい状況が予想される中で、昨年の中期財政見通し以降に義務教育施設の改修・補修など新たなことが出てきていますが、担当課として財政見通しの認識をお伺いします。

3番目、地方交付税の交付団体転落についての見通しと対応について。

4番目、国家公務員給与が2年間7.57%、人勤と合わせて7.8%削減されることが国会で可決・成立しましたが、地方に対しては自主的かつ適切に対応されるものとするとの附則がつけられています。このことが地方公務員の職員給与引き下げにつながる可能性もありますが、地域手当との問題と併せてどのように考えておられるのでしょうか。

5番目、市政方針で行財政改革の項目と内容を精査し、適宜見直すことについて、今後どのようなことに重点を置いて進められていかれるのか。

以上、5点についてそれぞれご答弁をお願いします。

次に、3の(1)協働と市民公益活動についてですが、1、協働と市民公益活動の指針の策定におけるこれまでの議論とスケジュール、2番目、ガイドライン策定の考え方、3番目、活動を推進する上で考える支援センター機能の導入についてお聞かせください。

次に、3の(2)安威川以南地域のコミュニティ施設の見直しについてですが、検討すべき機能について、先ほどまでに議論されました地域のコミュニティ施設、防災センター機能に加えまして、児童センターとしての機能が必要だと私たち公明党はこれまで訴えてきましたが、市としての考え

についてご答弁をお願いいたします。

次に、4の(1)災害に強い摂津市の構築についてですが、公明党は、昨年、全大阪の小中学校、高校の現地調査を行い、その結果をまとめ、松井大阪府知事に対して防災対策の充実についての提言書を提出させていただきましたが、その中の提言事項や、昨年にさまざまに議論されてきたことも含めまして、数点質問させていただきます。

1番、防災会議において女性委員が3割以上登用できるように努力すること、また、防災部局に女性職員を積極的に配置するとともに、女性防災士の養成や女性消防団員の登用を促進することについて。

2番目、各小中学校に防災教育担当者を配置し、災害時に地域の窓口として対応するとともに、防災知識を植えつけるというのではなく、災害時等、困難な状況でも命を守るにはどうすればいいか自分で判断し、行動する力を養うという観点からの防災教育を抜本的に拡充することについて。

3番目、今年2月に千里丘小学校の自主防災訓練では防災無線を初めて鳴らされたそうですが、毎年9月の市の防災訓練に合わせて、自主防災訓練とは別に、吹田市で実施されたように防災無線放送も活用し、全小学校区一斉の全員参加の市内総合防災訓練を実施することについて。

4番目、災害時の緊急物資備蓄については、自治体、住民の役割分担を明確にし、その趣旨を徹底すること。また、女性、子ども、高齢者、障害者に配慮した項目を見直すことについて。

5番目、被災者支援システムを導入し、災害時に被災者支援が円滑に行えるようにするほか、平時においても同システムを活用し、災害時要援護者支援体制の構築にも

利用することについて、これまでの検討の結果は。

6番目、民間施設を一時避難所として利用できる民間事業者との防災協定の締結について、その目標と進捗について。また、以前に一般質問で防災110番標識の提案を行ったことがあります。どのように表示を行い、市民に周知をしていくのか。また、避難所以外の防災物資の提供協定などの拡大についてはどのように考えておられるのか。

7番目、避難勧告判断・伝達マニュアルについて、昨年6月補正で予算化され、委託をされていますが、委託先や作業など概略はどのようになっているのか。また、概要版の作成はどのようなものをお考えられるのか。そしてまた、周知についてどのようにするのか。

8番目、災害時要援護者支援事業について、間もなく完成する要援護者避難支援プランの中身はどのようなものか。要援護者名簿等を災害時に活用するために、いつどのようにだれに渡していくことになるのか。また、要援護者名簿の随時の情報更新はどうするのか。名簿の公表を拒否された人の支援はどうなるのか。(仮称)安全・安心委員を配置して、支援体制をどのように機能させていくのか。福祉避難所の充実について、どのように考えているのか。

9番目、公園の多機能化による別府公園の災害時対応の整備及び千里丘公民館前の土地買い戻しを行い、防災広場として整備することについて、財源措置と整備の内容について、もう少し詳しく説明をお願いします。また、今後の管理をどうするのか、その他の市内公園については防災面での整備をどうしていくのか。

以上、9点についてご答弁をお願いいた

します。

次に、4の(2)消防・救急救助体制の強化についてですが、消防救急無線のデジタル化に向けた基本設計及び広域化についてご答弁をいただきましたが、改めてデジタル化における機能の構成などの具体的な中身と広域化についてのメリットをお聞かせください。

次に、4の(3)阪急京都線の連続立体交差事業についてですが、1、事業実施までのスケジュールはどのようになっているのか。

2、大阪府の中期計画がパブリックコメントに出されていますが、立体交差で6事業があげられており、本市は末尾に記載になっています。どのような状況にあるのでしょうか。

3番、周辺住民とまちづくり懇談会を行うとありますが、どのような角度から懇談会に入っていくのか。

以上、3点についてご答弁をお願いします。

次に、4の(4)摂津市自転車安全利用倫理条例の制定についてですが、さらに質問いたします。

1番目、条例の第3条の市の責務について、自転車の安全利用のための環境整備など、今後どのように考えていくのか。

2番目、市民に条例を周知するためにどのようなことを考えているのか。

3番目、警察官、市職員がルール遵守のお手本となるよう取り組むことについて。

4番目、自転車利用環境整備のために、公募市民を交えて自転車会議を開催し、基本計画を策定することについて。

それぞれ4点について、ご答弁をお願いします。

次に、4の(5)市内公共交通の利便性

の向上についてですが、今後の市内公共交通のあり方については、まだまだ検討段階にあるということですが、昨年、公共施設巡回バス及び市内循環バスの現状について、市内全域での抽出アンケート調査を実施され、意見交換会に臨まれましたが、内容についてお聞かせください。アンケートでは、現状のバス以外の手段として、地域住民、またNPO法人等による乗り合い自動車の運行について聞いていただいておりますが、どのような声があったのか、お聞かせください。

次に、5の(1)地球温暖化防止に向けた取り組みについてですが、環境施策に関しての新年度の具体的な取り組み内容と、また、東日本大震災後の電力会社が電力削減を呼びかけるなど、節電や自然エネルギーに対する市民の関心がさらに高まっております。例えば、近隣市でも太陽光発電の普及を促進するため、独自で設置に関する補助制度を実施されていますが、本市の考えをお聞かせください。

次に、5の(2)循環型社会の取り組みについて、さらに質問させていただきます。

1番目、資源分別収集の検討について、発泡スチロールやトレイ類の分別収集を検討するとしてノミネートされていますが、開始時期やその意図など、中身についてお聞かせください。

2番目、リサイクルプラザの見通しについて、リサイクルプラザ施設基本構想の進捗状況と今後の計画についてお聞かせください。

3番目、不法投棄の防止策について、特に本市内にある大阪中央環状線沿いの不法投棄は目に余るものがあり、監視カメラの設置をはじめ、周辺環境の改善施策が求められています。対策について、今後の取り

組みをお聞かせください。

4番目、事業系ごみの分別強化について、資源混入防止対策として、現場ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。また、排出量は直近のところではどのように推移をしているのか、お聞かせください。

以上、4点についてご答弁をお願いします。

また、東日本大震災の瓦れき受け入れの検討に当たっては、放射性物質から市民の健康と安心・安全を守ることはもとより、市民感情を配慮し、課題の明確化を図り、経過報告等を積極的に公表するなど、市民への説明責任をしっかりと果たされつつ、被災地復興のため、受け入れに向けて積極的に進めていただきますよう要望いたします。

次に、6の(1)男女共同参画計画と虐待防止ネットワークの構築についてですが、1、摂津市女性政策市民懇話会やパブリックコメントでどのような意見が寄せられているのでしょうか。

2番目、重点施策として地域防災・環境分野における男女共同参画の推進が盛り込まれていますが、その経過と内容について。

3番目、また、虐待防止ネットワークが稼働するまでのプロセスや時期をどのように考えておられるのか。

以上、3点についてご答弁をお願いいたします。

次に、6の(2)地域福祉活動支援についてですが、よりきめ細やかな地域福祉活動の推進や、だれもが安心して生き生きと暮らすことができるまちづくりとの市長の思いをお聞きしました。今後もさらに多様なニーズに対応できる福祉活動が求められると思いますが、具体的な地域福祉活動の推進や第一線の現場で活動されている校区

福祉委員会などとの連携をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、6の(3)認知症高齢者徘徊SOSネットワークの構築についてですが、先ほど市長から早期発見、保護するための安全・安心な仕組みづくりが重要との答弁がありました。本市が考えている具体的なネットワークの運用内容をお聞かせください。また、ネットワークの広域連携の考え方をお答えください。

次に、6の(4)障害者施策についてですが、授産施設の現状と通所事業への新たな支援策の中身やスポーツ振興事業の内容について、また、未就学児の発達訓練の無料化の具体的内容とバリアフリーマップinせつつの中身についてお聞かせください。併せて、障害のある方のための点字版冊子の発行をご検討いただきたいと考えますが、この点についてもお聞かせください。

次に、6の(5)子育て支援策についてですが、今後の対応策として、待機児童解消のために全市的な保育所機能のあり方を検討するとありますが、具体的中身をお聞かせください。また、子育て交流、相談のできる拠点として、NPOをはじめとする民間活力の協力で、より身近な場所でのつどいの広場の開設についてのお考えをお聞かせください。

次に、7の(1)べふこども園についてですが、本市におけるこども園第1号としてモデルとなる体制を確立するとともに、利用者にとって真に理解と満足が得られる運営をお願いします。そして、国の総合こども園などの法整備を見きわめながら、第2号、第3号設置に向けた取り組みをお願いします、要望いたします。

次に、7の(2)小中一貫教育の取り組みについてですが、1番目、小中一貫教育

の取り組みは、もともとは不登校対策からでございますが、本市の不登校の推移についてはどのようになっているのでしょうか。また、そのことについて、どのように自己評価をされておられるのでしょうか。

2番目、就学前教育との連携について、どのように考えておられるのか。

それぞれご答弁をお願いします。

次に、7の(3)学校の整備と耐震補強工事の実施についてですが、1番目、第二中学校での崩落事故直後に、直ちに現場確認を行いました。崩落現場以外にも体育館でコンクリートが落下した場所があるなど、随分傷みがひどいことを実感いたしました。教育長に立入禁止の要請をするとともに、2月2日に公明党議員団として、耐震と補強の早期実現を要請した学校の安全対策に対する緊急要望書を、市長、教育長に提出させていただきました。今後5年間の耐震完了の計画の中身と先日の補修計画の中身について、どのように進めていかれるのでしょうか。

2番目、学校施設の防災機能強化の年次計画を策定し、集中的に防災機能の強化を図る計画の中身はどうなっているのでしょうか。

3番目、耐震工事と併せて照明器具や天井材などの非構造部材の耐震化を実施することについてはどうなのか。

4番目、先日、大阪市内の小学校の理科室が爆発したことを機に、私ども公明党議員団として、市内全小中学校のガスを使う家庭科室、理科室の緊急点検を実施いたしました。点検した項目は、ガスの法定定期点検の実施の有無、ガス漏れ警報器の設置の有無、ヒューズコックの設置の有無、調理器具の安全装置の有無等でございます。調査の結果、すべての学校でガスの法定定

期点検を受けているものの、ガス漏れ警報器などは全学校で未設置であり、ガス漏れに対する対策が早急に必要です。また、大半の家庭科室の調理器具は、吹きこぼれによる火が消えてもガスが出続ける安全装置のついていない古いタイプのもので、安全のために早急な取り替えが必要です。先日2月22日に緊急要望書を市長、教育長に提出いたしました。改善についてどのようにされるのか。

5番目、避難所となる学校施設のバリアフリーの推進について、どのように考えておられるのか。

それぞれご答弁をお願いいたします。

次に、7の(4)中学校給食の導入についてですが、実施に当たっての問題点の整理について、数点質問いたします。

1、導入の目的はどういった点に重きを置くのか。

2番目、市内の保護者、生徒のニーズ調査を行う必要性について。

3番目、選択制では喫食率が低迷している市が多いが、そのことについてはどのように考えるのか。

4番目、大阪市の分析では、利用率が低い理由として、先生方の積極的な協力が得られないということが問題になっていますが、どのように考えておられるのか。

5番目、アレルギーを持っている子どもの対応をどのように考えられるのか。

6番目、保護者に理解と協力を得るために、実態がわかる試食会などの開催についてどのように考えているのか。

以上、6点に対する答弁をお願いいたします。

次に、7の(5)生涯学習の推進についてですが、1点目に、総合型地域スポーツクラブは、2月1日号の広報せつつにも各

種教室や会費が掲載されていましたが、運営や活動を継続していくためには、やはり活動場所や財政的支援等を考えていかなければならないと思います。教育委員会としてどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

2点目には、第6集会所についてですが、歴史的に見ても高い価値を有すると思いますし、地域のシンボルとして個々人の愛着もあると思います。今後も活用や保存については地元の考えを十分に配慮していただくことを要望します。

3点目に、総合市民体育館の建設についてですが、市のスポーツ振興、市のステイタス向上のために、ぜひとも必要な施設であるとの認識ということでございます。土地、財政など、課題克服に向け検討を進めていただきますよう要望いたします。

次に、8の(1)セッピー商品券第4弾の発行についてですが、今回のセッピー商品券発行事業の中身についてお聞かせください。

次に、9の(1)電子自治体の推進についてでございますが、24年度の取り組みと今後の計画についてご答弁をいただきましたが、さらにICTを活用した行政サービスの向上が求められております。例えば、市営住宅家賃の口座振替やコンビニ納付の実施、また、24時間いつでも各種申請や届け出などを可能とする行政手続きにおける電子申請サービスの推進、それから、住民基本台帳カードを利用した自動交付機の設置やコンビニエンスストアに設置をされております多機能コピー機端末での各種証明等の発行の推進などについて、お考えをお聞かせください。

以上で2回目を終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長公

室長。

○乾市長公室長 それでは、さらなる「選択と集中」を図ることについての2回目のご質問に対し、答弁申し上げます。

まず、第4次行財政改革実施計画の見直しの方向性と重点項目につきましては、現在のような社会経済情勢の中にあって、住民福祉の維持・向上に向け、より優先度の高いものを見きわめて、そこに対し資源の集中を図り、シフトしていくことが重要であると考えております。加えて、さまざまな環境変化等に的確に柔軟に対応するため、第4次行財政改革実施計画につきましても適宜見直しが必要と考えております。

今後の方向性、重点項目等といたしましては、これまで担ってきたものを再度ゼロベースで見直し、民間に任せたいほうが効率的かつよりよい効果も期待でき、経済性も発揮できるものにつきましては、さらなる民間活力の導入に向けて見直すこととなると考えております。具体的には、公立施設の現状と将来的なニーズを的確に把握した上で、民営化も視野に入れた検討・見直しや、中学校給食など、新たなる需要が見込まれる項目の追加なども必要であると考えております。

なお、行革実施をする場合、あるいは選択と集中を具体化する場合などは、事前にホームページなどを活用し、可能な限り市民への周知といたしますか、情報提供をしてまいりたいと考えております。

それから、国家公務員の給与引き下げに伴う本市への影響についてでございますが、今国会におきまして、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立いたしました。地方公務員の給与につきましては、給与引き下げの趣旨を踏まえて、自主的かつ適切に対応されるものとするとの附

則が盛り込まれております。今回の給与引き下げによる本市への影響といたしましては、他市町村同様に、国の給与引き下げ期間中のラスパイレース指数の上昇が見込まれます。また一方で、本市の地域手当の支給率が6%と、近隣各市の10%から12%を大幅に下回っていることなどを勘案いたしますと、さらなる給与引き下げには職員の士気や職員採用募集への影響なども考えられます。今後は国・府、近隣各市の動向を注視してまいりたいと考えております。

それから、協働と市民公益活動支援の指針策定に向けての現況と今後のスケジュール等についてでございますが、第4次総合計画の目指す協働のまちづくりを進める最初の取り組みとして、協働と市民公益活動についての認識を共有することを目的に、現在、協働と市民公益活動支援の指針の策定に取り組んでおるところでございます。策定に当たりましては、幅広い意見や助言を得ることが必要と考え、平成23年度は市民活動支援課とともに二つの取り組みを展開してまいりました。協働についての学習や情報共有、意見交換などを行う協働のまちづくりワークショップと指針策定に向けた提言を作成する協働のまちづくり推進会議でございます。どちらも市民と市職員が一緒になって議論を重ねてまいりました。平成24年度には、協働のまちづくり推進会議からの提言に基づき、指針を策定してまいります。指針の役割は、市民と市職員が協働と市民公益活動について理解し、協働のまちづくりを進めていくための方向性を示すこととでございます。指針を策定した後には、市民活動支援課において市民公益活動を活発化するための具体的な支援方法を示すガイドラインの策定が行われるものと考えております。

それから、安威川以南のコミュニティ施設についてのご質問でございます。

先にも述べておりますように、建設予定地につきましては、現在の建設予定地を含め、改めて安威川以南地域での未利用地、低利用地と地域特性を検証して決定していく予定でございます。機能につきましては、児童センターというようなことも勘案して、幅広い視点で多くの方が気持ちよくご利用いただける施設になるよう検討してまいりたいと考えております。なお、市の次世代育成支援行動計画では、「安威川以南地域の児童の安全な遊び場、自主的活動の場として、公共施設を活用した児童館機能の整備の検討」と記載していることも承知いたしております。

それから、次に男女共同参画計画並びに虐待ネットワークに関しますご質問にお答えいたします。

男女共同参画計画第3期の策定に当たりましては、摂津市女性政策推進市民懇話会から、計画の骨格となる体系を含め、具体的な施策の提案につながるご意見を提言としておまとめいただき、この提言内容をもとに計画素案を作成いたしております。ご提案の趣旨は、摂津市のまちづくりに男女共同参画の視点を盛り込み、男女がともに生きやすく、だれにも居場所と出番のある活力ある地域社会の実現を目指し、今後10年の展望のもとに実効性のある計画策定を望むというものでございました。また、2月に実施いたしましたパブリックコメントでは1件のご意見をいただきましたが、計画内容に関するご意見ではなく、具体的な施策を遂行する上で望ましいと考えられる講師をご紹介いただく内容でございました。

次に、地域防災・環境分野における男女

共同参画の促進を重点施策とした点でございますが、このたびの東日本大震災は、私たちに改めて日常生活における地域コミュニティのあり方を問いかける結果となっておりますこと、また、避難生活が長期化する中では、避難所運営におきましてもプライバシーの保護や女性や子育てのニーズ等の反映が不可欠でありますことから、新たに策定する計画におきましては、特に重点施策として位置付けをいたしております。

最後に、虐待ネットワーク稼働に向けてのプロセスでございますが、平成24年度につきましては、それぞれのネットワークを構成する関係機関の皆様、本市のあらゆる虐待防止に向けた取り組みの趣旨をご説明し、ご理解をいただくよう努めるとともに、市独自の虐待防止計画の設定に向けて啓発事業をどのように展開するか、調整を図ってまいります。また、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待と、それぞれに根拠法が異なりますことから、これらを横断するネットワーク組織の構築に向け、できるだけ早い時期に担当課による事務局会議を持ち、それぞれの虐待予防対策会議のあり方や代表者会議の共同開催、あるいは統一化などについて研究をしてまいります。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 さらなる「選択と集中」を図ることについての、2番目の財政見通しについてでございますが、平成24年度予算編成では、財源不足を補うため、土地売払収入5億7,000万円、主要基金繰入17億9,000万円を計上いたしました。基金繰入は昨年比3億5,000万円増加しました。これらの要因ですが、歳入面では市税収入は表面的には増加しておりますが、年少扶養控除等の廃止による影響

額2億2,000万円を除きますと、実質的には2億6,000万円減少していること、なお、年少扶養控除等の廃止による影響額は、地方特例交付金で1億2,400万円の減少と歳出負担増で相殺されます。臨時財政対策債が2億6,000万円の前年度に比べ半減していること、歳出面では、社会保障関係経費である扶助費や国保特別会計繰出金等に要する一般財源が2億8,000万円増加していることがあげられます。中期財政見通しでお示ししましたとおり、市税等一般財源は減少し、主要基金を取り崩してやりくりをしなければなりません。最小の経費で最大の効果を上げるべく財政運営を行ってまいります。

次に、さらなる「選択と集中」の三つ目の地方交付税の交付団体転落についての見通しと対応についてでございますが、地方交付税制度は、地方が標準的な行政を行うための財源保障機能を持つ制度です。本市は、平成16年度以降、普通交付税不交付団体となっており、留保財源で市単独事業を展開してまいりました。しかし、平成22年度に財源超過額は5億9,000万円となり、臨時財政対策債発行額を下回り、実質的には交付団体と同様な状況となっております。さらに、平成23年度の財政力指数は1.0037で、その超過率は1%にも満たない0.37%でございます。財源超過額は5,000万円であり、交付・不交付の線上にあります。

平成24年度の見通しですが、国は交付税総額を昨年度と同規模である17.5兆円確保しており、市税収入の状況によっては交付団体になる可能性もあります。理論上、交付団体になると留保財源が減少しますので、交付税に算入される標準行政を行うだけの財源しかなく、標準行政を上回る

市単独事業を継続することが難しくなるということでございます。第4次行財政改革を着実に実行し、さらなる選択と集中を図ってまいります。

次に、防災に係りますうち、総務部に係ります8項目16点の質問にお答えいたします。

まず、防災会議における女性委員を3割以上登用すること、防災部局の女性職員の積極的な配置、女性防災士の養成についてお答えします。

今後行う予定であります地域防災計画の見直しは、摂津市防災会議により防災計画の内容を審議することとしており、防災会議委員は29名の構成となっております。今年度の防災会議委員については、29名中1名が女性であります。これは、自衛隊や警察署など構成する組織代表となっていることに起因しております。このことから、女性委員3割以上の登用は困難だと考えております。しかし、庁内の構成代表により多くの女性を入れるなど、でき得る限りの努力をしたいと思っております。

また、ひとたび大災害が発生すれば、避難所に多くの市民が避難され、長期的な共同生活を強いられることが考えられます。女性の方々が避難所で生活される中では、プライバシーの問題などさまざまな問題があり、女性団体からの意見聴取は必要であると考えております。今後、防災計画の策定段階において、人権女性政策課と協議を進めながら、より女性の視点を取り入れる仕組みを構築し、防災計画を作成してまいります。

次に、防災部局への女性職員の配置についてでございますが、現在、防災管財課の防災事務に係る職員は6名、すべてが男性となっております。これは、夜中の2時3

時、いつ何時でも警報発令時に初期防災体制の中心となるため、このような構成としておるものでございます。このことに対応でき得る女性職員がいるかどうかも含め、人事部局と協議をしてまいります。

また、女性防災士の登用についてでございますが、防災士は特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格であり、防災の意識、知識、技能を有する者として認定し、全国で約4万人が資格を取得されております。ご提案の女性防災士の登用については、地域防災活動のリーダー育成とどうかかわりが持てるかなどを研究し、検討してまいりたいと考えております。

次に、毎年9月に実施しております総合防災演習と自主防災訓練を組み合わせ、防災無線を用いた訓練の実施についてお答えいたします。

毎年9月に実施しています摂津市総合防災演習は、市主催として青少年広場を会場に、消防本部や自衛隊、その他の関係機関、自主防災組織の参加による防災訓練を実施しております。また、自主防災訓練は、自主防災組織が毎年11月から3月ごろに小学校を訓練の場として訓練を実施しており、平成24年2月12日の千里丘小学校の訓練では、防災無線による放送も組み合わせた訓練を実施いたしました。

ご提案の総合防災演習と自主防災訓練を同時に行う訓練は、災害発生を想定した大規模な訓練としては非常に効果的ではありますが、相互の訓練の連絡調整やそれぞれの訓練に配置する職員など、さまざまな問題があり、実施するには困難な状況です。今後は、防災無線を用いた自主防災訓練について、それぞれの自主防災組織と協議を重ね、周辺住民への周知を図りながら進めてまいります。

続きまして、災害時の緊急物資の備蓄についてお答えいたします。

摂津市防災計画で想定しております災害時の避難所生活者数は約1万1,000人余りとしております。大阪府防災計画で各市町村の重要物資備蓄に目標量を示しています。ここでいう重要物資とはアルファ化米などであり、ほかに高齢者用食、粉ミルク、哺乳ビン、毛布、おむつ、生理用品、簡易トイレでございます。摂津市が平成23年4月現在で備蓄しております重要物資は、大阪府が示す目標量を超えるもので、アルファ化米等が1万7,098食、高齢者用食1,000食、粉ミルクが175人分、哺乳ビンが140本、毛布が4,000枚、おむつが2,211個、生理用品2万1,920個、簡易トイレが414個となっております。しかし、大規模な災害時には、市が備蓄している物資だけでは十分ではないことから、自主防災訓練や出前講座、広報紙の掲載を通じて、市民の皆様方には災害の備えとして3日分の備蓄をお願いしております。また、備蓄品については、女性や子ども、高齢者に配慮したものとなっておりますが、内容については検討してまいります。

次に、被災者支援システムの導入についてのご質問にお答えいたします。

このシステムは、阪神淡路大震災の経験から西宮市が独自に開発したもので、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、罹災証明の発行や支援金、義援金の交付などを一元的に管理できるシステムであります。今回の東日本大震災の被災地において、罹災証明の発行に長時間を要する事態が生じ、被災者に混乱が発生しております。摂津市において大災害が発生した場合、同様の事態が生じるこ

とも予想されます。被災者支援システムにつきましては、大阪府が進める防災情報充実強化事業において被災者支援システムの導入を検討しており、被災時には他の市町村の庁舎からでも利用できるものと聞いております。今後の大阪府や他市の動向を見ながら、府のシステムへの参画・導入について検討していきたいと考えております。

ご質問の防災協定の締結についての目標と進捗、施設の明示方法についてお答えいたします。

大災害が発生した際には、市が指定しております28か所の避難所には多くの市民の方が避難してこられることになります。避難所の大部分は市の公共施設となっておりますが、市民が速やかに、かつ安全に避難するために、現在、避難所を補完、増強する一時避難所の提供を民間事業所や私立学校に順次お願いしております。現時点で防災協定の締結に至りました事業者は3件となっております。常盤産業、大阪漁具、芦森工業の協力が得られ、約5,000人の収容が可能となっております。防災協定の目標としましては、可能な限り市内の事業者の方々には締結をお願いしたいと考えております。また、一時避難所以外にも、スーパーなどには災害用炊き出し用食材の提供、製造業者には医薬品や災害時に必要な製品の提供などの協定も行ってまいります。

また、防災協定の締結により一時避難所となった施設の表示についてでございますが、何らかの表示の必要性は認識しております。例えば釜石市では、「津波避難ビル」という看板を設置して住民に視覚での周知を行っております。今後は各市の表示方法などを研究し、事業者と協議を行いながら表示看板等の設置を検討してまいりま

す。

続きまして、避難勧告判断・伝達マニュアルについてでございますが、本委託は、平成23年10月7日に委託契約を締結し、平成24年3月24日までの期間で株式会社パスコに委託を発注しております。進捗状況についてですが、河川データや住民データ等の資料収集と整理を経て、避難勧告等判断・伝達マニュアルの本編、資料編の内容について、大阪府都市整備部河川室や茨木土木事務所の地域支援課と数回の協議を行い、現在、本編及び資料編について庁内の関係各課に意見を求めているところでございます。今後は、地区別のマップ及び概要版の作成を行っていく予定です。また、マニュアルの市民周知についてでございますが、平成24年度には地区別のマップ及び概要版を全戸に配布してまいります。

続きまして、公園の多機能化による整備についてお答えいたします。

千里丘公民館に隣接する土地開発公社が保有している土地を防災広場として整備を予定しております。整備内容につきましては、土地を買い戻し、防災ベンチや防災資機材を入れる倉庫を設置するもので、千里丘公民館の避難所機能を補完する広場として役割を果たすものです。また、整備に対する財源措置については、国の緊急防災・減災事業を適用し、地方債充当率が100%となるものです。

次に、今後の市内公園の防災面での整備についてですが、防災上の一時避難所の位置付けは、1ヘクタール以上の公園を指定しております。公園は、大地震が発生した場合の火災延焼を食い止めるための空地として、また、帰宅困難者の避難場所として非常に有効であります。しかし、現在、公園管理における問題、例えば遊具やベンチ

が何者かに破壊されるなどの状況があることから、整備後の運用や状況を確認しながら他の公園整備を検討してまいります。

次に、ご質問の学校の防災機能の強化として、備蓄の年次計画についてお答えいたします。

平成23年度より避難所に指定されています全小中学校の15校に災害備蓄品であります水と乾パンを配備しております。配置場所につきましては、ハザードマップに示しております浸水水位以上の場所としており、災害時の物資搬送の事務を軽減させることを目的としております。備蓄品の配備は5年計画で増量を図り、一定量の確保をしてまいります。

次に、電子自治体推進についてですが、本市の税、保険料等の納付につきましては、従来の金融機関窓口での納付に加えまして、口座振替による自動引き落としやコンビニエンスストアでの納付など、収納多チャンネル化を図り、市民サービスの向上及び徴収率の向上に努めてまいりました。議員ご指摘の市営住宅家賃など、他の収納多チャンネル化に対応していない納付につきましては、納付手数料の負担やシステム改修費用などが必要でありますことから、利用者や収納率向上の見込みなど費用対効果を考慮し、市民サービスとして必要性の高いものから順次収納多チャンネル化を検討してまいります。

電子申請につきましては、平成22年9月よりインターネットによる施設予約システムが稼働しております。摂津市立コミュニティプラザのインターネット予約が可能となりました。また、24年3月からは、青少年運動広場、スポーツ広場、テニスコート、体育館などスポーツ施設や正雀市民ルームなど、他の施設の予約が可能となる

よう拡充しております。今後につきましては、簡易な申し込み手続きなどから順次インターネットによる電子申請が可能な手続きを充実し、24時間いつでも市民が都合のよい時間に行政手続きが行える、いわゆるノンストップサービスの実現を目指してまいります。

また、自動交付機の設置でございますが、現在、コンビニエンスストアに設置されております多機能コピー機端末での戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の各種証明書発行を行う自治体が増えております。これは、従来の自動交付機と比較し、自治体が専用の機器を独自に保有管理する必要がなく、コンビニエンスストアの既存の環境を使用することにより、コスト面から大きなメリットがあるためと考えております。本市におきましても、夜間や休日に日本全国どこでも本市の各種証明書等の交付ができますことから、市民サービスの向上につながります。証明書発行においては、住民基本台帳、いわゆる住基カードを使用しますことから、カードの普及率向上という利用促進という観点から、対応するコンビニエンスストアの拡充や近隣他市の動向を勘案し、将来的な導入に関して継続的に検討をしてまいります。

以上です。

- 嶋野浩一朗議長 生活環境部長。
- 杉本生活環境部長 市民公益活動支援のガイドライン策定につきましてでございますが、同ガイドラインは、学識経験者、団体関係者、公募市民からなる市民公益活動推進委員会を立ち上げ、支援内容の検討を図ってまいります。その中で、特に団体の初動期の支援として、活動団体の立ち上げ支援を財政的に行う助成制度を創設し、25年度からの運用開始を目指してまいりたい

と考えております。

次に、協働を推進していく上で必要な中間支援組織となる支援センターの設置につきましては、市民と行政のパイプ役としての機能を、当面、市民活動支援課で担ってまいります。市民公益活動が活発になりますと、市民と行政との協働だけではなく、市民と市民の間に立って中立的な立場で多様な分野にわたる見識やノウハウを持つコーディネーター役が必要となってまいります。今後は、このようなコーディネーターの役割を担う中間支援組織の育成と運営につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、5の(1)の地球温暖化に向けた取り組みでございますが、24年度の具体的な取り組みについてお答えいたします。

市民の方々に日常のエネルギーの使用が地球温暖化問題に大きく影響していることを知っていただくために、まず、エネルギーの使用量を実感していただき、環境問題に関心を持っていただくことが必要なことから、平成15年度より取り組んでおります環境家計簿の普及拡大を図ってまいります。また、グリーンカーテンの普及を図るため、市民へのゴーヤの苗の配布も検討しているところであります。

次に、環境に優しく二酸化炭素の削減効果の高いエコドライブを体験してもらうため、ドライブシミュレーターの導入を検討しており、環境フェスティバル等のイベントやさまざまな機会をとらえ、啓発に取り組んでまいります。また、市役所におきましても、平成13年度より取り組んでおります、せつつ・エコオフィス推進プログラムに基づき、引き続き省エネ・省資源に取り組んでまいりたいと考えております。

太陽光発電の補助制度につきましては、

現在、国でエネルギー基本計画の見直しが進められており、今後の国や大阪府の動向を見きわめてまいりたいと考えておりますが、太陽光発電の補助制度につきましては、既に国の制度がありますので、二酸化炭素削減の啓発に併せ、情報の提供なども行ってまいります。

続きまして、5の(2)循環型社会の取り組みについてのご質問でございます。

まず、資源分別収集の検討についてのご質問でございますが、本市は、ごみの減量化、分別収集、再生利用を推進しておりますが、平成22年度の家庭系ごみ及び資源の排出量は、平成21年度に比べ、若干の減少にとどまっております。現在、家庭系ごみに占めるプラスチック製品の割合は高く、ごみ減量化をさらに推し進めるためには、プラスチック製容器包装ごみの資源化が不可欠であります。プラスチック製容器包装ごみの分別につきましては、市民意識調査の結果から、「分別に協力できる」、「多分協力できる」の割合が95%を占めており、収集日を増やしてほしいとの市民ニーズにも応えられることから、市民の協力は十分に得られるものと考えております。

なお、資源分別の収集対象には、市民にわかりやすい発泡スチロール類やトレイ類などを考えておりますが、収集体制や収集日程の見直し、分別方法の周知など、課題も多くあります。混乱なくスムーズに資源分別が実施できるよう、24年度は検討・検証期間とし、25年度には方向性がお示しできるものと考えております。

続きまして、リサイクルプラザの見直しについてのご質問にお答えをいたします。

リサイクルプラザの整備につきましては、平成23年度から計画に着手し、循環型社会形成推進地域計画や施設基本計画などを

策定する予定でありましたが、昨年の東日本大震災により、国からの交付金が満額見込めなくなったことなどを受け、計画策定を1年見送ることといたしました。市内で発生したごみは市内で処理することが原則であること、また、循環型社会の推進に向けて資源リサイクルの本格実施が求められていることなどから、リサイクルプラザにおける中間処理施設の整備は喫緊の課題となっております。しかし、本市の厳しい財政状況やごみ処理広域化の可能性などを考え併せますと、施設が担う役割、機能をより明確なものとし、経済性、効率性も追求しなければなりません。この点を十分認識した上で、平成24年度には計画の策定に当たりたいと考えております。

次に、事業系ごみの分別強化についてのご質問にお答えをいたします。

本市には、製造や流通に携わる事業者が多く、事業活動から排出される事業系ごみの市民一人当たりの排出量は、大阪府下でも高い位置にあります。そして、年間排出量は、平成20年度、約1万4,400トン、平成21年度、約1万2,900トンと、平成12年度から減少を続けておりましたが、平成22年度は約1万3,100トンと、わずかながら増加に転じました。また、家庭系ごみに比べ、適正な分別がなされていないことが、環境センターでの展開検査等によって確認されております。このことから、事業系ごみの展開検査を強化し、分別の徹底を図るとともに、月間3トン以上のごみを排出する事業者に対しては、年10%の削減目標を設定する減量計画書の提出を求め、その内容を精査してまいります。

また、市内事業所から出る紙類を資源リサイクルするために、分別を実施していた

だけの登録事業者約600社の紙資源を無料で回収するなど、事業者の適正分別とリサイクル意識の向上にも引き続き取り組んでまいります。

次に、セッピー商品券第4弾についてでございます。

セッピー商品券の第4弾につきましては、第3弾までの発行が事故などもなく順調に行い、市内消費の拡大に一定の役割を果たしていることから、環境に優しい商品券としての基本コンセプトのもと継続をしております。また、本年度の取り組み内容としましては、CO2の排出量がわかる節電グッズ応募抽選会による商店会への消費者誘導施策、取扱店の協働による被災地への寄附などに加え、小規模店での利用促進を図る新たな支援策ができないものかと商工会と協議・検討を進めております。また、小規模店には100%の換金率を維持し、負担の軽減を継続します。なお、プレミアム率は10%とし、1万セットの販売を12月の歳末商戦の時期に行う予定としております。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 上・下水道料金福祉減免制度の再構築についてでございますが、現在の減免制度は、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、B1、精神障害者福祉手帳1、2級の所持者、特別児童扶養手当受給世帯、65歳以上でひとり暮らしの高齢者等、児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭医療費助成受給世帯の方に、上・下水道料金をそれぞれ月額588円と499円減額するもので、約3,270世帯の方が対象となっております。昭和47年に開始され、これまで対象者や金額の変更を加えながら現在に至っているもので、北摂各市では池田市のみでひとり暮らしの高齢者等

を除く同様の制度を実施しております。

再構築に至る経緯といたしましては、平成22年策定の第4次行財政改革実施計画におきまして、受益と負担の適正化を図るという観点から、24年度に減免制度の見直しを行うとしていることから、これまで検討を行ってまいりましたが、一方で年々増大する扶助費の財源を確保することで、福祉を後退させることなく、さらに支援が必要な方に手厚いサービスが届くように施策を実施するものでございます。具体的な施策といたしまして、重度障害者難病患者福祉金制度の創設、発達支援事業通所児童の利用料無料化、障害者スポーツ振興事業の拡大、高齢者移送サービス事業の拡充、母子自立支援相談員の増員でございます。

事業の開始時期につきましては、年度当初からの事業や下半期からの事業がございしますが、減免制度につきましては、24年度上半期分までは減免対象となり、下半期分からは廃止となります。なお、一般会計からの繰り出しの時期の関係で、予算上で反映されますのは25年度となるものでございます。

再構築にかかります金額につきましては、減免による影響額が22年度決算で上水道が約2,160万円、下水道が約1,640万円、合計約3,800万円で、年々増加傾向にございます。一方、新規拡充事業にかかります費用は、合計で年間約2,100万円となりますが、このほかに障害者施策の制度変更などで約7,000万円、介護保険の給付増などで約3,000万円の一般財源の増加となることが想定されますことなどから、これらの予算を確保するとともに、より支援が必要な方に必要なサービスを届ける体制を構築させていただきたいと考えております。

続きまして、災害時要援護者避難支援プランの中身についてのご質問にお答えいたします。

災害時要援護者避難支援プランにつきましては、先般の渡辺議員のご質問に市長答弁いたしましたとおり、災害時要援護者の自助、近隣や地域の共助を基本に、公助として災害時要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的としたプランとなっております。とりあえず本年度中に要援護者名簿が完成する予定でございますので、次年度におきまして、要援護者名簿を活用していくために、名簿掲載者の方に災害時における支援の必要度をお聞かせいただくとともに、災害発生に備えての避難訓練にも活用できるよう、地域支援組織に提供することについて、拒否することなくご同意をいただけるようお願いをしております。

地域支援組織といたしましては、校区自主防災会、自治会・町会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員を想定しておりますが、センシティブな要援護者の情報を災害時に備えて活用していただけるようご理解をいただく必要がございます。

要援護者名簿の情報更新につきましては、3か月程度での更新を予定しております。福祉避難所の充実につきましては、摂津市地域防災計画の中で3か所設置されておりますが、高齢化の進展、要援護者名簿の整備に伴い、福祉避難所の利用者は増加すると予測されますので、耐震、耐火、バリアフリー等の要件を踏まえながら設置箇所を増やしていく方向で検討しております。

続きまして、地域福祉の推進、校区福祉委員会との連携についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動の担い手である校区福祉委員会への支援を強化し、小地域ネットワーク活動のさらなる充実が必要となります。本市の校区福祉委員会の活動は、地域の広さ、高齢化率、人口密度等の地域の状況を反映し、活動が行われております。例えば、活動場所を比較いたしましても、1か所で活動されている校区福祉委員会もございますし、数か所の集会所で活動されている校区もございます。このように、各校区で地域に合わせた活動を展開されておられます校区福祉委員会の方々に、地域福祉活動支援センターにご参集いただき、活動についての意見交換や地域福祉活動に関する研修会等を開催し、地域福祉の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、認知症高齢者徘徊SOSネットワークの具体的な仕組みにつきましては、徘徊の可能性のある方のご家族などから市へ事前にご本人の容姿や行動の特徴などの情報を登録していただき、いざというときに警察へ捜索願を提出いただくと同時に市へもご連絡をいただき、市はネットワークに参加いただいている団体や個人にファクスや電子メールなどの通信手段を使って速やかに情報を提供し、それぞれができる範囲で早期発見、保護にご協力いただくというものでございます。

現在、ネットワークに参加していただくことを想定しています団体は、介護・福祉・医療関係の施設や事業所のほか、交通機関、金融機関、商店などを考えております。また、個人としましては、民生児童委員や認知症支援ボランティア、認知症サポーター養成講座の受講者などを予定しております。協力者を順次増やしていき、自治会・町会や老人クラブ、PTAなどの地域

組織などにもネットワークを拡大し、模擬訓練の実施などを計画しておりますほか、徘徊される方の行動範囲は市域に限定されないことから、近隣の自治体との連携も図っていく考えでございます。日ごろからの取り組みといたしまして、認知症や徘徊に関する啓発活動なども行ってまいります。

続きまして、障害者施策の具体的な中身についてご答弁申し上げます。

授産施設につきましては、昨年7月をもって市内すべての施設が障害者自立支援法の施設へと移行することができております。このことで、大阪府の福祉作業所の補助制度が本年3月で廃止されますが、市内の障害のある方の通所する場所がなくなることは防げたと考えております。ただ、授産施設等が障害者自立支援法の施設として自立支援法の給付費だけで事業を運営するにはまだまだ不安があることから、安定的に運営するための支援策として、重度の方の受け入れを行っている事業所に対しての市独自の加算制度や就労支援の事業の工賃の目標を達成している事業所への給付制度、また送迎補助や事業所の開設補助を新たに実施いたします。

スポーツ振興事業は、市内の障害者の通所事業所がすべて参加し、15チーム約250名余りも集まる風船バレーボール大会の開催を年1回から2回に増やすことで、障害のある方のスポーツの機会を増やしてまいります。また、環境整備として、今年度にくすのきのテニスコートに多目的トイレを設置いたします。そのほか、発達訓練の事業を行っている障害児童センターや吹田療育園などの未就学児の通所事業である発達支援事業を無料にして通いやすくいたします。バリアフリーマップinせつつは、市内の生活、商業、文化、スポーツ施設等

を中心に、多目的トイレや駐車場、出入口のスロープなどの設置状況を地図入りでわかりやすく作成し、点字版冊子の発行も検討し、障害のある方のまちでの活動における利便性の向上を図ってまいります。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 4の(1)の9、公園の多機能化による別府公園の災害対応の整備の内容についてのご質問にご答弁申し上げます。

現在の別府公園は、災害時に対応した機能がございませんので、今回、土地開発公社から公園用地の買い戻しに伴い、公園の拡張整備と併せ、地域での防災面に対する機能の充実を図るものであります。その内容としましては、災害時にかまどとして利用できるベンチ4基の設置、防災倉庫1基を設置いたします。また、その中に格納するものとしまして、発電機、投光機、油圧ジャッキ、簡易トイレなども備えるものがございます。

次に、阪急京都線連続立体交差事業の実施までのスケジュールについてであります。現在、大阪府では中期計画のパブリックコメントが実施されておりますが、この3月末をもって中期計画が策定されると聞いております。そして、大阪府では、連立事業を位置付けた社会資本総合整備計画が国で承認されれば、具体的に補助金を活用し、おおむね4年から5年をかけて、現地測量や事業計画の策定など、事業実施の準備及び都市計画決定を行う予定と聞いております。

次に、中期計画における本市の状況であります。中期計画に掲げられております連立事業は6事業あります。そのうち、東大阪市、高石市、泉大津市、外環状鉄道の4事業につきましては現在施工中であり、

数年後には完成が見込まれております。枚方・寝屋川市の京阪連立につきましては、平成25年度より事業着手と聞いております。本市の状況としましては、整備計画の中で本市のみ新規事業として位置付けられているもので、今後、平成24年度に国の事業補助の承認を受けまして、その後、都市計画手続きなどを具体的にに取り組むことになってこようかと考えております。大阪府では、中期計画において、平成42年を完成目標に道路投資がなされる方針となっております。

次に、市民への説明であります。今後、事業沿線におけるまちづくりについては、市民意見を聞く場として、周辺自治会の役員を対象に、事業調査の報告を勉強会やワークショップ形式の懇談会などの進め方を相談しながら、沿線まちづくりに対する市民意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 消防本部次長。

○熊野消防本部次長 女性消防団の登用の促進についてのご質問にお答えいたします。

消防団は、地域の人々によって組織されており、義勇的、ボランティア的な性格が強い組織であり、常備消防と協力して、水火災または地震等の災害を防除し、災害による被害を軽減するほか、火災予防の普及啓発活動も行っております。

平成20年に策定しました摂津市消防団活性化総合計画において、基本計画の3本柱の一つである消防団人づくりの中で女性消防団の必要性をあげており、今や災害対策においても男女共同参画の観点から女性の視点が極めて重要であると認識しております。

消防団組織の活性化や地域のニーズに応

える方策として、女性消防団員を採用しようという動きも全国的に広まっております。女性消防団員の登用につきましては、地域の実情に応じて各地域を管轄する各分団に所属したり、女性のみで組織する分団に所属したり、活躍の形態はさまざまありますが、本市におきましては、まず、現在あります地域の分団に参画していただき、その後、女性の団員が増え、相互のネットワークが確立されながら女性消防団が組織される形が望ましいと考えております。

続きまして、消防救急無線のデジタル化についての具体的な内容と消防広域化のメリットについてのご質問にお答えいたします。

消防救急無線のデジタル化につきましては、法律等に規定された使用期限である平成28年5月31日までに整備が完了することが必要となっております。具体的な整備スケジュールといたしましては、平成23年度に電波伝搬調査を実施いたし、その結果を受け、24年度に基本設計を実施いたします。以後、25年度に実施設計を行い、26年度及び27年度に設備を整備いたす計画でございます。消防救急デジタル無線のシステムといたしましては、消防本部に設置される基地局、消防車や救急車に搭載する車載型移動局、消防隊員や救急隊員が携帯する携帯移動局から構成されます。また、併せて基地局に係る無停電電源設備などを整備いたします。

デジタル無線の整備により期待されるメリットにつきましては、大きく二つございます。一つ目は、確実かつ効率的に消防救急活動が支援できることであります。車両の位置情報、活動状況を確実に把握することや、支援情報を文字などでデータ伝送することが可能となり、迅速・確実な現場活動が可能となります。二つ目には、現在の

音声主体のアナログ式無線に比べ、秘匿性が向上し、また、通信のふくそうが回避できることから、傷病者等の個人情報保護されることなど、市民の皆様にとりましてもメリットが生じ、サービス向上につながるものと考えております。

次に、消防広域化の効果につきましてお答えいたします。

消防広域化の効果は、体制規模の拡大によるスケールメリットに尽きるものでございます。具体的には、多数部隊の統一的運用が可能となり、初動体制や応援部隊を投入しやすいこと、消防署所の適正配置や管轄区域の適正が図られること、総務部門や指令部門の一元化により、救急隊、消防隊の増員が可能になることとございます。また、今後さらに需要が増大すると予想される救急業務について、救急隊の効率的運用が可能となることが考えられます。さらに、行財政運営の効率化と基盤強化の面でも、施設整備の重複回避、特殊車両の整備、人事の硬直化の回避などが考えられるところであります。

○嶋野浩一朗議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、教育次長。

○馬場教育次長 4の(1)教育委員会としての防災教育についてのご質問にお答えいたします。

災害時に何よりも大事にすることは、幼児・児童・生徒の命を守ることでございます。そのための安全確保が重要であり、小中学校や幼稚園、保育所では、さまざまな災害発生時に備えた避難訓練を行っております。しかし、ややもすると知識に偏ったり、災害の恐ろしさのみ教える防災教育になっていたのではないかとという反省もござ

います。ご指摘のとおり、命を守ることはすばらしいという心のはぐくみや、日ごろからのさまざまなつながりづくりを基盤とし、災害発生時に命を守るにはどうすればいいのかを自分で判断し、行動できる力をはぐくむことが重要であると考えます。

小中学校でこのような主体的な防災教育を実施するためには、指導する教職員の防災に関する意識改革も必要でございます。釜石市での取り組みについて学ぶため、教育委員会事務局職員を派遣いたしました。そのことを踏まえ、教職員が気持ちをそろえて真剣に取り組まなければ、主体的に命を守る教育は実現できないと考えております。また、災害発生時は、保護者や地域の方々との連携も重要であり、これまでの訓練の見直しも必要であると考えております。このような観点から、本市の防災教育を見直し、新年度は教職員対象の研修も計画しております。子どもたちの命を守ることを最優先に、また、子どもたちが助けられる人から助ける人へと成長できるよう、教育委員会では取り組みを進めてまいります。

次に、6の(5)NPO法人など民間の協力による、より身近なところでのつどいの広場の開設についてのご質問にお答えいたします。

つどいの広場は、乳幼児を持つ保護者のその子どもが気軽に集い、和やかな雰囲気の中で語り合うなど、交流を図るとともに、気軽に子育て相談ができる場として、1小学校区内に1か所の開設を目標に取り組んでおります。現在、6小学校区で開設し、地域のゼロ歳から就学前の親子を対象に親子教室や園庭開放、離乳食講座、読み聞かせなどを実施しておりますが、加えて平成24年度よりべふこども園、第二とりかい保育園にて開設いたします。

身近な地域での子育て支援施策としてのつどいの広場は、いつでもだれでも気楽に立ち寄って、ほっとできる、子育てのストレスを置いていけるような安心できる心の居場所づくりとして有効な取り組みであると考えております。現在、つどいの広場を開設している園やNPO法人が、つどいの広場交流会を開催し、地域全体で子育てをバックアップしていけるよう、それぞれの取り組みについての情報交換会を定期的に行っております。今後も未整備の校区内の幼稚園、保育所、NPO法人への新規開設の呼びかけを行うほか、現在開設しているつどいの広場の内容の充実及び開催回数の増に向け、実施園と協議してまいります。

次に、7の(2)不登校の問題が一貫教育の推進によって改善されたのか、また、小中一貫教育と就学前教育との連携についてお答えいたします。

本校の不登校は、平成13年度から続いていた減少傾向が、ここ数年は横ばいの状態になっております。各学校では不登校の未然防止や早期対応、再発防止に取り組んでまいりましたが、不登校の原因も多様化し、問題解決に困難が生じていることも事実でございます。そのような中で、不登校が小学校の高学年や中学校進学時、また中学校2年次進学時に増加するのは、学年間の段差や小中学校間段差が一つの原因であると考えております。こうした段差解消のためにも、小中学校の教員が学年間や学校間の円滑な接続を意識した連続的、一貫性のある指導や支援を行う必要があります。

現在、各中学校区では、夏季休業期間を中心に小中合同研修会を実施しております。その場では、効果のある不登校の未然防止の取り組みについての実践報告や、小中協働の取り組みについて議論しております。

こうした実践を全市的に拡大し、取り組むことで、不登校数の減少を進めてまいりたいと考えております。

一方、基本的な生活習慣の定着にかかわることや学校での友人との人間関係にかかわることによって不登校になるようなケースもございます。このような課題については、既に保育所や幼稚園においても見られるところがあり、就学前教育と義務教育の連携した取り組みが重要になっております。子どもたちの発達の過程を踏まえた就学前教育から義務教育までの連続性、一貫性のある指導体制の構築を今後さらに努めてまいります。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 それでは、摂津市自転車安全利用倫理条例の制定について、4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、第3条の市の責務については、この条例の目的を達成するため、自転車の安全な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するとありますように、現在も実施いたしております小学3年生及び高齢者を対象に、自転車の正しい乗り方などを内容とした交通安全教室、主に春秋の全国交通安全運動期間中に実施いたしております自転車利用者指導、自転車シミュレーターによる交通安全教室、幼児向けの安全教室などの継続拡充を図るものであります。

次に、2点目の条例周知につきましては、広報せつつによる啓発を、事業所も含めました全戸配布の1日号での掲載、ホームページへの掲載、街頭や自転車駐車場でチラシ配布や啓発を行いたいと考えております。自転車のあり方、通行につきましては、平成20年6月より道路交通法の一部が改正され、自転車の車道通行を明確化された

際に、広報せつつに新しい道路交通法がスタートし、自転車の車道通行が明確化されることをお知らせするとともに、道路標識で指定されているとき、運転者が13歳未満の児童及び幼児、70歳以上の方、身体障害者であるとき、車道または交通の状況から見てやむを得ないときは歩道通行可であること、児童・幼児の乗車用ヘルメット着用の努力義務を掲載させていただいております。

3点目のルール遵守のお手本となることにつきましては、第4条の自転車利用者の責務にも道路交通法その他の法令の遵守を規定しておりますように、道路交通法が基本となりますことから、警察官はもとより、市職員がルール遵守の手本となれるよう、市、所轄の警察署または関係団体が実施する自転車の安全な利用に関する施策、事業その他の活動に積極的に参加するよう奨励し、交通安全講習会の実施も計画しております。

次に、4点目の自転車利用環境整備のために、公募市民を交えて自転車会議を開催し、基本計画を策定することにつきましては、国土交通省と警察庁で安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた検討を始められたと聞いておりますので、それらも参考にしてまいりたいと考えております。

続きまして、市内公共交通の利便性の向上についての2回目のご質問にお答えいたします。

昨年7月から8月にかけて、市内全地区の方々との懇談、意見交換を目標に、市内の旧小学校区の12連合自治会単位で、すべての自治会長、112自治会でございます、の方々、公共交通バスについての懇談会、意見交換会を7月12日から8月9日までの28日の短期間で12回にわた

りまして開催させていただきました。公共施設巡回バス及び市内循環バスの現状につきまして、市内全地域の方々にお聞きするため、全自治会の会長、役員の方々などにアンケート約2,500件のご協力をお願いし、返送集計を行いました。アンケート集計状況の回収率では、鳥飼地区や味生地区の安威川以南地区が多く、約70%、以北地区では少なく、約58%の傾向が見られております。これは、市内の鉄道駅が以南地区にはモノレール南摂津駅の1駅しかなく、以北地区には阪急京都線正雀駅、摂津市駅の2駅、JR千里丘駅やモノレール摂津駅の鉄道4駅があるからで、以北ではバスに関してあまり関心がないのではと推測しております。また、意見交換会で出た意見では、別府地区や安威川以北地区の方々には、鳥飼地区を運賃無料で施設巡回バスがどのように走っているかを知らない方が多く見受けられました。同様に、市内循環バスが路線バスで、そのバスに市が補助金を出していることはほとんどの方が知らなかったとのことでした。全体的に理解されたのは、市内循環バスは路線バスである、だから有料である。施設巡回バスは市の委託バスで無料であるということが理解されたものであります。また、全体的にはバスに関してあまり関心がないように思えたのと、不便を感じられておられるのはお年寄りの方々であるとの意見が多く寄せられました。NPOなどによる乗り合い自動車運行についてのアンケートでは、約25%の方々からバス運行以外の要望として回答がありましたが、地域住民からの自発的にやっていきたいという動きとしてはございませんでした。

次に、循環型社会の取り組みについての3番目の大阪中央環状線の不法投棄防止対

策についてお答えいたします。

府道大阪中央環状線は、大阪府茨木土木事務所が管理しているところですが、特に交差点付近の側道沿いには、信号待ちの車両から空き缶やごみなどが放棄され、周辺の環境の悪化も目立っております。道路周辺への不法投棄につきましては、道路管理者でございます茨木土木事務所も、また本市も同じく頭を悩ましております。茨木土木事務所からは、不法投棄物の処分を行っているところでございます。何っておりますが、道路への不法投棄防止対策として、道路パトロールを強化し、投棄物をすぐに処理する対応や、不法投棄を未然に防止するカメラ設置などの対策を茨木土木事務所に強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

- 嶋野浩一朗議長 教育総務部長。
- 登阪教育総務部長 待機児童解消に向けた今後の対応案につきましてお答えいたします。

本市では、これまで民間保育所の整備等に努め、平成17年度以降、240名の定員拡大を行ってまいりました。これにより、平成26年度の目標定員数1,725人を上回る1,738人の定員を平成24年4月時点で確保できる見込みでございます。しかしながら、共働き世帯の増加等の中で地域間に需給の差異もありますことから、すべての保育事業を賄うことはできていない状況もございます。今後も当面続くと想定されます高い保育需要の抜本的解消に向けましては、一つには民間保育園の新設、分園などの案が考えられます。また、公立保育所についても、そのあり方について検討してまいります。

もう一つには、公私立にかかわらず、保

育所と幼稚園の一体運営による幼稚園の施設の有効活用などの案も考えられます。そのようなことを踏まえまして、今後検討してまいりたいと考えております。

続きまして、今後5年間での学校の耐震化計画及び劣化調査に基づく補修計画の進め方につきましてお答えいたします。

義務教育施設等劣化調査により、剥落の危険性がある棟につきましては、早急に対応していくとの考え方に立って、緊急対応を要する箇所の応急修繕と耐震補強工事や今後耐震補強を予定していない学校の改修工事を組み合わせ、子どもの安全を最優先にしながら効率的な事業実施に努めてまいります。平成24年度におきましては、第三中学校の2棟で耐震二次診断と別府小学校の体育館など4校と第二中学校の計5校9棟で実施設計を、第二中学校の体育館で耐震補強工事を外壁などの大規模改修工事と併せて実施をいたします。また、平成23年度補正予算で鳥飼北小学校の校舎の改修工事を予定しております。このほか、応急修繕として、別府小学校、味生小学校、鳥飼小学校、第二中学校に加えまして、今後は平成23年度の予備費で千里丘小学校についても着手してまいりたいと考えております。

次に、非構造部材の耐震化につきましては、一部の学校において耐震工事と併せて体育館の天井材などを撤去するなど、非構造部の耐震化を予定しているところもございます。財政的な課題もありますが、今後は非構造部材の耐震化も検討してまいりたいと考えております。

次に、学校の家庭科室、理科室で使用するガス器具等に係る改善についてでございますが、すべての学校においてガス漏れの定期点検を法令に基づきガス事業者におい

て実施しております。今後は、ガス器具の買い換えやガス漏れ警報装置等の計画的な設置に向け、検討してまいります。

次に、バリアフリー化の推進につきましては、段差の解消やスロープの設置など、順次よくなっておりますが、避難所となった場合は、車いすの方や高齢者なども利用されることから、市全体の防災対策の中で災害時の要支援者のニーズの把握にも努めてまいります。

続きまして、中学校給食の導入についてお答えいたします。

育ち盛りの子どもたちにとって、食事は大切なものであり、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、生徒の体力の向上を図ることができると考えております。また、学校給食は単なる食べ物としての給食ではなく、教材として食育を進め、教育の一環として位置付ける意味も持っていると考えております。

保護者、生徒のニーズ調査についてであります。本市独自の調査は現在まで行っておりませんが、他市の傾向としましては、保護者は一部を除き、給食を強く望んでおり、一方、生徒たちは現状の保護者がつくってお弁当を望んでいる者が大半を占めており、給食当番の煩わしさや休憩時間が少なくなるなどが要因と思われる。今後、これまでの取り組みを踏まえ、保護者や生徒に対し、独自のアンケート調査も検討してまいります。

次に、喫食率の件でございますが、他市が行っているスクールランチ方式は選択制で、メニューによって申し込みの増減が多く、予約システムの利用の煩わしさなどから喫食率が低迷しており、利用者が少ない市では平均で2%程度、多い市でも平均して約20%程度と聞き及んでおります。た

だし、このようなスクールランチ方式の課題を解決し、中学校給食本来の目的から、全員喫食の方式を採用する市も出てきております。

次に、教職員の積極的な協力を得ることは中学校給食の実施に不可欠であり、給食方式の検討段階から協議にも参加しており、今後も積極的な協力体制を整えることができるよう努めてまいります。

次に、アレルギーの対応でございますが、小学校では保護者等から入学前にアレルギー等の食材をお聞きして、アレルギー除去食の提供を行っておりますが、メニューによっては対応できない場合もあり、自宅から代替食のお弁当を持参していただいております。したがって、中学校給食でもできる限りの対応を検討してまいります。小学校同様に代替のお弁当を持参していただく場合もあると考えております。

試食会の開催につきましては、給食方式が決定し、具体的に実施に向けた検討を行う中で実施してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 生涯学習の推進のうち、総合型地域スポーツクラブの活動の支援についてお答えいたします。

総合型地域スポーツクラブは、地域の皆さんによって自主的に運営されるスポーツクラブであり、基本的には行政がその運営に直接関与・支援するものではないと考えております。しかし、昨年全面改正されましたスポーツ基本法において、地域スポーツクラブが行う事業を行政が支援することが規定され、また、せつつ生涯学習大学を卒業された方々が中心となって設立・運営されますことから、活動拠点の提供や生涯学習活動助成による支援を行ってまいり

たいと考えております。

財政支援といたしましては、設立より5年間は、スポーツ振興くじt o t oより総合型地域スポーツクラブ活動基盤強化事業として400万円、同クラブマネージャー設置支援事業として200万円が助成されます。また、運営につきましては、引き続き財団法人大阪体育協会から指導者等の派遣や運営のマネジメント支援をいただくことになっております。このように、設立から数年間は財政支援等がございますが、基本的にはスポーツクラブ会員の会費により自主的に運営されるものであり、助成金がなくなった時点においても健全で持続的な運営ができるよう、摂津市総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、同クラブと協働して本市のスポーツ振興を図ってまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

2番目に、さらなる「選択と集中」を図ることについてですが、上・下水道の料金の福祉減免制度と就学援助制度の再構築につきましては、私たち公明党は福祉の党として苦渋の選択を迫られる思いであり、できれば反対したいのが正直な気持ちであります。就学援助制度の再構築につきましては、せめて激変緩和を要望しておりましたが、取り入れていただいたことに対しては評価いたしますが、2段階ではなく3段階であればなお高く評価できたと思います。また、上・下水道料金福祉減免制度の再構築については、高齢者の低所得者に対する再構築が不十分です。代替措置として、高齢者世帯の住宅補助制度につき1,000円を上乗せし、1万1,000円の補助額にするるとともに、家賃の上限5万円の引き上げ検

討を公明党議員団として要望したいと思います。

また、それぞれの制度実施につきましては、関係市民に対する説明責任を親切丁寧に果たすとともに、心のこもった対応をお願いし、要望といたします。

そして、新たな課題も山積し、財政状況も厳しい中で国民健康保険料を据え置かれたことは評価いたします。今後もしっかりと財政状況を見きわめながら、市民の感覚を大切に、血の通った市政運営をお願いし、要望といたします。

次に、3の(1)協働と市民公益活動についてですが、市民のだれもが気軽に活動への参加ができ、また、摂津市らしい協働を進め、円滑に安定した活動ができる指針とガイドラインの策定をお願いします。また、ガイドライン策定のための市民公益活動推進委員会は、団体の役職に関係なく、現場の声を幅広い角度で聞き入れられる人選をお願いいたします。また、中間支援組織としてのNPO法人などの民間運営による公益活動支援センターとすることの検討をお願いします、要望といたします。

次に、3の(2)安威川以南地域のコミュニティ施設の見直しについてですが、機能性、市民ニーズを十分に把握し、地域の発展に大きく寄与できる施設になりますよう検討をお願いします、要望といたします。これまでに別府公民館の建て替えについては地元から大変強い要望の声が出ていますが、今回残される市営住宅の跡地にコミュニティ施設と別府公民館の建て替えを合わせて検討することについて、市長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、4の(1)災害に強い摂津市の構築についてですが、子どもたちへの防災教育の徹底、より実践的な防災訓練の実施、

有効な被災者の支援システムの構築、また、民間防災協定の充実と市民に対する周知、利用しやすい避難伝達マニュアル概要版の作成と、活用されるための工夫、実効性のある要援護者支援体制の確立、計画的な公園の防災器具の設置など、災害に強い摂津市の構築に全力をあげていただきますようお願いし、要望といたします。

また、公園の災害対策に合わせて、近くのマンホールを利用したマンホールトイレを実施できるように、備蓄倉庫に機材を備蓄することも提案したいと思います。

次に、4の(2)消防・救急救助体制の強化についてですが、市民の安全・安心を守ることを最大の課題とし、消防救急無線のデジタル化、また消防救急体制の広域化を推進されることは高く評価をいたします。火災や災害による被害を最小限にとどめるため、さらに消防救急体制の充実を図り、安心を実感できるまちづくりを構築されるよう要望といたします。

次に、4の(3)阪急京都線の連続立体交差についてですが、この事業は、私たち公明党としても夢の実現として大変大きく期待をしております。ワークショップなどを通じて、まさに協働でつくり上げていただきたいと思います。

次に、4の(4)摂津市自転車安全利用倫理条例の制定についてですが、市民に周知を徹底するとともに、条例を守っていただけるよう全力で取り組むとともに、自転車の環境整備のための、先ほどさまざまに答弁もありましたけれども、具体的な対策に取り組む、また、市民と協働で取り組んでいただける仕組みも構築をお願いし、要望といたします。

次に、4の(5)市内公共交通の利便性についてですが、公共施設巡回バス及び市

内循環バスが今後も現状のまま運行されるのであれば、アンケートであったように、不便を感じておられるのはお年寄りの方々であるとの意見が多かったということですから、最低限、公平性の観点から、市内循環バスにおいては運賃を例えば高齢者の方の割引を導入するなどの検討をしていただきたいですし、さらに利便性向上に向け、以前から要望しております安全でわかりやすいバス停の再配置や阪急正雀駅前への路線拡充などを実施していただき、また、保健福祉部などと連携し、本当にバスの必要な方にバスの存在を周知できるようにお願いをいたします。

次に、5の(1)地球温暖化防止に向けた取り組みについてですが、太陽光発電システムをはじめ、自然エネルギー機器の設置に関する補助金制度は、市民が設置を検討するきっかけにもなりますし、環境に配慮したまちづくりにつながるとと思いますので、どうか検討をお願いいたします。

新年度のさまざまな環境施策の具体的な取り組みについてご答弁をいただきました。エコドライブの普及啓発については、公用車で「エコドライブ10のすすめ」を積極的に実践し、エコドライブ実施中のステッカーを張り、市内の事業所や市民に普及推進されてはいかがでしょうか。また、環境家計簿の取り組みについては、市長から協働での取り組みについて答弁をいただきましたが、市民、事業者、行政の3者が協働で地球温暖化防止に向けて取り組める大事な施策であると確信しますので、さらなる普及啓発をお願いし、要望といたします。

最後に、南千里丘のまちづくりは、環境が大きなテーマとなり、日本初のカーボン・ニュートラル・ステーションの開業など、摂津市にとって環境をテーマとするこ

とは、まちのイメージアップと発展のためにも大変重要であると思います。夢のあるまちづくりの観点から、市長の環境に対する思いをお聞かせください。

次に、5の(2)循環型社会の取り組みについてですが、資源分別収集の検討については、現場職員の皆さんともしっかり協議を重ねられ、24年度中には市民にとってよりよいごみ収集体制の明確な方向性が示されるようお願いし、要望いたします。

また、リサイクルプラザの見通しについて、ご答弁にもありましたように、自前の中間処理施設が必要になった現状にかんがみ、24年度内の計画策定をはじめ、取り組み実施期間については、財政的事情を考慮しながら、でき得る限り前倒しでリサイクルプラザ計画が実現し、準備万端の体制となるよう強く要望いたします。リサイクルプラザ問題につきましては、先ほど部長の答弁にもありましたが、他のことも含めて、これまで広域的な取り組みについて勉強会を開催されているということで、以前にも副市長からの答弁がありましたが、現時点での状況と経過を副市長のほうからご答弁お願いしたいと思います。

事業系ごみの分別強化につきましては、基本計画にもあるように、事業活動から出るごみは事業者の自己処理責任があることを周知徹底し、公共施設もごみ減量とリサイクル取り組みの見本となるよう、率先をして施策の実現に取り組まれるよう要望いたします。

次に、6の(1)男女共同参画計画と虐待防止ネットワークの構築についてですが、去る3月3日にコミプラで行われたウィズせつつフェスタ2012プレ講演で、関西学院大学の山地久美子先生から女性の視点での防災の話がありましたが、その中で、

防災会議のメンバーにより多くの女性が入るため努力をしている市や、条例で一定の女性メンバーが入れるようにしている自治体の紹介がありました。参加されていた西川課長もショックを受けられたことと思いますが、まだまだ努力が必要な分野であることが震災によって一層明確になりました。公明党は、これまで女性の視点からの防災対策の実現に取り組んでまいりましたが、第3期摂津市男女共同参画計画を実行するとともに、本市の政策決定過程である防災会議、自主防災組織、防災運営における女性の参画を推進し、女性防災リーダーを育成するとともに、本市の防災計画に女性の視点をしっかり盛り込み、女性、高齢者、子ども、障害者、妊産婦等の命が後回しにならないよう強く要望するものです。また、今後は男女共同参画条例の一日も早い制定を要望します。虐待防止ネットワークの構築におきましては、実効性のある計画としていただけますようお願いし、要望いたします。

次に、6の(2)地域福祉活動支援センターについてですが、摂津市民の方が福祉増進を実感できることが重要であると思いますので、より身近な相談窓口となるとともに、社会福祉協議会や包括支援センター、福祉関係者と連携して多様な課題に適切な対応を行うことや、地域の特徴を生かした福祉活動が継続して今以上に充実できるセンター機能となることを要望とします。

最後に、本市の今後の地域福祉にとって、摂津市社会福祉協議会の役割は極めて重要な立場になると思いますが、社協の改革と充実の必要性についてどのように考えておられるのか、部長からご答弁をお願いいたします。

次に、6の(3)認知症高齢者徘徊S O

Sネットワークの構築についてですが、個人情報取り扱いにも配慮しながら、徘徊者の特徴などの情報を速やかに広く提供し、早期発見につながることを大いに期待し、家族が認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。また、高齢化社会における認知症や徘徊などの理解を高めるための啓発事業にもしっかり取り組んでいただくことを要望とします。

次に、6の(4)障害者施策、6の(5)子育て支援施策についてですが、特に重要な施策であり、弱者の視点に立った温かな施策を高く評価し、今後もさらなる充実に取り組まれるよう要望いたします。

次に、7の(2)小中一貫教育の取り組みについてですが、先ほどは不登校の観点から小中一貫教育と就学前教育の重要性の答弁をいただきましたが、先日の教育フォーラムでもテーマに掲げられていますが、摂津市の小中一貫教育と就学前教育との連携で目指す摂津市の教育についての教育長の情熱を込めた決意をお聞かせいただきたいと思います。

次に、7の(3)学校の整備と耐震補強工事の実施についてですが、子どもたちの環境の安全・安心を最優先する考えのもと、学校の耐震補修及び大規模改修、ガスを使う部屋の安全対策などの早急な対応をお願いし、要望いたします。

一連の公共施設の崩落事故は、技術専門職員による点検がなされてこなかったことが原因の一端ですが、今後の公共施設の維持管理については、昨年まで随分議論をされてきましたが、建築物の専門調査ができる技術専門職員の必要性和確保の計画、各建物ごとの大規模改修を含む長期管理計画の作成、そして、その財源とな

る積立基金の創設について、これは小野副市長のほうからお考えをご答弁いただきたいと思います。

また、私ども公明党は、市民の生命と財産を守るために真に必要な公共事業を集中的に進める防災・減災ニューディールを提案しております。本市においても導入をいただきますようお願いいたします。

次に、7の(4)中学校給食の導入についてですが、導入に向けて市民のニーズ調査の実施や、公平性を確保し、子どもたちの要望の多い弁当の日を設けることを考慮して、全員喫食の方式を検討いただきますよう要望いたします。

次に、7の(5)生涯学習の推進についてですが、総合型地域スポーツクラブは、私たち公明党が以前より推進してまいりましたので、これからも引き続き応援していきたいと思いますが、市としても各競技の指導者の育成に力を注ぐことや財政面の支援なども要望いたします。

生涯学習全般的には、生涯学習活動が地域に活力を与え、その広がりが摂津のまちづくりにつながるよう、制度の充実や、より一層の活動支援をお願いいたします。

次に、8の(1)セッピー商品券第4弾の発行についてですが、関係諸団体と連携を密にし、消費者誘導施策や商店街活性化のための支援策を講じ、活気あふれる歳末商戦に大いに貢献できる取り組みとなるよう期待し、要望いたします。

次の9の(1)電子自治体の推進についてですが、インターネットの急激な普及により、情報通信技術を活用したサービスの向上が一層求められています。さらに市民の利便性向上と行政経営の簡素化、効率化を図るため、情報化施策の充実を図られるよう要望としておきます。

最後に、今回の質問には入れておりませんが、昨日から議論をされておりますクリーンセンター問題につきましては、我が党としましても最重要課題として、これからも吹田市に対しては過去の経緯をしっかりと訴え、また協定書に基づき、早期移転実現に向け最大に努力していただきますことを要望いたしまして、以上で公明党の代表の質問を終わらせていただきます。

○嶋野浩一朗議長 保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 社会福祉協議会の充実・強化についてご答弁いたします。

社会福祉協議会では、何らかの支援を必要とする人たちへの見守り、声かけ、手助け等の助け合いや地域社会の共通問題の解決に向けた活動をはじめ、住民参加型の在宅福祉サービスやボランティア活動等、それぞれの地域に根差した地域福祉の実践を推進していただいているところでございます。指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会におきまして、外郭団体に対し提出を求めました業務改革・改善、経営強化等の取組み指針を社会福祉協議会からも提出いただいておりますが、その中に社会福祉協議会の使命として、みずから地域福祉を推進する中核的な団体として、だれもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することと表現していただいております。今後におきましても、福祉サービスを必要とする人たちを地域で支える体制づくりのために、社会福祉協議会にはその持てる力を存分に発揮していただきたいと考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

○和島教育長 摂津市の教育への今後の思いについてのご質問でございましたが、つながりのまち摂津の今年度の学校教育の方向性を示した摂津市教育委員会スクールプラ

ン2011では、協働で子どもたちに確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をはぐくむことを目標といたしております。この目標は、以前から教育委員会が掲げてきた目標でもございます。そして、この目標達成のためには、子どもたちにかかわるすべての大人が同じベクトルで摂津の教育を協働して進める必要があると考えております。就学前教育の充実や義務教育との円滑な接続、小中一貫教育、家庭や地域へのさまざまな啓発及び連携の強化など、子どもたちのためのつながりの教育を、今年度、機構改革により開設いたしました次世代育成部を中心に、さらに進めてまいりたいと考えております。

新たな体制はスタートしましたが、私は、この組織がさらに有機的・機能的なものとなり、真摯な実践を生み出すものとならなければならないと考えております。学校にあっては、校長を中心にすべての教職員が子どもたちの成長のために気持ちをそろえてつながる教育活動が強く求められます。今年度、小学校4校で1年間の授業改善の取り組みの発信として、市内外の他校の先生方も参加する中で研究発表会が開催されるなど、教職員の意識改革は確実に進んでおります。今後さらにこの取り組みの輪を広げていくことが、摂津の教育を前進させることにつながるものと考えております。これまで教育委員会では、きめ細かな教育活動推進のため、さまざまな人員配置を行ってまいりましたが、今後も学校に対しての一層の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 廃棄物の広域行政の取り組みの現状ということでございますけども、昨

年、近隣市と協議をさせていただきました。具体的には進んでおりません、一言で申し上げますと。それで、これをもう一度整理いたしますと、その近隣市は150トン炉が3基あると。摂津市は90トン炉が2基あると。摂津市の耐用年数は、ごみの減量化等々で大体平成40年ぐらいまでもつんじゃないかと。その近隣市も大体そのときにやりかえをしなきゃならない。したがって、そういう議論をしなやかという呼びかけがその市長からございました。ただ、そのときに消防の広域行政も言われました。それで、この市長は、ご存じのように、今期をもって引退されます。したがって、新しい市長のもとで引き継ぎを過日副市長にお願いしておりますが、これとても定かではございません。したがって、この問題は行政との連携がありますから、新しい市長が誕生されれば、また市長なりが行っていただけるような環境整備は続けて、今後の広域行政を考えたいというのが今の現状だというふうに考えております。

それから、そのときにリサイクルプラザの問題も議論いたしました。摂津のプラザでどうするかということで。ただ、それは、部長から言いましたような今日のリサイクル社会とか廃掃法では摂津市の独自の施策で、うちで処理しなきゃいけないので、そうなりますと、ちょうど平成15年当時、摂津市内の委託の事業者、許可の事業者の方々が銀行資金を借りて、そして建て込みたいという話もございました。ただし、あのとき、私のほうで議論いたしましたのは、平成17年がどうにもならないだろうと。そのときのことも考えましたときに、これはなかなか乗れなかったという一つの現状がございます。今考えているのは、廃掃法によるうちの施設ですから、近隣市との協

議は別にいたしまして、やはり摂津市できちっとそのことの廃棄物処理をするとなれば、以前に言っておったようなリサイクル工房がどうかであるとか市民利用とか、これは私は排除して、基本的に摂津市で出たごみは摂津市でやると、この原則に立って24年度はやらしたいと。その付加価値については、多分摂津の今の現状からしましたら、それはついていけないだろうというふうに今私たちは考えております。いずれにいたしましても、摂津のごみはリサイクル施設で処理するという観点を最重点として議論を進めさせたいというふうに考えているところでございます。

それから、施設のメンテナンス計画なんです、これは市長のほうからもありましたように、まずは公共施設の現状把握と適正管理ということの中でアセットマネジメントの問題も言われました。まさしくそういうことも考えなきゃならない。何よりもその更新時期の平準化と最適な時期に適切な投資、維持補修ということの答弁がございました。私は、この体制以前に、このことはその都度やってきたことは間違いございません。これは、ある程度全体像を把握したときに、どれほどまでの事業量が出てきて、どれほどまでの一般財源が出るのかということが非常に我々としては不安であったということも事実でございます。ただ、この状況の中では、きのうからの議論の中でこれは早急にまとめていかなきゃならないというふうに思います。そのときに、いわゆるその点検なり維持補修する者はだれなのかということになりますと、建築技術職であります。これも私が市長公室長のときに継続的に採用しなきゃならないということの議論もものすごくございました。ただし、それはできないということで、今に

なってみれば、建築技術職の資格と、その経験と技能を持つ者の相当階層が離れていることは事実でございます。したがって、そのボリュームとか全体像と財源がどう手当てできるかということを見た中で、いずれにしても110施設と集会所は50以上あるわけですから、これらはどういうふうにもボリュームが出てくるのか、そのときにいわゆる職員と民間の事業者のまたそういう形の中の活用もあるということでございますし、まずここを把握した上で体制はいかにあるべきかということを考えさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 2点についての3回目のご質問でございますが、安威川以南のコミュニティづくりについてですけれども、かねてより別府の連合自治会からもいろんな要望はお受けいたしております。ただ、今のところ、場所、内容等々、すべて白紙の状態でございますので、今後のまた参考にさせていただきます。

それから、環境への思いをとのお問いでございますけれども、いつも言っていますけれども、摂津市といいますのは、大阪府下でも、言葉はよくないんですが、非常に粗削りといいますか、ハードなまちの形態です。まちの6割、7割まで準工地帯でございます。山も谷もない。それだけに常々スポーツとか文化といいますか、ソフトなまちづくり、こっちのほうにしっかり目を向けていかないかんわけですが、特に環境、美化といいますか、このことにはしっかりと問題意識をすべてが持たなくてはならないと思っています。そういうことで、今回の総合計画を見ていただいたらわかりますけれども、総合計画の中に「みどりうるお

う環境を大切にすまち」として、七つのまちづくりの目標の一つに環境というものを取り上げたところでございますが、昭和46年から第1回の総合計画をスタートしまして、今回で第4次の総合計画ですが、環境の分野だけを一つにくくって書いたのは今回が初めてだと思います。そういう意味で第4次総合計画の一つの大きな特徴ではないかと思えます。そんなことで、21世紀のキーワードはまさに「環境」でありますので、そんなことをしっかりと踏まえて一つ一つのまちづくりに生かしていきたいなど、そんな思いでございます。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 藤浦議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後5時15分 休憩)

(午後5時26分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

次に、野原議員。(拍手)

(野原修議員 登壇)

○野原修議員 それでは、摂津の自民党議員団を代表して質問します。

市長の2期8年間の行財政改革、人材育成など、さまざまな施策に対する実績を大いに評価するものであります。

また、来る3月11日は、心ならず犠牲となられた方々への慰労と復興に向けた決意を新たにす日。悲惨な災害の記憶を風化させず、本格的な復興を果たしていくことは、与野党を超えた政治の使命です。自民党党歌で、「われらの国に、われらは生きて、われらは創る、われらの自由、月日の流れをいつも見つめて、今日より明日へ道を拓こう、一人の幸福、皆の幸福」と歌っております。きずな、頑張ろう日本を

我々の思いとして今後も活動します。

それでは、通告に従い質問します。

市民が元気に活動するまちづくりについて。

市民公益活動支援ガイドライン策定と協働の取り組みについて。

本市では、福祉、環境、国際交流、まちづくり、文化、芸術、スポーツなど、さまざまな分野において市民による幅広い活動が活発に行われています。協働の実践を促進し、市民公益活動の活発化を図るため策定されるガイドラインとはどのようなものか、お聞かせください。

「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について。

要支援者の確実な避難誘導マニュアル作成の取り組みについて。

すべての支援を必要とする方々が確実に安全に避難誘導され、避難確認できる支援プランのうち、要援護者の支援プランの目指す方向と到達点をお聞かせください。

消防・救急救助施策について。

学生インターンシップの取り組みについて、女性消防団の取り組みについて。

昨年の東日本大震災では、消防関係者のみならず、地域住民やボランティアなど多くの一般市民の活躍があったと聞いております。釜石の奇跡で見られるように、中学生222人がみずから率先して361人の小学生の手を引いて避難することにより、一人の犠牲者も出すことなく避難ができた例もありました。これはまさに日ごろの訓練のたまものであり、地道な防災教育が実を結んだ結果だと思えます。また、大災害発生時の避難誘導や安否確認、さらに避難所生活に至るまで、地域をよく知る女性消防団員や婦人防火クラブ員が女性ならではのソフトな視点からも活躍が大きかったと

の報道がありました。このような点も踏まえて、本市における消防職場における学生インターンシップの取り組みと女性消防団への取り組みをお聞かせください。

吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づくJR千里丘駅西口のまちづくりについて。

吹田操車場跡地まちづくりに伴い、千里丘駅西口周辺では、JR沿いに将来、都市計画道路岸部千里丘線の整備が予定されており、今後、交通の導線が変わってくると思われますが、駅西口周辺のまちづくりについて、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

(仮称)千里丘公園整備について。

防災機能を有した(仮称)千里丘公園の整備工事に着手されるとありますが、どのような防災機能を整備していくのか、お聞かせください。

吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題について。

これまでのクリーンセンター問題の現状や方向性の決定期限については理解できました。ここまでの質疑応答を聞きながら、この問題解決の困難さを改めて実感するとともに、問題解決に向けたキーポイントが吹田市の協力にあると確信します。この吹田市の協力ということについて、昨年12月の建設常任委員協議会において、吹田市の協力が得られない場合には、以後、吹田市のまちづくりに協力しないという趣旨の副市長の発言がありました。この発言に対する市長の考えをお聞かせください。

摂津市自転車安全利用倫理条例について。

先ほどからる質問がありましたが、再度質問させていただきます。今回、摂津市自転車安全利用倫理条例を上程されました件についてでございますが、昨日より本条

例制定に関する質問と答弁を聞かせていただき、一定の理解はできたのですが、最後にもう一度、本条例を制定されるに至った市長の思いを聞かせてください。

市内公共交通のあり方については、今までの議論で一定理解できましたので、また細部にわたっては委員会なり協議会で質問させていただきます。

「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」について。

自然豊かな憩い安らぐ空間づくりについての「緑の基本計画」の検証と見直しについて。

緑の基本計画を見直すと聞いていますが、その目的と検証についてお聞かせください。

市民参加の市内緑化促進について。

総合計画の目標としての市民や事業者の積極的な活動により市内各地の緑化が進んでいるとありますが、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について。

地域福祉活動支援センターと地域福祉活動拠点の取り組みについて。

地域福祉活動支援センターの事業と目的をお聞かせください。

安心して子育てし、子どもとともに育つ子育て支援施策について。

摂津市では、平成22年3月に次世代育成支援後期行動計画、せつつすこやか子育てプランを策定し、子育てするなら摂津と評価されるよう、子どもと子育てをオール摂津で応援するまちづくりを進めていくとありますが、取り組みの現状についてお聞かせください。

「誰もが学び、成長できるまちづくり」について。

「生きる力」を育む教育について。

新学習指導要領に基づき、24年度より柔道、剣道、ダンスなどを中学校保健体育の授業に取り入れるための準備をどのように取り組まれてきたのか、お聞かせください。

生涯学習大学卒業生が企画した「淀川わいわいガヤガヤ祭」について。

今年6月に予定されている「淀川わいわいガヤガヤ祭」のコンセプトは、本市が目指す将来像である「みんなが育む つながりのまち 摂津」を実現するために、市民と行政、事業者が協働してまちづくりを進めようとするものと聞いております。特に本市の重要な地域資源である河川を生かし、水と緑に親しめるまちづくりを行い、「水の文化をつなぐまち摂津」をモットーに、地域のつながり、地域のきずなを強くしようと、地域に根差したイベントとして淀川右岸河川敷で実行委員会形式で開催されます。この実行委員会は、本市が循環型学習を目指して平成20年度に肝入りで導入されたせつつ生涯学習大学の卒業生が中心メンバーとなっていると聞いています。卒業後、自主的に大学院、研究室と進まれ、平成22年度の生涯学習サミットで、この「淀川わいわいガヤガヤ祭」が提案され、幾度となく意見交換を重ねられ、昨年10月、地区自治連合会、地区福祉委員会、まちづくり研究室などにより構成された実行委員会が結成され、現在、実施に向けて鋭意努力されておられます。まさに本市が目指す協働のまちづくりを実践するイベントであると考えますが、このように市民が自主的に開催する事業について、市としてどのように考えられ、また財政的支援ができないものか、循環型学習を目指す本市生涯学習の立場からのお答えをお聞かせください。

計画を実現する行政経営について。

人材育成をはじめとする人事制度改革における「摂津市人材育成実施計画」について。

組織全体の人材育成について質問します。団塊の世代の退職など、これまで人材育成の重要性について指摘されてきたところがありますが、大阪府の権限移譲に代表されるように、地方分権化の時代は既に到来していると言っても過言ではなく、人材育成は将来視点ではなく現在の行政運営を適切に行っていくためにも必要不可欠なものになっています。市長は、第4次行財政改革、総合計画においても、人材育成についてその重要性を示されております。これらを踏まえて、まず市長の人材育成に対する基本的な考えをお聞かせください。

次に、市政方針で市長が申された職員表彰制度について質問させていただきます。

制度自体はこれまでもあったとお伺いしておりますが、なぜ今回、職員表彰制度の充実を行われたのか、その意図と目的についてお聞かせください。

明るくつながりのある社会の実現について。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて。

大阪府は、岩手県を被災地支援のカウンターパートナーとして震災瓦れきの受け入れを表明していますが、受け入れに関して府下市町村の対応はまちまちと聞いています。人間基礎教育を掲げる摂津市としては、思いやりの心で被災地の支援を具体的に行うべきだと思っておりますが、また、震災瓦れきの受け入れについて市長のお考えをお聞かせください。

1回目、終わります。

○嶋野浩一朗議長 暫時休憩します。

(午後5時38分 休憩)

(午後5時39分 再開)

○嶋野浩一朗議長 再開します。

○野原修議員 申しわけないです。6番、「活力ある産業のまちづくり」について飛ばしておりました。

企業立地等促進条例と摂津市商業活性化に関する条例との連携した活用の取り組みについて、現状をお聞かせください。

以上、1回目終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 自民党を代表されての質問にお答えをいたします。

市民公益活動支援のガイドラインについての質問でございますが、本市におきましては、生涯学習活動やボランティア活動、自治会活動など、市民活動が盛んでございます。地域の課題解決に向けた活動が自主的・継続的に行われておりまして、協働の取り組みを推進していく上で大変心強く感じております。先に答弁いたしましたガイドラインにつきましては、市民協働のまちづくり推進会議からの提言を受け、協働と市民公益活動支援の指針を策定しました後に、市民活動団体への支援の範囲、内容、方法などを取りまとめてまいります。

災害時の要援護者支援プランの目指す方向、到達点についてであります。災害時要援護者支援プランの究極の目標は、要援護者一人ひとりに支援計画を作成し、災害に強い安心を実感できるまちづくりに到達することと考えております。しかし、一気に目標への到達はあり得ません。まずは、現在、支援プランの作成と並行して要援護者台帳の作成を行っており、貴重な台帳の情報を、いざというときに備え、日々の避

難訓練等に活用できるよう整備を進めてまいります。

消防職場における学生インターンシップについてのご質問ですが、東日本大震災における釜石の奇跡は、まさに日ごろからの備えと防災訓練の積み重ねによるすばらしい成果であると聞いております。企業や学校または地域の中での防災リーダー育成につきましては、大災害発生時には人的・物的被害の軽減に大きな役割を果たすと認識いたしております。本市における防災教育、防災リーダー育成の一環といたしまして、消防職場の学生インターンシップがございしますが、平成22年度から高校生を対象として取り組んでおり、平成23年度には対象を大学にも広げて実施いたしております。

次に、女性消防団についての取り組みでございしますが、昼間の消防力向上には女性消防団や機能別消防団制度が有効であると考えております。東日本大震災の避難所においても、女性消防団員ならではの視点に基づく活動がとても役立ったと聞いております。本市におきましても、女性消防団員が地域の各分団に団員として参画していただけるように今後も進めてまいりたいと考えております。

吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づくJRの千里丘駅西口まちづくりについての質問でございしますが、吹田操車場跡地まちづくりは、既に策定しておりますまちづくり基本計画に基づき、土地区画整理事業を進めているところであります。ご指摘のとおり、JR千里丘駅西口は、都市計画道路岸部千里丘線の整備により交通の流れが大きく変化することが想定されます。駅周辺におきましては、吹田操車場跡地まちづくりや周辺地域の住宅開発によって交通

量も増加することが予想され、JR千里丘駅西口の再開発計画にも影響すると考えております。さらには南北分断解消のための西口エレベーターの設置工事等も予定しておりますことから、安全対策を見据え、地元関係者のご意見を伺いながら、駅前周辺のまちづくりについて検討を行ってまいりたいと考えております。

(仮称)千里丘公園の整備についてであります。また、(仮称)千里丘公園は、地震などの災害発生時に市民の皆様が一時的に避難できる一時避難地の機能を有する都市公園として整備を行います。防災機能として整備する主な施設としましては、避難場所としての多目的広場や災害時に使用できるマンホールトイレ、通常は水道管の一部として使用し、地震などの災害時には飲料水として使用できる耐震性貯水槽、生活用水や消火活動時に使用できる多目的水槽、平常時はパーゴラとして使用し、災害時はテントをかけることで雨などをしのげ、避難場所の本部などに活用できる防災パーゴラ棟、千里丘地域の防災拠点となる備蓄倉庫を兼ねた管理棟などを整備し、市民の皆様へ安心を提供してまいりたいと考えております。

正雀下水処理場等々についての質問でございしますが、これまでの答弁の繰り返しになりますが、正雀下水処理場の建設経緯、今日まで半世紀近くにわたり本市住民に多大な影響を与えてきたという事実、さらには、本市のし尿を最後まで処理するとして昭和40年の協定書、これらを勘案すれば、吹田市はこの問題の解決に向けて大きな責任があると考えております。昨年12月の建設常任委員協議会において、吹田市の協力が得られない場合には、以後、吹田操車場跡地のまちづくりに関して云々という発

言は、改めて吹田市にこのクリーンセンター問題の重要性、そのことをしっかりと認識してもらうための発言でございます。このため、引き続き吹田市に対して責任を持って本問題を解決されるよう強く求めてまいります。

自転車の安全利用倫理条例の質問についてでございますが、きのうからも何度もご答弁をしておりますけれども、先ほども言いましたが、摂津市は非常にハードな地形の形態です。そういうことで、日々自転車はなくてはならない交通手段の一つであると思います。それにいたしましても、最近の自転車の事故が気になります。今のところ摂津市では死亡事故につながるような事故はございませんけれども、あってからでは遅いわけでありまして、今回しっかりと先手を打ったわけでございます。この条例の特徴の一つは、告発事項を盛り込んだことではないかと思いますが、これも何度も言っておりますが、今回の条例は摂津市の人間基礎教育の精神を具体的な形にあらわしたものでありまして、検挙することが目標ではございません。ただ、この条例の中にはそれぞれの任務といたしますか、いろいろと書かれてあるわけでありまして、それぞれがしっかりと中身あらしめるよう取り組んでいただくよう、摂津市の強い思いといたしますか姿勢をあらわしたわけでございます。

次に、自然豊かな憩い安らぐ空間づくりについての質問であります。当初の緑の基本計画は、平成9年度に制定し、平成32年度を目標にしたものであります。その中間年でありまして平成22年度に計画しておりました目標値や施策についての進捗状況を検証し、現在の社会状況、今後の社会動向などを勘案いたしまして、必要に応じ

て計画の修正や見直しを行うものでございます。しかし、平成22年度は総合計画の見直しなどを実施いたしておりましたことから、その整合性を踏まえた対応が必要であり、緑の基本計画の見直し時期を平成24年度にしたところでございます。見直します緑の基本計画は、総合計画の理念でもございます協働を全面に押し出し、緑に対する市民の考えも、アンケートや市民や学識経験者を含めました、仮称ではございますが、緑の基本計画策定懇談会などを開催し、市民の意見を反映しながら目標となる数値やよりわかりやすい指標を示した計画づくりを進めてまいります。

市民参加の市内の緑化促進についてであります。本市にとりまして、緑を増やすことは都市のイメージを高め、市民生活や環境面にとりましても大変重要な施策であると思っております。現在、緑化促進の団体として、市内には啓発や教室の運営や花いっぱい活動を活発にしている団体、グループなどがあります。また、緑化樹木の寄附や植樹後の管理を引き受けている団体もございます。このような団体がこれからも増えていくことが望ましいと考えておりますが、一方、市民や企業の方々にも協力をお願いし、緑を増やす方策についてご協力をいただいております。既存の団体や自治会などのご意見を伺いながら、市民参加によります市内緑化のよりよい施策づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

地域福祉活動支援センターの事業についてのお問いでございますが、地域福祉活動支援センターは、地域福祉活動の中核的な施設として整備を進め、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティアセンターの連携を強化し、地域福祉活動の支援、

情報の収集・発信、相談・コーディネート
の事業の充実を図り、より一層きめ細やかな
地域福祉活動を推進してまいります。

摂津市商業の活性化に関するお問い合わせ
ありますが、商業者、商店会及び商工会の役
割を明確にし、商業の活性化を促進するた
め、平成22年4月に摂津市商業の活性化
に関する条例を制定いたしました。それぞ
れが協働でセッピー商品券やこども110
番の店による見守り活動などに取り組んで
おります。また、平成23年4月には、市
内事業所の存続と地域経済の活性化を図る
ため、進出企業や新たな設備投資を行う企
業に対し奨励金を交付する企業立地等促進
条例を制定いたしました。個別訪問を進め
ながら制度の利用促進に努めております。
今後も二つの条例を両輪に、商工会と連携
を図りながら、本市の柱となる商工業の発
展に努めてまいります。

人材育成に対する基本的な考え方につ
いてありますが、私は、総合計画の基本計
画の中で、職員がみずからを変え、職場を
活性化し、摂津市を変えていくことを目指
し、みずから考え勇気を持って行動する職
員を育てますとお示しをいたしました。こ
のことは職員の意識改革を主眼に置いたも
のであり、人材育成には研修をはじめ、さ
まざまな取り組みも大切ではありますが、
職員一人ひとりがみずからの職務の重要
性を認識し、市民の負託にこたえる職員と
なることをまずもって強く意識しなければ、
職員が期待される人材へと成長すること
はございません。私は、このような意識を
醸成するために、職員に対して「やる気」・
「元気」・「本気」・「勇気」を持って取
り組むことを常に訴えかけ、また、何よ
りも職員の基本として人間基礎教育を実
践することを常に申し上げております。ま
た、人材

育成実施計画におきましても同様の趣旨
を記載しており、さまざまな人事制度改革
や研修を通じて人材育成を行ってまいり
ますが、常に意識の重要性をその中に含
めてまいります。

次に、職員表彰制度の充実の目的と意
図についてでございますが、職員がみず
からの職務を見詰め、活発に議論し、積
極的に勇気を持って行動するという意識
を醸成し、それを育て支える、たたえる
組織の構築が大切であると考え、職員表
彰制度の充実を図ることといたしました。
これまでの公務員の評価は往々にして減
点主義でしたが、活発な組織づくりのた
めに加点主義の考えを取り入れ、職員の
やる気を高めてまいりたいと考えてお
ります。

東日本大震災で発生しました災害廃棄
物の受け入れについてのご質問でありま
すが、災害は決してよそごとではござい
ません。いつ何時本市が被災するかも
しれません。何度も言っておりますが、
困ったときはお互いさまでございます。
被災地の一日も早い復旧・復興のため
に、本市は消防職員や水道職員の派遣、
物資協力、募金活動、物産販売、被災
者採用、派遣研修など、さまざまな形
で被災地を支援してまいりました。ま
た、これからもできる限りの復興支援
を行ってまいります。ご質問の災害廃
棄物の受け入れにつきましては、早期
復興の観点から広域処理が必要である
と考えております。ただ、大阪湾フェ
ニックスでの埋立て処理が可能かどう
か、災害廃棄物に付着した放射性物質
の人体や環境への影響はどうかとい
った問題もあり、市民の健康と安全が
脅かされることのないよう、この点
をしっかり見きわめながら対応して
いきたいと思っております。

以上、私からの答弁にかえさせていただ

きます。

○嶋野浩一朗議長 教育長。

(和島教育長 登壇)

○和島教育長 教育委員会にかかわります3点のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、安心して子育てし、子どもとともに育つ子育て支援施策についてでございます。

摂津市次世代育成支援後期行動計画、せっつすこやか子育てプランは、前期計画の成果と課題を踏まえ、市民が安心して子どもを産み育てることができるよう、総合的、計画的に次世代育成支援対策を推進することを目的に作成いたしましたものでございます。計画では、最善の利益は子どもに、地域や社会による子育て支援、子どもとともに育つまちづくりを基本理念に、さまざまな施策を展開してまいります。今年度には、機構改革により教育委員会に次世代育成部を開設し、就学前教育の充実、小学校への円滑な接続のため、就学前教育実践の手引きを作成するなど、子どもたちの成長のため一貫性のある取り組みを進めております。

また、地域における子育て支援として、べふこども園の開設をはじめ、つどいの広場の増設や子育て情報誌の発行など、さまざまな子育てニーズに応じたきめ細やかな支援策の充実に取り組んでおります。今後も地域全体で子育て家庭を支え合い、子育てに喜びや楽しさを感じ、摂津市で子育てをしたい、してよかったと思えるまちづくりに、市民や関係機関と連携し、取り組んでまいります。

次に、新年度からの中学校武道必修化に向けての本市の準備状況についてでございます。

現行の中学校学習指導要領のもとで、これまで本市では、中学校保健体育において、

武道、ダンスの選択必修では、男子が柔道または剣道、女子がダンスを履修してまいりました。学習指導要領改定に伴い、来年度より1、2年生では男女とも武道とダンスが必修化されましたが、体育科教員が協議を重ね、男子はこれまでどおり柔道または剣道、女子は全校剣道を履修する予定をいたしております。生涯スポーツの視点から、多くの領域を体験させることと、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすることが今回の必修化のねらいであり、それらを踏まえた授業づくりの実現が大きな課題でございます。そのため、大阪教育大学太田順康教授を講師として招聘し、これからの授業づくりにかかわる研修を行ったところであり、引き続き研修を実施してまいります。また、摂津警察をはじめ地域の諸機関との連携も大変重要であり、武道に関する実技講習会の開催についても検討してまいります。

最近のマスコミ報道など、武道必修化へ向け、安全面での危惧や指導者の技能を不安視する声が聞かれるところでございます。このことを踏まえ、安全に十分配慮し、武道の楽しさや喜びに触れ、相手を尊重する態度をはぐくめるような授業の実現へ向け、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生涯学習大学卒業生が企画した「淀川わいわいガヤガヤ祭」についてでございます。

学んだ成果を適切に生かし、生涯学習を通して本市のまちづくりに生かしていただく循環型学習を目指して、平成20年度にせっつ生涯学習大学を開校いたしました。このたび、当大学の卒業生が中心となって「淀川わいわいガヤガヤ祭」が開催されますこと、また、総合型地域スポーツクラブ

を設立・運営されますことは、大学開校の目的である循環型学習を実践いただいているものと考えております。協働のまちづくりのためには、さまざまな形での市民、事業者の自主的・主体的な参画が不可欠であり、その指導的役割を担っていただく地域リーダーやコーディネーターの養成が必要です。教育委員会といたしましては、今後も生涯学習大学を核とした循環型学習を推進し、支援することにより、持続的発展可能な生涯学習社会を実現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、2回目、質問させていただきます。

質問活動が芽生え、継続し、発展していくには、各団体の状況に応じた支援が必要になると考えます。活動の中心的担っていく人材、専門的な能力を持った人材の育成への支援の場や活動の維持や運営のためのノウハウ、活動資金の助成、自立のための支援など、市民公益活動が継続し、発展していくためのきめ細かな支援、促進策が求められます。その中で、さまざまな部署にかかわる市民活動がより活性化、活発に行われるため、市民の側からの事業提案を受け入れられないのか。一方で、ガイドラインに示されている支援内容の周知について、概要版などを作成される際に、例えば2009年、山口県周南市で、このようなイラスト入りで、より市民にわかりやすいような情報提供をして協働の実践に結びつけた事例がございますので、参考にしていただきたいと思っております。

要援護者の台帳の具体的な内容、取り組み状況について、例えば要援護者の台帳を作成するのはもちろんですが、いかに活用

し、現実に避難できるか、東日本震災で多くのことを学ばせてもらったことを生かすには、日常の生活、また災害訓練時にいかに活用する仕組みづくりや避難経路図などを整備する必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

消防・救急救助施策について。学生インターンシップにつきましては、平成22年度に星翔高校、平成23年度には星翔高校及び人間科学大学と積極的に実施していただき、高く評価しております。このように、消防職場による災害の第一線で活躍される職業を学生みずからが体験することによって、消防業務への理解も深まり、災害時のリーダー育成にもつながっていくと考えます。では、今後、展開、広がりについて詳しく説明をお願いします。

また、女性消防団員についての取り組みについてであります。平成23年4月1日現在のデータで、女性消防団員を採用されている消防団は全体の58.3%で、全国に1万9,577人おられると聞いています。地域特性やその活動内容についてはさまざまですが、高齢者宅への防火訪問や応急手当の普及啓発など、女性の持つソフトな面を生かした活動をされていると聞いております。そこで、本市においては今後どのような展開になっていくと考えるのか、お聞かせください。

JR千里丘西口まちづくりについて。都市計画道路岸部千里丘線が平成27年度末に完成すれば、西口駅前にさらに車が流入すると想定されます。また、周辺地域では新たな住宅開発が進められています。現在検討されているJR千里丘駅西口の再開発の状況を考えれば、西口の駅前広場の整備時期とはタイムラグが生じる可能性があります。それまでの間、西口駅前周辺の安

全対策をどう考えるのか、お聞かせください。

防災機能のある（仮称）千里丘公園は、JR東海道線以北に整備されますが、地下道のうち竹の鼻ガードについては（仮称）千里丘公園に隣接しており、JR東海道線以南の住民の方が（仮称）千里丘公園に少しでも早く安全に行けるように、また、防犯上においても、以前から要望していたガードの一部をオープン化する必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

クリーンセンターに関して、副市長の発言は、私を含め多くの議員に共通する思いであったと思います。吹田市の協力を得るため本市が一丸となる必要があると改めて感じます。最悪、存地ということも考えておく必要があると思います。一方で、昨年12月の協議会で、存地の場合、処理場機能停止に間に合わないという説明がございました。その場合、し尿などの処理はどのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

摂津市自転車安全利用倫理条例を制定されました。市長の思いは大変よくわかりました。そこで提案なのですが、例えば自転車利用者がルールを守って運転していることを自転車前かごにつけるとか、24年度より原動機付き自転車などに導入されるご当地プレートのようなものを使って、摂津ブランドのPRをし、啓発できるような方法はできないでしょうか。また、子どものころから安全教育を根付かせる必要があると思いますが、小学生を対象にした自転車の交通安全教室はどのように行っておられるのか、お聞かせください。

「みどりうるおう環境を大切にすまちづくり」について。実際緑の基本計画で検証するものや見直しする項目はどのような

ものになるか、お聞かせください。

大阪府においては、みどりの風促進区域を摂津の一部に指定し、緑視率の目標を掲げ、府道沿いの緑化を進めていますが、この考えを参考にし、市民の方々に協力を得て市内緑化を促進してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。また、一つの方法として、市民や団体が樹木を購入し、市民や団体が木を管理、育てるオーナーズツリーなどの考えは、私は以前、市民の方が庭で育てられた桜の苗木を市内の公園に寄附していただいたこともあります。五月山公園などでは市民の名前のプレートがついている桜の木があります。郷土愛にもつながる取り組みと考えますが、いかがでしょうか。

地域福祉活動支援センターの具体的な事業展開について。以前より校区の福祉委員の方から担い手不足に対する不安を多く持たれていました。また、ボランティアに対してもいろいろな活動があります。その方々に対して情報の整理、支援をどのように取り込まれるのか、お聞かせください。

安心して子育てし、子どもとともに育つ支援施策について。育児に積極的に参加する父親がイクメンとして脚光を浴びていますが、同じように孫世代の子育て支援に力を注ぐ高齢者はイクジイ、イクバアと呼ばれ、注目を集めています。核家族化が進み、異なる世代とのかかわりを持つ機会が少なくなった今、イクジイ、イクバアの存在は、子育て中の家庭にとっても、子どもたちにとっても、また地域ぐるみで子育てを支えるためにも貴重な存在です。摂津市では、次世代育成支援後期行動計画を基軸にさまざまな取り組みを進めておられますが、現在の取り組みをさらに充実させるためには、子育て中の保護者へのきめ細かな支援はも

とより、子育てが一段落した人や、イクジイ、イクバアをはじめ、高齢者の方の経験やアドバイスを生かせる仕組みづくりが大事であると考えますが、お聞かせください。

必修化に対応するため、教員の技能向上について。子どもたちに指導するには、それなりの指導できるレベルに到達する研修と実技に本年時間をかけられたと思いますが、取り組みを聞かせてください。

循環型学習として、生涯学習大学が中心となって講師を派遣するなど、女性大学、老人大学など水平連携が必要ではないかと思いますが、教育委員会の考えを聞かせてください。

摂津市商業の活性化に関する条例には商業者相互の連携がうたわれていますが、南千里丘周辺の商業者間においては、この条例が生かされていないように感じます。本市のモデル地区として、他への地域商業の活性化にも大きく影響があるのではないかと考えます。まちづくりの観点から企業立地等促進条例との取り扱いの現状を聞かせてください。

人材育成、表彰制度について。職員表彰制度の意図と目的については理解しました。では、実際に制度がどのようなものであるのか教えてください。また、市長の答弁にもあった平成22年12月に摂津市人材育成実施計画が定められました。実施計画は、五つの心を根底に、人材育成基本方針で定められた目指す職員像を実現した職員となるよう、人を育てる職場、能力開発を支援する研修制度、やる気を引き出す人事制度の三つの柱の具体的な計画を定められていると認識しています。この1年間、摂津市人材育成実施計画に基づいて人材育成に取り組まれたと思いますが、具体的にどのようなことに取り組まれたのか教えてください。

い。市長の答弁にもありましたように、昨年1月に摂津市人材育成実施計画が定められました。摂津市人材育成実施計画に基づいて人材育成に取り組まれたと思いますが、具体的にどのようなことに取り組まれたか聞かせてください。

震災瓦れきの受け入れについては、他者を思いやる姿勢で挑んでいただきたいと思いますが、市民の健康と安全の確保にも十分配慮をしていただいで対応していただくようお願いします。また、放射能に関する情報が不足しているため、不安や懸念を抱かれている市民もおられます。復興のため広域処理が遅々として進まないのは、この辺に原因があるように思います。市はこの点についてどうお考えですか。また、環境センターのある鶴野地区はもとより、市域住民に対して丁寧な説明が必要だと思いますが、今後の対応をお聞かせください。

以上、2回目終わります。

○嶋野浩一朗議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○福永保健福祉部長 要援護者台帳の具体的な内容、取り組み状況、予定についてのご質問にお答えいたします。

要援護者の当面の対象者といたしましては、65歳以上の単身世帯、または65歳以上の者のみの世帯の方、身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する方、精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方、療育手帳A、B1を所持する方、要介護認定者で要介護度3、4、5の方等を想定し、要援護者支援システムを導入し、要援護者台帳を作成しております。本年度中には完成する予定でございます。

要援護者台帳の情報につきましては、災害発生時には行政では直ちに活用することが可能ですが、東日本大震災での状況を見

ますと、災害発生時直後に要援護者の方々の支援に当たられたのは地域の方々であり、ふだんから災害時に備え、要援護者の方々と避難訓練を実施されている地域においては、顕著に被災者が少なかった現状がございます。したがって、災害に備えてふだんの避難訓練等から活用できるよう要援護者台帳を整備し、要援護者の方々一人ひとりに支援プランを作成していかなければならないと考えております。なお、要援護者システムを利用して作成予定の要援護者個別支援プランの項目には、避難所までの避難経路図として地図情報も掲載してまいります。

続きまして、地域福祉活動支援センターの具体的な事業の展開についてのご質問にお答えいたします。

第2期の地域福祉計画策定時の懇談会等において、校区福祉委員会の方々からは担い手についての不安を多く聞かせていただきました。さまざまな地域福祉推進の事業がございますが、地域福祉活動支援センターでは、まずは担い手、人材育成事業に重点を置いて事業を開催していきたいと考えております。具体的にはボランティアリーダー研修、災害ボランティア養成講座等の事業を展開してまいります。また、ボランティア団体の方々から、ボランティアが自由に集い、情報を収集したり閲覧するスペースがないため、活動場所の確保についてご要望いただいておりますが、地域福祉活動支援センター内にボランティアセンターが開設されますことにより、ボランティア会議室、作業室、多目的コーナー等をご活用いただき、一層活発なボランティア活動を展開していただき、地域福祉の推進に寄与いただけるものと考えております。

○嶋野浩一朗議長 消防本部次長。

○熊野消防本部次長 消防職場における学生インターンシップの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

学生インターンシップの実績についてですが、平成22年11月に星翔高校の学生2名をインターンシップ生として4日間受け入れ、平成23年11月には星翔高校の学生2名及び人間科学大学の学生2名に、消防に泊まる当直研修や府立消防学校への1日入校などの4日間を経験していただきました。なお、従来から実施しております市内各中学校の職業体験学習につきましても、毎年数多くの生徒に経験していただいております。今後はさらに多くの学校や学生、生徒にも経験していただけるような働きかけをしてまいりたいと考えております。また、女子学生にも積極的に参加していただけるよう呼びかけ、女性視点での防災リーダーの育成も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、女性消防団員への取り組みについてですが、消防団には地域ごとの特性もあり、地域の消防分団に女性が団員として参画していただけるよう啓発に努め、その広がりによって女性消防団員が活躍の場を持っていただければと考えております。

○嶋野浩一朗議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 千里丘西口駅前周辺の安全対策についてのご質問にお答えします。

西口駅前周辺の安全対策につきましては、都市計画道路岸部千里丘線が平成27年度末に完成すれば、西口駅前にさらに車が流入することが予想され、また、今後、周辺地域の新たな住宅開発もあり、西口駅前に交通量が増加することは認識しておるところであります。これらのことを想定し、西口駅前周辺の安全対策について、平成22

年度より庁内関係課で連携し、現状でどのような交通安全対策が図れるのか協議を行っているところであります。現状の道路は幅員も狭く、その対策は制限されておりますので、物理的な面も考慮しながら、現状の中でどのような交通処理が可能か協議・検討し、摂津警察とも協議を進めているところでございます。

また、現在、府道大阪高槻京都線から駅前に入り込んでいるマンション送迎用の民間タクシー会社に対しても申し入れを行い、西口駅前でUターンせずに、千里丘ガードの側道を迂回して千里丘交差点に向かうよう協議を行っているところでもあります。民間タクシー会社とは今後も千里丘ガードの側道を迂回していただくよう要請もしてまいりたいと考えております。

安全対策については、今後も西口駅前の再開発計画の状況を見ながら道路の完成に合わせた当面の安全対策が必要であることから、暫定的な手法も考慮し、検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、(仮称)千里丘公園へJR東海道線以南からのアクセス方法についてのご質問にお答えします。

JR東海道線を横断する地下道のうち竹の鼻ガードについては、千里丘公園に隣接しており、JR東海道線以南にお住まいの市民の方々が千里丘公園へ少しでも早く安全にアクセスしていただけるよう、まちづくり用地内で新たに自転車押し上げ式の斜路付き階段を設置し、竹の鼻ガードから都市計画道路岸部千里丘線や千里丘公園へ直接アクセスできるよう整備します。また、防犯面などの観点から、まちづくり区間で一部ガードの天井を撤去しまして地下道内を明るくすることや歩道部を拡幅するなど、JR東海道線以南の市民の方々が安心・安

全に千里丘公園へアクセスできる経路の整備を計画しております。

次に、緑の基本計画で検証するものや見直す事項はどのようなものになるのかのご質問にお答えします。

現行の緑の基本計画におきましては、市内におけます緑の量を目標値として掲げており、総合計画でもお示ししていますように、緑被率20%として定め、それを実現するための施策を提案しているところでございます。この緑被率を算出するためには、航空写真などを用いまして地域ごとの緑をカウントし、現況の緑の量を把握し、これをもとに必要であれば緑化の重点地区を見直しし、また同時に緑に対するアンケートを実施し、仮称であります緑の基本計画策定懇談会の意見を踏まえまして計画を定めてまいりたいと考えております。目標値につきましても、必要であれば見直しを行い、緑被率だけでなく緑に関するほかの指標、例えば壁面緑化、河川護岸の緑化などの立体的な緑の視覚的効果をあらわす緑視率や、摂津市の特徴でもございます水路、河川での空間や水面などの面積に緑被を加えた水緑率なども検討の対象と考えております。また、目標の実現のための施策については、市民、企業、行政が協働で緑化推進に取り組むことを重点に置き、見直してまいりたいと考えております。

次に、大阪府のみどりの風促進区域の考えを取り組んだ市民参加の緑化についてのご質問にお答えします。

大阪府では、府全域で「みどりの風を感じる大都市・大阪」をキャッチフレーズに、主要な府道沿いの両側100メートル区域のみどりの風促進区域として指定し、道路沿いの建物前面の空地や建物壁面を有効活用して、緑視率25%を目指して緑化の促

進を図っておられます。本市では、道路沿いの両側25メートルの地域において緑視率を確保する建築物に対して、建ぺい率や容積率の緩和を地区計画の指定によりまして協力を求める検討も実施する予定を考えております。市内では、対象の府道といたしまして、府道大阪中央環状線、大阪高槻線の一部、一津屋交差点から以西、十三高槻線の北大阪流通センター入り口交差点以東が指定されております。大阪中央環状線の三島1丁目、2丁目や東一津屋、鳥飼和道地域の一部でみどりの風促進事業によって緑化が始まっております。先日、ライオンズクラブより寄贈されました市役所隣のポリテクセンター前での植樹もその一環でございます。みどりの風や花いっぱい活動で樹木と草木の違いはございますが、緑化を進めるといふ点におきましては摂津市も大阪府も共通でございます。現在は、みどりの風の事業も始まったばかりでございますので、これからの進捗状況や市民の協力、取り組み状況を見ながら、平成24年度から策定作業を開始します緑の基本計画の見直しや花いっぱい活動の参考にいたしてまいりたいと考えております。

次に、オーナーズツリーについてでございますが、議員ご提案のオーナーズツリーにつきましては、まさに総合計画での協働でございますが、まず植える場所、植えた後の樹木の管理についてあらかじめ定めておく必要がございます。植栽に対する市民の理解と協力は早い段階から得られるものと考えておりますが、その後の管理となりますと個人では難しく、グループによりまず組織化、そして灌水、水の確保、害虫や落葉の管理など、なかなか難しい問題がたくさんあると考えております。これを市が行いますと協働の意味合いがなくなり、逆

に費用がかさむ結果となることを懸念いたしますが、そのためにも、市民参加による緑化活動につきましては、市民、企業、行政の役割や責任を明確にし、長期的な活動を維持する組織づくりが不可欠と考えております。いずれにいたしましても、オーナーズツリーを実行するには、以上述べましたような困難な課題がございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 土木下水道部長。

○藤井土木下水道部長 吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題につきましての2回目のご質問にお答えいたします。

クリーンセンター存地という考え方は、吹田市の協力が得られない場合の最終的な案でありまして、これをもってクリーンセンター問題の解決とは考えておりません。そのような事態を回避するために、現在、吹田市と協議を行っておるところでございます。処理場もクリーンセンターもなくなることが両市にとって最善と考えられますので、その実現に向け、引き続き協議してまいります。

続きまして、摂津市自転車安全利用倫理条例についての2回目のご質問にお答えいたします。

自転車利用者みずからがルールを守って運転していることをアピールし、啓発にも役立てる方法とのご質問でございますが、現在、啓発チラシが入れられるひたくり防止を兼ねました前かごカバーを考えておりまして、この中に「交通ルールを守っています」や「安全運転中」などの標語を入れてもらい、優良運転者に利用していただくことにより、自転車利用者みずからがル

ールを守って運転していることをアピールしながら市内を走行していただくことにより、啓発にも役立つものと考えており、実践に向けまして取り組んでまいります。

小学生を対象にしました自転車の交通安全教室につきましては、毎年5月に小学3年生を対象に自転車の点検方法を教え、実際に自転車を運転することで正しい乗り方やルールを身につけることを目的に、市内のすべての小学校で開催しております。安全教室では、人形を用いての衝突実験を実施するなど、事故の恐ろしさの理解も図っております。また、教室終了後には生徒の顔写真入りの免許証を交付し、自転車の安全な利用の方法についての意識づけや理解が深まるよう啓発に努めております。今後におきましては、このような教室の内容が各家庭で話題にしてもらい、自転車の安全運転の大切さを伝えられるような取り組み方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 子育て支援の充実のための高齢者の経験やアドバイスを生かす仕組みについてのご質問にお答えいたします。

地域のつながりが希薄になる中、家庭や地域の中で子育ての知恵や経験の共有化が難しくなってきました。子育て家庭が孤独や不安を感じることなく安心して子育てができるためには、地域全体で子育てを応援することが大切だと考えております。

支援策の一つとして、本市では現在、子育てに関し、小さなおせっかいの行動を広めるため、子育てが一段落した人や高齢者の方を中心にせつつ子育て応援隊を組織していただいております。若いお父さんやお母さんの子育ての応援をしております。子育て

中の家庭にとっては、身近な人のちょっとした思いやりが大きな支えになることから、子育て応援隊では、ふだんの生活の中での声かけのほか、子育て中のメンバーとの交流やミニコンサートを実施するなど、少しでも育児の不安やストレス解消、親同士、応援隊とのつながりの場となるよう工夫して取り組んでいただいております。この応援隊の取り組みが、ご紹介いただきましたイクジイ、イクバアの取り組みと重ねる部分があると思います。

また、応援隊以外では、毎年開催している親子ランドでは、地域の民生児童委員さんや絵本の読み聞かせグループの方々のご協力を得てコーナーを開設しているほか、平成24年度は、こどもフェスティバルの新たな取り組みとして、子育て支援グループが中心となって乳幼児の親子が楽しめるコーナーを設けていただく予定をいたしております。今後も子どもの健やかな生活、子育て家庭への支援のため、育児経験者や高齢者の方の持つ知恵や経験を生かした活動を支援するほか、本市の特徴であるフットワークのよさとネットワークのつながりを生かしたさまざまな子育て支援施策の充実を図ってまいります。

次に、武道必修化に対応するための教員の技能向上についてお答え申し上げます。

本市では、これまで中学女子ではダンスを選択し履修してきたことから、今回の学習指導要領改定に伴い、武道の指導は初めて行われることとなります。必修化に向け、保健体育科教員と協議を重ねた結果、全中学校で情報交換ができ、共同で授業研究が行えることから、女子は剣道を統一して履修することとし、準備を進めてまいりました。男子の指導に合わせ、これまで男性教員を中心に講習会へ参加するなど取り組ん

でまいりましたが、指導経験のない女性教員を中心に研修の機会を継続して設定してまいります。また、女子の武道の授業時間に、これまでに授業で指導経験のある男性教員も加わるなど、指導形態も含めさまざまなシミュレーションを行い、各校で検討しているところがございます。より安全に授業が行われるよう、また指導に混乱が生じないように、今後も研究・協議を重ねてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 生涯学習大学と女性大学、老人大学との水平連携についてのご質問にお答えいたします。

生涯学習につきましては、生涯学習部の施策だけでなく、庁内で広く生涯学習を担っていただいております。第2次摂津市生涯学習推進計画に基づき、各推進担当課に依頼し、毎年進行管理を行っております。平成23年度は23課にまたがる176の推進事項に取り組んでおります。また、文化振興につきましても、同様に文化振興計画に基づき、21課にまたがる158の推進事項について進行管理を行っており、女性大学、老人大学のこれらの計画に組み込まれております。生涯学習大学、女性大学、老人大学の対象者、目的はそれぞれ異なっておりますが、いずれの大学も地域のリーダーとなって社会活動を推進していただく人材の養成という点については一致しております。協働のまちづくりを進めるためにも、学んだ成果を生かすことのできる循環型学習を強力に推し進めなければならないと考えております。それぞれの事情等から一気に大学として水平連携することは難しい状況にありますが、女性大学とは既に検討を進めようとしており、お互いの施策を尊重しながら、講師派遣、カリキュラムの相互

受講、共通講座の開講など、できることから進めてまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 南千里丘地区の商業者間の条例の活用についてということですが、新たに南千里丘地区に進出いたしました量販店に対し、商業活性化に関する条例について説明を行い、地域商業者と連携を呼びかけておりますが、現段階では両者から特段の報告は受けておりません。この量販店は、開業間もないこともあり、まだ地域とのつながりも浅いことから、地域との連携が図れる状態に至っていないものと考えております。しかし、第3弾のセッピー商品券におきまして、両者とも商品券の取扱店として参加いただいておりますので、これをきっかけに相互の連携を呼びかけ、両者でイベント等を実施される場合には市の商業活性化補助金の交付などにより支援を提案してまいりたいと考えております。

また、企業立地等促進条例の取り扱いにつきましては、広報紙やホームページ内の事業所ネットの活用、また事業所訪問などによる情報の提供を行うほか、商工会でのパンフレット配置、本年1月の商工会報の掲載協力などにより、事業所への周知に取り組んでおります。その結果、現在9事業所からの相談をお受けいたしておりまして、うち3事業所の申請を受理いたしておるところでございます。

震災瓦れきの廃棄物の受け入れ、広域処理の問題点ということですが、ご指摘のように、広域処理に伴う放射線関連の情報は決して多いとは言えず、これから国をあげて広域処理を進めていくためには、積極的な情報公開と情報発信によって放射性物質に対する不安や懸念を払拭しなけれ

ばならないと考えております。また、受け入れ側住民の理解が得られるよう、国は最大限の努力を払うべきであり、この点は強く要望してまいりたいと考えております。また、本市におきまして、市民の方々に説明をすることなく災害廃棄物を受け入れるということとはございません。繰り返しのようになりますが、震災瓦れきの受け入れにつきましては、市民の健康と安全の確保を第一に考え、広域的な視点に立って慎重に対応してまいります。

○嶋野浩一朗議長 市長公室長。

○乾市長公室長 職員表彰制度の内容と摂津市人材育成計画に基づく具体的な取り組みについてのお問いでございますが、まず、今回の職員表彰制度は、摂津市職員表彰規則に基づき、職員の執務意欲の高揚に資するため、他の模範として推奨すべき職員等の表彰を実施するものでございます。例えば、通常の職務の範囲を超え、斬新な発想で職務を遂行し、多大な貢献をした職員や係、また、市民サービスを向上させる取り組みを行い、相当の効果を発揮した職員や係などについて、各部長の内申と職員表彰審査委員会の審査を踏まえ、市長から表彰を行うものでございます。表彰の時期につきましては、年度当初の辞令交付式において行い、副賞として図書カードを添えることを考えております。

次に、摂津市人材育成実施計画に基づく具体的な取り組みについてでございますが、まず、平成22年度3月の取り組みとなりますが、団塊世代の職員の経験や能力を伝える取り組みとして、退職する部長級職員を講師といたしまして、退職部長級講話研修を若手管理職に対して実施いたしました。また、マッセOSAKAの海外派遣研修に参加した職員を講師とした研修成果報告会

を実施したところでございます。

次に、平成23年度以降の取り組みでございますが、新規採用職員を迎える職場に対しまして、管理職を対象とした新規採用職員所属長研修、実際に指導に当たる職員を対象とした新規採用職員指導者研修を4月に実施し、新規採用職員を育成する職場づくりを行ってまいりました。また、新規採用職員に対しては、入庁6か月を迎える前に人事課の職員による面談を実施し、職場や職員の状況を把握し、適切な助言を行うよう取り組みました。人事制度につきましては、責任の明確化と権限の移譲を図るため、課長代理の管理職化を実施いたしました。また、一般職員に対しては、自己申告書の一部をキャリアシートとして各職場のパソコンにより入力できるものに変更し、職員がみずから取得した資格や自己PRなどを把握することによって、より適性に合った配置や人材育成が行えるよう取り組んでまいりました。今後も人材育成実施計画に基づいて人材育成に取り組んでまいります。

○嶋野浩一朗議長 野原議員。

○野原修議員 それでは、3回目、質問させていただきます。

JR千里丘駅西口まちづくりについて、西口周辺の安全対策について、暫定的な手法も考慮しながら安全対策は準備検討することが必要であると考えますが、どのような手法を考えられているのか、お聞かせください。

(仮称)千里丘公園などにかかわる摂津市内にある一時避難所、避難地への安全な避難経路の確保について、先ほど要支援者、要援護者の避難で質問しましたが、防災管財課が考えられる現在作成されている避難勧告判断・伝達マニュアルについて、どの

ような内容で考えているのか、お聞かせください。

クリーンセンター問題について、再度、吹田操車場の跡地まちづくりの観点から、トータル的に副市長にお尋ねします。

2月8日に国立循環器病研究センター誘致について、吹田市、茨木市、箕面市からプレゼンがあったと聞きますが、本市の姿勢はどのようなものか、また、正雀処理場の機能停止との関連でも本市は今後どう取り組んでいかれるのか、現時点での考え方をいま一度お聞かせください。

それぞれのセクションで募集などをされていると思いますが、どこでどのような講座や人材育成がされているのか、市民には非常にわかりにくいように感じます。団塊の世代と呼ばれる年齢層は、定年期を迎え、どんどん地域に帰っておられます。今日では平均寿命が延び、人生80年の時代を迎え、高齢者の体力年齢は、人によっては実年齢の8掛けとも言われております。3年前に摂津市で団塊の世代の仲間では還暦式を行い、昨年も仲間が集い、社会貢献できる生きがいを見つける集いをしました。定年になってもまだまだ働ける、何か地域の役に立ちたい、生きがいを探したい。ある調査によると、団塊世代で社会貢献に意欲的であるとの調査結果が出ております。地域のリーダーやコーディネーターになってやろうという意欲のある方、あるいは地域の人材難が聞こえてきます。この状況を考えますと、人材の需要と供給のミスマッチを来していると思えます。行政は、適切に情報を提供することにより、多くのボランティアや行政のサポーターを発掘できるのではないのでしょうか。その全容を簡素でわかりやすく市民に発信することで、本気で元気でやる気のある市民が応募される

ことが期待されます。どうか行政の縦割りではなく、勇気を持って水平連携の情報発信をしていただくことを要望します。

また、課題として、「わいわいガヤガヤ祭」と同様に、チューリップアートなどの市民が自主的に開催されているイベントがあります。いずれも本市の目指す協働のまちづくりであり、今後も継続して開催していただくためには市の支援が必要ではないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

必修化になる武道、ダンスなどに関して、学校訪問していろいろな意見を聞かせてもらいました。それぞれスポーツライフを実現する視点から体験させることは大切だと思いますが、多忙化する先生方がどこまで短時間で指導できるのか、取り組みをお聞かせください。

企業立地について、9件の相談を受けているとのことですが、当初の見込みから見てどのように考えられるのか。一方、商業の活性化について、セッピィを利用してイメージアップを図っていると一定評価しますが、より一層の商業の発展を目指すには、これを生かし、具体的に商店街で扱えるものを商品化する。また、先日、J R 茨木商店街活性化のために、このような茨コンという取り組みがされました。このような仕掛けも必要だと思いますが、担当としてどう考えますか。

最後に、両条例は商工業の発展を支えるため重要なものと理解しますが、どのように認識しているのか、お聞かせください。

以上、3回目の質問とします。

○嶋野浩一郎議長 都市整備部長。

○小山都市整備部長 J R 千里丘駅西口駅前周辺の安全対策の暫定的な対策についてのご質問にお答えします。

西口駅前周辺の安全対策につきましては、西口駅前の再開発計画の状況を見つつ、関係機関と協議を進めてまいりましたが、現状での対策となると、限られたスペースの中で安全対策を講じなければなりませんので、まず西口駅前の交通処理対策が重要と考えております。そのため、例えば駅前に乗り入れ駐停車している送迎用の車の寄りつき場所を、暫定的ではありますが、千里丘ガード西側の側道部で歩道を改良し、そこへ移動させる案も検討しております。この場所は大阪府の管理であり、改良工事や土地の占有協議、また交通安全上から摂津警察とも協議が必要になりますので、今後、具体的にするために関係機関との協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 総務部長。

○有山総務部長 ご質問の一時避難所への安全な避難経路の確保についてですが、現在策定しております避難勧告判断・伝達マニュアルの中で、自主防災組織の単位である小学校区ごとにマニュアルの概要版を作成しております。身近な避難所をわかりやすく表現できるような内容にしようとしています。自宅や職場から避難所までの経路としては、地震の場合は倒壊している建物などがあり、幅員の大きな道を通っていただくことがより安全でございます。また、市民の皆様方それぞれが、自宅や職場から、みずからの身を守るため、どのような避難所までの経路にするかということを考えていただくことが大切であります。倒壊しやすいブロック塀や建物などの危険箇所をチェックしていただくことや、家族が集合する場所を事前に話し合っておくことが重要だと考えております。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 教育次長。

○馬場教育次長 武道など多領域を指導する教員へのサポート体制についてお答えいたします。

今回の中学校保健体育科における学習指導要領改定では、運動を豊かに実践することができるようにすることが目標とされ、中学校第1学年及び第2学年では、すべての領域の経験を通して、第3学年以降の自己に適した運動を選択できるようにするための基礎的な知識、技能を身につけるものとされております。このことは、運動への興味関心を高めることによって、生徒がみずから進んで運動に親しむ資質や能力を高めることをねらいとするものでありますが、ややもすると保健体育科の教員だけに任されてしまうおそれがございます。保健体育に関する指導は、学校の教育活動全体で行われる必要があり、家庭や地域社会における日常生活に根差したものとなっていかなければならないものだと考えております。そのような意味から、学校内での連携はもちろんのこと、学校外での連携も考慮しながら指導を行うことは重要であり、保健体育科教員へのサポートについて、さまざまな外部講師を招いての研修などを検討してまいりたいと考えております。

○嶋野浩一朗議長 生活環境部長。

○杉本生活環境部長 まず、企業立地につきましては、初年度につきまして、当初の予想を上回る申請及びご相談をいただいておりますので、引き続き情報の発信と提供に努め、この条例の活用ができるよう、事業活動の継続や新規立地を支援できるように頑張っておきたいと考えております。

次に、商業の活性化につきましては、経営者の高齢化や後継者不足、空き店舗の増加など厳しい状況が続く、これに危機感を

持った商業者が100円商店街やフリーマーケットを開催し、また、新たなイベントも企画しようとする動きも見られることから、条例の基本理念であります商業者みずからの創意工夫と自助努力による活性化が少しずつ広がりを見せているものと考えております。今後は、新たな商業活動への支援とともに、摂津をアピールする特産品の創造など、商工業の活性化を誘引できるような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

また、両条例についてどう考えるのかということですが、議員ご指摘のとおり、両条例は市内商工業者が事業を継続するための一助となり、ひいては本市産業の礎となるものと考えておりますので、今後も引き続き積極的に活用・支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嶋野浩一朗議長 副市長。

○小野副市長 プレゼンによります本市のスタンスなり、正雀処理場の25年秋の機能停止等を含めた今の現状把握と問題点ということでの中身でございます。それで、プレゼンにつきましては、たしか1月の末あたりに吹田市のほうから森山市長、私、吹田市長、副市長、URと3者で共同提案としていきたいという申し出があったことは事実であります。ただし、私どもは、市長も私も考えていますのは、この点については、国立循環器病研究センター問題は以前から吹田市がやっておられますし、促進決議もありますけども、摂津市はあくまでも協力する立場であると。国循はいい施設だと、その国循誘致の主催者ではないということの中身で、最終的には市長と井上市長の話し合いをもって、2月8日の国循プレゼンは吹田市のみの提案ということになっ

ております。これは吹田市のホームページで出ますので、22ページものでプレゼンの資料が出てまいりますので、既に見ておられるかもわかりませんが、見ていただきたいというふうに思います。

それで、そのときに、これはもともと7市3町並びに大阪市に呼びかけしましたので、今、呼ばれて行ったのは、吹田市の市長、それから茨木市の市長、箕面市の市長。それで、箕面市は繊維団地の中心的なもの、それから茨木市は彩都、吹田市は言わずもがな、これであります。池田市は、たしかあのときは伏尾の植木団地、あの辺を提案したと思いますが、これは辞退したというふうに聞いています。

それで、2月8日のプレゼンに私どもは行っておりませんが、この時点でまだ決定とも決定でないとも状況が入ってきていません。それで、今見えることは、これから若干申し上げますと、確かにこの中にある5ページ目には、この摂津市側のところは都市型居住ゾーン、防災公園と書いてもらっております。これは第4次総合計画のとおり書いてもらっている。ところが、もう少しくっていくと、この吹田市処理場の25年度中旬に廃止して、26年度末には有効活用して更地化しますと、こう書いています。それと、摂津市の土地は事業用地で組み込まれています。これは我々、市長も私も否定はいたしません。一定の条件が整えば、多分、今問題になるのは、ここだけで来たということで考えた場合に何が起こるか、いっぱい問題があります。これはクリーンセンターだけの問題じゃなくて、事業用地になったときに、多分、がんセンターと同じように、例えば医療従事者の生活利便のため、それからクライアントのウイークリーマンション等の問題もあるかもわ

かりません。国循は、今、何も考えてないと言っていますが、私の感じるところでは、それらが整って初めて国循の病院研究センターが整うものだというふうに理解をしたほうがいいだろうと思います。

もう一つは、ここから見えてくるのは、26年に更地化が可能となりますと、たしか、きょう聞いただけでも、吹田市側の都計道路は、きょう、吹田市の議会で今かけておるはずであります。そうしますと、4万2,000平米のものをどこから搬出するのかというようなこと、これとてもまだこれから、このプレゼンでもしも決まった場合、決まらない場合は決まった段階でまた議論がありますが、決まった場合もいろんな問題が私はあるというふうに思いますので、今ご指摘されている問題を含めて、摂津市のクリーンセンター解決等、お願いしていることがあるわけですが、仮にそのことと合わせて、この摂津市まで含めた事業用地の問題もあり、処理場の跡地問題をどう整理していくか、あれだけの大きな4万2,000平米をどう整理するかということも、まだまだ大きな課題はあるということにどめさせていただきたいなど。あくまでも市長も、あの国循が来ることはいいことだと、一定の条件が整えば我々は前向きに協力をするという姿勢には今も変わっておられません、条件がさまざまあるということだけ申し上げておきたいと思っております。

○嶋野浩一朗議長 市長。

○森山市長 野原議員の3回目の質問にお答えしますが、その前に、冒頭のご質問でこれまでのまちづくりに高いご評価をいただきましてありがとうございます。

市民が自主的に開催されるイベントにつ

いてどう考えていくのかという質問だったと思いますが、今までも何度も言っていますが、市内には年間を通じていろんな行事がたくさんございます。自主的なやつもあれば慣例になっているものもいろいろありますが、約500回ぐらいの行事があることをよく話しておりますが、もう7年数か月たちましたが、年々にぎやかになってきております。そして、行くたびに関係者の皆さんはじめ参加される市民の皆さん、どなたも目がきらきらと輝いております。すなわち、できるだけ自分たちの地域のまちづくりを一生懸命頑張ろう、そのかわり行政もお願いしますよといったパワーが常に伝わってまいります。おっしゃっておられますチューリップアート、また、こいのぼりフェア等々、代表的な取り組みの一つではないかと思っています。そういうことで、お昼にも言いましたけれども、行政が協働を言い出したわけでありますから、もちろん市民の皆さん、事業者の皆さんにも今まで以上に頑張ってくださいますが、行政も今まで以上にしっかりと問題意識を持たないと話は始まらないと思いますので、今後も行政として、できる限り自主的に行われる行事につきましても支援等々をしていきたいと思っています。

以上です。

○嶋野浩一朗議長 野原議員の質問が終わり、以上で代表質問が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

3月8日から3月28日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後6時59分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により
署名する。

摂津市議会議長 嶋野 浩一朗

摂津市議会議員 三好 義治

摂津市議会議員 原田 平

摂津市議会継続会会議録

平成24年3月29日

(第4日)

平成24年第1回摂津市議会定例会継続会会議録

平成24年3月29日(木曜日)
午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員 (22名)

1 番	村上英明	2 番	本保加津枝
3 番	大澤千恵子	4 番	野原修
5 番	川端福江	6 番	藤浦雅彦
7 番	南野直司	8 番	渡辺慎吾
9 番	三宅秀明	10 番	上村高義
11 番	森内一蔵	12 番	山本靖一
13 番	弘豊	14 番	山崎雅数
15 番	木村勝彦	16 番	森西正
17 番	嶋野浩一朗	18 番	柴田繁勝
19 番	三好義治	20 番	原田平博
21 番	安藤薫	22 番	野口博

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
教育長	和島剛	市長公室長兼 会計管理者	乾富治
総務部長	有山泉	生活環境部長	杉本正彦
保健福祉部長	福永富美子	都市整備部長	小山和重
土木下水道部長	藤井義己	教育委員会 教育次長兼 次世代育成部長	馬場博
教育委員会 教育総務部長	登阪弘	教育委員会 生涯学習部長	宮部善隆
水道部長	宮川茂行	消防長	北居一

1 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	事務局次長	藤井智哉
事務局総括参与	野杵雄三		

1 議 事 日 程

- 1, 議 案 第 1 号 平成24年度摂津市一般会計予算
- 議 案 第 3 号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議 案 第 7 号 平成24年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議 案 第 8 号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議 案 第 21号 摂津市規格葬儀条例制定の件
- 議 案 第 28号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 34号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 35号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 36号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 2 号 平成24年度摂津市水道事業会計予算
- 議 案 第 4 号 平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議 案 第 5 号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議 案 第 6 号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議 案 第 9 号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 10号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 11号 平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議 案 第 12号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 13号 平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議 案 第 18号 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件
- 議 案 第 19号 摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件
- 議 案 第 20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件
- 議 案 第 22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 議 案 第 23号 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 26号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 27号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 29号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 30号 摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 31号 摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 32号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 33号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 37号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 39号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 2, 議 案 第 38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議会議案 第 1号 「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」の制定を求める意見書の件
- 議会議案 第 2号 父子家庭支援策の拡充を求める意見書の件
- 4, 常任委員会の所管事項に関する事務調査の件

-
- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○嶋野浩一朗議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員及び野口議員を指名します。

日程1、議案第1号など34件を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

(野口博総務常任委員長 登壇)

○野口博総務常任委員長 ただいまから、総務常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分、議案第4号、平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第22号、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分、議案第23号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第25号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第26号、摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第27号、摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件、議案第28号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件、議案第29号、摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件、議案第34号、摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第39号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の以上12件について、3月12日及び15日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも

全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 建設常任委員長。

(山本靖一建設常任委員長 登壇)

○山本靖一建設常任委員長 ただいまから、建設常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分、議案第2号、平成24年度摂津市水道事業会計予算、議案第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第10号、平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)、議案第12号、平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第18号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件、議案第20号、摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件、議案第33号、摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第37号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の以上10件について、3月9日及び13日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 文教常任委員長。

(森西正文教常任委員長 登壇)

○森西正文教常任委員長 ただいまから、文教常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第

4号) 所管分、議案第22号、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分及び議案第30号、摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件の以上4件について、3月12日及び15日の両日に関わり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 民生常任委員長。

(森内一蔵民生常任委員長 登壇)

○森内一蔵民生常任委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分、議案第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算、議案第6号、平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算、議案第7号、平成24年度摂津市介護保険特別会計予算、議案第8号、平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分、議案第11号、平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第13号、平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第19号、摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件、議案第21号、摂津市規格葬儀条例制定の件、議案第22号、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分、議案第24号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

制定の件、議案第31号、摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件、議案第32号、摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件、議案第35号、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第36号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件の以上16件について、3月9日及び13日の両日に関わり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第21号、議案第35号及び議案第36号については賛成多数、その他の案件につきましても全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 議会運営委員長。

(三宅秀明議会運営委員長 登壇)

○三宅秀明議会運営委員長 ただいまから、議会運営委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分の以上2件について、3月27日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○嶋野浩一朗議長 駅前等再開発特別委員長。

(木村勝彦駅前等再開発特別委員長 登壇)

○木村勝彦駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

3月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算所管分及び議案第9号、

平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分の以上2件について、3月16日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第1号所管分については賛成多数、議案第9号所管分については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告いたします。

○嶋野浩一朗議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。通告がありますので、許可します。

山崎議員。

（山崎雅数議員 登壇）

○山崎雅数議員 では、日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第21号、議案第28号、議案第34号、議案第35号及び議案第36号に対して、一括して反対討論を行います。

今国会では、参議院での新年度予算案の採決をめぐる動きが焦点になっています。国民にとっても最大の問題は、消費税増税と社会保障一体改悪の問題です。民主党は、消費税増税、年金給付の削減、年少扶養控除の廃止などを合わせると、16兆円にも及ぶ大負担増を国民に押しつけようとしています。

対して、日本共産党は、消費税増税なしで社会保障と国の財政立て直し改革を提案しています。予算の無駄遣いをただすとともに、大企業と富裕層への特権的な減税をやめて、その財源で社会保障を拡充する、国民の懐を温め、経済の好循環をつくり、その上で応能負担の原則に基づく税制改革を行い、より進んだ社会保障を目指すとい

うものです。

この間、原子力安全委員会が、福島事故の検証もなしに、関西電力、大飯原発3号、4号機のストレステスト第1次評価が妥当とされたのを受けて、再稼働についての政治的判断を行う構えであることや、児童手当に戻り、増税だけが残る子ども手当の廃止法案、使い捨て労働に対する規制が骨抜きにされる労働者派遣法改悪など、国民の願いと逆行する動きが拡大されるばかりであります。

大阪では、こうした政治の行き詰まりのもと、橋下維新の会が大阪府議会で府教育行政基本条例、府立学校条例、府職員基本条例の三つの条例を強行成立、憲法違反の思想調査批判には居直るなどの動きを強めております。

こうした国民不在とも言える羅針盤なき政治状況のもと、これに流されることなく、基礎自治体としての役割を果たされることを求めます。

まず、市政運営の基本問題について、2点申し上げます。

一つは、とことん市民の暮らしを守り、支える立場に立って市政運営を行うべきだという点です。代表質問や委員会審議の場でも申し上げてきておりますが、これまでの8年間について、国の悪政に右に倣えとは言えないまでも、この8年間、市の公共料金値上げは54億円もの市民負担増となり、公的な仕事のアウトソーシングと大幅な職員削減によって、約40%の非正規職員の存在、暮らし関連施策の廃止・縮小の推進など、市民の願いと逆行する動きが拡大されてきました。そして、新年度、後期高齢者医療保険料6.89%、介護保険料14.7%もの引き上げ、年少扶養控除の廃止による増税、年金給付額の1.2%削

減など、子育て世代も高齢者も大変な負担が押しつけられようとしているときに、それに輪をかけて上下水道料金減免制度廃止の動き、就学援助金制度の切り捨て、高校奨学資金の貸付け廃止です。こうしたことはやめるべきではありませんか。国保料や介護保険料、利用料等の軽減策に対しても国に対して働きかけるとともに、市独自で対応策を実施すべきです。

2013年度には臨時財政対策債がゼロになるなど、一層国による地方への財政的締めつけも強まってくることも予想されます。市民の暮らし第一の立場に立ち、職員が全体の奉仕者として仕事ができる環境づくりに市長が先頭に立って奮闘されることを求めます。

二つ目に、市長が具体的な施策の第1番目に掲げられた「市民が元気に活動するまちづくり」について述べます。

今年は協働と市民公益活動支援の指針を策定するとしていますが、協働の前提となる情報公開や市民参加による議論が不十分です。市民公益活動支援のガイドラインを策定するにしても、行政が信頼されていなければ絵にかいたもちに終わります。情報の開示では、将来のまちづくりにとって欠かすことのできない市民の財産、公有地の売却は、その最たるものではないでしょうか。売却するときには市民の皆さんに意見を聞く、議会とも議論をしていくとしていましたが、既に32筆のうち、売れる条件のある11筆を売却するとして予算化しました。

さらに、協働を担っていく職員体制はどうでしょうか。権限移譲や法律改正による仕事量の増大にも応えられる体制がとられていません。この間、民間委託が拡大されてきましたが、その結果、公共施設の劣化

調査も自前ではまともにできず、業者委託にせざるを得ませんでした。施設整備でも、ノウハウが行政になれば、結局高いものを買わされることにつながっていきます。ごみの収集兼務やし尿のくみ取りでも他市の例が示しています。市民との協働と言うなら、その核となって役割を果たす職員体制の確立が求められています。

また、市民的な議論、参加の問題はどうでしょうか。日々の暮らしに直接かかわってくる政治への参加としての選挙、しかし、第4次行革を背景として、保育所の移転を機会に、第6投票所同様、投票所を廃止しようとしています。摂津市立せつつ桜苑の民間委譲が既定方針のように進められようとしています。当時の理念、役割について、紙のように捨てられようとしています。改めて初心に立ち返ることを求めます。

大事なところで情報の共有や議論ができていない弊害として、例えば公共交通の再編・充実の問題は、行政だけで進めてきた結果、たびたび先送りされてきました。市民が参加していれば、役所の勝手な都合で先延ばしはできなかったのではないのでしょうか。また、中学校給食実施に向けた取り組みでも、その方針、検討過程、内容が明らかにされないまま、大阪府への実施計画提出期限ぎりぎりになって、幾つかの選択肢の中からデリバリー選択方式を示しました。決定事項でなく、今後の議論で変更可能としていますが、唐突感は否めません。さらに、べふこども園が開園することになりましたが、幼稚園、保育園が統合され、定員が倍加するにもかかわらず、104平米と幼稚園の中で最も狭い遊戯室をはじめ、保護者からもさまざまな声が出ています。子どもたちに寄り添って、あるいは市民目線、子ども目線で施設建設が図られていた

なら、違う結果が出ていたのではないでしょう。徹底した情報公開、市民参加を貫かれるよう求めるものです。

第2に、災害に強いまちづくりと暮らしにかかわる問題についてです。

防災、安全なまちづくりの基本は、災害の発生を最小限に抑え、被害の拡大を防止することです。最大規模の災害を予測した備えをしていれば、被害を最小限に抑えることができます。地域防災計画の抜本的な見直しを急ぎ、地域ごとの災害想定に合わせた具体的な備えの構築を行政責任で進めていくべきです。

不特定多数が利用する公共施設、子どもたちが日々通い生活する保育所、幼稚園、学校施設の安全管理は、行政の最も重要な仕事の一つです。災害時の避難所ともなるこれらの施設の経年劣化の状況を把握し、安全対策を講ずるとともに、日常的な維持管理体制の確立を求めます。また、耐震化については、耐震診断、補強工事を急ぐとともに、非構造部材の安全対策の検討を進めるべきです。

市規格葬儀条例については、従来の市営葬儀と比べ、料金の明確化や簡易葬の規格も設定することで利用者のニーズに応じる改善点はあるものの、市の委託事業でなくし、職員の関与も薄れる状態で、条例の理念に沿った葬儀の提供が担保されるでしょうか。これまでもたびたび問題として指摘してきた業者指導を十分行う必要があるという点で、また、市の責任を果たす意味からも、市営の事業でなくすべきではないと考え、反対をいたします。

産業振興について、設備投資など、体力のある大手企業には企業立地等促進条例で奨励金が出される一方、中小企業に対する具体的な支援策は見当たりません。緊急雇

用創出基金で行う全事業所訪問も業者委託では、困難な情勢の中で苦しむ中小企業者の実態に心寄せた聞き取りや支援がやれるのか疑問です。今の時期、新たな設備投資ができ、企業立地等促進条例の対象となるような企業はごく限られています。貸し工場の家賃補助や住宅リフォーム助成など、具体的で有効な支援策の拡充を求めます。

摂津市税条例の一部改正については、昨年11月30日、第179国会で復興増税関連5法案が成立したことに伴い、個人市民税の均等割を500円引き上げる改定です。問題は、復興財源法全体を見ると、今後25年間で国民、庶民には所得税、住民税で8.1兆円の増税を押しつけ、その一方で、法人税については5%の恒久減税を行う、25年間で総額20兆円の減税をし、今年からの3年分2兆4,000億円を復興財源として負担を求めるもので、大企業には25年間で17.6兆円の大減税となるもので反対といたします。

摂津市営住宅条例の一部改正については、地域主権第1次一括法による公営住宅法の改定によって、入居の資格、収入基準などを条例で制定するものです。内容そのものは法律改定前と変わりませんが、より低所得者しか入居できないように収入基準の引き下げ、家賃の引き上げ等々を数年前の公営住宅法施行令の改悪時に強行したことに反対するものです。

国民健康保険の賦課限度額引き上げについては、中間所得層の負担軽減や保険料の上昇を抑制するものとされてきましたが、そもそも低所得者が大半を占める国保の実態に合いません。保険料を引き下げのためには適切な国庫負担が不可欠で、民主党も野党時代には、政権交代が実現をしたら市町村国保に9,000億円の予算措置を行

うと国会で明言していたことから、その約束を果たされるよう要請していくことが大事です。国が進める国保の広域化についても弱者の痛みの分かち合いです。国や自治体からの財政援助なしに保険料の負担軽減にはつながらないことから、広域化推進計画に反対の表明を求めます。

介護保険料については、高齢者にとって年金の引き下げ、後期高齢者医療の保険料引き上げと合わさって大変な負担であり、生活実態に合わない大幅な引き上げに反対するものです。また、重い利用者負担に阻まれ、介護が必要とされながらもサービスを利用していない人が全国で83万人とも言われています。制度施行から12年がたち、抜本的な改革を行うとされていましたが、保険あって介護なし、この状態を根本的に変えていくために、独自の軽減のための繰り入れが必要だと考えます。国は、自治体の保険料の独自減免を締めつける3原則を設けていますが、地方自治法上、従う義務というものはないはずですが、国の調整交付金の割合が0.34%と極めて少ない本市において、1号被保険者の負担に転嫁されている現状からも改善を求めるものです。

医療や介護の保険料、そして市民税の滞納が年々増え続けている問題について、支払い能力があるのに払わない一部悪質滞納者を解決することや、きめ細かい滞納整理の努力で税収を確保することは重要なことですが、滞納者の多くは、税や国保料だけが滞っているのではなく、失業や病気、倒産などで生活困難に陥り、公共料金やライフラインにかかわる料金なども滞っている場合があり、多重債務に陥っている場合も少なくありません。孤立死や自殺等の最悪のケースを生まないためにも、滞納者の生

活実態に沿った指導、援助を強めることこそ重要であり、生活費の差し押さえや画一的な処分を行わないよう求めます。

第3に、子育て支援と教育に関して述べます。

最初に、子ども医療費助成制度についてです。子育て支援策として拡充が図られてきましたが、小学校卒業まで、中学校卒業までなど、さらなる充実へ国・府に働きかけるとともに、市としての努力を求めます。

次に、就学援助金制度の見直しについてです。激変緩和策がとられたものの、認定基準の引き下げは500人もの子どもを従来の子育て支援策から排除することになり、認められません。低所得者への手厚い扶助へのシフトというものの、認定基準の引き下げによる経費削減額の半分にも満たないもので不十分です。私立高等学校等奨学補助金の創設は、給付型奨学金として評価できますが、従来の貸付金制度の所得制限を大幅に引き下げたことによって受給対象が狭められたことは改善を求めます。

次に、保育所の待機児解消については、保育の実施義務を果たせるよう、定員の弾力化など、保育環境を悪化させることなく、保育所の拡充を求めます。

給食では、保育所でも学校でも不十分なながらもアレルギー対応が実施されています。安全・安心、おいしい給食実施のさらなる充実を求めるとともに、検討される中学校給食については、既に実施されている小学校給食と同様の自校直営完全給食を目指し、情報公開と市民参加を保障して検討することを求めます。

大阪府学力テストは、児童・生徒に配布される個票に学校の平均正答率が明記され、簡単に学校地域におけるランクづけが可能です。市教育委員会が、これまでその教育

的意義を認めてこなかった過度な競争やランクづけ、それを誘発しかねない大阪府学力テストには参加しないよう求めます。真の学力定着には、少人数学級や授業改善など学習環境の充実や生活指導など、学校、クラス、生徒の実情に合わせた粘り強い取り組みが重要です。学校現場や学習環境を悪化させる教職員の未配置や多忙化の解消に努めることを求めます。

以上、反対討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 本保議員。

(本保加津枝議員 登壇)

○本保加津枝議員 公明党議員団を代表いたしまして、議案第1号、平成24年度摂津市一般会計予算、議案第3号、平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算及び議案第5号、平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算、議案第18号、摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件に対しまして、賛成の立場から一括して討論させていただきます。

昨年は、東日本大震災や、それによる福島第一原子力発電所の事故、また、その影響で次々に原子力発電所がとまる中、電力不足が経済に大きな打撃を与えました。また、市政運営の基本方針でも指摘されているように、海外でもギリシャの財政問題に端を発する欧州債務危機が全世界に波及するとともに、歴史的な円高がさらに経済的に追い打ちをかけています。平成24年度におきましても、いまだその影響が続く中で、本市においては、扶助費の増加や固定資産税の評価替えの影響などで、依然厳しい状況が続いております。

こうした状況で景気低迷が続く中、何よりも市民生活に最大限配慮する必要から、介護保険料を除き、国民健康保険料、水道料金、下水道料金を据え置き、また、昨年

に引き続きセッピー商品券第4弾の発行をご決断いただいたことに対し、高く評価をいたします。これらのことは、私たち公明党議員団としても、暮らしを守る立場で森山市長に強く要望してまいりましたことであり、まず初めに賛成理由としてあげておきたいと思えます。

しかし、議案第1号において、平成24年度での第4次行財政改革の推進として、選択と集中の中で、上下水道料金福祉減免制度と就学援助制度の再構築についての関連予算が計上されていますが、これらの施策につきまして、まず、上下水道料金、福祉減免制度の再構築にあつては、昨日、建設常任委員会で議案第38号は継続審議となりましたが、私たちは代表質問でも申し上げましたが、質素な暮らしをされている経済的弱者である高齢者に対する再構築が不十分であり、今後、十分な配慮がなされるよう検討をお願いいたします。また、就学援助制度の再構築におきましては、一部の市民の方からは、住宅ローンを払いながら就学援助を受けるのはおかしいとの声もありましたが、子育て支援の大きな役割を果たしてきたことは確かな事実であります。再構築によりPTA会費や生徒会費も支給されるかわりに、今回、所得制限の引き上げにより約500世帯の方への援助がなくなります。私たち公明党は、いきなり実施されると生活に影響するとの視点から、激変緩和をするように要望してまいりましたが、2か年での段階的な実施となりました。今後は、乳幼児医療費助成の年齢の引き上げなど、さらなる子育て支援施策の充実を強く要望し、これをもって賛成とさせていただきます。

市政運営の基本方針では、災害に強い安心を実感できるまちづくりを重点テーマと

位置付けられており、そのため多くの予算が計上されています。例えば、今後、小中学校の残り22棟についての耐震補強を5年間で完了される方針のもと、平成23年度補正において第二中学校の耐震補強工事を実施され、また、平成24年度には、別府小学校体育館をはじめ、合計9棟の耐震補強工事のための実施設計を委託され、加えて第三中学校の管理棟、教室棟の耐震2次診断を実施されます。私たちもかねてより早期実施を要望しており、高く評価をいたします。

また、公明党議員団として、先の第二中学校の壁面落下事故を機に、現地調査の上、本年2月2日に子どもたちの安全を最優先するための改修実施の緊急要望書を提出させていただきましたが、その後、義務教育施設の緊急外壁調査結果に基づき、本年2月より順次緊急改修を実施いただき、緊急性のないものについても耐震補強工事とともに実施いただく方針も示されております。また、耐震工事と併せて天井などの非構造部材の耐震補強も実施されますが、これらのことも重ねて高く評価をいたしますとともに、工事監理の面、財政的な面につきましても、的確に計画を進めていただくようお願いいたします。

併せて、千里丘・別府・新鳥飼公民館、三宅・味舌スポーツセンター、市民文化ホールなどの避難所指定の公共施設等の耐震診断を最優先に実施されますことにつきましても評価をいたします。水害発生時の避難勧告判断伝達マニュアルが完成し、本年は、わかりやすい地区別マップや概要版を作成し、全戸に配布されます。また、民間事業者との防災協定締結を行い、民間施設を一時避難所として利用できるよう推進され、現在まで常盤産業株式会社、大阪漁具

株式会社、芦森工業株式会社の3社との締結により5,000人が収容可能になりました。今後はさらに拡大するとされ、わかりやすい表示も設置予定となり、医薬品や食材などの物資の提供協力締結なども検討していただくとの点についても高く評価をいたします。

次に、まちづくりについてでございますが、南千里丘のまちづくりも完了し、第2ステージの阪急連続立体交差事業へと進めていかれますが、基本方針で、「さらに夢のあるまちづくりに邁進する」とあるように、市民にとりまして、長年の夢の実現として期待と希望を託されている事業として、ここまで粘り強く推進し続けてこられたことにつきましても高く評価をいたします。

本年度の国の社会資本総合整備計画への位置付けを推進する一方で、ワークショップ形式によるまちづくり懇談会を開催し、沿道地域の課題や問題点を整理していくとの点につきましては、南千里丘に引き続き、協働によるまちづくりを進めていただきますようお願いいたします。

また、吹田操車場跡地のまちづくりにつきましても、平成28年春の区画整理完成に向け、着々と進められていることを評価いたします。平成24年度は、まちづくりのコンセプトに係る国立循環器病研究センターの誘致に一丸となって取り組むためにも、吹田市、大阪府の協力を得て、本市のクリーンセンター問題を早期に解決できるようお願いいたします。

また、今までに何度もその対応について質問してまいりました山田川河川敷の未整備地区につきましても、速やかに整備できるように大阪府に引き続き強く要望していただきますようお願い申し上げます、賛成とさせていただきます。

東別府地域の相生住宅においては、地元自治会からの強い要望の中、裁判の決着に基づき、3年間での下水管の布設実施方針が示され、24年度は2年目として延長約642メートルの下水管が布設されます。まずそのことを高く評価いたします。下水人口普及率も平成22年度末で97.3%となり、また、現存するくみ取り総件数は721件、浄化槽設置数は1,549基まで減少してまいりました。100%普及を目指し、担当部署におかれては、市民にもわかるように表示しながら1件1件減らすことに執念を持って取り組んでいただくよう提案し、お願いいたします。

また、市債償還計画の心配があり、中期見通しを作成し、計画的な運用を重ねてお願いいたします。

次に、教育施設についてですが、せつつ幼稚園、とりかい幼稚園の保育室にエアコンを設置されますことを評価いたします。小学校の統廃合で約束され、私たちも要望し続けてきた小中学校幼稚園のエアコン設置は、計画的かつ段階的に進められ、これで一定の完了となりました。地球温暖化に伴い、夏の暑さが問題視されている中で、子どもたちの教育環境を重視していただいたことに感謝申し上げます。先日、小中学校の理科室や家庭科室の調査に伺ったときに、夏の火を使う授業が大変なことを伺いました。教育環境のさらなる充実を目指し、次は特別教室への設置を目標に取り組んでいただきますよう心からお願い申し上げ、要望といたします。

平成24年4月から別府保育所とべふ幼稚園の一体運営を行うべふこども園が開設され、それに伴い、平成24年度よりべふ幼稚園でも給食が始まるとともに、幼稚園の教育時間終了後の預かり保育について、

新たにべふこども園で週4回実施され、とりかい幼稚園でも週4回に拡充されます。こうした取り組みは、保護者ニーズの大変高い事業としても評価をいたします。

次に、中学校給食についてですが、先日の文教常任委員協議会で説明されましたが、本市は、平成27年4月導入を目指し、選択制スクールランチ方式を念頭に、具体的に検討段階に入っていくとのことでした。本年は、実施方法の調査・検討を行うとのことですが、保護者や生徒のニーズを丁寧かつ十分に調査の上、実施方法を検討されるようお願いし、要望といたします。

セッピー商品券の発売につきましては、昨年引き続き第4弾となりますが、昨年は、各商店街とも100円商店街やガラポン抽せん会など、独自の取り組みの実施で年末商戦に活気をもたらしました。また、小売店に相当額の利用があり、地域の活性化に大いに資する施策として大成功であったと評価いたします。私たち公明党も要望し続けてまいりましたが、引き続き平成24年度の実施を決断されましたことは、森山市長の大英断によるところであり、高く評価をいたします。

次に、摂津市自転車安全利用倫理条例の制定につきましては、これまで公明党議員団からも要望しておりましたが、このたび、警察への検挙要請を含む強い姿勢で、大阪府下初となる条例化をされたことに高く評価をいたします。今後は、大阪府下での1番の自転車運転のマナーアップと適正利用を推進するモデル市となるよう、取り組みに期待をいたします。

森山市長におかれましては、今回が2期目最後の予算編成ということでございますが、この間、難問の山積する市政の運営と改革に市長として全力で取り組まれ、創意

工夫と努力と決断力で数々の難局を乗り越え、本市の発展に力を尽くしてこられました。これからも夢のあるまちづくりを目指し、住んでよかったと誇りを持てる摂津市の構築にご尽力いただきますようお願い申し上げます。公明党議員団を代表しての賛成討論を終わります。

○嶋野浩一朗議長 原田議員。

(原田平議員 登壇)

○原田平議員 初めに、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から1年、そして、紀伊半島を直撃した台風12号による豪雨災害から半年がたち、今もなお行方のわからない方々のご家族をはじめ、被災されたすべての方々に心からお見舞いを申し上げます。

この間、被災された方々にとっては、この上なくつらく厳しい年月であったと思います。しかし、そのような中にあっても、地域のきずなを大切に、前向きに歩みを始められていることについては、深い敬服の念を抱かざるにはられません。復旧・復興への道のりはまだまだ遠く険しいものと思いますが、被災地の方々が少しでも早く日常生活を取り戻すことができるよう、皆さんと心を合わせ、ともに歩んでまいりたいと思います。

それでは、民主党議員団を代表いたしまして、市長が提案されました議案第1号から議案第13号まで、議案第18号から議案第37号まで及び議案第39号について、賛成の立場から討論をいたします。

初めに、最近の社会経済状況等について少し触れたいと思います。

近年、経済のグローバル化が進んだことにより、昨年の欧州債務危機やアメリカ国債のデフォルト問題など、世界経済の動向がすぐさま日本経済へと伝播し、株価や為

替相場を急激に変動させるなど、我が国経済は極めて先行き不透明な状況にあります。また、何に対しても確実であるとは言えない、いわゆる不確実性の時代の真ただ中にあると言っても過言ではないと思います。さらに、急激な少子・高齢化社会の進行に伴い、日本は人口減少時代を迎えるとともに、生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加し、年齢構成が大きく変化してまいります。将来を見据えますと、今こそ高齢者年齢の位置付けも含め、社会保障・福祉関連行政のあり方を再考するべきときに来ているのではないかと思います。

次に、本市の状況について見ますと、現下の経済状況と地価の下落傾向が続く中、法人市民税や固定資産税など市税収入は減少していきます。平成24年度予算では、その他の歳入と合わせても、到底歳出を賄うことはほど遠く、結果として昨年度を上回る主要基金からの取り崩しと土地売却収入を計上するに至っております。今後は、できるだけ歳入に見合った歳出を組む本来の健全予算編成に移行すべきと考えます。今後とも、市税収入など経常一般財源となる収入の回復がなかなか見込めない中、行財政運営では中期財政見通しの精度をより高め、秩序ある適正な財政運営を行うこと、いわゆる財政規律を保ちつつ、一方で必要などころには必要な投資をしていくということが求められます。そして、このような状況であるがゆえ、しっかりと需要を見きわめること、すなわち、社会経済環境に応じ、刻々と変化するかなめの位置をしっかりとらえ、さまざまな選択肢を検討し、より適切な方法や、今、何を最優先になすべきかということを見きわめることが大変重要であると考えます。

それでは、具体的な内容について述べて

まいりたいと思います。

初めに、安威川以南地域のコミュニティ施設につきましては、その必要性を認識していただいていると思いますが、改めて地域特性等を検証し、施設の目的や機能及び配置について、幅広い視点で見直すとのことでもあります。これまでのさまざまな提案や議論をしっかりと踏まえ、早期に方向性を示されるようお願いしておきたいと思います。

次に、防災施策についてであります。

平成24年度の重点テーマとして、「災害に強い、安心を実感できるまち」を掲げられ、別府公園及び千里丘公民館横に防災広場の整備、避難勧告判断・伝達マニュアルの周知や公共施設の耐震診断及び民間との防災協定など、防災対策に重点を置いた取り組みを実施されるということ、まずもって評価したいと思います。しかし、災害というものは、一たん起これば、その対応は待たなしであります。災害に対して万全なく備えることはもとより、市民が迅速かつ安全に避難できる体制の早期構築が強く望まれるところであります。

今後、地域防災計画の見直しも予定されておりますが、我々民主党議員団といたしましても、さまざまな提案をしていきたいと思しますので、災害発生前の対策からインフラ等の復旧に至るまで、トータルに見据えた実効性あるものとされるよう要望しておきたいと思います。

次に、吹田操車場跡地まちづくりについては、吹田市正雀下水処理場が平成25年中ごろ機能停止になる中、本市クリーンセンター問題は重要な課題であります。これまで摂津市が主張してきた内容について、民主党議員団として評価しています。今後は、吹田市と連携する中で早期解決を図ら

なければなりません。我々民主党議員団としても、摂津市の将来のため、議会と行政が一丸となって解決に向けて臨まなければならない喫緊の最重要課題であると考えます。吹田市正雀下水処理場は、長年、摂津市域内において吹田市のし尿を処理してきた経過から、駅前再開発特別委員会及び建設常任委員会の議論を踏まえて対応をお願いしておきます。

阪急京都線連続立体交差事業については、将来の本市の道路交通網整備に欠かせない事業と認識しています。ようやく大阪府の中期整備計画に位置付けられるとのことでもあります。ここに至るまでさまざまな取り組みを重ねてこられたことを評価するとともに、国の計画に早期に位置付けられるよう、さらなる取り組みを期待するものであります。

摂津市自転車安全利用倫理条例については、大阪府下で初めて自転車利用者の倫理の保持と、及び交通安全の推進を目的とした条例として注目を集めているところであり、我々としても評価したいと思います。今後は、関係機関との連携を強化し、市内において自転車事故のない取り組みが必要になります。市民の安全確保、モラル向上に向け、市民への効果的な啓発や教育の推進と千里丘三島線歩道拡幅、新在家鳥飼上線の歩道拡幅事業のように、自転車通行環境の整備に努められるよう要望しておきます。

JR千里丘西口エレベーターの設置については、当初予算で債務負担行為を設定され、できるだけ早期の工事着手に向け取り組むとのことでもあります。今後、計画どおり進められるよう要望しておきます。

次に、環境についてであります。昨年引き続き、水辺沿いにさくらづつみを整

備されますが、このように水辺空間が多く存在するという本市の特性を生かした取り組みを積極的に推進することは大変重要であります。今後につきましては、環境や緑という切り口で市の施策全般を見詰め直し、さまざまな施策の横軸になるような積極的な展開も必要ではないかと思っておりますので、広く検討されるようお願いしておきたいと思っております。

次に、市民の暮らし、福祉関連施策についてであります。

初めに、福祉関連施策全般についてですが、現在の状況を見渡しますと、法律改正等により、本年度から障害児通所事業費をはじめ、市が負担しなければならない扶助費が大きく増加するとのことであります。加えて高齢化の急激な進行により、特に高齢者施策に要する経費につきましては、今後とも増加の一途をたどることは火を見るよりも明らかであります。冒頭でも述べましたが、今、この段階で何らかの方向づけをすべきときに来ているという思いを改めて強くするわけであります。なぜならば、市の財政規模が縮小する中、一方で支えなければならないものはますます増大していくわけであります。やはり真に必要なサービスを真に必要な人へということをしっかり念頭に置き、福祉関連施策のあり方について真剣に考え、再構築する必要があると考えます。

次に、具体的な内容としまして、本年度、女性、児童、高齢者、障害者に対する虐待の根絶を目指し、虐待防止ネットワークを構築するとともに、徘徊のおそれのある高齢者を把握し、早期発見につなげるような、行政と地域が一体となって情報共有、搜索、保護、見守りができる認知症高齢者徘徊SOSネットワークを構築するとのことであ

ります。このように縦から横へとつないでいく取り組みや、行政と地域が一体となった取り組みを評価したいと思います。えてして縦割りに陥りやすい中、虐待や徘徊対応に限らず、これからはあらゆる面でネットワーク化を図り、連携して課題解決を図ろうとする動きは大変重要であり、今後、さまざまな分野で積極的に推進されることを大いに期待しております。

子育て支援策につきましては、つどいの広場を新たに2か所増設するとともに、学童保育の環境整備に向けた取り組みについて評価するものであります。しかし、一方で保育所の待機児童問題が顕在化しているという事実があります。現在の入所基準に照らした場合、ある程度充足していることは承知しておりますが、やはりこの基準自体、少なからず矛盾を内包しているものと言わざるを得ません。もう少し現実的な対応について検討する必要があると考えますので、この点、市としても、より現実に即し、かつ将来をも見据えた対応策について、るる検討されるよう要望しておきたいと思っております。

次に、教育全般についてであります。

まず、就学前教育についてであります。間もなく開園するべふこども園において、いよいよ本格的な就学前教育が実施されます。乳幼児期は、人としての基礎を培う大変重要な時期であります。こども園開設を契機として、子ども一人ひとりの状況に応じた保育、就学前教育のさらなる充実が図られ、そして、すべての子どもたちがスムーズに小学校へ進めるよう、適切できめ細やかなサポート体制が確立されることを期待しております。

また、児童・生徒にとって小学校時代は、将来にわたって一人の人間として生きる力

を身につける、まことに重要な時期であります。これまで各学校において、学力向上プランの実践をはじめ、問題行動の未然防止、早期発見、早期防止に向け、さまざまな対策を講じ、傾注されてきたことについては評価をいたしております。しかし、本市においては、確かな学力の定着は十分ではなく、問題行動の発生件数も少なくないと聞き及んでおります。今後、さらに家庭、地域との具体的な連携を図ることはもとより、各学校等に配置されているさまざまなサポーター、支援員、スクールソーシャルワーカーの皆さんや先生方との連携のもとに効果的な対応策がとられることにより、形となって見えてくることを期待しております。

なお、学校施設の老朽化対策につきましては、後手に回らないよう、引き続き児童・生徒の安全対策に万全を期されるようお願いしておきたいと思っております。

生涯学習につきましては、生涯学習大学の卒業生が中心になって、地域のにぎわいづくりのため、「淀川わいわいガヤガヤ祭」を企画され、また、この1月には、本市で初めて総合型スポーツクラブが設立されました。これらは、きっかけの場として、生涯学習大学の取り組みと関係者の地道な活動とがマッチングし、身を結んだものであり、高く評価するとともに、これまで携わってこられた皆様に敬意を表したいと思います。

また、市指定有形文化財として指定した第6集会所については、その有効活用について、より具体的に示されるよう要望しておきたいと思っております。

次に、産業振興施策についてであります。

本市には実に3,700を超える事業所があります。これまでの産業振興施策につ

いては、商業に対しては一定の効果があつたものとは考えますが、ものづくり産業である工業に対しては、今後、より一層効果的かつ確かな施策展開が求められます。本年度は、市内全事業所を訪問し、企業立地等促進条例の支援内容の周知を図るとともに、事業所の実態や情報を収集し、これを基礎データとして整理、分析し、今後の施策立案に生かすとのことでもあります。これらは、目的をしっかりと見定めて事業者のニーズを的確に把握する必要があります。新たな財源の確保のためには、事業者の活性化は必要不可欠であります。そのためにも、これは大変重要な取り組みであり、評価したいと思います。今後ともこの取り組みをさらに進展させ、摂津ならではの産業施策を推進されることを大いに期待しております。

次に、行政経営についてであります。

まず、土地開発公社についてであります。今後のまちづくりを着実に進めるためには、用地先行取得をスムーズに行う必要があります。本年度は、長年公社が保有していた二つの土地を買い戻し、それぞれ防災機能を持たせた広場、公園として供用するとのことでもあります。このことは、将来のまちづくりに備え、公社の健全化を図るものであり、評価するものであります。今後、二度とストックばかりが積み重なることのないよう、計画的かつ適切な公社運営を期待しております。

そして、第4次総合計画実現に向けた取り組みです。正規職員が減少し、非常勤職員が増加する中で協働のまちを実現するには、人材育成と組織活性化は必要不可欠であります。ややもすると縦割り行政に陥りがちであります。少数精鋭で組織力を遺憾なく発揮するには、職場の殻に閉じこめ

るものではなく、管理職は市役所全般をフラットに見渡し、全体バランスを考えた行政経営感覚が必要な時代です。また、職員の仕事のやりがい、生きがいなど、個々個人の成長を助長することが能力向上のキーコンセプトになり、ひいては市民サービスの向上につながります。ここ数年、職員にとっては、国の定める地域手当をはじめ、可処分所得が減少するなど大変厳しいものがありますが、それぞれ一人ひとりがみずから考え、率先して課題に対処し、解決していく、そういう職員が求められています。

このような状況で、今年度、職員表彰制度の充実を図り、個人、グループのモチベーションを高める取り組みもなされます。一方では、出張旅費の見直しを行う中で、特別職と一般職が同一額に変更されます。これも、これまでの慣例を打破し、一歩進んだ改革と評価します。

今後は、第4次行財政改革進行管理の標準化を図り、市民福祉を後退させることのない将来を見据えた行政経営に取り組むこと、正規職員、非常勤職員の人事処遇制度の抜本的な改革に取り組むことを期待します。

次に、特別会計についてであります。

初めに、水道事業特別会計につきましては、これまでピーク時に70名を超えていた職員数を、本年度は38名まで削減するなど、給水原価の圧縮に取り組み、安全な水の安定給水に取り組みされてきたことをまずもって評価したいと思います。今後、ライフラインとして安定的な経営を考えますと、水道企業においては特に専門性が必要となることから、技術、ノウハウの継承とさらなる向上を図ることが大変重要であり、重点課題として次代を担う人材育成に傾注されるようお願いしておきた

いと思います。

国民健康保険特別会計につきましては、平成22年度末で5億円近い累積赤字を抱え、財政基盤が極めて脆弱な国保会計ではありますが、国保加入者の実態を考慮して、本年度、料率を据え置く判断をされました。国民皆保険の精神は相互扶助にあります。今年度の据え置き措置は、時勢を見据えた対応であると評価します。国保会計は今後とも厳しい運営を強いられることが予想されます。さらなる医療費、資格の適正化と収納率向上に向けた取り組みを期待するものであります。

公共下水道会計につきましては、社会資本整備のバロメーターである公共下水道整備計画人口普及率の向上に取り組まれていることは評価します。一方、これまで経営健全化に向けて鋭意努力されていますが、いまだ資本費平準化債に依存せざるを得ない経営状況につきましては、単年度黒字化を目指す経営改革が必要と思います。また、今後の重点課題である安威川以南地域の雨水対策については、来るべき整備時期を見据えて、しっかり準備を行い、計画的に取り組まれるよう要望しておきます。

最後に、介護保険特別会計についてであります。

今後、スピードを増して高齢化が進行し、平成27年度にはいわゆる団塊の世代も高齢期を迎え、超高齢化社会に対応できるシステムづくりが求められております。本年度からは第5期高齢者かがやきプランに基づき、介護予防等の諸施策をより一層推進されることと思いますが、今後ともケアプランのチェックをはじめ、保険給付の適正化、財政健全化に努められるよう要望しておきたいと思います。

以上、主要な施策等に対し、民主党議員

団を代表して述べさせていただきました。

現在、本市は極めて厳しい財政状況にあり、さまざまな課題が山積する中、喫緊に方向性を出さなければならないものも多々存在しております。これら諸課題の解決に向けては、行政がしっかり方向性を示すべき問題もあれば、行政の努力のみでは到底乗り切れないものもあるかと思えます。ここは広く英知を結集するとともに、議会と行政とがお互いに知恵を出し合い、この難局を乗り切らなければなりません。そうすることによって、我がまち摂津のよりよい将来が見えてくるものと確信いたしております。我々民主党議員団といたしましても、将来、摂津市のまちのあるべき姿をしっかりと見据え、今後ともさまざまな視点から提案をし、皆さんとともに汗をかき、知恵を絞り、まちづくりに取り組んでまいり決意をここに表明し、賛成討論といたします。

○嶋野浩一朗議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 以上で討論を終わります。

議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第21号、議案第28号、議案第34号、議案第35号及び議案第36号を一括採決します。

本9件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○嶋野浩一朗議長 起立者多数です。よって本9件は可決されました。

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、

議案第27号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第37号及び議案第39号を一括採決します。

本25件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本25件は可決されました。

日程2、議案第38号を議題とします。

本件については、所管の常任委員長から閉会中に審査したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議会議案第1号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第1号及び議会議案第2号を採決します。

本2件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

日程4、常任委員会の所管事項に関する事務調査の件を議題とします。

本件については、各委員長から常任委員会の所管事項に関する事務調査表のとおり、平成25年3月31日まで閉会中も調査したいとの申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野浩一朗議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで平成24年第1回摂津市議会定例会を閉会します。

(午前11時13分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

嶋野 浩一朗

摂津市議会議員

安 藤 薫

摂津市議会議員

野 口 博

☆ 添 付 資 料

平成24年第1回定例会審議日程（案）

月日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
2 / 22	水	本会議（第1日）	平成24年度市政運営の基本方針 提案理由説明・即決 (議会議案届出締切 17:15)	10:00
23	木			
24	金			
25	⊕			
26	⊖			
27	月		(代表質問届出締切 12:00)	
28	火			
29	水			
3 / 1	木			
2	金			
3	⊕			
4	⊖			
5	月			
6	火	本会議（第2日）	質疑・委員会付託・代表質問	10:00
7	水	本会議（第3日）	代表質問	10:00
8	木			
9	金		建設常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
10	⊕			
11	⊖			
12	月		総務常任委員会（301会議室） 文教常任委員会（第二委員会室）	10:00 10:00
13	火		(常任委員会予備日)	
14	水			
15	木		(常任委員会予備日)	
16	金		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
17	⊕			
18	⊖			
19	月			
20	火			
21	水		(一般質問届出締切 12:00)	
22	木			
23	金			
24	⊕			
25	⊖			
26	月			
27	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
28	水			
29	木	本会議（第4日）	一般質問・委員長報告・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

平成24年第1回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案第1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第4号 平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第1条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）、第7条（摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第23号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第25号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第26号 摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第27号 摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第28号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第29号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第34号 摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第39号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案第1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第2号 平成24年度摂津市水道事業会計予算
- 議案第5号 平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第10号 平成23年度摂津市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件
- 議案第20号 摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件
- 議案第33号 摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第37号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第38号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 議案第1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第9号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分
- 議案第22号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第3条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第30号 摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 議案第1号 平成24年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第3号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算
- 議案第6号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
- 議案第7号 平成24年度摂津市介護保険特別会計予算

- 議案第 8 号 平成 24 年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9 号 平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
- 議案第 11 号 平成 23 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 13 号 平成 23 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 19 号 摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件
- 議案第 21 号 摂津市規格葬儀条例制定の件
- 議案第 22 号 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分（第 1 条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）、第 3 条（摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正）、第 7 条（摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）以外に関する部分）
- 議案第 24 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 31 号 摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 32 号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 35 号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 36 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

〈議会運営委員会〉

- 議案第 1 号 平成 24 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 9 号 平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案第 1 号 平成 24 年度摂津市一般会計予算所管分
- 議案第 9 号 平成 23 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分

平成24年第1回定例会 代表質問要旨

質問順位

- 1番 市民ネットワーク 森西正議員
- 2番 高志会 渡辺慎吾議員
- 3番 新生クラブ 森内一蔵議員
- 4番 民主党 三好義治議員
- 5番 日本共産党 安藤薫議員
- 6番 公明党 藤浦雅彦議員
- 7番 自民党 野原修議員

森西正議員

- 1 大都市制度のあり方について
- 2 「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 安威川以南地域のコミュニティ施設について
- 3 「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
 - (1) 防災施策の推進について
 - (2) 耐震化の促進について
 - (3) 消防・救急救助施策の推進について
 - (4) 吹田操車場跡地まちづくりについて
 - (5) 交通事故の少ないまちづくりについて
 - (6) 公共交通の利便性の向上について
- 4 「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
 - (1) 市民や環境団体との協働による取り組みについて
 - ア、自治会が管理する防犯灯について
- 5 「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について
 - (1) 平和市長会議について
 - (2) 福祉施策について
 - ア、地域福祉活動について
 - (3) 学童保育について
- 6 「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
 - (1) 「生きる力」を育む教育について
 - ア、「小中一貫教育実践の手引き」について

- (2) 学校教育環境について
 - ア、中学校給食の導入について
- (3) 郷土文化について
 - ア、市立第6集会所について
- 7 「活力ある産業のまちづくり」について
 - (1) プレミアム付き「セッピー商品券」について
- 8 「計画を実現する行政経営」について
 - (1) 外郭団体のあり方及び指定管理者制度について
 - ア、摂津市立せつつ桜苑について

渡辺慎吾議員

- 1 市政運営の基本方針で「先人が積み重ねてこられた摂津ならではの魂がある」について
 - (1) 具体的に後世に語り継ぐ取り組みは考えておられるのか。
- 2 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 昨年度の段階でなぜ「協働と市民公益活動支援の指針」が策定されなかったのか。
 - (2) 「市民公益活動推進委員会」を設置されるところであるが、昨年度中に「協働」の意識の共有は行政と市民とでできているのか。
 - (3) 「協働」という言葉の中で、行政の責任回避と受け取られてはいないか。
- 3 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 「吹田操車場跡地まちづくり基本計画」に基づき、防災機能を有した公園整備に着手するとあるが、その公園内に避難所も兼ねた防災体育館を建設する考えはないのか。
 - (2) 災害発生時において、要援護者の避難誘導や安否確認を迅速かつ的確に行うため、支援体制の構築を図るとあるが、具体的にどのようにされるのか。
 - (3) 老朽化が進んでいる市内公共施設の補修、点検はどのようにされるのか。
 - (4) 消防団員の災害時における役割について
 - ア、東日本大震災の時、現地団員はどのように活動したのかを調査、分析しているのか。
 - イ、その経験を生かし、本市団員の活動をシミュレーションされているのか。
 - (5) 東日本大震災は、歴史的地震と呼ばれておりますが、市史の編集において、有史以来の本市に関わる地震や風水害などを抽出した「災害史」のようなものを作成する考えはないか。
 - (6) 「摂津市自転車安全利用倫理条例」の制定とともに自転車道を整備する考えはないのか。
 - (7) バス路線網等の再編も含めた交通網のあり方について、本市は秋ごろに一定の方向性を示すとあるが、安威川以南のバス路線の交通網の整備はどのようにされるのか。
 - (8) 地域防災訓練に多くの市民参加が必要に思うが、現在の対応はどのようにされているのか。

- 4 みどりうるおう環境を大切にすまちづくりについて
 - (1) 昨年か実施している「セツ電隊」の実績と評価は。
 - (2) 公用車をエコカーにする取り組みについて、どのように考えておられるのか。
- 5 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 「平和市長会議」に参加された経緯について
 - (2) 「平和市長会議」に具体的に提案されたことについて
 - (3) 核兵器廃絶と原子力について
 - (4) 第3期の摂津市男女共同参画計画での「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について
 - (5) 「虐待防止ネットワーク」の構築について
 - (6) ひとり親家庭施策についてと母子自立支援員の仕事の内容について
- 6 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 国語力の向上について
 - (2) 中学校部活動振興相談員について
 - (3) 中学校体育授業での武道授業について
 - (4) 教育委員会について
 - (5) 卒業式、入学式においての国旗掲揚、国歌斉唱について
 - (6) 市指定有形文化財の第6集会所の活用について
- 7 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 就労支援セミナーについて
- 8 計画を実現する行政経営について
 - (1) 長期休職者に対する対応について
 - (2) 人間基礎教育の実践について
 - (3) 行政パートナー等、外部からの臨時職員、非常勤職員の今後の導入について

森内一蔵議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 公共施設を対象としたアセットマネジメントの必要性について
 - (2) 安威川以南のコミュニティ施設の見直しについて
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 危機管理体制の充実について
 - (2) 災害対策と行政の事業継続計画（BCP）について
 - (3) 消防団組織の再編と組織強化について
- 3 交通事故の少ないまちづくりについて
 - (1) 道路危険箇所の整備と安全パトロールについて
 - (2) 自転車安全運転、マナー向上への取り組みについて
- 4 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 地球温暖化防止計画における環境調査と指導権限について
 - (2) カーボンニュートラルステーション・阪急摂津市駅の実績効果について
 - (3) 公園の維持管理と整備について
- 5 計画を実現する行政経営について
 - (1) 第4次行財政改革の中間成果と民間活力の導入について
 - (2) 外郭団体と指定管理者制度について
 - (3) 地方分権の権限移譲による組織体制と財源について

三好義治議員

- 1 第1の「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 安威川以南地域のコミュニティ施設について
- 2 第2の「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
 - (1) 地震、水害等に備えた防災の取り組みについて
 - (2) 吹田操車場跡地のまちづくりについて
 - (3) 摂津市自転車安全利用倫理条例について
- 3 第3の「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
 - (1) 温室効果ガス排出量削減の取り組みについて
- 4 第4の「暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくり」について
 - (1) 地域福祉活動の推進について
 - (2) 高齢者施策について
 - (3) 保育需要の対応と待機児童の解消について
- 5 第5の「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
 - (1) 中学校の部活動について
 - (2) 学校教育施設の耐震補強工事と劣化施設の改修工事について
- 6 第6の「活力ある産業のまちづくり」について
 - (1) 緊急雇用創出事業の活用について
 - (2) 地域産業の振興施策について
- 7 第7の「計画を実現する行政経営」について
 - (1) 第4次行財政改革について
 - (2) 外郭団体のあり方及び指定管理者制度について
 - (3) 行財政運営について

安藤薫議員

- 1 市民にとって最も身近な自治体としてのあり方について
 - (1) 森山市政8年の総括について
 - (2) 権限移譲・民営化・民間委託（指定管理者制度）と職員体制について
 - (3) 財政運営について
 - (4) 大阪都構想、職員基本条例、教育基本条例など大阪維新の会の政治に対する市長の基本姿勢について
- 2 情報公開と市民参加のまちづくりについて
 - (1) 市民活動支援について
 - (2) 旧味舌小学校跡地の活用について
 - (3) 市有地売却リストについて
 - (4) 参政権を保障する投票所のあり方について
- 3 災害に強い安心のまちづくりについて
 - (1) 災害想定と防災施策について
 - ア、公共施設と民間建築物の耐震化の促進について
 - イ、ダムに頼らない治水対策を。
 - ウ、避難方法と避難所の確保について
 - (2) 公共施設、道路の劣化対策について
 - (3) 公共バス網の整備について
 - (4) 吹田操車場跡地開発とクリーンセンターについて
 - (5) 救急医療体制の充実に向けた取り組みについて
 - (6) 環境問題について
 - ア、ごみ収集について
 - イ、温暖化防止と自然エネルギーの普及促進について
 - ウ、災害がれき受入れ問題について
 - (7) 核廃絶に向けた取り組みについて
- 4 市民のくらしと営業を守るまちづくりについて
 - (1) 国民健康保険・後期高齢者医療保険について
 - (2) 介護保険制度について
 - (3) 上下水道料金の減免制度廃止について
 - (4) 滞納処分について
 - (5) 産業振興について
 - ア、企業立地等促進条例と地元業者の応援について
 - イ、小規模修繕工事希望者登録制度の充実と住宅リフォーム制度の創設について

5 子育て支援と教育について

- (1) こどもの医療助成の拡大について
- (2) 保育所・学童保育室の待機児童の解消について
- (3) 幼保一体、就学前教育、小中一貫教育について
- (4) 真の学力保障と健全な人格形成の場としての教育環境づくりについて
 - ア、就学援助金制度の充実について
 - イ、少人数学級と教職員の確保について
 - ウ、学力テストに参加しないことについて
- (5) 中学校給食の実施に向けた取り組みについて

藤浦雅彦議員

- 1 夢のあるまちづくりについて
- 2 更なる「選択と集中」を図ることについて
- 3 「市民が元気に活動するまちづくり」について
 - (1) 「協働と市民公益活動の指針」の策定と「市民公益活動支援のガイドライン」の策定について
 - (2) 安威川以南地域のコミュニティ施設の見直しについて
- 4 「みんなが安全で快適に暮らせるまちづくり」について
 - (1) 「災害に強い、安心を実感できるまちづくり」を重点テーマと位置づけたことについて
 - (2) 消防・救急救助体制の強化について
 - (3) 阪急京都線の連続立体交差事業の推進と道路交通推進ネットワークの再構築について
 - (4) 摂津市自転車安全利用倫理条例の制定について
 - (5) 市内公共交通の利便性の向上について
- 5 「みどりうるおう環境を大切にするまちづくり」について
 - (1) 地球温暖化防止に向けた取り組みについて
 - (2) 循環型社会の取り組みについて
- 6 「暮らしにやさしく笑顔あふれるまちづくり」について
 - (1) 男女共同参画計画と虐待防止ネットワークの構築について
 - (2) 地域福祉活動支援センターのオープンと地域福祉活動拠点の整備について
 - (3) 認知症高齢者徘徊SOSネットワークの構築について
 - (4) 障害者施策について
 - (5) 子育て支援策について
- 7 「誰もが学び、成長できるまちづくり」について
 - (1) べふこども園の開園と今後の展開について
 - (2) 小中一貫教育の取り組みについて
 - (3) 子どもたちの安心安全のための学校の整備と耐震補強工事の実施について
 - (4) 中学校給食の導入について
 - (5) 生涯学習の推進について
- 8 「活力ある産業のまちづくり」について
 - (1) 「セッピー商品券」第4弾の発行について
 - (2) 就労支援策について
- 9 「計画を実現する行政経営」について
 - (1) 電子自治体の推進について

野原修議員

- 1 市民が元気に活動するまちづくりについて
 - (1) 市民公益活動支援のガイドライン策定と協働の取り組みについて
- 2 みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりについて
 - (1) 要支援者の確実な避難誘導マニュアル作成の取り組みについて
 - (2) 消防・救急救助施策について
 - ア、学生インターンシップの取り組みについて
 - イ、女性消防団の取り組みについて
 - (3) 吹田操車場跡地まちづくり基本計画に基づく
 - ア、JR千里丘駅西口のまちづくりについて
 - イ、(仮称)千里丘公園の整備について
 - ウ、吹田市正雀下水処理場の機能停止とクリーンセンター問題について
 - (4) 摂津市自転車安全利用倫理条例について
 - (5) 市内公共交通のあり方について
- 3 みどりうるおう環境を大切にするまちづくりについて
 - (1) 自然豊かな憩い安らぐ空間づくりの「緑の基本計画」の検証と見直しについて
 - (2) 市民参加の市内緑化促進について
- 4 暮らしにやさしく笑顔があふれるまちづくりについて
 - (1) 地域福祉活動支援センターと地域福祉活動拠点の取り組みについて
 - (2) 安心して子育てし、子どもとともに育つ子育て支援施策について
- 5 誰もが学び、成長できるまちづくりについて
 - (1) 「生きる力」を育む教育について
 - ア、新学習指導要領に基づき24年度より柔道・剣道等を体育の授業に取り入れるための準備について
 - (2) 生涯学習大学卒業生が企画した「淀川わいわいガヤガヤ祭」について
- 6 活力ある産業のまちづくりについて
 - (1) 企業立地等促進条例と摂津市商業の活性化に関する条例との連携した活用の取り組みについて
- 7 計画を実現する行政経営について
 - (1) 人材育成をはじめとする人事制度改革における「摂津市人材育成実施計画」について
 - (2) 職員表彰制度について
- 8 明るくつながりのある社会の実現について
 - (1) 東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて

常任委員会の所管事項に関する事務調査表

(平成24年第1回定例会)

常任委員会名	調査事件	調査期限
総務	1. 行財政運営 2. 防災行政 3. 人権行政 4. 消防行政	平成25年3月31日まで
建設	1. 都市計画行政 2. 土木行政 3. 下水道行政 4. 水道行政	同上
文教	1. 学校教育行政 2. 社会教育行政 3. 児童福祉行政	同上
民生	1. 老人福祉行政 2. 障害者福祉行政 3. 保健医療行政 4. 環境衛生行政 5. 商工行政 6. 農業行政	同上

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議選第1号	淀川右岸水防事務組合議会議員選挙の件	2月22日	決定
報告第1号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(2月22日 報告)	
議案第1号	平成24年度摂津市一般会計予算	3月29日	可決
議案第2号	平成24年度摂津市水道事業会計予算	3月29日	可決
議案第3号	平成24年度摂津市国民健康保険特別会計予算	3月29日	可決
議案第4号	平成24年度摂津市財産区財産特別会計予算	3月29日	可決
議案第5号	平成24年度摂津市公共下水道事業特別会計予算	3月29日	可決
議案第6号	平成24年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算	3月29日	可決
議案第7号	平成24年度摂津市介護保険特別会計予算	3月29日	可決
議案第8号	平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算	3月29日	可決
議案第9号	平成23年度摂津市一般会計補正予算(第4号)	3月29日	可決
議案第10号	平成23年度摂津市水道事業会計補正予算(第3号)	3月29日	可決
議案第11号	平成23年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月29日	可決
議案第12号	平成23年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	3月29日	可決
議案第13号	平成23年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)	3月29日	可決
議案第14号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	2月22日	同意
議案第15号	教育委員会委員の任命について同意を求める件	2月22日	同意
議案第16号	市道路線認定の件	2月22日	可決
議案第17号	市道路線廃止の件	2月22日	可決
議案第18号	摂津市自転車安全利用倫理条例制定の件	3月29日	可決
議案第19号	摂津市墓地等の経営の許可等に関する条例制定の件	3月29日	可決
議案第20号	摂津市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定の件	3月29日	可決
議案第21号	摂津市規格葬儀条例制定の件	3月29日	可決
議案第22号	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	3月29日	可決
議案第23号	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第24号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第25号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第26号	摂津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第27号	摂津市職員旅費条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第28号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第29号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第30号	摂津市立公民館条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
議案第31号	摂津市立せつつ桜苑条例及び摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第32号	摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第33号	摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第34号	摂津市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第35号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第36号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第37号	摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議案第38号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	閉会中の継続審査
議案第39号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	3月29日	可決
議会議案第1号	「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書の件	3月29日	可決
議会議案第2号	父子家庭支援策の拡充を求める意見書の件	3月29日	可決
	常任委員会の所管事項に関する事務調査の件	3月29日	閉会中の継続調査